官報
（号　外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔府　令〕
○児童福祉法施行規則等の一部を改正する内閣府令（内閣府八四）　二
〔府令・省令〕
○就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則の一部を改正する命令（内閣府・文部科学四）　四
〔省　令〕
○債権管理事務取扱規則の一部を改正する省令（財務六一）　四
○学校教育法施行規則及び文部科学省関係構造改革特別区域法施行規則の一部を改正する省令（文部科学二五）　五
○航空機製造事業法施行規則の一部を改正する省令（経済産業六三）　五
○道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令（国土交通九二）　五
○船員に関する育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則の一部を改正する省令（同九三）　七
〔法規的告示〕
○放送受信者等の個人情報保護に関するガイドラインの一部を改正する件（個人情報保護委・総務一）　三
○電気通信事業における個人情報等の保護に関するガイドラインの一部を改正する件（同二）　三
○郵便事業分野における個人情報保護に関するガイドラインの一部を改正する件（同三）　四
○信書便事業分野における個人情報保護に関するガイドラインの一部を改正する件（同四）　四
○令和六年総務省告示第三百二十五号の一部を訂正する件（総務三二六）　六
○道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（国土交通八九七）　六
○子の養育又は家族の介護を行い、又は行うこととなる船員の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために事業主が講ずべき措置等に関する指針の一部を改正する告示（同八九八）　八
〔その他告示〕
○有形文化財を重要文化財に指定し、これを国宝に指定する件（文部科学一一五）　三六
○重要文化財を国宝に指定する件（同一一六）　三七
○重要文化財に有形文化財を追加して国宝に指定する件（同一一七）　三七
○国宝に有形文化財を追加して国宝に指定する件（同一一八）　三七
○有形文化財を重要文化財に指定する件（同一一九）　三七
○重要文化財に有形文化財を追加して重要文化財に指定する件（同一二〇）　三三
○重要文化財の名称を改める件（同一二一）　三三
○重要文化財の名称及び員数を改める件（同一二二）　三四
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　三五
特殊法人等
令和六年度・事業年度財務諸表（独立行政法人家畜改良センター・独立行政法人日本貿易振興機構・国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所）、日本弁護士連合会懲戒処分関係　三五
地方公共団体
教育職員免許状取上げ処分、行旅死亡人関係　一九七
会社その他
会社決算公告　二〇三

府　令

○内閣府令第八十四号

児童福祉法等の一部を改正する法律（令和七年法律第二十九号）の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、児童福祉法施行規則等の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和七年九月二十六日

内閣総理大臣　石破　茂

児童福祉法施行規則等の一部を改正する内閣府令

（児童福祉法施行規則の一部改正）

第一条　児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次	目次
［第一章～第一章の三　略］	［第一章～第一章の三　同上］
第一章の四　児童の保育及び児童の保護者に対する保育に関する指導を行う人材	第一章の四　保育士（第六条の二の二―第六条の三十七）
第一節　保育士（第六条の二の二―第六条の三十六）	
第二節　保育士の不足に対応するための措置（第六条の三十七―第六条の五十四）	
第三節　雑則（第六条の五十五）	
［第二章～第四章　略］	［第二章～第四章　同上］
附則	附則
第一条の十二　養育者等は、委託児童に対し、法第三十三条の十第一項各号に掲げる行為その他委託児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	**第一条の十二**　養育者等は、委託児童に対し、法第三十三条の十各号に掲げる行為その他委託児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。
第一条の三十二　法第六条の三第九項第一号に規定する内閣府令で定める者は、市町村長が行う研修（市町村長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した保育士（法第十八条の二十七第一項に規定する認定地方公共団体（以下「認定地方公共団体」という。）の区域内又は児童福祉法等の一部を改正する法律（令和七年法律第二十九号。以下この条及び第六条の十一において「令和七年改正法」という。）附則第十二条の規定による改正前の国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号。以下この条及び第六条の十一において「施行日前国家戦略特別区域法」という。）第十二条の五第三項に規定する事業実施区域であつた区域（以下「事業実施区域」という。）内にある家庭的保育事業を行う場所にあつては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る法第十八条の二十九に規定する地域限定保育士（以下「地域限定保育士」という。）又は当該事業実施区域に係る令和七年改正法附則第十五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる施行日前国家戦略特別区域法第十二条の五第二項に規定する国家戦略特別区域限定保育士（以下「国家戦略特別区域限定保育士」という。）又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者とする。	**第一条の三十二**　法第六条の三第九項第一号に規定する内閣府令で定める者は、市町村長が行う研修（市町村長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した保育士（国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号。以下「特区法」という。）第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある家庭的保育事業を行う場所にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士）又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者とする。
第三条の二　令第二条第二項の規定により、一時保護施設（法第十二条の四第一項に規定する一時保護施設をいう。次項及び第三十六条の三十第一項において同じ。）の設置に関して報告すべき事項は、入所定員及び事業開始の年月日とする。	**第三条の二**　令第二条第二項の規定により、一時保護施設（法第十二条の四第一項に規定する一時保護施設をいう。次項、第三十六条の二十九及び第三十六条の三十において同じ。）の設置に関して報告すべき事項は、入所定員及び事業開始の年月日とする。
［②　略］	［②　同上］
第五条の二の八　法第十三条第三項第一号に規定する内閣府令で定めるもの（以下「こども家庭ソーシャルワーカー」という。）は、次に掲げる者であつて、こども家庭ソーシャルワーカーの児童福祉相談支援等技能（児童虐待を受けた児童の保護その他児童の福祉に関する専門的な対	**第五条の二の八**　法第十三条第三項第一号に規定する内閣府令で定めるもの（以下「こども家庭ソーシャルワーカー」という。）は、次に掲げる者であつて、こども家庭ソーシャルワーカーの児童福祉相談支援等技能（児童虐待を受けた児童の保護その他児童の福祉に関する専門的な対

応を要する事項について、児童及びその保護者に対する相談及び必要な指導等を通じて的確な支援を実施できる十分な知識及び技術をいう。以下同じ。）についての審査・証明（以下「審査等」という。）を行う事業（以下「審査・証明事業」という。）を実施する者（第五条の二の十二第一項に規定する認定を受けた審査・証明事業を実施する者に限る。以下「認定法人」という。）が認めた講習の課程を修了し、認定法人が行う試験に合格し、かつ、登録の申請により認定法人が備える登録簿に登録を受けたものとする。

［一～三　略］

四　保育士（認定地方公共団体の区域内又は事業実施区域内にある保育所、幼保連携型認定こども園その他これらに準ずる施設にあつては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士）として、保育所、幼保連携型認定こども園その他これらに準ずる施設において四年以上児童の福祉に係る相談援助業務を含む業務に従事した者

第六条　法第十三条第三項第九号に規定する内閣府令で定めるものは、次の各号のいずれかに該当する者とする。

［一～九　略］

十　保育士（認定地方公共団体の区域内又は事業実施区域内にある児童相談所にあつては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士）であつて、指定施設において二年以上相談援助業務に従事したものであり、かつ、指定講習会の課程を修了したもの

［十一～十四　略］

第一章の四　児童の保育及び児童の保護者に対する保育に関する指導を行う人材

第一節　保育士

第六条の六の二　法第十八条の六第三号の内閣府令で定める期間は、一年とする。ただし、法第十八条の二十八第二項に規定する業務に従事した合計時間が千四百四十時間に至るまでの期間が一年を超える場合は、当該期間とする。

第六条の七　［略］

［②］　法第十八条の十六第二項（法第十八条の三十二第四項、第三十四条の五第二項、第三十四条の七の三第二項、第三十四条の七の六第二項、第三十四条の十四第二項、第三十四条の十八の二第二項及び第四十六条第二項において準用する場合を含む。）の規定により当該職員が携帯すべき証明書は、第三号様式によるものとする。

［③　略］

第六条の八　［略］

［②・③　略］

［④］　令第五条第三項から第七項まで（第六項を除く。）及び令第二十一条並びに第六条の三から第六条の五まで（第六条の三第一項を除く。）の規定は、指定養成施設について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

［略］		
令第二十一条	保育士及び法第十八条の二十九に規定する地域限定保育士	指定養成施設
［略］		

応を要する事項について、児童及びその保護者に対する相談及び必要な指導等を通じて的確な支援を実施できる十分な知識及び技術をいう。以下同じ。）についての審査・証明（以下「審査等」という。）を行う事業（以下「審査・証明事業」という。）を実施する者（第五条の二の十二第一項に規定する認定を受けた審査・証明事業を実施する者に限る。以下「認定法人」という。）が認めた講習の課程を修了し、認定法人が行う試験に合格し、かつ、登録の申請により認定法人が備える登録簿に登録を受けたものとする。

［一～三　同上］

四　保育士として、保育所、幼保連携型認定こども園その他これらに準ずる施設において四年以上児童の福祉に係る相談援助業務を含む業務に従事した者

第六条　法第十三条第三項第九号に規定する内閣府令で定めるものは、次の各号のいずれかに該当する者とする。

［一～九　同上］

十　保育士（特区法第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある児童相談所にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士）であつて、指定施設において二年以上相談援助業務に従事したものであり、かつ、指定講習会の課程を修了したもの

［十一～十四　同上］

第一章の四　保育士

［節を加える。］

［条を加える。］

第六条の七　［同上］

［②］　法第十八条の十六第二項（法第三十四条の五第二項、第三十四条の七の三第二項、第三十四条の七の六第二項、第三十四条の十四第二項、第三十四条の十八の二第二項及び第四十六条第二項において準用する場合を含む。）の規定により当該職員が携帯すべき証明書は、第三号様式によるものとする。

［③　同上］

第六条の八　［同上］

［②・③　同上］

［④］　令第五条第三項から第七項まで（第六項を除く。）及び令第二十一条並びに第六条の三から第六条の五まで（第六条の三第一項を除く。）の規定は、指定養成施設について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

［同上］		
令第二十一条	指定保育士養成施設、保育士試験、指定試験機関、保育士の登録その他保育士	指定養成施設
［同上］		

第六条の十一　都道府県知事は、前条第二項各号に規定する科目のうち、既に合格した科目（法第十八条の二十八第一項に規定する地域限定保育士試験（以下「地域限定保育士試験」という。）又は旧試験（施行日前国家戦略特別区域法第十二条の五第六項（同条第十二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により令和七年改正法の施行の日前に実施された令和七年改正法附則第十四条に規定する国家戦略特別区域限定保育士試験及び同条の規定によりなお従前の例により同日以後に実施された同条に規定する国家戦略特別区域限定保育士試験をいう。以下同じ。）において合格した科目を含む。）のある者に対しては、その申請により、当該科目に合格した日の属する年度の翌々年度までに限り当該科目の受験を免除することができる。ただし、次の表の上欄に掲げる者に対しては、その申請により、それぞれ同表の下欄に掲げる期間に限り当該科目の受験を延長して免除することができる。

［表　略］

［②～④　略］

第六条の十二　保育士試験を受けようとする者は、本籍地都道府県名（日本国籍を有していない者については、その国籍等（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の四十五に規定する国籍等をいう。第六条の三十第二号において同じ。）、連絡先、氏名及び生年月日を記載した申請書に次に掲げる書類を添えて、都道府県知事に提出しなければならない。

［一・二　略］

第六条の十四　都道府県知事は、不正の方法によつて保育士試験、地域限定保育士試験若しくは旧試験を受けようとした者又は保育士試験、地域限定保育士試験若しくは旧試験に関する規定に違反した者に対しては、保育士試験の受験を停止し、又はその合格を無効とするものとする。

［②　略］

第六条の二十六　［略］

［②］　指定試験機関は、前項の規定により読み替えて適用される第六条の十四第一項の規定により、不正の方法によつて保育士試験、地域限定保育士試験若しくは旧試験を受けようとした者又は保育士試験、地域限定保育士試験若しくは旧試験に関する規定に違反した者に対して、保育士試験の受験を停止し、又はその合格を無効としたときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した報告書を都道府県知事に提出しなければならない。

［一～三　略］

第六条の三十　法第十八条の十八第一項の内閣府令で定める事項は、次のとおりとする。

一　保育士登録番号及び保育士登録年月日

二　本籍地都道府県名（日本国籍を有していない者については、その国籍等）

［三・四　略］

第六条の三十一　［略］

［②］　法第十八条の六第三号に該当する場合に係る令第十六条の規定により、同条の申請書に添えなければならない書類は、次のとおりとする。

一　地域限定保育士登録証

二　第六条の六の二に規定する期間以上の期間法第十八条の二十八第二項に規定する業務に従事したことを証する書類

第六条の十一　都道府県知事は、前条第二項各号に規定する科目のうち、既に合格した科目（国家戦略特別区域限定保育士試験において合格した科目を含む。）のある者に対しては、その申請により、当該科目に合格した日の属する年度の翌々年度までに限り当該科目の受験を免除することができる。ただし、次の表の上欄に掲げる者に対しては、その申請により、それぞれ同表の下欄に掲げる期間に限り当該科目の受験を延長して免除することができる。

［表　同上］

［②～④　同上］

第六条の十二　保育士試験を受けようとする者は、本籍地都道府県名（日本国籍を有していない者については、その国籍）、連絡先、氏名及び生年月日を記載した申請書に次に掲げる書類を添えて、都道府県知事に提出しなければならない。

［一・二　同上］

第六条の十四　都道府県知事は、不正の方法によつて保育士試験若しくは国家戦略特別区域限定保育士試験を受けようとした者又は保育士試験若しくは国家戦略特別区域限定保育士試験に関する規定に違反した者に対しては、保育士試験の受験を停止し、又はその合格を無効とするものとする。

［②　同上］

第六条の二十六　［同上］

［②］　指定試験機関は、前項の規定により読み替えて適用される第六条の十四第一項の規定により、不正の方法によつて保育士試験若しくは国家戦略特別区域限定保育士試験を受けようとした者又は保育士試験若しくは国家戦略特別区域限定保育士試験に関する規定に違反した者に対して、保育士試験の受験を停止し、又はその合格を無効としたときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した報告書を都道府県知事に提出しなければならない。

［一～三　同上］

第六条の三十　法第十八条の十八第一項の内閣府令で定める事項は、次のとおりとする。

一　登録番号及び登録年月日

二　本籍地都道府県名（日本国籍を有しない者については、その国籍）

［三・四　同上］

第六条の三十一　［同上］

［項を加える。］

第六条の三十二　都道府県知事は、令第十六条の規定による申請があつたときは、申請書の記載事項を審査し、当該申請者が保育士となる資格を有すると認めたときは、保育士登録簿に登録し、かつ、当該申請者に第六号様式による保育士登録証を交付する。

［②　略］

第六条の三十三の二　令第十七条第二項の申請の原因となる事実を証する書類については、都道府県知事が、当該申請の原因となる事実に関して、住民基本台帳法第三十条の十一の規定による機構保存本人確認情報（同法第三十条の七第四項に規定する機構保存本人確認情報をいう。）の提供を受けること若しくは同法第三十条の十五の規定による都道府県知事保存本人確認情報（同法第三十条の六第四項に規定する都道府県知事保存本人確認情報をいう。）を利用すること又は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二十二条第一項の規定による利用特定個人情報（同法第十九条第八号に規定する利用特定個人情報をいう。）の提供を受けることにより確認できるときは、令第十七条第二項の規定にかかわらず、同項の申請書に添えることを要しない。

第六条の三十四　保育士が次の各号のいずれかに該当するに至つた場合は、当該各号に掲げる者は、遅滞なく、保育士登録証を添え、その旨を法第十八条の十八第三項に規定する保育士登録（以下「保育士登録」という。）を行つた都道府県知事に届け出なければならない。

［一～三　略］

第六条の三十五　都道府県知事は、法第十八条の十九第一項又は第二項の規定により、保育士登録を取り消し、又は保育士の名称の使用の停止を命じたときは、理由を付し、その旨を保育士登録の取消し又は名称の使用の停止の処分を受けた者に通知しなければならない。

［②］　法第十八条の十九第一項又は第二項の規定により保育士登録を取り消された者は、遅滞なく、保育士登録証を保育士登録を行つた都道府県知事に返納しなければならない。

第六条の三十六　都道府県知事は、第六条の三十四の規定による届出があつたとき、令第十七条第一項の申請があつたとき又は法第十八条の十九第一項若しくは第二項の規定により保育士登録を取り消し、若しくは保育士の名称の使用の停止を命じたときは、保育士登録簿の当該保育士に関する保育士登録を訂正し、若しくは消除し、又は当該保育士の名称の使用の停止をした旨を保育士登録簿に記載するとともに、それぞれ保育士登録の訂正若しくは消除又は名称の使用の停止の理由及びその年月日を記載するものとする。

［条を削る。］

第二節　保育士の不足に対応するための措置

第六条の三十七　法第十八条の二十六第一項の内閣府令で定めるものは、次のとおりとする。

一　試験問題の水準を確保するための方策

二　試験問題の作成の体制

三　第六条の四十四第二項ただし書の場合にあつては、同項各号に掲げる科目と同等の内容を有するものと認められる科目の内容及びその理由並びに同項各号に掲げる科目のうち実施しないこととする科目名

四　第六条の四十四第五項の免除を行おうとする場合にあつては、同項に規定する講習の実施の方法

第六条の三十二　都道府県知事は、令第十六条の申請があつたときは、申請書の記載事項を審査し、当該申請者が保育士となる資格を有すると認めたときは、保育士登録簿に登録し、かつ、当該申請者に第六号様式による保育士登録証（以下「登録証」という。）を交付する。

［②　同上］

第六条の三十三の二　令第十七条第二項の申請の原因となる事実を証する書類については、都道府県知事が、当該申請の原因となる事実に関して、住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の十一の規定による機構保存本人確認情報（同法第三十条の七第四項に規定する機構保存本人確認情報をいう。）の提供を受けること若しくは同法第三十条の十五の規定による都道府県知事保存本人確認情報（同法第三十条の六第四項に規定する都道府県知事保存本人確認情報をいう。）を利用すること又は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二十二条第一項の規定による利用特定個人情報（同法第十九条第八号に規定する利用特定個人情報をいう。）の提供を受けることにより確認できるときは、令第十七条第二項の規定にかかわらず、同項の申請書に添えることを要しない。

第六条の三十四　保育士が次の各号のいずれかに該当するに至つた場合は、当該各号に掲げる者は、遅滞なく、登録証を添え、その旨を登録を行つた都道府県知事に届け出なければならない。

［一～三　同上］

第六条の三十五　都道府県知事は、法第十八条の十九第一項又は第二項の規定により、保育士の登録を取り消し、又は保育士の名称の使用の停止を命じたときは、理由を付し、その旨を登録の取消し又は名称の使用の停止の処分を受けた者に通知しなければならない。

［②］　法第十八条の十九第一項又は第二項の規定により保育士の登録を取り消された者は、遅滞なく、登録証を登録を行つた都道府県知事に返納しなければならない。

第六条の三十六　都道府県知事は、第六条の三十四の届出があつたとき、令第十七条第一項の申請があつたとき又は法第十八条の十九第一項若しくは第二項の規定により保育士の登録を取り消し、若しくは保育士の名称の使用の停止を命じたときは、保育士登録簿の当該保育士に関する登録を訂正し、若しくは消除し、又は当該保育士の名称の使用の停止をした旨を保育士登録簿に記載するとともに、それぞれ登録の訂正若しくは消除又は名称の使用の停止の理由及びその年月日を記載するものとする。

第六条の三十七　この章で定めるもののほか、保育士試験、指定試験機関及び保育士の登録に関し必要な事項は、都道府県知事が定める。

［節を加える。］

［条を加える。］

第六条の三十八　法第十八条の二十六第三項の同意を得ようとする指定都市の長は、次に掲げる書類を、当該指定都市を包括する都道府県の知事に提出しなければならない。

一　法第十八条の二十六第一項に規定する試験実施方法書

二　法第十八条の二十六第二項に規定する保育士の確保のための措置を講じてもなおその区域内において保育士が不足するおそれが特に大きいことを証する書類

三　その他当該都道府県知事が必要と認める書類

第六条の三十九　法第十八条の二十六第五項の内閣府令で定めるものは、次のとおりとする。

一　試験の科目

二　試験の方法

三　試験の実施回数

四　第六条の四十四第五項の免除を行おうとする場合にあつては、同項の講習の実施の方法

第六条の四十　法第十八条の二十七第二項において準用する法第十八条の二十六第二項の内閣府令で定める書類は、次に掲げる事項を記載した書類とする。

一　変更しようとする事項

二　変更しようとする年月日

三　変更の理由

第六条の四十一　法第十八条の二十七第二項において準用する法第十八条の二十六第三項の同意を得ようとする指定都市の長は、次に掲げる事項を記載した書類その他当該指定都市を包括する都道府県の知事が必要と認める書類を、当該都道府県知事に提出しなければならない。

一　変更しようとする試験の実施回数

二　変更しようとする年月日

三　変更の理由

第六条の四十二　法第十八条の二十七第二項において準用する法第十八条の二十六第五項の内閣府令で定めるものは、変更した事項（第六条の三十九各号に掲げる事項に関するものに限る。）及びその変更の理由とする。

第六条の四十三　法第十八条の二十八第一項第二号の内閣府令で定める者は、精神の機能の障害により地域限定保育士の業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

第六条の四十四　地域限定保育士試験は、法第十八条の二十六第五項の認定試験実施方法書に定めるところにより、筆記試験及び実技試験によつて行い、実技試験は、筆記試験の全てに合格した者（第六条の五十四において準用する第六条の十一の規定により筆記試験の受験を免除されている者を含む。第五項において同じ。）について行う。

［②］　筆記試験は、次の各号に掲げる科目（以下「保育原理等の科目」という。）について行う。ただし、次項の規定により、保育原理等の科目のいずれかと同等の内容を有するものと認められる科目について筆記試験を行う場合は、当該科目の筆記試験の実施をもつて、保育原理等の科目のうち同等の内容と認められる科目の筆記試験の実施に替えることができるものとする。

一　保育原理

二　教育原理及び社会的養護

三　子ども家庭福祉

四　社会福祉

［条を加える。］

［条を加える。］

［条を加える。］

［条を加える。］

［条を加える。］

五　保育の心理学
六　子どもの保健
七　子どもの食と栄養
八　保育実習理論

［③］　認定地方公共団体の長は、保育原理等の科目のほか、地域の実情に応じ必要な科目について筆記試験を行うことができる。

［④］　実技試験は、保育実習実技について行う。

［⑤］　認定地方公共団体の長は、当該認定地方公共団体の長が実施する講習であつて、次に掲げる要件の全てを満たすものを修了した者に対しては、実技試験の全部を免除することができる。

一　講習の時間数は、二十七時間以上とすること。
二　講習を実施するために必要な講師及び施設を有すること。
三　講師は、次のいずれかに該当する者であること。
イ　学校教育法に基づく大学において、児童の保護、保健若しくは福祉に関する科目を担当する教授若しくは准教授の職にあり、又はあつた者
ロ　認定地方公共団体の長がイに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有すると認めた者
四　受講しようとする講習と同一の回の地域限定保育士試験における筆記試験の全てに合格した者（第六条の五十四の規定により読み替えて準用する第六条の十一の規定により筆記試験を免除されている者を含む。）であつて、その回の地域限定保育士試験における実技試験を受験していないものであることを受講の資格とすること。
五　講習を終了した者に対して、課程修了の認定を適切に行うこと。

［条を加える。］

第六条の四十五　法第十八条の二十九の内閣府令で定める措置は、保育士と連携して児童の保育及び児童の保護者に対する保育に関する指導を適切に行うことができるようにするために行う地域限定保育士の専門性の向上に資する研修とする。

［条を加える。］

第六条の四十六　法第十八条の三十第一項の内閣府令で定める事項は、次のとおりとする。

一　当該年度において講じた試験問題の水準を確保するための方策
二　当該年度における試験問題の作成の体制
三　第六条の四十四第二項ただし書の場合にあつては、保育原理等の科目と同等の内容を有するものと認められる科目として実施した科目の内容
四　当該年度において第六条の四十四第五項の講習を実施した場合にあつては、その実施の状況

［条を加える。］

第六条の四十七　法第十八条の三十二第一項に規定する指定地域試験機関の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を認定地方公共団体の長に提出しなければならない。

一　名称及び主たる事務所の所在地
二　法第十八条の三十二第一項に規定する地域試験事務（以下「地域試験事務」という。）を行おうとする事務所の名称及び所在地
三　地域試験事務のうち、行おうとするものの範囲
四　地域試験事務を開始しようとする年月日

［②］　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　定款又は寄附行為及び登記事項証明書
二　申請の日の属する事業年度の直前の事業年度の貸借対照表及び当該事業年度末の財産目録（申請の日を含む事業年度に設立された法人にあつては、その設立時における財産目録）

三　申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び収支予算書
四　指定の申請に関する意思の決定を証する書類
五　地域試験事務に従事する役員の氏名及び略歴を記載した書類
六　現に行っている業務の概要を記載した書類
七　地域試験事務の実施の方法に関する計画を記載した書類

第六条の四十八　法第十八条の三十二第二項の内閣総理大臣の同意を得ようとする認定地方公共団体の長は、次に掲げる事項を記載した書類を内閣総理大臣に提出するものとする。
一　当該一般社団法人及び一般財団法人以外の法人に係る前条第一項各号に掲げる事項
二　当該認定地方公共団体の長が、当該一般社団法人及び一般財団法人以外の法人に法第十八条の三十一第一項に規定する判定事務を行わせることを適当と認める理由

［②］　前項の書類には、当該一般社団法人及び一般財団法人以外の法人に係る前条第二項各号に掲げる書類を添付しなければならない。

第六条の四十九　令第二十条の二の申請書は、第八号の二様式によるものとする。

第六条の五十　認定地方公共団体の長は、令第二十条の二の規定による申請があつたときは、申請書の記載事項を審査し、当該申請者が地域限定保育士となる資格を有すると認めたときは、地域限定保育士登録簿に登録し、かつ、当該申請者に第八号の三様式による地域限定保育士登録証を交付する。

［②］　認定地方公共団体の長は、前項の審査の結果、当該申請者が地域限定保育士となる資格を有しないと認めたときは、理由を付し、同項の申請書を当該申請者に返却する。

第六条の五十一　令第二十条の六において準用する令第十七条第二項の申請書は、第八号の四様式によるものとし、令第二十条の六において準用する令第十八条第二項の申請書は、第八号の五様式によるものとする。

第六条の五十二　法第十八条の三十三第四項において準用する法第十八条の二十の二第二項の内閣府令で定める機関は、法第八条第四項に規定する市町村児童福祉審議会（社会福祉法第七条第一項に規定する地方社会福祉審議会に児童福祉に関する事項を調査審議させる認定地方公共団体にあつては、同項に規定する地方社会福祉審議会）とする。

第六条の五十三　地域限定保育士が、令第十六条の規定により法第十八条の六第三号に該当することを証する書類として地域限定保育士登録証を法第十八条の二十八第二項に規定する地域限定保育士登録（以下「地域限定保育士登録」という。）を行つた都道府県知事（指定都市の長が地域限定保育士登録を行つた場合にあつては、当該指定都市を包括する都道府県の知事）に提出したときは、令第二十条の六において読み替えて準用する令第十九条の規定により当該地域限定保育士登録証を返納したものとみなす。

［②］　都道府県知事は、令第十六条の規定により法第十八条の六第三号に該当することを証する書類として指定都市の長が行つた地域限定保育士登録に係る地域限定保育士登録証の提出を受けた場合において、当該地域限定保育士について保育士登録を行つたときは、速やかに、当該地域限定保育士登録証を地域限定保育士登録を行つた指定都市の長に返納しなければならない。

第六条の五十四　第六条の九、第六条の十一から第六条の十六まで、第六条の十八から第六条の三十まで、第六条の三十三の二から第六条の三十六までの規定は、地域限定保育士について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

［条を加える。］
［条を加える。］
［条を加える。］
［条を加える。］
［条を加える。］
［条を加える。］

第六条の九	保育士試験	地域限定保育士試験	
第六条の十一第一項	都道府県知事	認定地方公共団体の長	
	前条第二項各号に規定する科目	第六条の四十四第二項各号に規定する科目又は同条第三項に規定する地域の実情に応じ必要な科目	
	法第十八条の二十八第一項に規定する地域限定保育士試験（以下「地域限定保育士試験」という。）	当該認定地方公共団体の長が行つた同項に規定する地域の実情に応じ必要な科目であつて保育原理等の科目のいずれかと同等の内容を有するものと認められる科目を既に合格した場合にあつては、保育原理等の科目のうち当該同等の内容と認められる科目を既に合格したものとみなし、保育原理等の科目のうち同等の内容と認められる科目を既に合格した場合にあつては、同項に規定する地域の実情に応じ必要な科目であつて同条第二項に規定する当該保育原理等の科目のいずれかと同等の内容を有するものと認められる科目を既に合格したものとみなし、保育士試験	
第六条の十一第二項	都道府県知事	認定地方公共団体の長	
	前条第二項各号	第六条の四十四第二項各号	
第六条の十一第三項	都道府県知事	認定地方公共団体の長	
	保育士試験	地域限定保育士試験	
	前条第二項第二号（社会的養護に限る。）、第三号及び第四号	第六条の四十四第二項第二号（社会的養護に限る。）、第三号及び第四号	
第六条の十一第四項	前条第二項各号	第六条の四十四第二項各号	
	都道府県知事	認定地方公共団体の長	

第六条の十一の二	都道府県知事	保育士試験	認定地方公共団体の長
第六条の十二	保育士試験	地域限定保育士試験	地域限定保育士試験
	都道府県知事	都道府県知事	認定地方公共団体の長
	第六条の九各号のいずれかに該当すること	地域限定保育士試験に合格したこと	
第六条の十三	都道府県知事	保育士試験	認定地方公共団体の長
	保育士試験	地域限定保育士試験	地域限定保育士試験
第六条の十四第一項	都道府県知事	保育士試験	認定地方公共団体の長
	保育士試験の	地域限定保育士試験の	地域限定保育士試験の
第六条の十四第二項	都道府県知事	保育士試験	認定地方公共団体の長
	保育士試験	地域限定保育士試験	地域限定保育士試験
第六条の十五	都道府県知事	第六条	第二十条の三
	都道府県知事	認定地方公共団体の長	認定地方公共団体の長
第六条の十六	都道府県知事	第十八条の九第一項	第十八条の三十二第一項
	第十八条の九第一項	より指定試験機関	より同項に規定する指定地域試験機関（以下「指定地域試験機関」という。）
	より指定試験機関	試験事務の全部	同項に規定する地域試験事務（以下「地域試験事務」という。）の全部
	試験事務の全部	当該指定試験機関	当該指定地域試験機関
	当該指定試験機関	試験事務の範囲	地域試験事務の範囲
	試験事務の範囲	指定試験機関	指定地域試験機関
第六条の十八	指定試験機関	試験事務	地域試験事務
	試験事務	都道府県知事	認定地方公共団体の長
	都道府県知事	指定試験機関	指定地域試験機関
第六条の十九	指定試験機関	第十八条の十第一項	第十八条の三十二第四項において読み替えて準用する法第十八条の十第一項

第十八条の十一第二項	第十八条の三十二第四項において読み替えて準用する法第十八条の十一第二項	地域限定保育士試験委員
		保育士試験委員
		都道府県知事
第六条の二十第一項	指定試験機関	認定地方公共団体の長
	法	法第十八条の三十二第四項において準用する法	指定地域試験機関
	試験事務規程	地域試験事務規程	指定地域試験機関
	都道府県知事	認定地方公共団体の長	認定地方公共団体の長
第六条の二十第二項	指定試験機関	指定地域試験機関	指定地域試験機関
	法	法第十八条の三十二第四項において準用する法	法第十八条の三十二第四項において準用する法
	都道府県知事	認定地方公共団体の長	認定地方公共団体の長
第六条の二十一各号列記以外の部分	法第十八条の十三第一項	法第十八条の三十二第四項において読み替えて準用する法第十八条の十三第一項	地域試験事務規程
	試験事務規程	地域試験事務規程	地域試験事務規程
第六条の二十一第一号及び第三号から第五号まで	試験事務	地域試験事務	地域試験事務
第六条の二十二	令第八条	令第二十条の六において準用する令第八条	令第二十条の六において準用する令第八条
第六条の二十三	指定試験機関	指定地域試験機関	指定地域試験機関
	法	法第十八条の三十二第四項において準用する法	法第十八条の三十二第四項において準用する法
	都道府県知事	認定地方公共団体の長	認定地方公共団体の長
第六条の二十四	指定試験機関	指定地域試験機関	指定地域試験機関
	試験事務	地域試験事務	地域試験事務
第六条の二十五	指定試験機関	指定地域試験機関	指定地域試験機関
	試験事務	地域試験事務	地域試験事務
	都道府県知事	認定地方公共団体の長	認定地方公共団体の長

第六条の二十六	第十八条の九第一項	第十八条の三十二第一項
	都道府県は	認定地方公共団体は
	第六条の十一から第六条の十四第一項まで	第六条の五十四の規定により読み替えて準用する第六条の十一から第六条の十四第一項まで
	試験事務	地域試験事務
	指定試験機関	指定地域試験機関
	都道府県知事	認定地方公共団体の長
	保育士試験の	地域限定保育士試験の
第六条の二十七	都道府県知事	認定地方公共団体の長
	指定試験機関	指定地域試験機関
第六条の二十八	指定試験機関	指定地域試験機関
	令	令第二十条の六において準用する令
	都道府県知事	認定地方公共団体の長
	試験事務	地域試験事務
第六条の二十九	指定試験機関	指定地域試験機関
	第十一条	第二十条の六において読み替えて準用する令第十一条
	試験事務	地域試験事務
	第十二条	第二十条の五
	第十四条	第二十条の六において準用する令第十四条
	都道府県知事	認定地方公共団体の長
第六条の三十	第十八条の十八第一項	第十八条の三十三第一項
	保育士登録番号	地域限定保育士登録番号
	保育士登録年月日	地域限定保育士登録年月日
	法第十八条の六各号のいずれに該当するかの別及び当該要件に該当するに至つた	地域限定保育士試験に合格した

第十八条の二十の二第一項	第十八条の三十三第四項において準用する法第十八条の二十の二第一項	
第六条の三十三の二		
令	令第二十条の六において準用する令	
都道府県知事が	認定地方公共団体の長が	
第六条の三十四		
保育士登録証	地域限定保育士登録証	
第十八条の十八第三項の保育士登録（以下「保育士登録」という。）	第十八条の二十八第二項の地域限定保育士登録（以下「地域限定保育士登録」という。）	
都道府県知事	認定地方公共団体の長	
第十八条の五第一号	第十八条の二十八第二号	
第十八条の五第二号、第三号又は第五号	第十八条の二十八第三号	
第六条の三十四の二		
都道府県知事	認定地方公共団体の長	
第十八条の五各号	第十八条の二十八各号	
第十八条の十九第一項第二号若しくは第三号	第十八条の三十四第一項第二号若しくは第三号	
第十八条の二十一若しくは法第十八条の二十二	第十八条の三十五第二項において準用する法第十八条の二十一若しくは法第十八条の二十二	
第六条の三十五第一項		
都道府県知事	認定地方公共団体の長	
第十八条の十九第一項又は第二項	第十八条の三十四第一項又は第二項	
保育士登録	地域限定保育士登録	
第六条の三十五第二項		
第十八条の十九第一項又は第二項	第十八条の三十四第一項又は第二項	
保育士登録を	地域限定保育士登録を	
保育士登録証	地域限定保育士登録証	
都道府県知事	認定地方公共団体の長	
第六条の三十六		
都道府県知事	認定地方公共団体の長	
令	令第二十条の六において準用する令	

第十八条の十九第一項若しくは第二項	保育士登録を	保育士登録簿
第十八条の三十四第一項若しくは第二項	地域限定保育士登録を	地域限定保育士登録簿
保育士登録の		
地域限定保育士登録の		

第三節　雑則

第六条の五十五　この章で定めるもののほか、保育士及び地域限定保育士に関し必要な事項は、都道府県知事が定める。

第二十五条の二十八　［略］

［②　略］

［③］　法第二十五条の二第七項に規定する内閣府令で定めるものは、児童福祉司たる資格を有する者又はこれに準ずる者として次の各号のいずれかに該当する者とする。

［一～三　略］

四　保育士（認定地方公共団体の区域内又は事業実施区域内にある市町村の設置した要保護児童対策地域協議会（市町村が地方公共団体（市町村を除く。）と共同して設置したものを含む。）に係る要保護児童対策調整機関にあつては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士）

［五・六　略］

第三十六条の七　児童自立生活援助事業に従事する職員は、利用者に対し、法第三十三条の十第一項各号に掲げる行為その他利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

第三十六条の八　［略］

［②　略］

［③］　指導員は、法第三十四条の二十第一項各号に規定する者並びに精神の機能の障害により指導員の業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者のいずれにも該当しない者であつて、児童の自立支援に熱意を有し、かつ、次の各号に規定する者のいずれかに該当するものでなければならない。

一　［略］

二　保育士（認定地方公共団体の区域内又は事業実施区域内にある児童自立生活援助事業所にあつては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士）の資格を有する者

［三・四　略］

［④　略］

第三十六条の二十九　法第三十三条の十五第一項（法第三十三条の十六の二第三項において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める事項は、次のとおりとする。

一　法第三十三条の十四第一項に規定する一般通告等又は同項の規定による通知の対象である被措置児童等虐待（法第三十三条の十第一項に規定する被措置児童等虐待をいう。以下同じ。）に係る事業、里親、施設又は一時保護（以下この条及び次条において「施設等」と総称する。）の名称、所在地及び種別

［節を加える。］

［条を加える。］

第二十五条の二十八　［同上］

［②　同上］

［③］　法第二十五条の二第七項に規定する内閣府令で定めるものは、児童福祉司たる資格を有する者又はこれに準ずる者として次の各号のいずれかに該当する者とする。

［一～三　同上］

四　保育士（特区法第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある市町村の設置した要保護児童対策地域協議会（市町村が地方公共団体（市町村を除く。）と共同して設置したものを含む。）に係る要保護児童対策調整機関にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士）

［五・六　同上］

第三十六条の七　児童自立生活援助事業に従事する職員は、利用者に対し、法第三十三条の十各号に掲げる行為その他利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

第三十六条の八　［同上］

［②　同上］

［③］　指導員は、法第三十四条の二十第一項各号に規定する者並びに精神の機能の障害により指導員の業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者のいずれにも該当しない者であつて、児童の自立支援に熱意を有し、かつ、次の各号に規定する者のいずれかに該当するものでなければならない。

一　［同上］

二　保育士（特区法第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある児童自立生活援助事業所にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士）の資格を有する者

［三・四　同上］

［④　同上］

第三十六条の二十九　法第三十三条の十五第二項に規定する内閣府令で定める事項は、次のとおりとする。

一　法第三十三条の十二第一項の規定による通告、同条第三項の規定による届出若しくは第三十三条の十四第三項の規定による通知又は相談の対象である被措置児童等虐待（法第三十三条の十に規定する被措置児童等虐待をいう。以下同じ。）に係る小規模住居型児童養育事業、里親、乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、指

［二～四　略］

五　所管行政庁又は法第三十三条の十六の二第一項に規定する措置実施都道府県知事が講じた措置の内容

六　［略］

第三十六条の三十　法第三十三条の十六の内閣府令で定める事項は、次のとおりとする。ただし、所管行政庁が国の行政機関の長である場合は、この限りでない。

一　被措置児童等虐待があつた施設等の種別（ただし、次に掲げる施設等については、当該施設等の区分に応じ、それぞれに定める施設等の種別とする。）

イ　［略］

ロ　児童自立生活援助事業、意見表明等支援事業、妊産婦等生活援助事業、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設及び児童自立支援施設　社会的養護関係施設等

［ハ・ニ　略］

二　［略］

［②］　法第三十三条の十六第二項の規定による公表は、こども家庭庁又は都道府県のウェブサイトに掲載することにより行うものとする。

［③］　第一項第一号イからニまでに掲げる施設等に係る被措置児童等虐待については、前項の規定による公表は、所管行政庁別の集計結果を掲載することにより行うものとする。

第三十六条の三十五　法第三十四条の十三に規定する内閣府令で定める基準は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところによる。

一　保育所、幼稚園、認定こども園その他の場所（以下この号において「保育所等」という。）において、主として保育所等に通つていない、又は在籍していない乳幼児に対して一時預かり事業を行う場合（次号から第四号までに掲げる場合を除く。以下この号において「一般型一時預かり事業」という。）　次に掲げる全ての要件を満たすこと。

イ　［略］

ロ　児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第三十三条第二項の規定に準じ、一般型一時預かり事業の対象とする乳幼児の年齢及び人数に応じて、当該乳幼児の処遇を行う職員として保育士（認定地方公共団体の区域内又は事業実施区域内にある一般型一時預かり事業を行う場所にあつては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。以下この号及びハにおいて同じ。）その他市町村長が行う研修（市町村長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者を置くこととし、そのうち半数以上は保育士（当該一般型一時預かり事業を利用している乳幼児の人数が一日当たり平均三人以下である場合にあつては、第一条の三十二に規定する研修と同等以上の内容を有すると認められるものを修了した者を含む。ハにおいて同じ。）であること。ただし、当該職員の数は、二人を下ることはできないこと。

［ハ～ホ　略］

定発達支援医療機関、一時保護施設又は法第三十三条第一項若しくは第二項の委託を受けて一時保護を行う者における事業若しくは業務（以下この条及び次条において「施設等」と総称する。）の名称、所在地及び種別

［二～四　同上］

五　都道府県が行つた措置の内容

六　［同上］

第三十六条の三十　法第三十三条の十六の内閣府令で定める事項は、次のとおりとする。

一　次に掲げる被措置児童等虐待があつた施設等の区分に応じ、それぞれに定める施設等の種別

イ　［同上］

ロ　乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設及び児童自立支援施設　社会的養護関係施設

［ハ・ニ　同上］

二　［同上］

［項を加える。］

［項を加える。］

第三十六条の三十五　法第三十四条の十三に規定する内閣府令で定める基準は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところによる。

一　保育所、幼稚園、認定こども園その他の場所（以下この号において「保育所等」という。）において、主として保育所等に通っていない、又は在籍していない乳幼児に対して一時預かり事業を行う場合（次号から第四号までに掲げる場合を除く。以下この号において「一般型一時預かり事業」という。）　次に掲げる全ての要件を満たすこと。

イ　［同上］

ロ　児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第三十三条第二項の規定に準じ、一般型一時預かり事業の対象とする乳幼児の年齢及び人数に応じて、当該乳幼児の処遇を行う職員として保育士（特区法第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある一般型一時預かり事業を行う場所にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。以下この号及びハにおいて同じ。）その他市町村長が行う研修（市町村長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者を置くこととし、そのうち半数以上は保育士（当該一般型一時預かり事業を利用している乳幼児の人数が一日当たり平均三人以下である場合にあつては、第一条の三十二に規定する研修と同等以上の内容を有すると認められるものを修了した者を含む。ハにおいて同じ。）であること。ただし、当該職員の数は、二人を下ることはできないこと。

［ハ～ホ　同上］

二　幼稚園又は認定こども園（以下この号において「幼稚園等」という。）において、主として幼稚園等に在籍している満三歳以上の幼児に対して一時預かり事業を行う場合（以下この号において「幼稚園型一時預かり事業」という。）次に掲げる全ての要件を満たすこと。

イ　［略］

ロ　児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第三十三条第二項の規定に準じ、幼稚園型一時預かり事業の対象とする幼児の年齢及び人数に応じて、当該幼児の処遇を行う職員として保育士（認定地方公共団体の区域内又は事業実施区域内にある幼稚園型一時預かり事業を行う場所にあつては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。以下この口及びハただし書において同じ。）、幼稚園の教諭の普通免許状（教育職員免許法に規定する普通免許状をいう。）を有する者（以下この号において「幼稚園教諭普通免許状所有者」という。）その他市町村長が行う研修（市町村長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者を置くこととし、そのうち半数以上は保育士又は幼稚園教諭普通免許状所有者であること。ただし、当該職員の数は、二人を下ることはできないこと。

［ハ～ホ　略］

三　［略］

［②　略］

第五十条の二　令第四十五条第一項の規定により、指定都市が児童福祉に関する事務を処理する場合及び令第四十五条の三第一項の規定により、法第五十九条の四第一項の児童相談所設置市（以下「児童相談所設置市」という。）が児童福祉に関する事務を処理する場合においては、次の表の上欄に掲げるこの命令の規定中の字句で、同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表下欄の字句と読み替えるものとする。

［略］	
［項を削る。］	
［略］	

第五十六条　［略］

［②］　法第三十四条の十三に規定する内閣府令で定める基準は、乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所として開設された施設又は駅周辺の施設その他の利便性の高い施設において、乳幼児を対象に一時預かり事業を行う場合には、当分の間、第三十六条の三十五第一項の規定にかかわらず、次の各号に定めるところによることができる。

一　［略］

二　児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第三十三条第二項の規定に準じ、事業の対象とする乳幼児の年齢及び人数に応じて、当該乳幼児の処遇を行う職員として保育士（認定地方公共団体の区域内又は事業実施区域内にある施設にあつては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。次号において同じ。）又は市町村長が行う研修（市町村長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者を置くこと。ただし、当該職員の数は、二人を下ることはできないこと。

［三～五　略］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

二　幼稚園又は認定こども園（以下この号において「幼稚園等」という。）において、主として幼稚園等に在籍している満三歳以上の幼児に対して一時預かり事業を行う場合（以下この号において「幼稚園型一時預かり事業」という。）次に掲げる全ての要件を満たすこと。

イ　［同上］

ロ　児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第三十三条第二項の規定に準じ、幼稚園型一時預かり事業の対象とする幼児の年齢及び人数に応じて、当該幼児の処遇を行う職員として保育士（特区法第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある幼稚園型一時預かり事業を行う場所にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。以下この口及びハただし書において同じ。）、幼稚園の教諭の普通免許状（教育職員免許法に規定する普通免許状をいう。）を有する者（以下この号において「幼稚園教諭普通免許状所有者」という。）その他市町村長が行う研修（市町村長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者を置くこととし、そのうち半数以上は保育士又は幼稚園教諭普通免許状所有者であること。ただし、当該職員の数は、二人を下ることはできないこと。

［ハ～ホ　同上］

三　［同上］

［②　同上］

第五十条の二　令第四十五条第一項の規定により、指定都市が児童福祉に関する事務を処理する場合及び令第四十五条の三第一項の規定により、法第五十九条の四第一項の児童相談所設置市（以下「児童相談所設置市」という。）が児童福祉に関する事務を処理する場合においては、次の表の上欄に掲げるこの命令の規定中の字句で、同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表下欄の字句と読み替えるものとする。

［同上］		
第三十六条の二十九	都道府県	指定都市及び児童相談所設置市
［同上］		

第五十六条　［同上］

［②］　法第三十四条の十三に規定する内閣府令で定める基準は、乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所として開設された施設又は駅周辺の施設その他の利便性の高い施設において、乳幼児を対象に一時預かり事業を行う場合には、当分の間、第三十六条の三十五第一項の規定にかかわらず、次の各号に定めるところによることができる。

一　［同上］

二　児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第三十三条第二項の規定に準じ、事業の対象とする乳幼児の年齢及び人数に応じて、当該乳幼児の処遇を行う職員として保育士（特区法第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある施設にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。次号において同じ。）又は市町村長が行う研修（市町村長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者を置くこと。ただし、当該職員の数は、二人を下ることはできないこと。

［三～五　同上］

第三号様式を次のように改める。

第三号様式（第六条の七第二項関係）

表　縦十センチメートル　横八センチメートル

証明書

第　号
令和　年　月　日交付

所属
職名
氏名

右の者は、児童福祉法第十八条の十六、第十八条の三十、第十八条の三十一、第十四条の五、第十四条の二又は第十四条の七の二、第三十四条の十四、第三十四条の十八の二又は第四十六条の規定により質問又は立入検査をする職権を行う者であることを証明する。

都道府県知事
（市長）　印

裏

第十八条の十八　都道府県知事は、試験事務の適正かつ確実な実施を確保するために必要があると認めるときは、指定試験機関に対し、報告を求め、又は当該職員に、関係者に対し質問させ、若しくはその事務所に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

②　前項の規定により質問又は立入検査を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

③　第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第十八条の二十二　（略）

②・③　（略）

④　第十八条から第十八条の十七までの規定は、指定地域試験機関が地域試験事務を行う場合について準用する。この場合において、同項中「都道府県」とあるのは「第十八条の十七第一項に規定する認定地方公共団体（以下「認定地方公共団体」という。）」と、第十八条の十三第一項及び第十八条の十七第一項中「都道府県知事」とあるのは「第十八条の十七第一項に規定する認定地方公共団体の長」と、第十八条の十、第十八条の十三から第十八条の十五まで、第十八条の十六第一項及び第十八条の十七第一項中「試験委員」とあるのは「第十八条の十七第一項に規定する判定事務を有する試験委員」と、第十八条の十六第一項中「試験委員及び試験事務」とあるのは「試験委員（定保育士試験委員にあつては、保育士試験委員）及び試験事務」と、第十八条の十七第一項中「試験委員及び試験事務」とあるのは「試験委員（定保育士試験委員にあつては、保育士試験委員）及び試験事務（第十八条の三十一第一項に規定する判定事務を有するものとする。

第三十四条の五　都道府県知事は、児童自立生活援助事業者（小規模住居型児童養育事業を行う者に対して、必要と認めるときは、障害児通所支援事業等

第五号様式を次のように改める。

第五号様式（第六条の三十一第一項関係）

保　育　士　登　録　申　請　書

フリガナ			性別	□ 男　□ 女
氏名	（姓）	（名）		
	（旧姓）			
通称名				
生年月日	□ 昭和 □ 平成 □ 令和　　年　　月　　日	本籍地（外国籍の場合は、その国籍等）	都道府県	本籍地コード
フリガナ				
現住所	都道府県			
郵便番号	—（　　）	電話番号		
個人番号		電子メールアドレス	@	

資格要件（児童福祉法第十八条の六の各号のうち該当するもの）

□ 第１号 指定保育士養成施設を卒業した者	卒業した施設の名称	
	卒業した年月	□ 昭和 □ 平成 □ 令和　　年　　月
	地域限定保育士登録番号（地域限定保育士登録を受けた場合に限る。）	
□ 第２号 保育士試験に合格した者	保育士試験に合格した年月	□ 昭和 □ 平成 □ 令和　　年　　月
	合格通知番号	
	＊科目ごとに合格した年月又は都道府県が異なる場合は別紙に記入	
	地域限定保育士登録番号（地域限定保育士登録を受けた場合に限る。）	
□ 第３号 地域限定保育士登録を受けた日から起算して３年を経過し、かつ、児童福祉法施行規則第６条の６の２で定める期間以上の期間、所定の業務に従事した者	地域限定保育士登録を受けた年月日	令和　　年　　月　　日
	地域限定保育士登録番号	

保育士登録に係る情報の活用に係る確認

保育士登録に係る情報の全部又は一部を、都道府県、指定都市又は中核市が登録者に対する情報提供や保育人材の確保のための検討に利用することに同意しない場合は右欄に〇をつけること。

同意しない場合

その他

□ 精神の機能の障害により保育士の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

□ 拘禁刑以上の刑に処せられた者

□ 児童福祉法（以下「法」という。）の規定その他児童の福祉に関する法律の規定であって政令で定めるものにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して３年を経過しない者

□ 法第18条の19第１項（児童福祉法等の一部を改正する法律（令和７年法律第29号。以下「改正法」という。）附則第15条第２項の規定により読み替えて適用する場合を含み、第１号に掲げる場合を除く。）若しくは第２項により保育士登録又は法第18条の34第１項（改正法附則第15条第２項の規定により読み替えて適用する場合を含み、第１号に掲げる場合を除く。）若しくは第２項の規定により地域限定保育士登録を取り消され、その取消しの日から起算して３年を経過しない者

□ 法第18条の20の２第１項（法第18条の33第４項で準用する場合及び改正法附則第15条第２項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する特定登録取消者に該当する者

私は、保育士登録を受けたいので、上記事項について、虚偽の記載をせず、かつ、事実を隠ぺいしていないことを誓い、児童福祉法施行令第16条の規定に基づき申請します。

年　月　日

都道府県知事　殿

氏　名

備考　１　保育士登録を受けようとする場合には、所定の手続により手数料を納付すること。
　　２　該当する□は、レと記入すること。
　　３　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

（別紙）

	合格した年月		合　格　地	都　道 府　県
保育原理	□ 昭和 □ 平成　　年　　月		合格通知番号	
	合格した年月		合　格　地	都　道 府　県
教育原理 及び社会的養護	□ 昭和 □ 平成　　年　　月		合格通知番号	
	合格した年月		合　格　地	都　道 府　県
児童家庭福祉	□ 昭和 □ 平成　　年　　月		合格通知番号	
	合格した年月		合　格　地	都　道 府　県
社会福祉	□ 昭和 □ 平成　　年　　月		合格通知番号	
	合格した年月		合　格　地	都　道 府　県
保育の心理学	□ 昭和 □ 平成　　年　　月		合格通知番号	
	合格した年月		合　格　地	都　道 府　県
子どもの保健	□ 昭和 □ 平成　　年　　月		合格通知番号	
	合格した年月		合　格　地	都　道 府　県
子どもの食と栄養	□ 昭和 □ 平成　　年　　月		合格通知番号	
	合格した年月		合　格　地	都　道 府　県
保育実習理論	□ 昭和 □ 平成　　年　　月		合格通知番号	
	合格した年月		合　格　地	都　道 府　県
保育実習実技	□ 昭和 □ 平成　　年　　月		合格通知番号	

備考　１　該当する□は、レと記入すること。

　　２　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

第六号様式を次のように改める。

第六号様式（第六条の三十二第一項関係）

保　育　士　登　録　証

本籍地都道府県名（国籍等）
氏　　名
生年月日
登録番号
登録年月日
年　　月
指定保育士養成校卒業
若　し　く　は
保育士試験全科目合格
若　し　く　は
地域限定保育士からの移行

児童福祉法（昭和22年法律第164号）の保育士として登録したことを証する。

年　　月　　日

都道府県知事　㊞

（日本産業規格Ａ４）

備考　１　登録の申請時等に旧姓又は通称名の併記の希望があった場合には、氏名と併せて記載する。

２　特定登録取消者（児童福祉法第18条の20の２第１項に規定する特定登録取消者をいう。）であって、同項（児童福祉法等の一部を改正する法律（令和７年法律第29号。以下「令和７年改正法」という。）附則第15条第２項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による保育士登録を受けた者に該当するときは「（児童福祉法第18条の20の２第１項（令和７年改正法附則第15条第２項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による保育士登録）」を「指定保育士養成校卒業若しくは保育士試験全科目合格若しくは地域限定保育士からの移行」の下部に記載する。

第七号様式を次のように改める。

第七号様式（第六条の三十三関係）

保育士登録証書換え交付申請書

現　　住　　所
個　人　番　号
登　録　年　月　日
登　録　番　号
（フ　リ　ガ　ナ）
氏　　名
生　年　月　日
電子メールアドレス

児童福祉法第18条の18第１項の登録事項に下記のとおり変更がありましたので、児童福祉法施行令第17条第１項の規定に基づき、書換え交付を申請します。

登録事項	変更前	変更後	変更の年月日	備考

保育士登録に係る情報の全部又は一部を、都道府県、指定都市又は中核市が登録者に対する情報提供や保育人材の確保のための検討に利用することに同意しない場合は右欄に○をつけること。

同意しない場合

年　　月　　日

都道府県知事　殿

氏　　名

備考　１　申請する場合には、所定の手続により手数料を納付すること。
　　２　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。
　　３　保育士登録証及び変更事項を証明できる書類を添付すること。

第八号様式（第六条の三十三関係）

第八号様式を次のように改める。

保育士登録証再交付申請書

現　住　所
個　人　番　号
登　録　年　月　日
登　録　番　号
（フ　リ　ガ　ナ）
氏　名
生　年　月　日
電子メールアドレス

児童福祉法施行令第18条第１項の規定に基づき、下記の理由により再交付を申請します。

（理由）

保育士登録に係る情報の全部又は一部を、都道府県、指定都市又は中核市が登録者に対する情報提供や保育人材の確保のための検討に利用することに同意しない場合は右欄に○をつけること。

同意しない場合

年　月　日

都道府県知事　殿

氏　名

備考　１　申請する場合には、所定の手続により手数料を納付すること。
　　２　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。
　　３　保育士登録証を紛失した場合を除き、保育士登録証を添付すること。

第八号の二様式（第六条の四十九関係）

第八号様式の次に次の四様式を加える。

地　域　限　定　保　育　士　登　録　申　請　書

フリガナ			性別	□ 男　□ 女
氏名	（姓）	（名）		
	（旧姓）			
通称名				
生年月日	□ 昭和 □ 平成 □ 令和　　年　　月　　日	本籍地（外国籍の場合は、その国籍等）	都道府県	本籍地コード
フリガナ				
現住所	都道府県			
郵便番号	—（　　）	電話番号		
個人番号		電子メールアドレス	@	
試験に合格した年月	令和　　年　　月			
合格通知番号				
地域限定保育士登録に係る情報の活用に係る確認	地域限定保育士登録に係る情報の全部又は一部を、都道府県、指定都市又は中核市が登録者に対する情報提供や保育人材の確保のための検討に利用することに同意しない場合は右欄に○をつけること。	同意しない場合		
その他	□ 保育士登録を受けている者 □ 精神の機能の障害により地域限定保育士の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者 □ 拘禁刑以上の刑に処せられた者 □ 児童福祉法（以下「法」という。）の規定その他児童の福祉に関する法律の規定であって政令で定めるものにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して３年を経過しない者 □ 法第18条の19第１項（児童福祉法等の一部を改正する法律（令和７年法律第29号。以下「改正法」という。）附則第15条第２項の規定により読み替えて適用する場合を含み、第１号に掲げる場合を除く。）若しくは第２項により保育士登録又は法第18条の34第１項（改正法附則第15条第２項の規定により読み替えて適用する場合を含み、第１号に掲げる場合を除く。）若しくは第２項の規定により地域限定保育士登録を取り消され、その取消しの日から起算して３年を経過しない者 □ 法第18条の20の２第１項（法第18条の33第４項において読み替えて準用する場合及び改正法附則第15条第２項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する特定登録取消者に該当する者			

私は、地域限定保育士登録を受けたいので、上記事項について、虚偽の記載をせず、かつ、事実を隠ぺいしていないことを誓い、児童福祉法施行令第20条の２の規定に基づき申請します。

年　　月　　日

都道府県知事
（市長）　殿

氏　　名

備考　１　地域限定保育士登録を受けようとする場合には、所定の手続により手数料を納付すること。
　　２　該当する□は、レと記入すること。
　　３　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

第八号の三様式（第六条の五十第一項関係）

地域限定保育士登録証

本籍地都道府県（国籍等）
氏　　名
生年月日
登録番号
登録年月日
年　　月
地域限定保育士試験合格

児童福祉法（昭和22年法律第164号）の地域限定保育士として登録したことを証する。

年　　月　　日

都道府県知事
（市長）　　㊞

（日本産業規格Ａ４）

備考　１　登録の申請時等に旧姓又は通称名の併記の希望があった場合には、氏名と併せて記載する。

２　特定登録取消者（児童福祉法第18条の20の２第１項に規定する特定登録取消者をいう。）であって、第18条の33第４項において読み替えて準用する児童福祉法第18条の20の２第１項（児童福祉法等の一部を改正する法律（令和７年法律第29号。以下「令和７年改正法」という。）附則第15条第２項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による地域限定保育士登録を受けた者に該当するときは「（第18条の33第４項において読み替えて準用する児童福祉法第18条の20の２第１項（令和７年改正法附則第15条第２項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による地域限定保育士登録）」を「地域限定保育士試験合格」の下部に記載する。

第八号の四様式（第六条の五十一関係）

地域限定保育士登録証書換え交付申請書

現　　住　　所
個　人　番　号
登　録　年　月　日
登　録　番　号
（フ　リ　ガ　ナ）
氏　　名
生　年　月　日
電子メールアドレス

児童福祉法第18条の33第１項の登録事項に下記のとおり変更がありましたので、児童福祉法施行令第20条の６において準用する同令第17条第１項の規定に基づき、書換え交付を申請します。

登録事項	変更前	変更後	変更の年月日	備考

地域限定保育士登録に係る情報の全部又は一部を、都道府県、指定都市又は中核市が登録者に対する情報提供や保育人材の確保のための検討に利用することに同意しない場合は右欄に〇をつけること。

同意しない場合

年　　月　　日
都道府県知事
（市長）　　殿

氏　　名

備考　１　申請をする場合には、所定の手続により手数料を納付すること。
２　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。
３　地域限定保育士登録証及び変更事項を証明できる書類を添付すること。

第八号の五様式（第六条の五十一関係）

地域限定保育士登録証再交付申請書

現　住　所
個　人　番　号
登　録　年　月　日
登　録　番　号
（フ　リ　ガ　ナ）
氏　名
生　年　月　日
電子メールアドレス

児童福祉法施行令第20条の６において準用する同令第18条第１項の規定に基づき、下記の理由により再交付を申請します。

（理由）

地域限定保育士登録に係る情報の全部又は一部を、都道府県、指定都市又は中核市が登録者に対する情報提供や保育人材の確保のための検討に利用することに同意しない場合は右欄に○をつけること。

同意しない場合

年　月　日
都道府県知事
（市長）　殿

氏　名

備考　１　申請する場合には、所定の手続により手数料を納付すること。
２　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。
３　地域限定保育士登録証を紛失した場合を除き、地域限定保育士登録証を添付すること。

（子ども・子育て支援法施行規則の一部改正）

第二条　子ども・子育て支援法施行規則（平成二十六年内閣府令第四十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（法第七条第十項第四号の基準） **第一条**　子ども・子育て支援法（以下「法」という。）第七条第十項第四号の内閣府令で定める基準は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。 一　法第七条第十項第四号に掲げる施設のうち、一日に保育する小学校就学前子どもの数が六人以上であるもの　次に掲げる全ての事項を満たすものであること。 イ　保育に従事する者の数及び資格 (1)　［略］ (2)　保育に従事する者のうち、その総数のおおむね三分の一（保育に従事する者が二人以下の場合にあっては、一人）以上に相当する数のものが、保育士（児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第十八条の二十七第一項に規定する認定地方公共団体（⑷において「認定地方公共団体」という。）の区域内又は児童福祉法等の一部を改正する法律（令和七年法律第二十九号。以下この⑵において「改正法」という。）附則第十二条の規定による改正前の国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号。以下この⑵において「施行日前国家戦略特別区域法」という。）第十二条の五第三項に規定する事業実施区域であった区域（⑸において「事業実施区域」という。）内にある法第七条第十項第四号に掲げる施設又は同項第五号及び第七号に掲げる事業を行う事業所にあっては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る児童福祉法第十八条の二十九に規定する地域限定保育士（以下このイにおいて「地域限定保育士」という。）又は当該事業実施区域であった区域に係る改正法附則第十五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる施行日前国家戦略特別区域法第十二条の五第二項に規定する国家戦略特別区域限定保育士（以下このイにおいて「国家戦略特別区域限定保育士」という。）。以下同じ。）又は看護師（准看護師を含む。以下この条において同じ。）の資格を有するものであること。ただし、同法第二条第一項に規定する国家戦略特別区域内に所在する施設であって、次のいずれにも該当し、かつ、本文に規定する事項を満たす施設と同等以上に適切な保育の提供が可能である施設においては、この限りでない。 ［(i)～(iii)　略］ (3)　［略］ ⑷　地域限定保育士が、その業務に関して地域限定保育士の名称を表示するときに、当該地域限定保育士が児童福祉法第十八条の二十八第二項に規定する地域限定保育士登録を受けた認定地方公共団体を明示し、当該認定地方公共団体以外の区域を表示していないこと。 ⑸　国家戦略特別区域限定保育士が、その業務に関して国家戦略特別区域限定保育士の名称を表示するときに、その資格を得た事業実施区域を明示し、当該事業実施区域以外の区域を表示していないこと。 ［ロ～ホ　略］	（法第七条第十項第四号の基準） **第一条**　子ども・子育て支援法（以下「法」という。）第七条第十項第四号の内閣府令で定める基準は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。 一　法第七条第十項第四号に掲げる施設のうち、一日に保育する小学校就学前子どもの数が六人以上であるもの　次に掲げる全ての事項を満たすものであること。 イ　保育に従事する者の数及び資格 (1)　［同上］ (2)　保育に従事する者のうち、その総数のおおむね三分の一（保育に従事する者が二人以下の場合にあっては、一人）以上に相当する数のものが、保育士（国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある法第七条第十項第四号に掲げる施設又は同項第五号に掲げる事業を行う事業所にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。以下同じ。）又は看護師（准看護師を含む。以下この条において同じ。）の資格を有するものであること。ただし、同法第二条第一項に規定する国家戦略特別区域内に所在する施設であって、次のいずれにも該当し、かつ、本文に規定する事項を満たす施設と同等以上に適切な保育の提供が可能である施設においては、この限りでない。 ［(i)～(iii)　同上］ (3)　［同上］ ［加える。］ ⑷　国家戦略特別区域限定保育士が、その業務に関して国家戦略特別区域限定保育士の名称を表示するときに、その資格を得た事業実施区域を明示し、当該事業実施区域以外の区域を表示していないこと。 ［ロ～ホ　同上］

へ　健康管理及び安全確保 ［(1)～(19)　略］ (20)　事故発生時に速やかに当該事故の事実を都道府県知事（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（第二十一条の二において「指定都市」という。）若しくは同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市又は児童福祉法第五十九条の四第一項の児童相談所設置市においては、それぞれの長。以下この条において「都道府県知事等」という。）に報告する体制がとられていること。 ［(21)～(26)　略］ ［二～四　略］	へ　健康管理及び安全確保 ［(1)～(19)　同上］ (20)　事故発生時に速やかに当該事故の事実を都道府県知事（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（第二十一条の二において「指定都市」という。）若しくは同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市又は児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第五十九条の四第一項の児童相談所設置市においては、それぞれの長。以下この条において「都道府県知事等」という。）に報告する体制がとられていること。 ［(21)～(26)　同上］ ［二～四　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（こども家庭庁の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する内閣府令の一部改正）

第三条　こども家庭庁の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する内閣府令（令和五年内閣府令第四十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
次の各号に掲げる法律の規定（都道府県知事又は市町村長（特別区の区長を含む。）の事務に係るものに限る。）に基づく立入検査等の際に職員が携帯するその身分を示す証明書は、他の法令の規定にかかわらず、別記様式によることができる。 一　児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第十八条の七第一項、第十八条の十六第一項（同法第十八条の三十二第四項において準用する場合を含む。）、第二十一条の五の二十二第一項、第二十一条の五の二十七第一項（同法第二十四条の十九の二において準用する場合を含む。）、第二十一条の十四第一項、第二十四条の十五第一項、第二十四条の三十四第一項、第二十四条の三十九第一項、第三十四条の五第一項、第三十四条の八の三第一項、第三十四条の十四第一項、第三十四条の十七第一項、第三十四条の十八の二第一項、第四十六条第一項、第五十六条の八第七項、第五十七条の三第一項及び第三項、第五十七条の三の二第一項、第五十七条の三第一項及び第四項並びに第五十九条第一項 ［二～六　略］	次の各号に掲げる法律の規定（都道府県知事又は市町村長（特別区の区長を含む。）の事務に係るものに限る。）に基づく立入検査等の際に職員が携帯するその身分を示す証明書は、他の法令の規定にかかわらず、別記様式によることができる。 一　児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第十八条の七第一項、第十八条の十六第一項（国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第十二条の五第八項において準用する場合を含む。）、第二十一条の五の二十二第一項、第二十一条の五の二十七第一項（児童福祉法第二十四条の十九の二において準用する場合を含む。）、第二十一条の十四第一項、第二十四条の十五第一項、第二十四条の三十四第一項、第二十四条の三十九第一項、第三十四条の五第一項、第三十四条の八の三第一項、第三十四条の十四第一項、第三十四条の十七第一項、第三十四条の十八の二第一項、第四十六条第一項、第五十六条の八第七項、第五十七条の三第一項及び第三項、第五十七条の三の二第一項、第五十七条の三第一項及び第四項並びに第五十九条第一項 ［二～六　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（内閣府の所管することども家庭庁関係法令に係る国家戦略特別区域法施行規則の一部改正）

第四条　内閣府の所管することども家庭庁関係法令に係る国家戦略特別区域法施行規則（令和五年内閣府令第四十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
［条を削る。］	（特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準及び子ども・子育て支援法施行規則の準用） **第一条**　国家戦略特別区域法（以下「法」という。）第十二条の四第一項の場合における特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成二十六年内閣府令第三十九号）の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条第二十七号	特定利用地域型保育を	特定利用地域型保育（特定満三歳以上保育認定地域型保育（国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号。以下「特区法」という。）第十二条の四第四項の規定により読み替えて適用する法第二十九条第一項に規定する特定満三歳以上保育認定地域型保育をいう。）を除く。）を
第三十七条第二項	（事業所内保育事業を行う事業所にあっては、	（特区法第十二条の四第一項に規定する国家戦略特別区域小規模保育事業を行う地域型保育事業所にあっては法第十九条第二号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員及び同条第三号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員とし、事業所内保育事業を行う事業所にあっては
	、満一歳	定めるものとする。この場合において、同号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員については、満一歳
第三十九条第二項	満三歳未満保育認定子ども（特定満三歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。）	満三歳未満保育認定子ども（特区法第十二条の四第四項の規定により読み替えて適用する法第二十九条第一項に規定する国家戦略特別区域特定小規模保育事業者（以下「国家戦略特別区域特定小規模保育事業者」という。）から特定地域型保育を受ける場合を除き、特定満三歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。）

			総数が
総数（国家戦略特別区域特定小規模保育事業者にあっては、法第十九条第二号及び第三号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとの当該国家戦略特別区域特定小規模保育事業者に係る特定地域型保育事業所（以下この項において「国家戦略特別区域特定小規模保育事業所」という。）における利用の申込みに係る満三歳未満保育認定子ども及び満三歳以上保育認定子ども（特区法第十二条の四第四項の規定により読み替えて適用する法第二十九条第一項に規定する満三歳以上保育認定子どもをいう。以下同じ。）並びに当該国家戦略特別区域特定小規模保育事業所を現に利用している満三歳未満保育認定子ども及び満三歳以上保育認定子どもの総数）が	総数を	満三歳未満保育認定子どもが	第三十九条第四項
満三歳未満保育認定子ども（国家戦略特別区域特定小規模保育事業所における利用の申込みに係る満三歳以上保育認定子どもを含む。）に	満三歳未満保育認定子ども又は満三歳以上保育認定子どもが	満三歳未満保育認定子ども又は満三歳以上保育認定子どもの総数）を	満三歳未満保育認定子どもに

第四十条第一項	法第五十四条第一項	特区法第十二条の四第四項の規定により読み替えて適用する法第五十四条第一項
第四十条第二項	満三歳未満保育認定子ども	満三歳未満保育認定子ども（国家戦略特別区域特定小規模保育事業者に係る特定地域型保育事業を利用しようとする満三歳以上保育認定子どもを含む。）
第四十一条	満三歳未満保育認定子ども	満三歳未満保育認定子ども（国家戦略特別区域特定小規模保育事業者から特定地域型保育を受ける満三歳以上保育認定子どもを含む。次条第一項第一号、第四十七条第一項及び第二項並びに第四十九条第二項において同じ。）
第四十二条第一項	事項	事項（国家戦略特別区域特定小規模保育事業者が満三歳以上の各年齢の定員を設定する場合にあっては、第一号及び第二号に掲げる事項）
第四十二条第十一項	特定地域型保育事業者	特定地域型保育事業者（満三歳以上の各年齢の定員を設定する国家戦略特別区域特定小規模保育事業者を除く。）
第五十条	満三歳未満保育認定子どもに限り、特定満三歳以上保育認定子どもを除く。	満三歳未満保育認定子ども（国家戦略特別区域特定小規模保育事業者から特定地域型保育を受ける満三歳以上保育認定子どもを含む。）に限り、国家戦略特別区域特定小規模保育事業者から特定地域型保育を受ける場合を除き特定満三歳以上保育認定子どもを除く。
第五十一条第二項	場合にあっては、当該特定利用地域型保育	場合又は特定満三歳以上保育認定地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育又は当該特定満三歳以上保育認定地域型保育

第三十七条第二項	
内閣府の所管することこども家庭庁関係法令に係る国家戦略特別区域法施行規則（令和五年内閣府令第四十四号）第一条第一項の規定により読み替えて適用する第三十七条第二項	

2　法第十二条の四第一項の場合における子ども・子育て支援法施行規則（平成二十六年内閣府令第四十四号）の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二十六条		
法第二十九条第二項の規定に基づき、満三歳未満保育認定地域型保育	法第四十三条第一項	小学校就学前子どもの数
国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号。以下「特区法」という。）第十二条の四第四項の規定により読み替えて適用する法第二十九条第二項の規定に基づき、満三歳未満保育認定地域型保育又は特区法第十二条の四第四項の規定により読み替えて適用する法第二十九条第一項に規定する特定満三歳以上保育認定地域型保育	特区法第十二条の四第四項の規定により読み替えて適用する法第四十三条第一項	小学校就学前子どもの数（特区法第十二条の四第一項に規定する国家戦略特別区域小規模保育事業（以下「国家戦略特別区域小規模保育事業」という。）を行う地域型保育事業所にあっては、法第十九条第二号及び第三号に掲げる小学校就学前子どもの区分（同号に掲げる小学校就学前子どもの区分にあっては、満一歳に満たない小学校就学前子ども及び満一歳以上の小学校就学
第三十九条	第三十九条第七号	

	第三十九条第十三号		
前子どもの区分）ごとの利用する小学校就学前子どもの数）	特区法第十二条の四第四項の規定により読み替えて適用する法第四十五条第二項の規定により満三歳未満保育認定子ども及び満三歳以上保育認定子ども（特区法第十二条の四第四項の規定により読み替えて適用する法第二十九条第一項に規定する満三歳以上保育認定子どもをいう。）	第四十条第四号	第四十一条第三項
小学校就学前子どもの数（国家戦略特別区域小規模保育事業を行う地域型保育事業所にあっては、法第十九条第二号及び第三号に掲げる小学校就学前子どもの区分（同号に掲げる小学校就学前子どもの区分にあっては、満一歳に満たない小学校就学前子ども及び満一歳以上の小学校就学前子どもの区分）ごとの利用する小学校就学前子どもの数）	法第四十五条第二項の規定により満三歳未満保育認定子ども	小学校就学前子どもの数	区分」
区分（国家戦略特別区域小規模保育事業を行う地域型保育事業所にあっては、法第十九条第二号及び第三号に掲げる小学校就学前子どもの区分（同号に掲げる小学校就学前子どもの区分にあっては、満一歳に満たない小学校就学前子ども及び満一歳以上の小学校就学前子どもの区分」			

1 国家戦略特別区域法（以下「法」という。）第十二条の四第一項の場合における特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成二十六年内閣府令第三十九号）の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条第二十七号	特定利用地域型保育を	特定利用地域型保育（特定満三歳以上保育認定地域型保育（国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号。以下「特区法」という。）第十二条の四第四項の規定により読み替えて適用する法第二十九条第一項に規定する特定満三歳以上保育認定地域型保育をいう。）を除く。）を
第三十七条第二項	（事業所内保育事業を行う事業所にあっては、	（特区法第十二条の四第一項に規定する国家戦略特別区域小規模保育事業を行う地域型保育事業所にあっては法第十九条第二号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員及び同条第三号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員とし、事業所内保育事業を行う事業所にあっては
	、満一歳	定めるものとする。この場合において、同号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員については、満一歳
第三十九条第二項	満三歳未満保育認定子ども（特定満三歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。）	満三歳未満保育認定子ども（特区法第十二条の四第四項の規定により読み替えて適用する法第二十九条第一項に規定する国家戦略特別区域特定小規模保育事業者（以下「国家戦略特別区域特定小規模保育事業者」という。）から特定地域型保育を受ける場合を除き、特定満三歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。）

［項を加える。］

			総数が
第三十九条第四項	満三歳未満保育認定子どもに	満三歳未満保育認定子どもが	総数を
第四十条第一項	法第五十四条第一項	満三歳未満保育認定子ども又は満三歳以上保育認定子どもが	総数（国家戦略特別区域特定小規模保育事業者にあっては、当該区分に応ずる当該国家戦略特別区域特定小規模保育事業所の法第二十九条第一項の確認において定められた利用定員の総数）を
	特区法第十二条の四第四項の規定により読み替えて適用する法第五十四条第一項	満三歳未満保育認定子ども（国家戦略特別区域特定小規模保育事業所における利用の申込みに係る満三歳以上保育認定子どもを含む。）に	総数（国家戦略特別区域特定小規模保育事業者にあっては、法第十九条第二号及び第三号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとの当該国家戦略特別区域特定小規模保育事業者に係る特定地域型保育事業所（以下この項において「国家戦略特別区域特定小規模保育事業所」という。）における利用の申込みに係る満三歳未満保育認定子ども及び満三歳以上保育認定子ども（特区法第十二条の四第四項の規定により読み替えて適用する法第二十九条第一項に規定する満三歳以上保育認定子どもをいう。以下同じ。）並びに当該国家戦略特別区域特定小規模保育事業所を現に利用している満三歳未満保育認定子ども及び満三歳以上保育認定子どもの総数）が

第四十条第二項	満三歳未満保育認定子ども	満三歳未満保育認定子ども（国家戦略特別区域特定小規模保育事業者に係る特定地域型保育事業を利用しようとする満三歳以上保育認定子どもを含む。）
第四十一条	満三歳未満保育認定子ども	満三歳未満保育認定子ども（国家戦略特別区域特定小規模保育事業者から特定地域型保育を受ける満三歳以上保育認定子どもを含む。次条第一項第一号、第四十七条第一項及び第二項並びに第四十九条第二項において同じ。）
第四十二条第一項	事項	事項（国家戦略特別区域特定小規模保育事業者が満三歳以上の各年齢の定員を設定する場合にあっては、第一号及び第二号に掲げる事項）
第四十二条第十一項	特定地域型保育事業者	特定地域型保育事業者（満三歳以上の各年齢の定員を設定する国家戦略特別区域特定小規模保育事業者を除く。）
第五十条	満三歳未満保育認定子どもに限り、特定満三歳以上保育認定子どもを除く。	満三歳未満保育認定子ども（国家戦略特別区域特定小規模保育事業者から特定地域型保育を受ける満三歳以上保育認定子どもを含む。）に限り、国家戦略特別区域特定小規模保育事業者から特定地域型保育を受ける場合を除き特定満三歳以上保育認定子どもを除く。
第五十一条第二項	場合にあっては、当該特定利用地域型保育	場合又は特定満三歳以上保育認定地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育又は当該特定満三歳以上保育認定地域型保育

第三十七条第二項	内閣府の所管するこども家庭庁関係法令に係る国家戦略特別区域法施行規則（令和五年内閣府令第四十四号）第一条第一項の規定により読み替えて適用する第三十七条第二項

2　法第十二条の四第一項の場合における子ども・子育て支援法施行規則（平成二十六年内閣府令第四十四号）の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二十六条	法第二十九条第二項の規定に基づき、満三歳未満保育認定地域型保育	国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号。以下「特区法」という。）第十二条の四第四項の規定により読み替えて適用する法第二十九条第二項の規定に基づき、満三歳未満保育認定地域型保育又は特区法第十二条の四第四項の規定により読み替えて適用する法第二十九条第一項に規定する特定満三歳以上保育認定地域型保育
第三十九条	法第四十三条第一項	特区法第十二条の四第四項の規定により読み替えて適用する法第四十三条第一項
第三十九条第七号	小学校就学前子どもの数	小学校就学前子どもの数（特区法第十二条の四第一項に規定する国家戦略特別区域小規模保育事業（以下「国家戦略特別区域小規模保育事業」という。）を行う地域型保育事業所にあっては、法第十九条第二号及び第三号に掲げる小学校就学前子どもの区分（同号に掲げる小学校就学前子どもの区分にあっては、満一歳に満たない小学校就学前子ども及び満一歳以上の小学校就学前子どもの区分）ごとの利用する小学校就学前子どもの数）

［項を加える。］

第三十九条第十三号	法第四十五条第二項の規定により満三歳未満保育認定子ども	特区法第十二条の四第四項の規定により読み替えて適用する法第四十五条第二項の規定により満三歳未満保育認定子ども及び満三歳以上保育認定子ども（特区法第十二条の四第四項の規定により読み替えて適用する法第二十九条第一項に規定する満三歳以上保育認定子どもをいう。）
第四十条第四号	小学校就学前子どもの数	小学校就学前子どもの数（国家戦略特別区域小規模保育事業を行う地域型保育事業所にあっては、法第十九条第二号及び第三号に掲げる小学校就学前子どもの区分（同号に掲げる小学校就学前子どもの区分にあっては、満一歳に満たない小学校就学前子ども及び満一歳以上の小学校就学前子どもの区分）ごとの利用する小学校就学前子どもの数）
第四十一条第三項	区分」	区分（国家戦略特別区域小規模保育事業を行う地域型保育事業所にあっては、法第十九条第二号及び第三号に掲げる小学校就学前子どもの区分（同号に掲げる小学校就学前子どもの区分にあっては、満一歳に満たない小学校就学前子ども及び満一歳以上の小学校就学前子どもの区分）」

［条を削る。］

［条を削る。］

（法第十二条の五第四項第一号の内閣府令で定める者）

第二条　法第十二条の五第四項第一号の内閣府令で定める者は、精神の機能の障害により国家戦略特別区域限定保育士の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

（試験の科目）

第三条　国家戦略特別区域限定保育士試験は、筆記試験及び実技試験によって行い、実技試験は、筆記試験の全てに合格した者について行う。

２　筆記試験は、次の科目について行う。

一　保育原理

二　教育原理及び社会的養護

三　子ども家庭福祉

四　社会福祉

五　保育の心理学

六　子どもの保健

七　子どもの食と栄養

八　保育実習理論

３　実技試験は、保育実習実技について行う。

４　都道府県知事は、当該都道府県知事が実施する講習であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすものを修了した者に対しては、実技試験の全部を免除することができる。

一　講習の時間数は、二十七時間以上とすること。

二　講習を実施するのに必要な講師及び施設を有すること。

三　講師は、次のいずれかに該当する者であること。

イ　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学において、児童の保護、保健若しくは福祉に関する科目を担当する教授若しくは准教授の職にあり、又はあった者

ロ　都道府県知事がイに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有すると認めた者

四　第二項各号に掲げる筆記試験の全てに合格した者（第九条の規定により読み替えて準用する児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）第六条の十一の規定により筆記試験の受験を免除されている者を含む。）であって、同一の回の国家戦略特別区域限定保育士試験における実技試験を受験していないものであることを受講の資格とすること。

五　講習を終了した者に対して、課程修了の認定を適切に行うこと。

（指定の申請）

第四条　国家戦略特別区域法施行令（平成二十六年政令第九十九号。以下「令」という。）第七条第二項に規定する指定試験機関の指定（同条第一項に規定する指定をいう。次項第四号において同じ。）を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

一　名称及び主たる事務所の所在地

二　試験事務（令第七条第一項に規定する試験事務をいう。以下この条において同じ。）を行おうとする事務所の名称及び所在地

三　試験事務のうち、行おうとするものの範囲

四　試験事務を開始しようとする年月日

２　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　定款又は寄附行為及び登記事項証明書

二　申請の日の属する事業年度の直前の事業年度の貸借対照表及び当該事業年度末の財産目録（申請の日を含む事業年度に設立された法人にあっては、その設立時における財産目録）

三　申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び収支予算書

四　指定の申請に関する意思の決定を証する書類

［条を削る。］

五　試験事務に従事する役員の氏名及び略歴を記載した書類
六　現に行っている業務の概要を記載した書類
七　試験事務の実施の方法に関する計画を記載した書類
（検査証票）
第五条　法第十二条の五第八項において準用する児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第十八条の十六第二項の規定により当該職員が携帯すべき証明書は、第一号様式によるものとする。
（登録手続）
第六条　令第九条において準用する児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号。次条及び第八条において「準用児童福祉法施行令」という。）第十六条の申請書は、第二号様式によるものとする。
（国家戦略特別区域限定保育士登録証）
第七条　都道府県知事は、準用児童福祉法施行令第十六条の申請があったときは、申請書の記載事項を審査し、当該申請者が国家戦略特別区域限定保育士となる資格を有すると認めたときは、国家戦略特別区域限定保育士登録簿に登録し、かつ、当該申請者に第三号様式による国家戦略特別区域限定保育士登録証を交付する。
2　都道府県知事は、前項の審査の結果、当該申請者が国家戦略特別区域限定保育士となる資格を有しないと認めたときは、理由を付し、同項の申請書を当該申請者に返却する。
（書換え交付等の申請書の様式）
第八条　準用児童福祉法施行令第十七条第二項の申請書は、第四号様式によるものとし、準用児童福祉法施行令第十八条第二項の申請書は、第五号様式によるものとする。
（児童福祉法施行規則の準用）
第九条　児童福祉法施行規則第一章の四（第六条の二の二から第六条の八まで、第六条の十、第六条の十七及び第六条の三十一から第六条の三十三までを除く。）の規定は、国家戦略特別区域限定保育士について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第六条の九、第六条の十一第三項、第六条の十二、第六条の十三、第六条の十四第二項及び第六条の三十七	保育士試験	国家戦略特別区域限定保育士試験
第六条の十一第一項	前条第二項各号	内閣府の所管するこども家庭庁関係法令に係る国家戦略特別区域法施行規則（令和五年内閣府令第四十四号。以下「特区法施行規則」という。）第三条第二項各号
	国家戦略特別区域限定保育士試験	保育士試験

［条を削る。］
［条を削る。］
［条を削る。］
［条を削る。］
［条を削る。］

第六条の十一第二項から第四項まで	前条第二項各号	特区法施行規則第三条第二項各号
第六条の十四第一項及び第六条の二十六第二項	保育士試験の	国家戦略特別区域限定保育士試験の
第六条の十五	令第六条	国家戦略特別区域法施行令（平成二十六年政令第九十九号。以下「特区法施行令」という。）第九条において準用する令第六条
第六条の十六	法第十八条の九第一項	特区法第十二条の五第八項において準用する法第十八条の九第一項
	により指定試験機関	により同項に規定する指定試験機関（以下「指定試験機関」という。）
第六条の十九	法第十八条の十第一項（法第十八条の十一第二項の規定により保育士試験委員	特区法第十二条の五第八項において準用する法第十八条の十第一項（特区法第十二条の五第八項において準用する法第十八条の十一第二項の規定により国家戦略特別区域限定保育士試験委員
第六条の二十第一項	法第十八条の十三第一項前段	特区法第十二条の五第八項において準用する法第十八条の十三第一項前段
第六条の二十第二項	法第十八条の十三第一項後段	特区法第十二条の五第八項において準用する法第十八条の十三第一項後段
第六条の二十一	法第十八条の十三第一項	特区法第十二条の五第八項において準用する法第十八条の十三第一項
第六条の二十二	令第八条	特区法施行令第九条において準用する令第八条
第六条の二十三第一項	法第十八条の十四前段	特区法第十二条の五第八項において準用する法第十八条の十四前段

第六条の二十三第二項	法第十八条の十四後段	特区法第十二条の五第八項において準用する法第十八条の十四後段
第六条の二十六第一項	法第十八条の九第一項	特区法第十二条の五第八項において準用する法第十八条の九第一項
第六条の二十八	令第十一条	特区法施行令第九条において準用する令第十一条
第六条の二十九	令第十一条	特区法施行令第九条において準用する令第十一条
	令第十二条	特区法施行令第八条
	令第十四条	特区法施行令第九条において準用する令第十四条
第六条の三十	法第十八条の十八第一項	特区法第十二条の五第八項において準用する法第十八条の十八第一項
第六条の三十第三号	法第十八条の六各号のいずれに該当するかの別及び当該要件に該当するに至つた	特区法第十二条の五第五項の規定により国家戦略特別区域限定保育士となる資格を有することとなつた
第六条の三十第四号	法第十八条の二十の二第一項	特区法第十二条の五第八項において準用する法第十八条の二十の二第一項
第六条の三十三の二	令第十七条第二項	特区法施行令第九条において準用する令第十七条第二項
第六条の三十三の二	住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の十一の規定による機構保存本人確認情報	住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の十から第三十条の十二までの規定による機構保存本人確認情報
第六条の三十四	登録証	国家戦略特別区域限定保育士登録証
第六条の三十四第二号及び第六条の三十四の二	法第十八条の五各号	特区法第十二条の五第四項各号

第六条の三十四の二	第十八条の十九第一項第二号若しくは第三号	特区法第十二条の五第八項において準用する法第十八条の十九第一項第二号若しくは第三号
	法第十八条の二十一若しくは法第十八条の二十二	特区法第十二条の五第八項において準用する法第十八条の二十一若しくは法第十八条の二十二
第六条の三十五	法第十八条の十九第一項	特区法第十二条の五第八項において準用する法第十八条の十九第一項
第六条の三十六	法第十八条の十九第一項	特区法第十二条の五第八項において準用する法第十八条の十九第一項
	令第十七条第一項	特区法施行令第九条において準用する令第十七条第一項
	保育士登録簿	国家戦略特別区域限定保育士登録簿

［条を削る。］

［条を削る。］

（読替規定）

第十条　法第十二条の五第十二項の規定により試験実施指定都市の長が国家戦略特別区域限定保育士試験を行う場合における第三条第四項、第四条第一項、第七条及び前条の規定の適用については、第三条第四項、第四条第一項及び第七条中「都道府県知事」とあるのは「試験実施指定都市の長」と、前条中「次の」とあるのは「同令第六条の九第四号中「都道府県知事」とあるのは「特区法第十二条の五第十二項に規定する試験実施指定都市（以下単に「試験実施指定都市」という。）の長」と、同令第六条の十一から第六条の十六まで、第六条の十八から第六条の二十まで、第六条の二十三、第六条の二十五から第六条の二十九まで及び第六条の三十三の二から第六条の三十七まで中「都道府県知事」とあるのは「試験実施指定都市の長」と、同令第六条の二十六第一項中「、都道府県」とあるのは「、試験実施指定都市」と読み替えるものとするほか、次の」とする。

（試験実施指定都市における試験実施）

第十一条　試験実施指定都市の長は、当該試験実施指定都市の長の管轄区域を管轄する都道府県知事が保育士試験を年二回以上行う場合又は国家戦略特別区域限定保育士試験を行う場合を除き、法第十二条の五第十二項の規定により認定区域計画に法第八条第二項に掲げる事項として、当該都道府県知事と当該試験実施指定都市の長の合意により期間を定めて当該期間内は当該試験実施指定都市の長が国家戦略特別区域限定保育士試験を行う旨が定められているときは、国家戦略特別区域限定保育士試験を実施するものとする。

［条を削る。］

附　則

［条を削る。］

（令第十二条の内閣府令で定める事項）

第十二条　令第十二条の内閣府令で定める事項は、次のとおりとする。

一　登録番号及び登録年月日

二　本籍地都道府県名（日本国籍を有しない者については、その国籍）

三　国家戦略特別区域限定保育士となる資格を有することとなった年月

附　則

（経過措置）

第三条　この府令の施行の際現にあるこども家庭庁設置法等の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（令和五年厚生労働省令第四十八号）第五十四条の規定による改正前の厚生労働省関係国家戦略特別区域法施行規則（平成二十六年厚生労働省令第三十三号。以下「旧規則」という。）に基づく第一号様式、第二号様式、第三号様式、第四号様式及び第五号様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この府令による様式によるものとみなす。

2　この府令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

3　第九条において準用する児童福祉法施行規則第六条の三十第四号の規定は、この府令の施行の日（以下「施行日」という。）以後の行為により法第十二条の五第八項において準用する児童福祉法第十八条の二十の二第一項各号に該当する者について適用し、施行日前の行為により同項各号に該当する者については、適用しない。

4　第二号様式は、施行日以後に提出される登録の申請書について適用し、施行日前に提出された登録の申請書については、旧規則に基づく第二号様式を使用するものとする。

5　前項の規定にかかわらず、施行日前の行為により法第十二条の五第四項（第一号を除く。）又は法第十二条の五第八項において準用する児童福祉法第十八条の二十の二第一項各号に該当する者の登録の申請書については、旧規則に基づく第二号様式を使用するものとする。

6　児童福祉法施行規則及び厚生労働省関係国家戦略特別区域法施行規則の一部を改正する省令（平成三十年厚生労働省令第六十四号。以下「改正省令」という。）の施行前に、改正省令による改正前の厚生労働省関係国家戦略特別区域法施行規則第一条の二第二項第三号に掲げる科目に合格した者は、その合格の年に第三条第二項第三号に掲げる科目に合格したものとみなす。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

第一号様式から第五号様式までを削る。

附　則

（施行期日）

第一条　この府令は、令和七年十月一日から施行する。

（内閣府の所管するこども家庭庁関係法令に係る国家戦略特別区域法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第二条　児童福祉法等の一部を改正する法律（以下この条において「令和七年改正法」という。）附則第十四条に規定する施行日前国家戦略特別区域法第十二条の五第六項（同条第十二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により令和七年改正法の施行の日前に実施された令和七年改正法附則第十四条に規定する国家戦略特別区域限定保育士試験又は令和七年改正法附則第十四条の規定によりなお従前の例により同日以後に実施された同条に規定する国家戦略特別区域限定保育士試験に合格した者（以下この条において「旧試験合格者」という。）及びこれらの国家戦略特別区域限定保育士試験に係る同条に規定する特区地方公共団体については、第四条の規定による改正前の内閣府の所管することも家庭庁関係法令に係る国家戦略特別区域法施行規則（以下この条において「施行日前内閣府の所管することも家庭庁関係法令に係る国家戦略特別区域法施行規則」という。）第二条、第六条、第七条（同令第十条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第八条、第十二条、附則第三条及び第二号様式から第五号様式まで並びに準用旧児童福祉法施行規則（施行日前内閣府の所管することも家庭庁関係法令に係る国家戦略特別区域法施行規則第九条（同令第十条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）において読み替えて準用する第一条の規定による改正前の児童福祉法施行規則をいう。）第六条の三十及び第六条の三十三の二から第六条の三十七までの規定は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

施行日前内閣府の所管するこども家庭庁関係法令に係る国家戦略特別区域法施行規則第二条	法第十二条の五第四項第一号	児童福祉法等の一部を改正する法律（令和七年法律第二十九号）附則第十五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第十二条の規定による改正前の法（以下「施行日前国家戦略特別区域法」という。）第十二条の五第四項第一号
施行日前内閣府の所管するこども家庭庁関係法令に係る国家戦略特別区域法施行規則第六条	令第九条において準用する児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号。次条及び第八条において「準用児童福祉法施行令」という。）	児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和七年政令第三百三十七号。以下「整備政令」という。）附則第四条の規定によりなおその効力を有するものとされる同条に規定する準用旧児童福祉法施行令（以下「準用旧児童福祉法施行令」という。）
施行日前内閣府の所管するこども家庭庁関係法令に係る国家戦略特別区域法施行規則第七条第一項及び第八条	準用児童福祉法施行令	準用旧児童福祉法施行令
施行日前内閣府の所管するこども家庭庁関係法令に係る国家戦略特別区域法施行規則第十二条	令	整備政令附則第四条の規定によりなおその効力を有するものとされる同条に規定する旧特区法施行令
施行日前内閣府の所管するこども家庭庁関係法令に係る国家戦略特別区域法施行規則附則第三条第三項	法第十二条の五第八項において準用する児童福祉法	児童福祉法等の一部を改正する法律附則第十五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同条に規定する準用旧児童福祉法（以下「準用旧児童福祉法」という。）
施行日前内閣府の所管するこども家庭庁関係法令に係る国家戦略特別区域法施行規則附則第三条第五項	法第十二条の五第四項（第一号を除く。）	施行日前国家戦略特別区域法第十二条の五第四項（第一号を除く。）
施行日前内閣府の所管するこども家庭庁関係法令に係る国家戦略特別区域法施行規則第二号様式	法第十二条の五第八項において準用する児童福祉法	準用旧児童福祉法
	国籍	国籍等
	禁錮	拘禁刑
	国家戦略特別区域法（以下「法」という。）	児童福祉法等の一部を改正する法律（令和７年法律第29号。以下「令和７年改正法」という。）附則第15条第１項の規定によりなおその効力を有するものとされる令和７年改正法附則第14条第１項に規定する施行日前国家戦略特別区域法
	第12条の５第15項若しくは第17項から第19項までの規定	第12条の５第15項若しくは第19項若しくは令和７年改正法附則第20条の規定によりなお従前の例によることとされる法第12条の５第17項若しくは第18項の規定
	法第12条の５第８項において準用する児童福祉法第18条の19第１項第２号若しくは第３号又は第２項の規定	令和７年改正法附則第15条第１項に規定する準用旧児童福祉法第18条の19第１項第２号若しくは第３号又は第２項の規定
	第18条の19第１項第２号若しくは第３号又は第２項の規定	第18条の19第１項第２号、第３号若しくは第２項の規定
	国家戦略特別区域法施行令第９条において準用する児童福祉法施行令	児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和７年政令第337号）附則第４条の規定によりなおその効力を有するものとされる同条に規定する準用旧児童福祉法施行令
施行日前内閣府の所管するこども家庭庁関係法令に係る国家戦略特別区域法施行規則第三号様式	国籍	国籍等
	国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）	児童福祉法等の一部を改正する法律（令和７年法律第29号）附則第14条第１項に規定する施行日前国家戦略特別区域法
	保育士の登録	保育士登録
	の規定による登録	の規定による保育士登録

施行日前内閣府の所管するこども家庭庁関係法令に係る国家戦略特別区域法施行規則第四号様式及び第五号様式	国家戦略特別区域法第12条の５第８項において準用する児童福祉法 国家戦略特別区域法施行令第９条において準用する児童福祉法施行令	児童福祉法等の一部を改正する法律（令和７年法律第29号）附則第15条第１項に規定する準用旧児童福祉法 児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和７年政令第337号）附則第４条の規定によりなおその効力を有するものとされる同条に規定する準用旧児童福祉法施行令
準用旧児童福祉法施行規則第六条の三十	特区法第十二条の五第八項において準用する法	児童福祉法等の一部を改正する法律（令和七年法律第二十九号。以下「令和七年改正法」という。）附則第十五条の規定によりなおその効力を有するものとされる同条に規定する準用旧児童福祉法（以下「準用旧児童福祉法」という。）
準用旧児童福祉法施行規則第六条の三十第二号	国籍	国籍等
準用旧児童福祉法施行規則第六条の三十第三号	特区法	令和七年改正法附則第十五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第十二条の規定による改正前の国家戦略特別区域法（以下「施行日前国家戦略特別区域法」という。）
準用旧児童福祉法施行規則第六条の三十第四号及び第六条の三十四の二第二項	特区法	施行日前国家戦略特別区域法
準用旧児童福祉法施行規則第六条の三十三の二	特区法施行令第九条において準用する令	児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和七年政令第三百三十七号）附則第四条の規定によりなおその効力を有するものとされる同条に規定する準用旧児童福祉法施行令（以下第六条の三十六において「準用旧児童福祉法施行令」という。）
準用旧児童福祉法施行規則第六条の三十四第二号	法第十八条の五第一号	施行日前国家戦略特別区域法第十二条の五第四項第一号
準用旧児童福祉法施行規則第六条の三十四第三号	法第十八条の五第二号、第三号又は第五号	施行日前国家戦略特別区域法第十二条の五第四項第二号、第三号又は第五号
準用旧児童福祉法施行規則第六条の三十四の二	特区法第十二条の五第四項各号	施行日前国家戦略特別区域法第十二条の五各号
	特区法第十二条の五第八項において準用する法	準用旧児童福祉法
	法第十八条の二十二	第十八条の二十二
準用旧児童福祉法施行規則第六条の三十五及び第六条の三十六	特区法第十二条の五第八項において準用する法	準用旧児童福祉法
準用旧児童福祉法施行規則第六条の三十六	第六条の三十四	児童福祉法施行規則等の一部を改正する内閣府令（令和七年内閣府令第八十四号）附則第二条によりなおその効力を有するものとされる同条に規定する準用旧児童福祉法施行規則第六条の三十四
	特区法施行令第九条において準用する令	準用旧児童福祉法施行令

（様式に関する経過措置）

第三条　この府令の施行の際現にあるこの府令による改正前又は廃止前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この府令による改正後の様式によるものとみなす。

２　この府令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

府令・省令

○内閣府・文部科学省令第四号

児童福祉法等の一部を改正する法律（令和七年法律第二十九号）の施行に伴い、及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第十五条第六項、第二十七条の六第一項及び第二十七条の七の規定に基づき、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和七年九月二十六日

内閣総理大臣　石破　茂
文部科学大臣　阿部　俊子

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則の一部を改正する命令

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則（平成二十六年文部科学省令第二号）の一部を次のように改正する。

内閣府
厚生労働省

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した条を加える。

改正後	改正前
（幼保連携型認定こども園の園長の資格） **第十二条**　園長の資格は、教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）による教諭の専修免許状又は一種免許状を有し、児童福祉法第十八条の十八第三項に規定する保育士登録（同法第十八条の二十七第一項に規定する認定地方公共団体の区域内又は児童福祉法等の一部を改正する法律（令和七年法律第二十九号。以下この条において「改正法」という。）附則第十二条の規定による改正前の国家戦略特別区域法第十二条の五第三項に規定する事業実施区域であった区域内にある幼保連携型認定こども園にあっては、児童福祉法第十八条の十八第三項に規定する保育士登録、当該認定地方公共団体の区域に係る同法第十八条の二十八第二項に規定する地域限定保育士登録又は当該事業実施区域であった区域に係る改正法附則第十五条第三項に規定する旧国家戦略特別区域限定保育士登録）を受けており、かつ、次に掲げる職に五年以上あることとする。 ［一～十六　略］ （法第二十七条の六第一項の主務省令で定める事項） **第二十七条の二**　法第二十七条の六第一項の主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。 一　法第二十七条の四第二項の一般通告、同条第六項の園児届出又は法第二十七条の五第一項の規定による通知の対象である入園児虐待（法第二十七条の二第一項に規定する入園児虐待をいう。以下この条及び次条第一項において同じ。）に係る幼保連携型認定こども園の名称及び所在地 二　入園児虐待を受けた又は受けたと思われる園児の性別、年齢及びその他の心身の状況 三　入園児虐待の種別、内容及び発生要因 四　入園児虐待を行った職員等（法第二十七条の二第一項に規定する職員等をいう。次条第一項において同じ。）の氏名、生年月日及び職種 五　所管行政庁が講じた措置の内容 六　入園児虐待が行われた幼保連携型認定こども園において改善措置が採られている場合にはその内容 （法第二十七条の七の主務省令で定める事項等） **第二十七条の三**　法第二十七条の七の主務省令で定める事項は、入園児虐待を行った職員等の職種とする。 ２　法第二十七条の七第二項の規定による公表は、こども家庭庁、文部科学省及び都道府県のウェブサイトへの掲載により行うものとする。	（幼保連携型認定こども園の園長の資格） **第十二条**　園長の資格は、教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）による教諭の専修免許状又は一種免許状を有し、かつ、児童福祉法第十八条の十八第一項（国家戦略特別区域法第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある幼保連携型認定こども園にあっては、同条第八項において準用する場合を含む。）の登録を受けており、及び、次に掲げる職に五年以上あることとする。 ［一～十六　同上］ ［条を加える。］ ［条を加える。］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この命令は、令和七年十月一日から施行する。

○財務省令第六十一号

民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和五年法律第五十三号）の施行に伴い、及び国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和三十一年政令第三百三十七号）第四十一条の規定に基づき、債権管理事務取扱規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年九月二十六日

財務大臣　加藤　勝信

債権管理事務取扱規則の一部を改正する省令

債権管理事務取扱規則（昭和三十一年大蔵省令第八十六号）の一部を次のように改正する。

別紙第七号書式を次のように改める。

別紙第７号書式

履行延期承認通知書

年　月　日

（債務者の氏名又は名称）　殿

（歳入徴収官等）

（官職　氏　名）

年　月　日付履行延期申請書によつて申請のあつた下記の債権に関する履行期限の延長については、同申請書の内容に下記の条件を附して承認します。

記

1.　債権の概要

⑴　債務者の住所及び氏名又は名称

⑵　債権金額

⑶　債権の発生原因

2.　承認の条件

⑴　担保物件のうち　　については、供託の手続をした上、　年　月　日までに供託書正本を提出して下さい。

⑵　担保物件のうち　　については、抵当権の設定の登記又は登録をする必要がありますから抵当権の登記原因又は登録原因を証明する書面及び登記又は登録についての承諾書を　年　月　日までに提出して下さい。

⑶　保証人の債務保証書を　年　月　日までに提出して下さい。なお、保証契約を締結する必要がありますので、保証人が　年　月　日までに（又は　年　月　日において）官公署の作成した印鑑証明書その他本人であることを証明するに足りる確実な証明書及び印鑑を持参の上当庁又は　に出頭するよう取り計らつて下さい。

⑷　この債権について公正証書を作成する必要がありますので、　年　月　日までに（又は　年　月　日において）官公署の作成した印鑑証明書その他本人であることを証明するに足るこれに準ずべき確実な証明書及び印鑑を持参の上、当庁又は　に出頭して下さい。

上記の方法に代えて、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができる方法によって行うことができます。

⑸　年　月　日までに債務証書を提出して下さい。

⑹　債務者が上記の期日又は期限までに上記の措置をとらなかつたときは、国はこの承認を取り消すことがあります。

⑺　（その他各省各庁の長が定める事項）

備考　第６号書式備考は、本書式に準用する。

附　則

この省令は、令和七年十月一日から施行する。

省令

○文部科学省令第二十五号

児童福祉法等の一部を改正する法律（令和七年法律第二十九号）の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、学校教育法施行規則及び文部科学省関係構造改革特別区域法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年九月二十六日

文部科学大臣　阿部　俊子

学校教育法施行規則及び文部科学省関係構造改革特別区域法施行規則の一部を改正する省令

（学校教育法施行規則の一部改正）

第一条　学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
第三十八条の二　学校教育法第二十八条第二項（同法第八十二条において準用する場合を含む。）において読み替えて準用する就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（以下この条及び次条において「準用認定こども園法」という。）第二十七条の六第一項の文部科学省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。	［条を加える。］
一　準用認定こども園法第二十七条の四第二項の一般通告、同条第六項の園児届出又は準用認定こども園法第二十七条の五第一項の規定による通知の対象である入園児虐待（準用認定こども園法第二十七条の二第一項に規定する入園児虐待をいう。以下この条及び次条第一項において同じ。）に係る幼稚園又は特別支援学校の幼稚部の名称及び所在地	
二　入園児虐待を受けた又は受けたと思われる園児（準用認定こども園法第二十七条の二第一項に規定する園児をいう。）の性別、年齢及びその他の心身の状況	
三　入園児虐待の種別、内容及び発生要因	
四　入園児虐待を行つた職員等（準用認定こども園法第二十七条の二第一項に規定する職員等をいう。次条第一項において同じ。）の氏名、生年月日及び職種	
五　所管行政庁（準用認定こども園法第二十七条の二第二項に規定する所管行政庁をいう。）が講じた措置の内容	
六　入園児虐待が行われた幼稚園又は特別支援学校の幼稚部において改善措置が採られている場合にはその内容	
第三十八条の三　準用認定こども園法第二十七条の七の文部科学省令で定める事項は、入園児虐待を行つた職員等の職種とする。	［条を加える。］
2　準用認定こども園法第二十七条の七第二項の規定による公表は、文部科学省及び都道府県のウェブサイトへの掲載により行うものとする。	

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体を付した傍線は注記である。

（文部科学省関係構造改革特別区域法施行規則の一部改正）

第二条　文部科学省関係構造改革特別区域法施行規則（平成十五年文部科学省令第十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後			
第三条　学校設置会社に関する次の表の第一欄に掲げる文部科学省令の適用については、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。			
学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）	［略］	［略］	［略］
第十八条		都道府県知事	都道府県知事（学校設置会社にあつては、構造改革特別区域法第十

改正前			
第三条　学校設置会社に関する次の表の第一欄に掲げる文部科学省令の適用については、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。			
学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）	［同上］	［同上］	［同上］
第十八条		都道府県知事	都道府県知事（学校設置会社にあつては、構造改革特別区域法第十

			二条第一項の規定による認定を受けた地方公共団体の長。次条及び第二十七条において同じ。）
［略］			
	第三十八条の二	学校教育法	構造改革特別区域法第十二条第一項の規定により読み替えて適用する学校教育法
［略］	［略］	［略］	［略］

第六条　学校設置非営利法人に関する次の表の第一欄に掲げる文部科学省令の適用については、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。

学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）	［略］	［略］	［略］
	第十八条	都道府県知事	都道府県知事（学校設置非営利法人にあつては、構造改革特別区域法第十三条第一項の規定による認定を受けた地方公共団体の長。次条及び第二十七条において同じ。）
	第三十八条の二	学校教育法	構造改革特別区域法第十三条第一項の規定により読み替えて適用する学校教育法
［略］	［略］	［略］	［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

			二条第一項の規定による認定を受けた地方公共団体の長。次条及び第二十七条において同じ。）
［同上］			
	第三十八条の二	学校教育法	構造改革特別区域法第十二条第一項の規定により読み替えて適用する学校教育法
［同上］	［同上］	［同上］	［同上］

第六条　学校設置非営利法人に関する次の表の第一欄に掲げる文部科学省令の適用については、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。

学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）	［同上］	［同上］	［同上］
	第十八条	都道府県知事	都道府県知事（学校設置非営利法人にあつては、構造改革特別区域法第十三条第一項の規定による認定を受けた地方公共団体の長。次条及び第二十七条において同じ。）
［同上］	［同上］	［同上］	［同上］

附　則

この省令は、令和七年十月一日から施行する。

○経済産業省令第六十三号

航空機製造事業法（昭和二十七年法律第二百三十七号）第二条の二及び第二条の三第一項第三号の規定に基づき、航空機製造事業法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年九月二十六日

経済産業大臣　武藤　容治

航空機製造事業法施行規則の一部を改正する省令

航空機製造事業法施行規則（昭和二十九年通商産業省令第五十二号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（事業の区分）	（事業の区分）
第五条　法第二条の二の経済産業省令で定める事業の区分は、次の通りとする。	**第五条**　法第二条の二の経済産業省令で定める事業の区分は、次の通りとする。
一・二　（略）	一・二　（略）

三　航空機用原動機の修理の事業の区分は、次に掲げる航空機用原動機の区分に応ずる区分とする。

イ～ニ　（略）

ホ　電動機

四～八　（略）

別表第一（第七条関係）

区分	特定設備
（略）	工作のための設備
	（略）
ターボ・ジェット発動機、ターボ・プロップ発動機又はターボ・シャフト発動機の修理	検査のための設備
	（略）
電動機の製造	ねじ研削盤
	歯車研削盤
	ブローチ盤
	治具中ぐり盤
	自動温度調整装置付熱処理設備
	点溶接機
	シーム溶接機
	電子ビーム溶接機
	レーザー溶接機
	放電加工機
	電解加工機
	はんだ付け用の機器
	着磁装置
	自動温度調整装置付熱処理設備
	着磁装置
電動機の修理	磁気探傷装置
	蛍光探傷装置
	放射線探傷装置又は超音波探傷装置
	歯車検査機
	翼型検査器
	動的釣合い試験機
	運転試験装置
	磁気・磁性体測定器
	耐電圧試験装置
	部分放電試験装置
	（略）
	（略）
固体ロケット発動機の製造	（略）
（略）	（略）

三　航空機用原動機の修理の事業の区分は、次に掲げる航空機用原動機の区分に応ずる区分とする。

イ～ニ　（略）

（新設）

四～八　（略）

別表第一（第七条関係）

区分	特定設備
（略）	工作のための設備
	（略）
ターボ・ジェット発動機、ターボ・プロップ発動機又はターボ・シャフト発動機の修理	検査のための設備
（新設）	（略）
	（新設）
（新設）	（新設）
	（略）
固体ロケット発動機の製造	（略）
（略）	（略）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○国土交通省令第九十二号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第四十一条第一項（同法第九十九条において準用する場合を含む。）、第四十四条、第七十五条の三第八項及び第百四条の規定に基づき、道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年九月二十六日

国土交通大臣臨時代理
国務大臣　坂井　学

道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令

（道路運送車両の保安基準の一部改正）

第一条　道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（速度計等） **第四十六条**　（略） ２　自動車（カタピラ及びそりを有する軽自動車、最高速度二十キロメートル毎時未満の自動車及び被牽引自動車を除く。）には、運転者が運転者席において容易に走行距離を確認でき、かつ、平坦な舗装路面での走行時において著しい誤差がないものとして、表示、取付位置、精度等に関し告示で定める基準に適合する走行距離計を備えなければならない。ただし、最高速度三十五キロメートル毎時未満の大型特殊自動車及び農耕作業用小型特殊自動車にあつては、原動機運転時間計をもつて走行距離計に代えることができる。 （速度計等） **第六十五条の二**　（略） ２　一般原動機付自転車（付随車を除く。）には、運転者が運転者席において容易に走行距離を確認でき、かつ、平坦な舗装路面での走行時において著しい誤差がないものとして、表示、取付位置、精度等に関し告示で定める基準に適合する走行距離計を備えなければならない。	（速度計等） **第四十六条**　（略） ２　自動車（カタピラ及びそりを有する軽自動車、最高速度二十キロメートル毎時未満の自動車及び被牽引自動車を除く。）には、運転者が運転者席において容易に走行距離を確認できるものとして、表示、取付位置等に関し告示で定める基準に適合する走行距離計を備えなければならない。ただし、最高速度三十五キロメートル毎時未満の大型特殊自動車及び農耕作業用小型特殊自動車にあつては、原動機運転時間計をもつて走行距離計に代えることができる。 （速度計） **第六十五条の二**　（略） （新設）

（装置型式指定規則の一部改正）

第二条　装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（指定を受けたものとみなす特定装置） **第五条**　法第七十五条の三第八項の国土交通省令で定める特定装置は、次の表の上欄に掲げるものとし、同項の認定その他の証明は、同表の上欄に掲げる特定装置の種類に応じ、国土交通大臣が告示で定める国が、車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る調和された技術上の国際連合規則の諸採択並びにこれらの国際連合の諸規則に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定に附属する同表の下欄に掲げる規則に基づき行う認定によるものとする。	（指定を受けたものとみなす特定装置） **第五条**　法第七十五条の三第八項の国土交通省令で定める特定装置は、次の表の上欄に掲げるものとし、同項の認定その他の証明は、同表の上欄に掲げる特定装置の種類に応じ、国土交通大臣が告示で定める国が、車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る調和された技術上の国際連合規則の諸採択並びにこれらの国際連合の諸規則に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定に附属する同表の下欄に掲げる規則に基づき行う認定によるものとする。

特定装置の種類	規則番号
一　第二条第一号の自動車駆動用出力装置	第八十五号 第百七十七号

特定装置の種類	規則番号
一　第二条第一号の自動車駆動用出力装置	第八十五号

（道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令の一部改正）

第三条　道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令（令和二年国土交通省令第七十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	
一の二～三の六　（略）	（略）
三の七　第二条第三号の七のかじ取装置	第七十九号第四改訂版 第百七十一号改訂版
三の八～五　（略）	（略）
五の二　第二条第五号の二の制動装置	第十三H号第二改訂版 第十三号第十五改訂版
五の三　第二条第五号の三の制動装置	第十三号第十五改訂版
五の四～五の十六　（略）	（略）
五の十七　第二条第五号の十七の原動機用蓄電池	第百号第五改訂版
五の十八　第二条第五号の十八の感電防止装置	第百三十六号改訂版
五の十九～三十八　（略）	（略）
三十九　第二条第四十五号の速度計及び走行距離計	第三十九号第二改訂版
四十～四十二　（略）	（略）
2・3　（略）	

附　則

（経過措置）

第二条　（略）

2　（略）

3　旧規則第五条の表第五号の五下欄に掲げる規則に基づき行われた認定（令和六年六月三十日以前に行われたものに限る。）であって、この省令による改正に係る事項の認定は、令和八年八月三十一日までの間は、新規則第五条の表第五号の五下欄に掲げる規則に基づき行われた認定とみなす。

改正前	
一の二～三の六　（略）	（略）
三の七　第二条第三号の七のかじ取装置	第七十九号第四改訂版 第百七十一号
三の八～五　（略）	（略）
五の二　第二条第五号の二の制動装置	第十三H号第二改訂版 第十三号第十四改訂版
五の三　第二条第五号の三の制動装置	第十三号第十四改訂版
五の四～五の十六　（略）	（略）
五の十七　第二条第五号の十七の原動機用蓄電池	第百号第四改訂版
五の十八　第二条第五号の十八の感電防止装置	第百三十六号改訂版
五の十九～三十八　（略）	（略）
三十九　第二条第四十五号の速度計及び走行距離計	第三十九号改訂版
四十～四十二　（略）	（略）
2・3　（略）	

附　則

（経過措置）

第二条　（略）

2　（略）

3　旧規則第五条の表第五号の五下欄に掲げる規則に基づき行われた認定は、新規則第五条の表第五号の五下欄に掲げる規則に基づき行われた認定とみなす。

4　旧規則第五条の表第五号の五下欄に掲げる規則に基づき行われた認定であって、この省令による改正に係る事項の認定以外に係るものは、新規則第五条の表第五号の五下欄に掲げる規則に基づき行われた認定とみなす。

5・6　（略）

（道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令の一部改正）

第四条　道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令（令和三年国土交通省令第五十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
附　則 （経過措置） **第二条**　（略） 2～4　（略） 5　旧規則第五条の表第五号の五下欄に掲げる規則に基づき行われた認定（令和六年六月三十日以前に行われたものに限る。）であって、この省令による改正に係る事項の認定は、令和八年八月三十一日までの間は、新規則第五条の表第五号の五下欄に掲げる規則に基づき行われた認定とみなす。 6～8　（略）	**附　則** （経過措置） **第二条**　（略） 2～4　（略） 5　旧規則第五条の表第五号の五下欄に掲げる規則に基づき行われた認定（令和六年六月三十日以前に行われたものに限る。）であって、この省令による改正に係る事項の認定は、令和八年六月三十日までの間は、新規則第五条の表第五号の五下欄に掲げる規則に基づき行われた認定とみなす。 6～8　（略）

（道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令の一部改正）

第五条　道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令（令和四年国土交通省令第五十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
附　則 （経過措置） **第二条**　（略） 2～4　（略） 5　旧規則第五条の表第四十号下欄に掲げる規則に基づき行われた認定（令和六年六月三十日以前に行われたものに限る。）であって、この省令による改正に係る事項の認定は、令和八年八月三十一日までの間は、新規則第五条の表第四十号下欄に掲げる規則に基づき行われた認定とみなす。	**附　則** （経過措置） **第二条**　（略） 2～4　（略） 5　旧規則第五条の表第四十号下欄に掲げる規則に基づき行われた認定（令和六年六月三十日以前に行われたものに限る。）であって、この省令による改正に係る事項の認定は、令和八年六月三十日までの間は、新規則第五条の表第四十号下欄に掲げる規則に基づき行われた認定とみなす。

（道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令の一部改正）

第六条　道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令（令和五年国土交通省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
附　則 （経過措置） **第二条**　第三条の規定（前条第三号に掲げる改正規定を除く。以下この条において同じ。）による改正前の装置型式指定規則（以下この条において「旧規則」という。）第五条の表第二号の二下欄に掲げる第百十七号第二改訂版に基づき行われた認定（令和六年七月六日以前に行われたも	（新設）
附　則 （経過措置） **第二条**　第三条の規定（前条第三号に掲げる改正規定を除く。以下この条において同じ。）による改正前の装置型式指定規則（以下この条において「旧規則」という。）第五条の表第二号の二下欄に掲げる第百十七号第二改訂版に基づき行われた認定（令和六年七月六日以前に行われたも	

のに限る。）は、令和九年八月三十一日までの間は、第三条の規定による改正後の装置型式指定規則（以下この条において「新規則」という。）第五条の表第二号の二下欄に掲げる第百十七号第三改訂版に基づき行われた認定とみなす。

２～５　（略）

６　旧規則第五条の表第六号の六下欄に掲げる第百二十七号第二改訂版に基づき行われた認定（令和六年七月六日以前に行われたものに限る。）は、令和八年八月三十一日までの間は、新規則第五条の表第六号の六下欄に掲げる第百二十七号第三改訂版に基づき行われた認定とみなす。

７～10　（略）

（道路運送車両の保安基準及び装置型式指定規則の一部を改正する省令の一部改正）

第七条　道路運送車両の保安基準及び装置型式指定規則の一部を改正する省令（令和五年国土交通省令第七十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
附　則 （経過措置） **第二条**　この省令（前条ただし書に規定する改正規定を除く。以下この条において同じ。）による改正前の装置型式指定規則（以下この条において「旧規則」という。）第五条の表第二号の二下欄に掲げる第百十七号第三改訂版に基づき行われた認定（令和六年七月六日以前に行われたものに限る。）は、令和九年八月三十一日までの間、この省令による改正後の装置型式指定規則（以下この条において「新規則」という。）第五条第一項の表第二号の二下欄に掲げる第百十七号第四改訂版に基づき行われた認定とみなす。 ２～４　（略） ５　新規則第五条第二項の規定は、同条第一項の表中第二号の二下欄に掲げる第百十七号第四改訂版に基づき行われた認定（令和六年七月六日以前に行われたものに限る。）については、令和九年八月三十一日まで、同表中第三号下欄に掲げる第百十七号第四改訂版に基づき行われた認定（令和六年七月六日以前に行われたものに限る。）については、令和十一年八月三十一日までは、適用しない。 ６　（略）	**附　則** （経過措置） **第二条**　この省令（前条ただし書に規定する改正規定を除く。以下この条において同じ。）による改正前の装置型式指定規則（以下この条において「旧規則」という。）第五条の表第二号の二下欄に掲げる第百十七号第三改訂版に基づき行われた認定（令和六年七月六日以前に行われたものに限る。）は、令和九年七月六日までの間、この省令による改正後の装置型式指定規則（以下この条において「新規則」という。）第五条第一項の表第二号の二下欄に掲げる第百十七号第四改訂版に基づき行われた認定とみなす。 ２～４　（略） ５　新規則第五条第二項の規定は、同条第一項の表中第二号の二下欄に掲げる第百十七号第四改訂版に基づき行われた認定（令和六年七月六日以前に行われたものに限る。）については、令和九年七月六日まで、同表中第三号下欄に掲げる第百十七号第四改訂版に基づき行われた認定（令和六年七月六日以前に行われたものに限る。）については、令和十一年八月三十一日までは、適用しない。 ６　（略）

（装置型式指定規則等の一部を改正する省令の一部改正）

第八条　装置型式指定規則等の一部を改正する省令（令和六年国土交通省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
附　則 （経過措置） **第二条**　車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る調和された技術上の国際連合規則の諸採択並びにこれらの国際連合の諸規則に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定（以下「協定」という。）に附属する規則第百五十四号（レベル一Ａに係る部分を除く。）及び第百五十四号改訂版に基づき行われた認定（軽油を燃料とする自動車に備える次に掲げる装置に係るもの（令和五年九月三十日以前に行われたものに限る。）に限る。）は、令和八年八月三十一日までの間は、それぞれ第一条の規定による改正後の装	**附　則** （経過措置） **第二条**　車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る調和された技術上の国際連合規則の諸採択並びにこれらの国際連合の諸規則に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定（以下「協定」という。）に附属する規則第百五十四号（レベル一Ａに係る部分を除く。）及び第百五十四号改訂版に基づき行われた認定（軽油を燃料とする自動車に備える次に掲げる装置に係るもの（令和五年九月三十日以前に行われたものに限る。）に限る。）は、令和七年九月三十日までの間は、それぞれ第一条の規定による改正後の装置

置型式指定規則（以下この条において「新規則」という。）第五条第一項の表第一号の二から第一号の七までの下欄に掲げる第百五十四号第二改訂版（レベル一Ａに係る部分を除く。）及び第百五十四号第三改訂版に基づき行われた認定とみなす。

一・二　（略）

２　協定に附属する規則第百五十四号（レベル一Ａに係る部分を除く。）及び第百五十四号改訂版に基づき行われた認定（次に掲げる装置に係るもの（令和六年九月三十日以前に行われたものに限る。）に限る。）は、令和九年八月三十一日までの間は、それぞれ新規則第五条第一項の表第一号の二から第一号の七までの下欄に掲げる第百五十四号第二改訂版（レベル一Ａに係る部分を除く。）及び第百五十四号第三改訂版に基づき行われた認定とみなす。

一～六　（略）

３～６　（略）

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。ただし、第二条中装置型式指定規則第五条第一項の表第一号の改正規定は、令和七年九月二十七日から施行する。

（経過措置）

第二条　第二条の規定による改正前の装置型式指定規則（以下この条において「旧規則」という。）第五条第一項の表第三号の七下欄に掲げる第百七十一号に基づき行われた認定（令和十一年八月三十一日以前に行われたものに限る。）は、令和十三年八月三十一日までの間は、第二条の規定による改正後の装置型式指定規則（以下この条において「新規則」という。）第五条第一項の表第三号の七下欄に掲げる第百七十一号改訂版に基づき行われた認定とみなす。

２　旧規則第五条第一項の表第五号の二下欄に掲げる第十三号第十四改訂版に基づき行われた認定は、当分の間、新規則第五条第一項の表第五号の二下欄に掲げる第十三号第十五改訂版に基づき行われた認定とみなす。

３　旧規則第五条第一項の表第五号の三下欄に掲げる第十三号第十四改訂版に基づき行われた認定（貨物の運送の用に供する自動車（車両総重量が十トンを超える被牽引自動車を牽引することができるものに限る。次項において同じ。）であって、車両総重量が十二トンを超えるものに備える制動装置に係るもの（令和十二年八月三十一日以前に行われたものに限る。）に限る。）は、令和十四年八月三十一日までの間は、新規則第五条第一項の表第五号の三下欄に掲げる第十三号第十五改訂版に基づき行われた認定とみなす。

４　旧規則第五条第一項の表第五号の三下欄に掲げる第十三号第十四改訂版に基づき行われた認定（貨物の運送の用に供する自動車であって、車両総重量が十二トンを超えるものに備える制動装置に係るものを除く。）は、当分の間、新規則第五条第一項の表第五号の三下欄に掲げる第十三号第十五改訂版に基づき行われた認定とみなす。

５　旧規則第五条第一項の表第五号の十七及び第五号の十八下欄に掲げる第百号第四改訂版に基づき行われた認定（令和九年八月三十一日以前に行われたものに限る。）は、令和十二年八月三十一日までの間は、新規則第五条第一項の表第五号の十七及び第五号の十八下欄に掲げる第百号第五改訂版に基づき行われた認定とみなす。

６　旧規則第五条第一項の表第三十九号下欄に掲げる第三十九号改訂版に基づき行われた認定（令和十年八月三十一日以前に行われたものに限る。）は、令和十二年八月三十一日までの間は、新規則第五条第一項の表第三十九号下欄に掲げる第三十九号第二改訂版に基づき行われた認定とみなす。

○国土交通省令第九十三号

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律（令和六年法律第四十二号）の施行に伴い、並びに育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第六十条第二項の規定により読み替えて適用される同法第五条第二項及び第三項第二号、第六条第三項、第八条第三項、第十六条の二第二項、第十六条の五第二項、第二十一条第二項、第四項及び第五項、第二十二条の二、第二十三条の三第一項、第二項及び第五項、第二十五条第一項並びに第五十九条の規定に基づき、船員に関する育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年九月二十六日

国土交通大臣臨時代理
国務大臣　坂井　学

船員に関する育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則の一部を改正する省令

船員に関する育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則（平成三年運輸省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（法第五条第二項の国土交通省令で定める特別の事情がある場合） **第四条**　（略） 一～七　（略）	（法第五条第二項の国土交通省令で定める特別の事情がある場合） **第四条**　（略） 一～七　（略）

八　法第五条第一項の申出に係る子について、児童福祉法第三十九条第一項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第六項に規定する認定こども園又は児童福祉法第二十四条第二項に規定する家庭的保育事業等（以下「保育所等」という。）における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないとき。

（法第五条第三項第二号の国土交通省令で定める場合）

第四条の三　（略）

一　法第五条第三項の申出に係る子について、保育所等における保育の利用を希望して申込みを行っているが、当該子の一歳到達日（法第五条第三項の一歳到達日をいう。以下同じ。）後の期間において、当面その実施が行われない場合

二・三　（略）

（法第六条第三項の国土交通省令で定める事由）

第九条　（略）

一～五　（略）

六　法第五条第一項の申出に係る子について、保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないとき。

（法第八条第三項の国土交通省令で定める特別の事情がある場合）

第十七条　（略）

一～四　（略）

五　法第五条第一項の申出に係る子について、保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないとき。

（法第十六条の二第二項の国土交通省令で定める一日未満の単位等）

第二十八条の六　法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第十六条の二第二項の国土交通省令で定める一日未満の単位は、半日（一日の所定労働時間数（日によって所定労働時間数が異なる場合には一年間における一日平均所定労働時間数とし、一日の所定労働時間数又は一年間における一日平均所定労働時間数に一時間に満たない端数がある場合にはこれを一時間に切り上げるものとする。次項第二号において同じ。）の二分の一とする。）であって、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続するものとする。

2　事業主がその使用する船員の過半数で組織する労働組合があるときはその労働組合、船員の過半数で組織する労働組合がないときは船員の過半数を代表する者との書面による協定で、次に掲げる事項を定めたときは、第一号に掲げる船員の範囲に属する船員について、第二号に掲げる時間数を前項に規定する半日とみなすことができる。この場合において、同号に掲げる時間数の合計数は、一日の所定労働時間数を下回らないものとする。

一　この項の規定による時間数で子の看護等休暇を取得することができることとされる船員の範囲

二　子の看護等休暇の取得の単位となる始業の時刻から連続し、及び終業の時刻まで連続する時間数（一日の所定労働時間数に満たないものに限る。）

（削る）

八　法第五条第一項の申出に係る子について、保育所における保育の実施を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないとき。

（法第五条第三項第二号の国土交通省令で定める場合）

第四条の三　（略）

一　法第五条第三項の申出に係る子について、保育所における保育の実施を希望して申込みを行っているが、当該子の一歳到達日（法第五条第三項の一歳到達日をいう。以下同じ。）後の期間において、当面その実施が行われない場合

二・三　（略）

（法第六条第三項の国土交通省令で定める事由）

第九条　（略）

一～五　（略）

六　法第五条第一項の申出に係る子について、保育所における保育の実施を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないとき。

（法第八条第三項の国土交通省令で定める特別の事情がある場合）

第十七条　（略）

一～四　（略）

五　法第五条第一項の申出に係る子について、保育所における保育の実施を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないとき。

（法第十六条の二第二項の国土交通省令で定める単位等）

第二十八条の六　法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第十六条の二第二項の国土交通省令で定める単位は、半日（一日の所定労働時間数（日によって所定労働時間数が異なる場合には一年間における一日平均所定労働時間数とし、一日の所定労働時間数又は一年間における一日平均所定労働時間数に一時間に満たない端数がある場合にはこれを一時間に切り上げるものとする。次項第二号において同じ。）の二分の一とする。）であって、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続するものとする。

2　前項の規定にかかわらず、事業主は、その使用する船員の過半数で組織する労働組合があるときはその労働組合、船員の過半数で組織する労働組合がないときは船員の過半数を代表する者との書面による協定で、次に掲げる事項を定めたときは、第一号に掲げる船員の範囲に属する船員について、第二号に掲げる時間数を半日とすることができる。

一　この項の規定による単位で子の看護等休暇を取得することができることとされる船員の範囲

二　子の看護等休暇の取得の単位となる時間数（一日の所定労働時間数に満たないものに限る。）

三　子の看護等休暇一日当たりの時間数（一日の所定労働時間数を下回らないものとする。）

（法第十六条の五第二項の国土交通省令で定める一日未満の単位等）

第二十八条の十　法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第十六条の五第二項の国土交通省令で定める一日未満の単位は、半日（一日の所定労働時間数（日によって所定労働時間数が異なる場合には一年間における一日平均所定労働時間数とし、一日の所定労働時間数又は一年間における一日平均所定労働時間数に一時間に満たない端数がある場合にはこれを一時間に切り上げるものとする。次項第二号において同じ。）の二分の一とする。）であって、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続するものとする。

2　事業主がその使用する船員の過半数で組織する労働組合、船員の過半数で組織する労働組合がないときは船員の過半数を代表する者との書面による協定で、次に掲げる事項を定めたときは、第一号に掲げる船員の範囲に属する船員について、第二号に掲げる時間数を前項に規定する半日とみなすことができる。この場合において、同号に掲げる時間数の合計数は、一日の所定労働時間数を下回らないものとする。

一　（略）

二　介護休暇の取得の単位となる始業の時刻から連続し、及び終業の時刻まで連続する時間数（一日の所定労働時間数に満たないものに限る。）

（削る）

（法第二十一条第二項の国土交通省令で定める就業に関する条件に係る船員の意向を確認する方法）

第二十九条の十六　第二十九条の十三の規定は、法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第二十一条第二項の規定により、船員に対して、次条に定める就業に関する条件に係る当該船員の意向を確認する場合について準用する。

（法第二十一条第二項の国土交通省令で定める就業に関する条件）

第二十九条の十七　法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第二十一条第二項の国土交通省令で定める就業に関する条件は、次のとおりとする。

一　始業及び終業の時刻

二　就業の場所

三　育児休業に関する制度、子の看護等休暇に関する制度、法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第十九条の規定による深夜業の制限に関する制度、法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第二十三条第一項の育児のための所定労働時間の短縮措置、法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第二十三条第二項の育児休業に関する制度に準ずる措置、同項第一号の陸上勤務の措置又は同項第二号の短期間航海船船に乗り組ませること等の措置、法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第二十三条の三第一項の規定による措置その他子の養育に関する制度又は措置の利用期間

四　その他職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する就業に関する条件

（法第二十一条第四項の国土交通省令で定める事項を知らせる方法）

第二十九条の十八　第二十九条の十三の規定は、法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第二十一条第四項の規定により、船員に対して、第二十九条の二十に定める事項を知らせる場合について準用する。

（法第二十一条第四項の国土交通省令で定める制度又は措置）

第二十九条の十九　法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第二十一条第四項の国土交通省令で定める制度又は措置は、次のとおりとする。

一～三　（略）

（法第十六条の五第二項の国土交通省令で定める単位等）

第二十八条の十　法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第十六条の五第二項の国土交通省令で定める単位は、半日（一日の所定労働時間数（日によって所定労働時間数が異なる場合には一年間における一日平均所定労働時間数とし、一日の所定労働時間数又は一年間における一日平均所定労働時間数に一時間に満たない端数がある場合にはこれを一時間に切り上げるものとする。次項第二号において同じ。）の二分の一とする。）であって、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続するものとする。

2　前項の規定にかかわらず、事業主は、その使用する船員の過半数で組織する労働組合があるときはその労働組合、船員の過半数で組織する労働組合がないときは船員の過半数を代表する者との書面による協定で、次に掲げる事項を定めたときは、第一号に掲げる船員の範囲に属する船員について、第二号に掲げる時間数を半日とすることができる。

一　（略）

二　介護休暇の取得の単位となる時間数（一日の所定労働時間数に満たないものに限る。）

三　介護休暇一日当たりの時間数（一日の所定労働時間数を下回らないものとする。）

（新設）

（新設）

（法第二十一条第二項の国土交通省令で定める事項を知らせる方法）

第二十九条の十六　第二十九条の十三の規定は、法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第二十一条第二項の規定により、船員に対して、第二十九条の十八に定める事項を知らせる場合について準用する。

（法第二十一条第二項の国土交通省令で定める制度又は措置）

第二十九条の十七　法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第二十一条第二項の国土交通省令で定める制度又は措置は、次のとおりとする。

一～三　（略）

（法第二十一条第四項の国土交通省令で定める事項）

第二十九条の二十　法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第二十一条第四項の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　（略）

二　介護休業申出及び法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第二十一条第四項の介護両立支援制度等申出の申出先

三　（略）

（法第二十一条第四項の国土交通省令で定める措置）

第二十九条の二十一　第二十九条の十五の規定は、法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第二十一条第四項の国土交通省令で定める措置について準用する。

（法第二十一条第五項の国土交通省令で定める事項）

第二十九条の二十二　第二十九条の二十の規定は、法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第二十一条第五項の国土交通省令で定める事項について準用する。

（法第二十一条第五項の国土交通省令で定める期間）

第二十九条の二十三　法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第二十一条第五項の国土交通省令で定める期間は、次の各号に掲げる期間のいずれかとする。

一・二　（略）

（法第二十一条第五項の国土交通省令で定める事項を知らせる方法）

第二十九条の二十四　法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第二十一条第五項の規定により、船員に対して、第二十九条の二十二において準用する第二十九条の二十に定める事項を知らせる場合は、次のいずれかの方法によって行わなければならない。

一～四　（略）

２　第二十九条の二十二において準用する第二十九条の二十に定める事項について、船員に対して、次の各号に掲げる方法により知らせた場合には、当該各号に定める装置又は機器により受信した時に当該船員に到達したものとみなす。

一・二　（略）

（法第二十二条の二の国土交通省令で定めるもの）

第三十一条の六　（略）

一　（略）

二　その雇用する男性労働者であって公表前事業年度において配偶者が出産したものの数に対する、その雇用する男性労働者であって公表前事業年度において育児休業等をしたものの数及び小学校就学の始期に達するまでの子を養育する男性労働者を雇用する事業主が講ずる育児を目的とした休暇制度（育児休業等、子の看護等休暇及び法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第二十三条の三第一項第四号に規定する休暇を除く。）を利用したものの数の合計数の割合

（法第二十三条の三第一項第一号の国土交通省令で定めるもの）

第三十二条の四　法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第二十三条の三第一項第一号の国土交通省令で定めるものは、船員（日々雇用される者以外の者であって、その三歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育するものに限る。）の申出に基づき適用する短期間の航海を行う船舶に乗り組ませることのできる制度とする。

（法第二十一条第二項の国土交通省令で定める事項）

第二十九条の十八　法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第二十一条第二項の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　（略）

二　介護休業申出及び法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第二十一条第二項の介護両立支援制度等申出の申出先

三　（略）

（法第二十一条第二項の国土交通省令で定める措置）

第二十九条の十九　第二十九条の十五の規定は、法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第二十一条第二項の国土交通省令で定める措置について準用する。

（法第二十一条第三項の国土交通省令で定める事項）

第二十九条の二十　第二十九条の十八の規定は、法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第二十一条第三項の国土交通省令で定める事項について準用する。

（法第二十一条第三項の国土交通省令で定める期間）

第二十九条の二十一　法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第二十一条第三項の国土交通省令で定める期間は、次の各号に掲げる期間のいずれかとする。

一・二　（略）

（法第二十一条第三項の国土交通省令で定める事項を知らせる方法）

第二十九条の二十二　法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第二十一条第三項の規定により、船員に対して、第二十九条の二十において準用する第二十九条の十八に定める事項を知らせる場合は、次のいずれかの方法によって行わなければならない。

一～四　（略）

２　第二十九条の二十において準用する第二十九条の十八に定める事項について、船員に対して、次の各号に掲げる方法により知らせた場合には、当該各号に定める装置又は機器により受信した時に当該船員に到達したものとみなす。

一・二　（略）

（法第二十二条の二の国土交通省令で定めるもの）

第三十一条の六　（略）

一　（略）

二　その雇用する男性労働者であって公表前事業年度において配偶者が出産したものの数に対する、その雇用する男性労働者であって公表前事業年度において育児休業等をしたものの数及び小学校就学の始期に達するまでの子を養育する男性労働者を雇用する事業主が講ずる育児を目的とした休暇制度（育児休業等及び子の看護等休暇を除く。）を利用したものの数の合計数の割合

（新設）

（法第二十三条の三第一項の措置）

第三十二条の五　法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第二十三条の三第一項第二号の陸上勤務の措置は、利用をすることができる日数を原則として一年につき三十日以上とする措置を含むものとしなければならない。

2　法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第二十三条の三第一項第三号の育児のための所定労働時間の短縮措置は、船舶の停泊中における一日の所定労働時間を原則として六時間とする措置を含むものとしなければならない。

3　法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第二十三条の三第一項第四号に規定する休暇を与えるための措置は、一日の所定労働時間を変更することなく利用をすることができ、かつ、一年間に十労働日以上の日数を利用することができるものとしなければならない。

（法第二十三条の三第一項第五号の国土交通省令で定めるもの）

第三十二条の六　法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第二十三条の三第一項第五号の国土交通省令で定めるものは、次に掲げる措置とする。

一　船員の三歳から小学校就学の始期に達するまでの子に係る保育施設の設置運営その他これに準ずる便宜の供与を行うこと。

二　家事サービス業に係る事業の利用に要する費用の負担その他の船員の日常生活における家事の支援を行うこと。

三　事業主が、船員法第六十二条第一項の規定により船員に補償休日（同項に規定する補償休日をいう。以下この号において同じ。）を与える場合において、当該船員の希望を勘案し、補償休日を付与すること。

（法第二十三条の三第二項の国土交通省令で定める者）

第三十二条の七　法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第二十三条の三第二項の所定労働時間が短い船員として国土交通省令で定める者は、一日の所定労働時間が四時間以下の船員とする。

（法第二十三条の三第二項の国土交通省令で定める一日未満の単位等）

第三十二条の八　法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第二十三条の三第二項の国土交通省令で定める一日未満の単位は、半日（一日の所定労働時間数（日によって所定労働時間数が異なる場合には一年間における一日平均所定労働時間数とし、一日の所定労働時間数又は一年間における一日平均所定労働時間数に一時間に満たない端数がある場合にはこれを一時間に切り上げるものとする。次項第二号において同じ。）の二分の一とする。）であって、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続するものとする。

2　事業主がその使用する船員の過半数で組織する労働組合があるときはその労働組合、船員の過半数で組織する労働組合がないときは船員の過半数を代表する者との書面による協定で、次に掲げる事項を定めたときは、第一号に掲げる船員の範囲に属する船員について、第二号に掲げる時間数を前項に規定する半日とみなすことができる。この場合において、同号に掲げる時間数の合計数は、一日の所定労働時間数を下回らないものとする。

一　この項の規定による時間数で法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第二十三条の三第一項第四号に規定する休暇を取得することができることとされる船員の範囲

二　法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第二十三条の三第一項第四号に規定する休暇の取得の単位となる始業の時刻から連続し、及び終業の時刻まで連続する時間数（一日の所定労働時間数に満たないものに限る。）

（新設）

（新設）

（新設）

（法第二十三条の三第五項の国土交通省令で定める事項を知らせる方法）

第三十二条の九　第二十九条の十三の規定は、法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第二十三条の三第五項の規定により、船員に対して、第三十二条の十一に定める事項を知らせる場合について準用する。

（法第二十三条の三第五項の国土交通省令で定める期間）

第三十二条の十　法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第二十三条の三第五項の国土交通省令で定める期間は、当該船員の子が一歳十一か月に達する日の翌々日から二歳十一か月に達する日の翌日までの一年間とする。

（法第二十三条の三第五項の国土交通省令で定める事項）

第三十二条の十一　法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第二十三条の三第五項の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　対象措置

二　対象措置に係る申出の申出先

三　法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第十九条の規定による深夜業の制限に関する制度

（法第二十三条の三第五項の国土交通省令で定める措置）

第三十二条の十二　第二十九条の十五の規定は、法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第二十三条の三第五項の国土交通省令で定める措置について準用する。

（法第二十五条第一項の国土交通省令で定める制度又は措置）

第三十二条の十三　（略）

一～八　（略）

九　法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第二十三条の三第一項の規定による措置

（新設）

（新設）

（新設）

（法第二十五条第一項の国土交通省令で定める制度又は措置）

第三十二条の四　（略）

一～八　（略）

（新設）

附　則

（施行期日）

1　この省令は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和七年十月一日）から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行の日前に、三歳に満たない子を養育する船員に対して、当該船員の子が一歳十一か月に達する日の翌々日から二歳十一か月に達する日の翌日までの一年間のうちに、改正後の船員に関する育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則（以下「新船員育介則」という。）第三十二条の十一で定める事項を知らせた場合、新船員育介則第三十二条の十二において準用する新船員育介則第二十九条の十五第一項で定める措置を講じた場合又は新船員育介則第二十九条の十六において準用する新船員育介則第二十九条の十三第一項の方法によって新船員育介則第二十九条の十七で定める就業に関する条件に係る当該船員の意向を確認した場合には、それぞれ、改正法第二条の規定による改正後の育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（以下「新育介法」という。）第六十条第二項の規定により読み替えて適用される新育介法第二十三条の三第五項の規定により新船員育介則第三十二条の十一で定める事項を知らせ、新育介法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される新育介法第二十三条の三第五項の規定により新船員育介則第三十二条の十二において準用する新船員育介則第二十九条の十五第一項で定める措置を講じ、又は新育介法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される新育介法第二十三条の三第六項において準用する新育介法第二十一条第二項の規定により新船員育介則第二十九条の十六において準用する新船員育介則第二十九条の十三第一項の方法によって新船員育介則第二十九条の十七で定める就業に関する条件に係る当該船員の意向を確認したものとみなす。

法規的告示

○個人情報保護委員会・総務省告示第一号

個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第六条及び第九条の規定に基づき、放送受信者等の個人情報保護に関するガイドライン（令和四年個人情報保護委員会・総務省告示第一号）の一部を次のように改正し、令和七年十月一日から施行する。

令和七年九月二十六日

個人情報保護委員会委員長　手塚　悟
総務大臣　村上誠一郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（定義） **第三条**　［略］ 一　［略］ 二　［略］ ［イ～ハ　略］ ニ　放送の受信、放送番組の視聴又はハの発信若しくは受信に関し料金（放送法第六十四条第四項に規定する受信料を含む。以下同じ。）又は代金を支払う者 ホ　［略］ ［三～五　略］ （漏えい等の報告等） **第十六条**　［略］ ［一～四　略］ ［2・3　略］ 4　第一項本文の規定による報告は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法により行うものとする。 一　個人情報保護委員会に報告する場合 電子情報処理組織（個人情報保護委員会の使用に係る電子計算機と報告をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この項において同じ。）を使用する方法（電気通信回線の故障、災害その他の理由により電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合にあっては個人情報の保護に関する法律施行規則（平成二十八年個人情報保護委員会規則第三号。以下「規則」という。）別記様式第一による報告を提出する方法、個人情報保護委員会が別に定める場合にあってはその方法）	（定義） **第三条**　［同上］ 一　［同上］ 二　［同上］ ［イ～ハ　同上］ ニ　放送の受信、放送番組の視聴又はハの発信若しくは受信に関し料金（放送法第六十四条第二項に規定する受信料を含む。以下同じ。）又は代金を支払う者 ホ　［同上］ ［三～五　同上］ （漏えい等の報告等） **第十六条**　［同上］ ［一～四　同上］ ［2・3　同上］ 4　［同上］ 一　個人情報保護委員会に報告する場合 電子情報処理組織（個人情報保護委員会の使用に係る電子計算機と報告をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この項において同じ。）を使用する方法（電気通信回線の故障、災害その他の理由により電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合にあっては、個人情報の保護に関する法律施行規則（平成二十八年個人情報保護委員会規則第三号。以下「規則」という。）別記様式第一による報告書を提出する方法）

二　法第百五十条第一項の規定により、法第二十六条第一項の規定による権限の委任を受けた総務大臣に報告する場合　規則別記様式第一による報告書を提出する方法（個人情報保護委員会又は総務大臣が別に定める場合にあっては、その方法）
［5・6　略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

○個人情報保護委員会・総務省告示第二号

個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第六条及び第九条の規定に基づき、電気通信事業における個人情報等の保護に関するガイドライン（令和四年個人情報保護委員会・総務省告示第四号）の一部を次のように改正し、令和七年十月一日から施行する。

令和七年九月二十六日

個人情報保護委員会委員長　手塚　悟
総務大臣　村上誠一郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（漏えい等の報告等） **第十六条**　［略］ ［一～四　略］ ［2・3　略］ 4　第一項本文の規定による報告は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法により行うものとする。 一　個人情報保護委員会に報告する場合 電子情報処理組織（個人情報保護委員会の使用に係る電子計算機と報告をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この項において同じ。）を使用する方法（電気通信回線の故障、災害その他の理由により電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合にあっては個人情報の保護に関する法律施行規則（平成二十八年個人情報保護委員会規則第三号。以下「規則」という。）別記様式第一による報告書を提出する方法、個人情報保護委員会が別に定める場合にあってはその方法） 二　法第百五十条第一項の規定により、法第二十六条第一項の規定による権限の委任を受けた総務大臣に報告する場合　規	（漏えい等の報告等） **第十六条**　［同上］ ［一～四　同上］ ［2・3　同上］ 4　［同上］ 一　個人情報保護委員会に報告する場合 電子情報処理組織（個人情報保護委員会の使用に係る電子計算機と報告をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この項において同じ。）を使用する方法（電気通信回線の故障、災害その他の理由により電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合にあっては、個人情報の保護に関する法律施行規則（平成二十八年個人情報保護委員会規則第三号。以下「規則」という。）別記様式第一による報告書を提出する方法） 二　法第百五十条第一項の規定により、法第二十六条第一項の規定による権限の委任を受けた総務大臣に報告する場合　規

則別記様式第一による報告書を提出する方法（個人情報保護委員会又は総務大臣が別に定める場合にあっては、その方法）

［5・6　略］

則別記様式第一による報告書を提出する方法（総務大臣が別に定める場合にあっては、その方法）

［5・6　同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

○個人情報保護委員会・総務省告示第三号

個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第六条及び第九条の規定に基づき、郵便事業分野における個人情報保護に関するガイドライン（令和四年個人情報保護委員会・総務省告示第二号）の一部を次のように改正し、令和七年十月一日から施行する。

令和七年九月二十六日

個人情報保護委員会委員長　手塚　悟

総務大臣　村上誠一郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（漏えい等の報告等） **第十四条**　［略］ ［一～四　略］ ［2・3　略］ 4　第一項本文の規定による報告は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法により行うものとする。 一　個人情報保護委員会に報告する場合 電子情報処理組織（個人情報保護委員会の使用に係る電子計算機と報告をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この項において同じ。）を使用する方法（電気通信回線の故障、災害その他の理由により電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合にあっては個人情報の保護に関する法律施行規則（平成二十八年個人情報保護委員会規則第三号。以下「規則」という。）別記様式第一による報告書を提出する方法、個人情報保護委員会が別に定める場合にあってはその方法） 二　法第百五十条第一項の規定により、法第二十六条第一項の規定による権限の委任を受けた総務大臣に報告する場合　規則別記様式第一による報告書を提出する方法（総務大臣が別に定める場合にあっては、その方法） ［5・6　略］ 備考　表中の［　］の記載は注記である。	（漏えい等の報告等） **第十四条**　［同上］ ［一～四　同上］ ［2・3　同上］ 4　［同上］ 一　個人情報保護委員会に報告する場合 電子情報処理組織（個人情報保護委員会の使用に係る電子計算機と報告をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この項において同じ。）を使用する方法（電気通信回線の故障、災害その他の理由により電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合にあっては、個人情報保護委員会規則第三号。以下「規則」という。）別記様式第一による報告書を提出する方法） 二　法第百五十条第一項の規定により、法第二十六条第一項の規定による権限の委任を受けた総務大臣に報告する場合　規則別記様式第一による報告書を提出する方法（総務大臣が別に定める場合にあっては、その方法） ［5・6　同上］

則別記様式第一による報告書を提出する方法（個人情報保護委員会又は総務大臣が別に定める場合にあっては、その方法）

［5・6　略］

則別記様式第一による報告書を提出する方法（総務大臣が別に定める場合にあっては、その方法）

［5・6　同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

○個人情報保護委員会・総務省告示第四号

個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第六条及び第九条の規定に基づき、信書便事業分野における個人情報保護に関するガイドライン（令和四年個人情報保護委員会・総務省告示第三号）の一部を次のように改正し、令和七年十月一日から施行する。

令和七年九月二十六日

個人情報保護委員会委員長　手塚　悟

総務大臣　村上誠一郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（漏えい等の報告等） **第十四条**　［略］ ［一～四　略］ ［2・3　略］ 4　第一項本文の規定による報告は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法により行うものとする。 一　個人情報保護委員会に報告する場合 電子情報処理組織（個人情報保護委員会の使用に係る電子計算機と報告をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この項において同じ。）を使用する方法（電気通信回線の故障、災害その他の理由により電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合にあっては個人情報の保護に関する法律施行規則（平成二十八年個人情報保護委員会規則第三号。以下「規則」という。）別記様式第一による報告書を提出する方法、個人情報保護委員会が別に定める場合にあってはその方法） 二　法第百五十条第一項の規定により、法第二十六条第一項の規定による権限の委任を受けた総務大臣に報告する場合　規則別記様式第一による報告書を提出する方法（個人情報保護委員会又は総務大臣が別に定める場合にあっては、その方法） ［5・6　略］ 備考　表中の［　］の記載は注記である。	（漏えい等の報告等） **第十四条**　［同上］ ［一～四　同上］ ［2・3　同上］ 4　［同上］ 一　個人情報保護委員会に報告する場合 電子情報処理組織（個人情報保護委員会の使用に係る電子計算機と報告をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この項において同じ。）を使用する方法（電気通信回線の故障、災害その他の理由により電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合にあっては、個人情報保護委員会規則第三号。以下「規則」という。）別記様式第一による報告書を提出する方法） 二　法第百五十条第一項の規定により、法第二十六条第一項の規定による権限の委任を受けた総務大臣に報告する場合　規則別記様式第一による報告書を提出する方法（総務大臣が別に定める場合にあっては、その方法） ［5・6　同上］

○総務省告示第三百二十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第六条第一項の規定による政治団体の届出について、ラブ＆スマイル党から訂正の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、令和六年総務省告示第三百二十五号（政治資金規正法の規定による政治団体の届出があったので公表する件）の一部を次のとおり訂正する。

令和七年九月二十六日

総務大臣　村上誠一郎

次の表により、訂正前欄に掲げる事項の傍線を付した部分をこれに対応する訂正後欄に掲げる事項の傍線を付した部分のように改める。

訂正後	訂正前
㈡　その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）	㈡　その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）
［略］	［同上］
㈥　国会議員関係政治団体以外の政治団体	㈥　国会議員関係政治団体以外の政治団体
政治団体の名称　代表者の氏名　会計責任者の氏名　主たる事務所の所在地　届出年月日	政治団体の名称　代表者の氏名　会計責任者の氏名　主たる事務所の所在地　届出年月日
［略］	［同上］
ラブ＆スマイル党　後藤　輝樹　後藤　輝樹　東京都葛飾区高砂五―五三―一　六、七、二九	ラブ＆スマイル党　後藤　輝樹　後藤　輝樹　神奈川県足柄下郡湯河原町土肥一―一〇―二　六、七、二九
［略］	［同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

○国土交通省告示第八百九十七号

道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号）第八条、第十一条第一項、第十七条第一項、第十七条の二第五項、第三十一条第三項、第三十二条第三項、第六項及び第九項、第四十六条第二項、第四十八条の二第二項、第五十八条、第六十五条の二並びに第六十七条の二、装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第五条第一項、道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）第三十六条第七項第三号並びに道路運送車両法関係手数料規則（平成二十八年国土交通省令第十七号）別表第一備考第一号イ（同令第一条第二項及び第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び別表第二備考第一号イの規定に基づき、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示を次のように定める。

令和七年九月二十六日

国土交通大臣臨時代理
国務大臣　坂井　学

道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示

（道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部改正）

第一条　道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成十四年国土交通省告示第六百十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後		改正前	
（定義等）		（定義等）	
第２条　（略）		**第２条**　（略）	
２　この告示において、次の表の左欄に掲げる略語は、それぞれ同表の右欄に掲げる意味を表すものとする。		２　この告示において、次の表の左欄に掲げる略語は、それぞれ同表の右欄に掲げる意味を表すものとする。	
略語	意味	略語	意味
（略）	（略）	（略）	（略）
協定規則第13号	協定規則第13号第15改訂版	協定規則第13号	協定規則第13号第14改訂版
（略）	（略）	（略）	（略）
協定規則第39号	協定規則第39号第２改訂版	協定規則第39号	協定規則第39号改訂版補足第２改訂版
（略）	（略）	（略）	（略）
協定規則第48号	協定規則第48号第９改訂版補足改訂版	協定規則第48号	協定規則第48号第９改訂版

（略）	（略）
協定規則第79号	協定規則第79号第４改訂版補足第７改訂版
（略）	（略）
協定規則第100号	協定規則第100号第５改訂版
（略）	（略）
協定規則第138号	協定規則第138号第２改訂版補足改訂版
（略）	（略）
協定規則第148号	協定規則第148号改訂版補足第４改訂版
協定規則第149号	協定規則第149号改訂版補足第５改訂版
（略）	（略）
協定規則第152号	協定規則第152号第２改訂版補足第４改訂版
（略）	（略）
協定規則第158号	協定規則第158号補足第５改訂版
（略）	（略）
協定規則第161号	協定規則第161号補足第５改訂版
協定規則第162号	協定規則第162号補足第６改訂版
協定規則第163号	協定規則第163号補足第３改訂版
（略）	（略）
協定規則第168号	協定規則第168号補足改訂版
（略）	（略）
協定規則第171号	協定規則第171号改訂版
（略）	（略）
協定規則第176号	協定規則第176号初版
協定規則第177号	協定規則第177号初版

（原動機及び動力伝達装置）

第10条　（略）

２～４　（略）

５　自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引自動車を除く。以下この項において同じ。）の原動機の出力は、協定規則第85号の規則5. に定める方法により測定するものとする。この場合において、車両総重量が3.5ｔ以下のものであって複数の原動機を有する自動車にあっては、協定規則第177号の規則7. 及び8. に定める方法により、その出力を測定してもよい。ただし、法第75条の３第１項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合以外の場合にあっては、この限りでない。

６・７　（略）

（略）	（略）
協定規則第79号	協定規則第79号第４改訂版補足第６改訂版
（略）	（略）
協定規則第100号	協定規則第100号第４改訂版補足改訂版
（略）	（略）
協定規則第138号	協定規則第138号第２改訂版
（略）	（略）
協定規則第148号	協定規則第148号改訂版補足第３改訂版
協定規則第149号	協定規則第149号改訂版補足第４改訂版
（略）	（略）
協定規則第152号	協定規則第152号第２改訂版補足第３改訂版
（略）	（略）
協定規則第158号	協定規則第158号補足第４改訂版
（略）	（略）
協定規則第161号	協定規則第161号補足第４改訂版
協定規則第162号	協定規則第162号補足第５改訂版
協定規則第163号	協定規則第163号補足第２改訂版
（略）	（略）
協定規則第168号	協定規則第168号初版
（略）	（略）
協定規則第171号	協定規則第171号補足改訂版
（略）	（略）
協定規則第176号	協定規則第176号初版

（原動機及び動力伝達装置）

第10条　（略）

２～４　（略）

５　自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引自動車を除く。）の原動機の出力は、協定規則第85号の規則5. に定める方法により測定するものとする。ただし、法第75条の３第１項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合以外の場合にあっては、この限りでない。

６・７　（略）

（かじ取装置）

第13条　（略）

２　自動車（次項の自動車を除く。）のかじ取装置は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

一　（略）

二　運行補助機能（協定規則第79号の規則2. 3. 4. に定める機能及び協定規則第171号の規則2. 1. に定める機能をいう。以下この条、第91条、第169条及び別添124「継続検査等に用いる車載式故障診断装置の技術基準」において同じ。）のうち横方向及び縦方向の動きを持続的に制御するもの（協定規則第79号の規則2. 3. 4. 4. 及び2. 4. 8. に定める機能を除く。）にあっては、協定規則第171号の規則5. 及び6. に適合するものであること。ただし、法第75条の３第１項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合以外の場合であって、協定規則第171号の規則5. 3. 7. 2. 4. 10. 又は5. 5. 4. 2. 6. 5. に定める要件に該当しない運行補助機能にあっては、同規則の規則5. 3. 7. 2. 4. 10. 又は5. 5. 4. 2. 6. 5. （「vehicle is located on a “Highway”」の要件に限る。）若しくは附則３（3. 4. 4. 及び3. 5. に限る。）の規定は適用しないことができる。なお、当該運行補助機能が協定規則第79号の規則2. 3. 4. 1. 又は2. 3. 4. 5. に定める機能にあっては前号の基準に適合するものであればよい。

３～５　（略）

（速度計等）

第70条　（略）

２　型式の指定等を行う場合にあっては、自動車に備えられたすべての速度計は、前項の要件を満たしていなければならない。この場合において、運行記録計は速度計に含まないものとする。

３　走行距離計の表示、取付位置、精度等に関し、保安基準第46条第２項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる自動車に応じ、当該各号に定める基準とする。

一　自動車（次号及び第３号に掲げる自動車を除く。）　協定規則第39号の規則5. 5. から5. 12. までに定める基準

二　二輪自動車及び側車付二輪自動車　協定規則第39号の規則5.5.から5. 8. まで及び5. 10. に定める基準

三　大型特殊自動車及び農耕作業用小型特殊自動車　協定規則第39号の規則5. 5. に定める基準

４　型式の指定等を行う場合にあっては、自動車に備えられたすべての走行距離計は、前項の要件を満たしていなければならない。この場合において、運行記録計は走行距離計に含まないものとする。

（かじ取装置）

第91条　（略）

２　自動車（次項の自動車を除く。）のかじ取装置は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

一　（略）

二　運行補助機能のうち横方向及び縦方向の動きを持続的に制御するもの（協定規則第79号の規則2. 3. 4. 4. 及び2. 4. 8. に定める機能を除く。）にあっては、協定規則第171号の規則5. 及び6. に適合するものであること。ただし、協定規則第171号の規則5. 3. 7. 2. 4. 10. 又は5. 5. 4. 2. 6. 5. に定める要件に該当しない運行補助機能にあっては、同規則の規則

（かじ取装置）

第13条　（略）

２　自動車（次項の自動車を除く。）のかじ取装置は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

一　（略）

二　運行補助機能（協定規則第79号の規則2. 3. 4. に定める機能及び協定規則第171号の規則2. 1. に定める機能をいう。以下この条、第91条、第169条及び別添124「継続検査等に用いる車載式故障診断装置の技術基準」において同じ。）のうち横方向及び縦方向の動きを持続的に制御するもの（協定規則第79号の2. 3. 4. 4. 及び2. 4. 8. に定める機能を除く。）にあっては、協定規則第171号の規則5. 及び6. に適合するものであること。なお、当該運行補助機能が協定規則第79号の規則2. 3. 4. 1. 又は2. 3. 4. 5. に定める機能にあっては前号の基準に適合するものであればよい。

３～５　（略）

（速度計等）

第70条　（略）

（新設）

２　走行距離計の表示、取付位置等に関し、保安基準第46条第２項の告示で定める基準は、協定規則第39号の規則5. 5. に定める基準とする。

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（かじ取装置）

第91条　（略）

２　自動車（次項の自動車を除く。）のかじ取装置は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

一　（略）

二　運行補助機能のうち横方向及び縦方向の動きを持続的に制御するもの（協定規則第79号の2. 3. 4. 4. 及び2. 4. 8. に定める機能を除く。）にあっては、協定規則第171号の規則5. 及び6. に適合するものであること。なお、当該運行補助機能が協定規則第79号の規則2. 3. 4. 1. 又は2. 3. 4. 5. に定める機能にあっては前号の基準に適合するものであればよい。

5. 3. 7. 2. 4. 10. 又は5. 5. 4. 2. 6. 5. (「vehicle is located on a “Highway”」の要件に限る。)若しくは附則３（3. 4. 4. 及び3. 5. に限る。)の規定は適用しないことができる。なお、当該運行補助機能が協定規則第79号の規則2. 3. 4. 1. 又は2. 3. 4. 5. に定める機能にあっては前号の基準に適合するものであればよい。	
三　(略)	三　(略)
３～６　(略)	３～６　(略)
(速度計等)	(速度計等)
第148条　(略)	**第148条**　(略)
２　(略)	２　(略)
３　走行距離計の表示、取付位置、精度等に関し、保安基準第46条第２項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。	３　走行距離計の取付位置、表示等に関し、保安基準第46条第２項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。
一・二　(略)	一・二　(略)
三　走行距離計が表示する距離は、平坦な舗装路面での走行時において、著しい誤差のないものであること。	(新設)
４　(略)	４　(略)
(電気装置)	(電気装置)
第177条　(略)	**第177条**　(略)
２～４　(略)	２～４　(略)
５　保安基準第17条の２第５項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。	５　保安基準第17条の２第５項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。
一～十二　(略)	一～十二　(略)
十三　自動車に備える原動機用蓄電池又は充電系連結システムは、次に掲げる場合において、運転者に対してテルテールによって警告をするものであること。	十三　自動車に備える原動機用蓄電池及び充電系連結システムは、次に掲げる場合において、運転者に対してテルテールによって警告をするものであること。
イ・ロ　(略)	イ・ロ　(略)
ハ　原動機用蓄電池（二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車であって車室を有しないものに備えるものを除く。)が熱連鎖（原動機用蓄電池を構成するうちの一部の電池が熱暴走（電池温度の上昇が制御不能な状態をいう。以下同じ。)を起こした際に、その熱暴走が隣接する電池に広がることをいう。以下同じ。)を起こしている場合	(新設)
十四　(略)	十四　(略)
十五　自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車に備えるものを除く。)にあっては、熱連鎖により発生する煙が客室内に放出されない構造であること。	(新設)
６～８　(略)	６～８　(略)
(速度計等)	(速度計等)
第226条　(略)	**第226条**　(略)
２　(略)	２　(略)
３　走行距離計の表示、取付位置、精度等に関し、保安基準第46条第２項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。	３　走行距離計の取付位置、表示等に関し、保安基準第46条第２項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。
一・二　(略)	一・二　(略)
三　走行距離計が表示する距離は、平坦な舗装路面での走行時において、著しい誤差のないものであること。	(新設)
４　(略)	４　(略)
(速度計等)	(速度計)
第253条　速度計の取付位置、精度等に関し、保安基準第65条の２第１項の告示で定める基準は、別添88「速度計の技術基準」に定める基準を準用する。２個以上の速度計を装備する場合、これらすべての速度計は、本項の要件を満たしていなければならない。	**第253条**　速度計の取付位置、精度等に関し、保安基準第65条の２第１項の告示で定める基準は、別添88「速度計の技術基準」に定める基準を準用する。

2　走行距離計の表示、取付位置、精度等に関し、保安基準第65条の２第２項の告示で定める基準は、協定規則第39号の規則5.5.から5.12.までに定める基準とする。２個以上の走行距離計を装備する場合、これらすべての走行距離計は、本項の要件を満たしていなければならない。	（新設）
（速度計等） **第269条**　（略）	（速度計） **第269条**　（略）
2　走行距離計の表示、取付位置、精度等に関し、保安基準第65条の２第２項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。 一　走行距離計は、運転者が容易に確認できる位置に備えること。 二　走行距離計が表示する距離は、平坦な舗装路面での走行時において、著しい誤差のないものであること。	（新設）
（速度計等） **第285条**　（略）	（速度計） **第285条**　（略）
2　走行距離計の表示、取付位置、精度等に関し、保安基準第65条の２第２項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。 一　走行距離計は、運転者が容易に確認できる位置に備えること。 二　走行距離計が表示する距離は、平坦な舗装路面での走行時において、著しい誤差のないものであること。	（新設）
別添52　灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準	別添52　灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準
1.・2.　（略）	1.・2.　（略）
3.　一般規定	3.　一般規定
3.1.～3.30.　（略）	3.1.～3.30.　（略）
3.31.　運転支援プロジェクションに関する一般規定	3.31.　運転支援プロジェクションに関する一般規定
3.31.1.～3.31.9.　（略）	3.31.1.～3.31.9.　（略）
3.31.10.　運転支援プロジェクションを投影する機能は、軌道予測、逆走警告及び衝突危険警告のための作動を除き、自動車の速度が65km／ｈ未満の場合において、作動しない構造であること。ただし、既にその機能が作動している場合においては、自動車の速度が40km／ｈを超えている場合に限り、作動させたままでもよいものとする。	3.31.10.　運転支援プロジェクションを投影する機能は、逆走警告及び衝突危険警告のための作動を除き、自動車の速度が65km／ｈ未満の場合において、作動しない構造であること。ただし、既にその機能が作動している場合においては、自動車の速度が40km／ｈを超えている場合に限り、作動させたままでもよいものとする。
3.31.11.　軌道予測を除き、運転支援プロジェクションの外縁から自動車の中心を通り進行方向に平行な鉛直面までの距離は、1,250㎜を超えないこと。	3.31.11.　運転支援プロジェクションの外縁から自動車の中心を通り進行方向に平行な鉛直面までの距離は、1,250㎜を超えないこと。
3.31.12.　別紙14に図示する軌道予測の場合、3.31.11.の要件にかかわらず、運転支援プロジェクションは、車両の重心の軌道予測に応じて変形することができる。運転支援プロジェクションは装備した付属品及び被牽引自動車（該当する場合）を含めた車両の幅より広くならないものとし、いかなる場合でも、2,600㎜を超えないものとする。	（新設）
3.32　（略）	3.32　（略）
4.　個別規定	4.　個別規定
4.1.　走行用前照灯	4.1.　走行用前照灯
4.1.1.～4.1.8.　（略）	4.1.1.～4.1.8.　（略）
4.1.9.　その他の要件	4.1.9.　その他の要件
4.1.9.1.　走行用前照灯は、同時に点灯することができる走行用前照灯の最大光度の合計が参考値100（ここで「参考値」とは、走行用前照灯の最大光度を4,300で割った値をいう。）を超えないものでなければならない。	4.1.9.1.　走行用前照灯は、同時に点灯することができる走行用前照灯の最大光度の合計が430,000cd（参考値100に該当する。ここで「参考値」とは、走行用前照灯の最大光度を4,300で割った値をいう。）を超えないものでなければならない。
4.1.9.2.・4.1.9.3.　（略）	4.1.9.2.・4.1.9.3.　（略）
4.2.　すれ違い用前照灯	4.2.　すれ違い用前照灯
4.2.1.～4.2.7.　（略）	4.2.1.～4.2.7.　（略）

4.2.8.　点灯操作状態表示装置等

4.2.8.1.　点灯操作状態表示装置は、次のいずれかに掲げる場合に作動するものとする。

4.2.8.1.1.・4.2.8.1.2.　（略）

4.2.8.1.3.　協定規則第149号の規則4.13.の規定に適合する故障信号を受信した場合

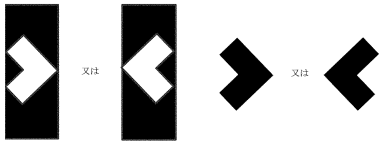
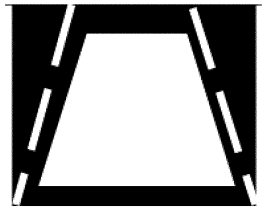
4.2.8.2.　（略）

4.2.9.　（略）

4.3.～4.29.　（略）

別紙１～別紙13　（略）

別紙14　運転支援プロジェクションに係る表示可能な記号及び図柄並びに作動目的及び作動条件

記号及び図柄	作動目的	作動条件
（略）		
	車線維持支援警告	当該自動車が、意図せずに走行する車線を逸脱した場合に作動すること。
 本図は、前方直進時の自動車の運転者の視点から、軌道予測に関する運転支援プロジェクションの基本的な形状である四角形を見た例である。破線はプロジェクションの一部ではなく、車両が走行している車線を表現したものであり、軌道予測プロジェクションの横方向の境界を明確にする目的で図示している。3.31.12.の要件に適合するように、この形状を変形させることができる。	軌道予測	

別添89　運行記録計の技術基準

第Ⅰ編・第Ⅱ編　（略）

第Ⅲ編　組込型デジタル式運行記録計の技術基準

1.　（略）

2.　要件

2.1.　（略）

4.2.8.　点灯操作状態表示装置等

4.2.8.1.　点灯操作状態表示装置は、次のいずれかに掲げる場合に作動するものとする。

4.2.8.1.1.・4.2.8.1.2.　（略）

（新設）

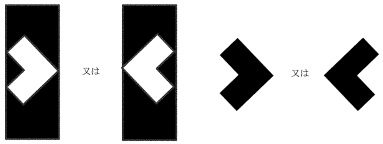
4.2.8.2.　（略）

4.2.9.　（略）

4.3.～4.29.　（略）

別紙１～別紙13　（略）

別紙14　運転支援プロジェクションに係る表示可能な記号及び図柄並びに作動目的及び作動条件

記号及び図柄	作動目的	作動条件
（略）		
	車線維持支援警告	当該自動車が、意図せずに走行する車線を逸脱した場合に作動すること。

別添89　運行記録計の技術基準

第Ⅰ編・第Ⅱ編　（略）

第Ⅲ編　組込型デジタル式運行記録計の技術基準

1.　（略）

2.　要件

2.1.　（略）

2.2.　運行記録計
2.2.1.　（略）
2.2.2.　保存される運行記録は以下の精度を有すること。
2.2.2.1.　（略）
2.2.2.2.　記録される走行距離と実走行距離の誤差は、車両に標準的に取り付けるタイヤのいずれかを取り付けて走行した場合において、実走行距離に対し±４％以内であること。
2.2.2.3.・2.2.2.4.　（略）
2.3.～2.6.　（略）
別添119　路上走行時のディーゼル軽・中量車排出ガスに関する技術基準
1.　（略）
2.　試験方法等
2.1.～2.9.　（略）
2.10.　協定規則第168号の附則５の5.1.2.中「two per cent of the declared concentration value」とあるのは「five per cent of the declared concentration value」と読み替えるものとする。
2.11.～2.13.　（略）
（削る）

3.　（略）
別添133　液化天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準
1.・2.　（略）
3.　ガス容器の基準
3.1.　（略）
3.2.　ガス容器再試験
3.2.1.　国際相互承認液化天然ガス自動車燃料装置用容器のガス容器再試験に係る基準は、次に掲げるものとする。この場合において、ガス容器再試験は、試験機関によって行われたものであること。
3.2.1.1.・3.2.1.2.　（略）
3.2.1.3.　次に掲げるところにより行う断熱性能試験又は保冷性能試験に適合するものであること。
3.2.1.3.1.　3.2.1.3.3.に定める保冷性能試験は、外槽表面が露出し自動車に水平に装着されるガス容器に限る。
3.2.1.3.2.　断熱性能試験
3.2.1.3.2.1.・3.2.1.3.2.2.　（略）
3.2.1.3.2.3.　3.2.1.3.2.2.において、試験ガスの試験時における充填量は、充填した試験ガスがガス容器内において安定し、気化ガス量がほぼ一定量の状態となったとき、液化ガスの容積がガス容器の内容積の３分の１以上となるように充填するものとする。
3.2.1.3.2.4.　（略）
3.2.1.3.2.5.　試験に適合しなかったガス容器は、修理又は調整して再度試験を行うことができるものとする。

2.2.　運行記録計
2.2.1.　（略）
2.2.2.　保存される運行記録は以下の精度を有すること。
2.2.2.1.　（略）
2.2.2.2.　記録される走行距離と実走行距離の誤差は、車両に標準的に取り付けるタイヤのいずれかを取り付けて走行した場合において、実走行距離に対し±２％以内であること。
2.2.2.3.・2.2.2.4.　（略）
2.3.～2.6.　（略）
別添119　路上走行時のディーゼル軽・中量車排出ガスに関する技術基準
1.　（略）
2.　試験方法等
2.1.～2.9.　（略）
（新設）

2.10.～2.12.　（略）
2.13.　試験後のドリフトチェックについては、ドリフトチェックにおいて協定規則第168号の附則４の表Ａ４／２の許容値を超えた場合は、同附則の6.1.の規定にかかわらず、当該試験を無効とするか、同協定規則の附則７の5.0.に規定する補正式を用いて試験中の排出ガス濃度を補正してもよい。この場合において、ドリフト補正後の排出ガス量が補正前の排出ガス量に対して±６％を超える場合は、当該試験を無効とする。
3.　（略）
別添133　液化天然ガスを燃料とする自動車のガス容器及びガス容器附属品の技術基準
1.・2.　（略）
3.　ガス容器の基準
3.1.　（略）
3.2.　ガス容器再試験
3.2.1.　国際相互承認液化天然ガス自動車燃料装置用容器のガス容器再試験に係る基準は、次に掲げるものとする。この場合において、ガス容器再試験は、試験機関によって行われたものであること。
3.2.1.1.・3.2.1.2.　（略）
3.2.1.3.　次に掲げるところにより断熱性能試験を行い、これに適合するものであること。

（新設）

（新設）
3.2.1.3.1.・3.2.1.3.2.　（略）
3.2.1.3.3.　3.2.1.3.2.において、試験ガスの試験時における充填量は、充填した試験ガスがガス容器内において安定し、気化ガス量がほぼ一定量の状態となったとき、液化ガスの容積がガス容器の内容積の３分の１以上となるように充填するものとする。
3.2.1.3.4.　（略）
3.2.1.3.5.　試験に適合しなかったガス容器は、断熱装置を修理又は改造して再検査を行うことができるものとする。

3.2.1.3.3.　保冷性能試験 試験はガス容器を自動車に装着したままの状態で行うことができるものとする。	（新設）
3.2.1.3.3.1.　試験に用いるガスは、液化天然ガスとする。	（新設）
3.2.1.3.3.2.　温度測定点は、次に定めるものであること。	（新設）
3.2.1.3.3.2.1.　比準片及び比準片の温度測定点は、次のとおりとする。	（新設）
3.2.1.3.3.2.1.1.　材質は、オーステナイト系ステンレス鋼で、表面は無塗装とする。	（新設）
3.2.1.3.3.2.1.2.　寸法は、縦300㎜×横300㎜×厚さ３㎜程度とする。	（新設）
3.2.1.3.3.2.1.3.　比準片は、その温度測定点が外槽表面温度測定点から１m以内かつ同じ高さとなるよう設置する。	（新設）
3.2.1.3.3.2.1.4.　測定箇所は、板幅の中央部とする。	（新設）
3.2.1.3.3.2.2.　外槽表面温度測定点は、次のとおりとする。	（新設）
3.2.1.3.3.2.2.1.　長手方向の測定位置は、ガス容器の中央部付近とする。ただし、ガス容器の中央部付近にガス容器を車載するためのバンドがある場合は、当該バンドと隣接するバンド間の中央部付近とする。	（新設）
3.2.1.3.3.2.2.2.　周方向の測定位置は、ガス容器の車載状態における容器断面の最下部から周方向四十五度以内の位置とする。	（新設）
3.2.1.3.3.2.3.　温度測定に放射温度計を用いる場合は、外槽表面温度測定点及び比準片の温度測定点へ同一の黒色テープをガス容器及び比準片の静置前に貼り付け、その表面を測定するものとする。	（新設）
3.2.1.3.3.3.　試験は、ガス容器に試験ガスを充填し、８時間以上経過した後、ガス容器の外槽表面温度及び比準片の表面温度を測定することにより行うものとする。	（新設）
3.2.1.3.3.3.1.　試験は、当該容器（ガス容器を自動車に装着したままの状態で試験を行う場合は当該自動車）及び比準片を２時間以上静置した後に行わなければならない。	（新設）
3.2.1.3.3.3.2.　試験時における試験ガスの充填量は、液化ガスの容積が容器の内容積の３分の１以上でなければならない。	（新設）
3.2.1.3.3.3.3.　試験のための温度測定は、ガス容器及び比準片に直射日光等の熱輻射が当たることを避け、ほぼ無風の状態で行わなければならない。	（新設）
3.2.1.3.3.3.4.　同一の温度計により、外槽表面温度測定点及び比準片の温度測定点の温度を測定し、温度差を記録する。	（新設）
3.2.1.3.3.3.5.　3.2.1.3.3.3.4.の手順を５回繰り返し、記録値の中央値を試験結果とする。	（新設）
3.2.1.3.3.4.　比準片の表面温度とガス容器の外槽表面温度の温度差が６度未満であるとき、適合とする。	（新設）
3.2.1.3.3.5.　試験に適合しなかったガス容器は、修理又は調整して再度試験を行うことができるものとする。	（新設）
3.2.1.4.　（略）	3.2.1.4.　（略）
3.2.2.　（略）	3.2.2.　（略）
4.～6.　（略）	4.～6.　（略）

（道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部改正）

第二条　道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示（平成十五年国土交通省告示第千三百十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

（原動機及び動力伝達装置）

第四条　（略）

２～13　（略）

14　細目告示第十条第三項第一号及び第四項第一号に掲げる自動車のうち、次に掲げる自動車については、細目告示別添四十二の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示及び道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部を改正する告示（令和二年国土交通省告示第七百四号）による改正前の細目告示別添四十二の規定に適合するものであればよい。

一　（略）

二　令和三年十月一日から令和九年八月三十一日（軽油を燃料とするものにあっては令和八年八月三十一日）までに製作された自動車であって次に掲げるもの

イ～ハ　（略）

15　細目告示第十条第三項第一号及び第四項第一号に掲げる自動車のうち、次に掲げる自動車については、細目告示別添四十二のⅡの２・１・の規定を適用した後の車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る世界技術規則の作成に関する協定（平成十二年外務省告示第四百七十四号）第十五号第五改訂版（同規則の附則４の規定に限る。）にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示及び道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部を改正する告示（令和二年国土交通省告示第七百四号）による改正前の細目告示別添四十二の規定（同別添のⅡの別紙４の規定に限る。）に適合するものであればよい。

一　（略）

二　令和四年十月一日から令和九年八月三十一日（軽油を燃料とするものにあっては令和八年八月三十一日）までに製作された自動車であって次に掲げるもの

イ～ハ　（略）

16　次に掲げる自動車については、細目告示第十条第一項第三号、第八十八条第一項第二号及び第百六十六条第一項第二号の規定は適用しない。

一　令和六年九月三十日（二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。以下この項及び次項において同じ。）以外の自動車であって輸入された自動車にあっては令和八年九月一日、二輪自動車であって輸入された自動車以外の自動車にあっては令和八年十月一日）以前に製作された自動車

二　令和六年十月一日（二輪自動車以外の自動車であって輸入された自動車にあっては令和八年九月一日、二輪自動車であって輸入された自動車以外の自動車にあっては令和八年十月一日）から令和九年八月三十一日（二輪自動車以外の自動車であって輸入された自動車にあっては令和十年九月三十日、二輪自動車であって輸入された自動車以外の自動車にあっては令和十二年八月三十一日）までに製作された自動車であって次に掲げるもの

イ　令和六年九月三十日（二輪自動車以外の自動車であって輸入された自動車にあっては令和八年九月三十日、二輪自動車であって輸入された自動車以外の自動車にあっては令和八年八月三十一日）以前に指定を受けた型式指定自動車

ロ　令和六年十月一日（二輪自動車以外の自動車であって輸入された自動車にあっては令和八年十月一日、二輪自動車であって輸入された自動車以外の自動車にあっては令和八年九月一日）以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であって車体の外形、原動機の種類及

改正前

（原動機及び動力伝達装置）

第四条　（略）

２～13　（略）

14　細目告示第十条第三項第一号及び第四項第一号に掲げる自動車のうち、次に掲げる自動車については、細目告示別添四十二の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示及び道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部を改正する告示（令和二年国土交通省告示第七百四号）による改正前の細目告示別添四十二の規定に適合するものであればよい。

一　（略）

二　令和三年十月一日から令和九年九月三十日（軽油を燃料とするものにあっては令和七年九月三十日）までに製作された自動車であって次に掲げるもの

イ～ハ　（略）

15　細目告示第十条第三項第一号及び第四項第一号に掲げる自動車のうち、次に掲げる自動車については、細目告示別添四十二のⅡの２・１・の規定を適用した後の車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る世界技術規則の作成に関する協定（平成十二年外務省告示第四百七十四号）第十五号第五改訂版（同規則の附則４の規定に限る。）にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示及び道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部を改正する告示（令和二年国土交通省告示第七百四号）による改正前の細目告示別添四十二の規定（同別添のⅡの別紙４の規定に限る。）に適合するものであればよい。

一　（略）

二　令和四年十月一日から令和七年九月三十日（軽油を燃料とするものにあっては令和七年九月三十日）までに製作された自動車であって次に掲げるもの

イ～ハ　（略）

16　次に掲げる自動車については、細目告示第十条第一項第三号、第八十八条第一項第二号及び第百六十六条第一項第二号の規定は適用しない。

一　令和六年九月三十日（二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。以下この項及び次項において同じ。）以外の自動車であって輸入された自動車及び二輪自動車であって輸入された自動車以外の自動車にあっては令和八年九月三十日）以前に製作された自動車

二　令和六年十月一日（二輪自動車以外の自動車であって輸入された自動車及び二輪自動車であって輸入された自動車以外の自動車にあっては令和八年十月一日）から令和八年九月三十日（二輪自動車以外の自動車であって輸入された自動車にあっては令和十年九月三十日、二輪自動車であって輸入された自動車以外の自動車にあっては令和十一年九月三十日）までに製作された自動車であって次に掲げるもの

イ　令和六年九月三十日（二輪自動車以外の自動車であって輸入された自動車及び二輪自動車であって輸入された自動車以外の自動車にあっては令和八年九月三十日）以前に指定を受けた型式指定自動車

ロ　令和六年十月一日（二輪自動車以外の自動車であって輸入された自動車及び二輪自動車であって輸入された自動車以外の自動車にあっては令和八年十月一日）以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であって車体の外形、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及

び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造並びに走行装置の種類及び主要構造が令和六年九月三十日（二輪自動車以外の自動車であって輸入された自動車にあっては令和八年九月三十日、二輪自動車であって輸入された自動車以外の自動車にあっては令和八年八月三十一日）以前に指定を受けた型式指定自動車と同一であるもの

ハ　（略）

三　令和九年八月三十一日以前に発行（施行規則第六十二条の六第一項の規定による発行をいい、当該発行に代えて行う同条第二項において準用する施行規則第六十二条の五第二項の規定による電磁的方法による提供を含む。以下同じ。）された出荷検査証（施行規則第六十二条の六第一項に規定する出荷検査証をいう。以下同じ。）に係る自動車であって、当該出荷検査証の発行後十一月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの

四　（略）

17　（略）

18　細目告示第十条第三項第一号及び第四項第一号に掲げる自動車のうち、次に掲げる自動車については、細目告示別添四十二の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和三年国土交通省告示第千八十四号）による改正前の細目告示別添四十二の規定に適合するものであればよい。

一　（略）

二　令和四年十月一日から令和九年八月三十一日（軽油を燃料とするものにあっては令和八年八月三十一日）までに製作された自動車であって次に掲げるもの

イ～ハ　（略）

19　車両総重量が三・五トンを超える自動車（細目告示第十条第三項第三号又は第四項第二号に掲げる自動車（外部電源により供給される電気を動力源とするものに限る。）のうち、専ら乗用の用に供するものにあっては、乗車定員十人以上のものに限る。）のうち、次に掲げる自動車については、細目告示第十条第三項第三号及び第四項第二号の規定は適用しない。

一　（略）

二　令和七年四月一日から令和九年八月三十一日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの

イ～ハ　（略）

三　令和九年八月三十一日以前に発行された出荷検査証に係る自動車であって、当該出荷検査証の発行後十一月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの

20　車両総重量が三・五トンを超える自動車（細目告示第十条第三項第三号に掲げる自動車（圧縮水素ガスを燃料とするものに限る。）のうち、専ら乗用の用に供するものにあっては、乗車定員十人以上のものに限る。）のうち、次に掲げる自動車については、細目告示第十条第三項第三号の規定は適用しない。

一　令和九年八月三十一日以前に製作された自動車

二　令和九年九月一日から令和十二年八月三十一日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの

イ　令和九年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車

び動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造並びに走行装置の種類及び主要構造が令和六年九月三十日（二輪自動車以外の自動車であって輸入された自動車及び二輪自動車であって輸入された自動車以外の自動車にあっては令和八年九月三十日）以前に指定を受けた型式指定自動車と同一であるもの

ハ　（略）

三　令和八年九月三十日以前に発行（施行規則第六十二条の六第一項の規定による発行をいい、当該発行に代えて行う同条第二項において準用する施行規則第六十二条の五第二項の規定による電磁的方法による提供を含む。以下同じ。）された出荷検査証（施行規則第六十二条の六第一項に規定する出荷検査証をいう。以下同じ。）に係る自動車であって、当該出荷検査証の発行後十一月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの

四　（略）

17　（略）

18　細目告示第十条第三項第一号及び第四項第一号に掲げる自動車のうち、次に掲げる自動車については、細目告示別添四十二の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和三年国土交通省告示第千八十四号）による改正前の細目告示別添四十二の規定に適合するものであればよい。

一　（略）

二　令和四年十月一日から令和八年九月三十日（軽油を燃料とするものにあっては令和七年九月三十日）までに製作された自動車であって次に掲げるもの

イ～ハ　（略）

19　車両総重量が三・五トンを超える自動車（細目告示第十条第三項第三号又は第四項第二号に掲げる自動車（外部電源により供給される電気を動力源とするものに限る。）のうち、専ら乗用の用に供するものにあっては、乗車定員十人以上のものに限る。）のうち、次に掲げる自動車については、細目告示第十条第三項第三号及び第四項第二号の規定は適用しない。

一　（略）

二　令和七年四月一日から令和九年三月三十一日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの

イ～ハ　（略）

三　令和九年三月三十一日以前に発行された出荷検査証に係る自動車であって、当該出荷検査証の発行後十一月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの

20　車両総重量が三・五トンを超える自動車（細目告示第十条第三項第三号に掲げる自動車（圧縮水素ガスを燃料とするものに限る。）のうち、専ら乗用の用に供するものにあっては、乗車定員十人以上のものに限る。）のうち、次に掲げる自動車については、細目告示第十条第三項第三号の規定は適用しない。

一　令和九年十二月三十一日以前に製作された自動車

二　令和十年一月一日から令和十一年十二月三十一日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの

イ　令和九年十二月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車

ロ　令和九年九月一日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であって車体の外形、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造並びに走行装置の種類及び主要構造が令和九年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車と同一であるもの

ハ　（略）

三　令和十二年八月三十一日以前に発行された出荷検査証に係る自動車であって、当該出荷検査証の発行後十一月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの

細目告示第十条第三項第一号又は第四項第一号に掲げる自動車（軽油を燃料とするものに限る。）のうち、次に掲げる自動車については、細目告示別添四十二の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和四年国土交通省告示第千四十号）による改正前の細目告示別添四十二の規定に適合するものであればよい。

一　（略）

二　令和五年十月一日から令和六年八月三十一日までに製作された自動車であって次に掲げるもの

イ～ハ　（略）

三　令和八年八月三十一日以前に発行された出荷検査証に係る自動車であって、当該出荷検査証の発行後十一月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの

細目告示第十条第三項第一号又は第四項第一号に掲げる自動車（軽油を燃料とするものを除く。）のうち、次に掲げる自動車については、細目告示別添四十二の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和四年国土交通省告示第千四十号）による改正前の細目告示別添四十二の規定に適合するものであればよい。

一　（略）

二　令和六年十月一日から令和九年八月三十一日までに製作された自動車であって次に掲げるもの

イ～ハ　（略）

三　令和九年八月三十一日以前に発行された出荷検査証に係る自動車であって、当該出荷検査証の発行後十一月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの

細目告示第十条第三項第二号に掲げる自動車のうち、次に掲げる自動車については、細目告示別添四十一のⅢの別紙９の１・１・の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和五年国土交通省告示第九百六十九号）による改正前の細目告示別添四十一のⅢの別紙９の１・１・の規定に適合するものであればよい。

一　令和九年八月三十一日以前に製作された自動車（令和五年十月一日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）

二　令和五年十月一日から令和九年八月三十一日までに製作された自動車であって次に掲げるもの

イ～ハ　（略）

三　令和九年八月三十一日以前に発行された出荷検査証に係る自動車であって、当該出荷検査証の発行後十一月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの

24～27　（略）

（走行装置等）

第五条　（略）

２・３　（略）

ロ　令和十年一月一日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であって車体の外形、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造並びに走行装置の種類及び主要構造が令和九年十二月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車と同一であるもの

ハ　（略）

三　令和十一年十二月三十一日以前に発行された出荷検査証に係る自動車であって、当該出荷検査証の発行後十一月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの

細目告示第十条第三項第一号又は第四項第一号に掲げる自動車（軽油を燃料とするものに限る。）のうち、次に掲げる自動車については、細目告示別添四十二の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和四年国土交通省告示第千四十号）による改正前の細目告示別添四十二の規定に適合するものであればよい。

一　（略）

二　令和五年十月一日から令和七年九月三十日までに製作された自動車であって次に掲げるもの

イ～ハ　（略）

三　令和七年九月三十日以前に発行された出荷検査証に係る自動車であって、当該出荷検査証の発行後十一月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの

細目告示第十条第三項第一号又は第四項第一号に掲げる自動車（軽油を燃料とするものを除く。）のうち、次に掲げる自動車については、細目告示別添四十二の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和四年国土交通省告示第千四十号）による改正前の細目告示別添四十二の規定に適合するものであればよい。

一　（略）

二　令和六年十月一日から令和八年九月三十日までに製作された自動車であって次に掲げるもの

イ～ハ　（略）

三　令和八年九月三十日以前に発行された出荷検査証に係る自動車であって、当該出荷検査証の発行後十一月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの

細目告示第十条第三項第二号に掲げる自動車のうち、次に掲げる自動車については、細目告示別添四十一のⅢの別紙９の１・１・の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和五年国土交通省告示第九百六十九号）による改正前の細目告示別添四十一のⅢの別紙９の１・１・の規定に適合するものであればよい。

一　令和八年九月三十日以前に製作された自動車（令和五年十月一日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）

二　令和五年十月一日から令和八年九月三十日までに製作された自動車であって次に掲げるもの

イ～ハ　（略）

三　令和八年九月三十日以前に発行された出荷検査証に係る自動車であって、当該出荷検査証の発行後十一月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの

24～27　（略）

（走行装置等）

第五条　（略）

２・３　（略）

4　次の各号に掲げる自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員九人以下の自動車に限る。以下この項において同じ。）については、細目告示第十一条第三項の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十七年国土交通省告示第千四十八号）による改正前の細目告示第十一条第三項の規定に適合するものであればよい。

一　（略）

二　平成三十年四月一日から令和四年三月三十一日までに製作された型式指定自動車であって、次に掲げるもの

イ　（略）

ロ　平成三十年四月一日以降に指定を受けた型式指定自動車であって、平成三十年三月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車と種別、用途、車体の外形、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、操縦装置の種類及び主要構造、懸架装置の種類及び主要構造、主制動装置の種類並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないもの

三・四　（略）

5　次の各号に掲げる自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員十人以上の自動車であって車両総重量が五トン以下のもの、貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が三・五トン以下のもの及び被牽引自動車であって車両総重量が三・五トン以下のものに限る。以下この項において同じ。）については、細目告示第十一条第三項の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十七年国土交通省告示第千四十八号）による改正前の細目告示第十一条第三項の規定に適合するものであればよい。

一　（略）

二　平成三十一年四月一日から令和六年三月三十一日までに製作された型式指定自動車であって、次に掲げるもの

イ　（略）

ロ　平成三十一年四月一日以降に指定を受けた型式指定自動車であって、平成三十一年三月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車と種別、用途、車体の外形、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、操縦装置の種類及び主要構造、懸架装置の種類及び主要構造、主制動装置の種類並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないもの

三・四　（略）

6　次の各号に掲げる自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員十人以上の自動車であって車両総重量が五トンを超えるもの、貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が三・五トンを超えるもの及び被牽引自動車であって車両総重量が三・五トンを超えるものに限る。以下この項において同じ。）については、細目告示第十一条第三項の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十七年国土交通省告示第千四十八号）による改正前の細目告示第十一条第三項の規定に適合するものであればよい。

一　（略）

二　令和五年四月一日から令和八年八月三十一日までに製作された型式指定自動車であって、次に掲げるもの

イ　（略）

4　次の各号に掲げる自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員九人以下の自動車に限る。以下この項において同じ。）については、細目告示第十一条第三項の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十七年国土交通省告示第千四十八号）による改正前の細目告示第十一条第三項の規定に適合するものであればよい。

一　（略）

二　平成三十年四月一日から令和四年三月三十一日までに製作された型式指定自動車であって、次に掲げるもの

イ　（略）

ロ　平成三十年四月一日以降に指定を受けた型式指定自動車であって、平成三十年三月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車と種別、用途、車体の外形、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、操縦装置の種類及び主要構造、懸架装置の種類及び主要構造、軸距、主制動装置の種類並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないもの

三・四　（略）

5　次の各号に掲げる自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員十人以上の自動車であって車両総重量が五トン以下のもの、貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が三・五トン以下のもの及び被牽引自動車であって車両総重量が三・五トン以下のものに限る。以下この項において同じ。）については、細目告示第十一条第三項の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十七年国土交通省告示第千四十八号）による改正前の細目告示第十一条第三項の規定に適合するものであればよい。

一　（略）

二　平成三十一年四月一日から令和六年三月三十一日までに製作された型式指定自動車であって、次に掲げるもの

イ　（略）

ロ　平成三十一年四月一日以降に指定を受けた型式指定自動車であって、平成三十一年三月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車と種別、用途、車体の外形、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、操縦装置の種類及び主要構造、懸架装置の種類及び主要構造、軸距、主制動装置の種類並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないもの

三・四　（略）

6　次の各号に掲げる自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員十人以上の自動車であって車両総重量が五トンを超えるもの、貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が三・五トンを超えるもの及び被牽引自動車であって車両総重量が三・五トンを超えるものに限る。以下この項において同じ。）については、細目告示第十一条第三項の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十七年国土交通省告示第千四十八号）による改正前の細目告示第十一条第三項の規定に適合するものであればよい。

一　（略）

二　令和五年四月一日から令和八年三月三十一日までに製作された型式指定自動車であって、次に掲げるもの

イ　（略）

ロ　令和五年四月一日以降に指定を受けた型式指定自動車であって、令和五年三月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車と種別、用途、車体の外形、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、操縦装置の種類及び主要構造、懸架装置の種類及び主要構造、主制動装置の種類並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないもの

三　（略）

四　令和八年八月三十一日以前に発行された出荷検査証に係る自動車であって、当該出荷検査証の発行後十一月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの

7　令和八年八月三十一日以前に製作された二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車については、細目告示第十一条第三項の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十七年国土交通省告示第千四十八号）による改正前の細目告示第十一条第三項の規定に適合するものであればよい。

8～11　（略）

12　次に掲げる自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員十人以上の自動車であって車両総重量が五トンを超えるもの、貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が三・五トンを超えるもの及び被牽引自動車であって車両総重量が三・五トンを超えるものに限る。以下この項において同じ。）については、細目告示第十一条第三項第一号の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和三年国土交通省告示第千二百九十四号）による改正前の細目告示第十一条第三項第一号の規定に適合するものであればよい。

一　（略）

二　令和五年四月一日から令和八年八月三十一日までに製作された自動車であって次に掲げるもの

三　令和八年八月三十一日以前に発行された出荷検査証に係る自動車であって、当該出荷検査証の発行後十一月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの

13～15　（略）

16　次に掲げる自動車（細目告示第十一条第三項第二号イを適用するタイヤを備えるものに限る。以下この項において同じ。）については、細目告示第十一条第三項第三号の規定中「協定規則第117号の規則4.（4.3.を除く。）及び6.（6.2.にあっては同規則に規定するステージ2に係る要件、6.3.にあっては同規則に規定するステージ3に係る要件及び6.6.にあっては6.6.2.に規定する要件に限る。）に定める基準とする。ただし、型式の指定等を行う場合（法第75条第3項の規定による判定を行う場合、法第75条の2第3項の規定による判定を行う場合及び法第75条の3第3項の規定による判定を行う場合をいう。以下同じ。）以外の場合にあっては、協定規則第117号の規則8.3.から8.5.までの規定」とあるのは「協定規則第117号の規則4.（4.3.を除く。）及び6.に定める基準とする。ただし、型式の指定等を行う場合（法第75条第3項の規定による判定を行う場合、法第75条の2第3項の規定による判定を行う場合及び法第75条の3第3項の規定による判定を行う場合をいう。以下同じ。）以外の場合にあっては、協定規則第117号の規則6.1.から6.4.までの規定にかかわらず、協定規則第117号の規則8.3.から8.5.までの規定」と、「協定規則第117号の規則6.1.から6.4.までの規定」とあるのは「協定規則第117号の規則6.1.から6.4.までの規定にかかわらず、協定規則第117号の規則8.3.から8.5.までの規定」と、「協定規則第117号第3改訂版

ロ　令和五年四月一日以降に指定を受けた型式指定自動車であって、令和五年三月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車と種別、用途、車体の外形、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、操縦装置の種類及び主要構造、懸架装置の種類及び主要構造、軸距、主制動装置の種類並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないもの

三　（略）

四　令和八年三月三十一日以前に発行された出荷検査証に係る自動車であって、当該出荷検査証の発行後十一月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの

7　令和八年三月三十一日以前に製作された二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車については、細目告示第十一条第三項の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十七年国土交通省告示第千四十八号）による改正前の細目告示第十一条第三項の規定に適合するものであればよい。

8～11　（略）

12　次に掲げる自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員十人以上の自動車であって車両総重量が五トンを超えるもの、貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が三・五トンを超えるもの及び被牽引自動車であって車両総重量が三・五トンを超えるものに限る。以下この項において同じ。）については、細目告示第十一条第三項第一号の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和三年国土交通省告示第千二百九十四号）による改正前の細目告示第十一条第三項第一号の規定に適合するものであればよい。

一　（略）

二　令和五年四月一日から令和八年三月三十一日までに製作された自動車であって次に掲げるもの

三　令和八年三月三十一日以前に発行された出荷検査証に係る自動車であって、当該出荷検査証の発行後十一月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの

13～15　（略）

16　次に掲げる自動車（細目告示第十一条第三項第二号イを適用するタイヤを備えるものに限る。以下この項において同じ。）については、細目告示第十一条第三項第三号の規定中「協定規則第117号の規則4.（4.3.を除く。）及び6.（6.2.にあっては同規則に規定するステージ2に係る要件、6.3.にあっては同規則に規定するステージ3に係る要件及び6.6.にあっては6.6.2.に規定する要件に限る。）に定める基準とする。ただし、型式の指定等を行う場合（法第75条第3項の規定による判定を行う場合、法第75条の2第3項の規定による判定を行う場合及び法第75条の3第3項の規定による判定を行う場合をいう。以下同じ。）以外の場合にあっては、協定規則第117号の規則8.3.から8.5.までの規定」とあるのは「協定規則第117号の規則4.（4.3.を除く。）及び6.に定める基準とする。ただし、型式の指定等を行う場合（法第75条第3項の規定による判定を行う場合、法第75条の2第3項の規定による判定を行う場合及び法第75条の3第3項の規定による判定を行う場合をいう。以下同じ。）以外の場合にあっては、協定規則第117号の規則6.1.から6.4.までの規定にかかわらず、協定規則第117号の規則8.3.から8.5.の規定」と、「協定規則第117号第3改訂版の規則4.

の規則4．（4．3．及び4．4．を除く。）及び6．（6．1．及び6．3．にあっては同規則に規定するステージ2に係る要件に限る。）に定める基準とする。ただし、型式の指定等を行う場合（法第75条第3項の規定による判定を行う場合、法第75条の2第3項の規定による判定を行う場合及び法第75条の3第3項の規定による判定を行う場合をいう。以下同じ。）以外の場合にあっては、協定規則第117号第3改訂版の規則6．1．及び6．3．の規定にかかわらず、協定規則第117号第3改訂版の規則8．3．及び8．4．の規定」と、「協定規則第117号第2改訂版補足第14改訂版の規則4．（4．3．及び4．4．を除く。）及び6．（6．1．及び6．3．にあっては同規則に規定するステージ2に係る要件に限る。）に定める基準とする。ただし、型式の指定等を行う場合（法第75条第3項の規定による判定を行う場合、法第75条の2第3項の規定による判定を行う場合及び法第75条の3第3項の規定による判定を行う場合をいう。以下同じ。）以外の場合にあっては、協定規則第117号第2改訂版補足第14改訂版の規則6．1．及び6．3．の規定にかかわらず、協定規則第117号第2改訂版補足第14改訂版の規則8．3．及び8．4．の規定」と読み替えるものとする。

一　（略）

二　令和八年七月七日から令和九年八月三十一日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの

イ～ハ　（略）

三　令和九年八月三十一日以前に発行された出荷検査証に係る自動車であって、当該出荷検査証の発行後十一月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの

17・18　（略）

19　除雪のために使用するブレード又はスノープラウを備える自動車については、当分の間、細目告示第十一条第三項の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十七年国土交通省告示第千四十八号）による改正前の細目告示第十一条第三項の規定に適合するものであればよい。

（かじ取装置）

第七条　（略）

2～15　（略）

16　運行補助機能（協定規則第七十九号の規則2・3・4・に定める機能及び協定規則第百七十一号の規則2・1・に定める機能をいう。以下この条において同じ。）を有するかじ取装置を備える自動車のうち、次に掲げる自動車については、細目告示第十三条第二項、第九十一条第二項、第百六十九条第一項及び別添百二十四「継続検査等に用いる車載式故障診断装置の技術基準」の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和六年国土交通省告示第千百七十二号）による改正前の細目告示第十三条第二項、第九十一条第二項、第百六十九条第一項及び別添百二十四「継続検査等に用いる車載式故障診断装置の技術基準」の規定に適合するものであればよい。この場合において、当該細目告示第十三条第二項及び第九十一条第二項中「協定規則第79号」とあるのは「協定規則第79号第4改訂版補足第4改訂版」と読み替えるものとする。

一　令和十一年八月三十一日以前に製作された自動車

二　令和十一年九月一日から令和十三年八月三十一日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの

イ　令和十一年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車

ロ　令和十一年九月一日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であって、令和十一年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車と運行補助機能の性能が同一であるもの

ハ　国土交通大臣が定める自動車

（4．3．及び4．4．を除く。）及び6．（6．1．及び6．3．にあっては同規則に規定するステージ2に係る要件に限る。）に定める基準とする。ただし、型式の指定等を行う場合（法第75条第3項の規定による判定を行う場合、法第75条の2第3項の規定による判定を行う場合及び法第75条の3第3項の規定による判定を行う場合をいう。以下同じ。）以外の場合にあっては、協定規則第117号第3改訂版の規則6．1．及び6．3．の規定にかかわらず、協定規則第117号第3改訂版の規則8．3．及び8．4．の規定」と、「協定規則第117号第2改訂版補足第14改訂版の規則4．（4．3．及び4．4．を除く。）及び6．（6．1．及び6．3．にあっては同規則に規定するステージ2に係る要件に限る。）に定める基準とする。ただし、型式の指定等を行う場合（法第75条第3項の規定による判定を行う場合、法第75条の2第3項の規定による判定を行う場合及び法第75条の3第3項の規定による判定を行う場合をいう。以下同じ。）以外の場合にあっては、協定規則第117号第2改訂版補足第14改訂版の規則6．1．及び6．3．の規定にかかわらず、協定規則第117号第2改訂版補足第14改訂版の規則8．3．及び8．4．の規定」と読み替えるものとする。

一　（略）

二　令和八年七月七日から令和九年七月六日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの

イ～ハ　（略）

三　令和九年七月六日以前に発行された出荷検査証に係る自動車であって、当該出荷検査証の発行後十一月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの

17・18　（略）

（新設）

（かじ取装置）

第七条　（略）

2～15　（略）

16　運行補助機能（協定規則第79号の規則2・3・4・に定める機能及び協定規則第171号の規則2・1・に定める機能をいう。以下この条において同じ。）を有するかじ取装置を備える自動車については、細目告示第十三条第二項、第九十一条第二項、第百六十九条第一項及び別添百二十四「継続検査等に用いる車載式故障診断装置の技術基準」の規定にかかわらず、当分の間、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和六年国土交通省告示第千百七十二号）による改正前の細目告示第十三条第二項、第九十一条第二項、第百六十九条第一項及び別添百二十四「継続検査等に用いる車載式故障診断装置の技術基準」の規定に適合するものであればよい。

（新設）

（新設）

三　令和十三年八月三十一日以前に発行された出荷検査証に係る自動車であって、当該出荷検査証の発行後十一月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの

17　運行補助機能を有するかじ取装置を備える自動車のうち、次に掲げる自動車については、細目告示第十三条第二項及び第九十一条第二項の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和七年国土交通省告示第八百九十七号）による改正前の細目告示第十三条第二項及び第九十一条第二項の規定に適合するものであればよい。この場合において、当該細目告示第十三条第二項及び第九十一条第二項中「協定規則第79号」とあるのは「協定規則第171号補足改訂版」と、「協定規則第79号第４改訂版補足第６改訂版」とあるのは「協定規則第171号補足改訂版」とそれぞれ読み替えるものとする。

一　令和十一年八月三十一日以前に製作された自動車

二　令和十一年九月一日から令和十三年八月三十一日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの

イ　令和十一年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車

ロ　令和十一年九月一日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であって、令和十一年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車と運行補助機能の性能が同一であるもの

ハ　国土交通大臣が定める自動車

三　令和十三年八月三十一日以前に発行された出荷検査証に係る自動車であって、当該出荷検査証の発行後十一月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの

（施錠装置等）

第八条　（略）

２～７　（略）

８　次に掲げる自動車については、細目告示第十四条第一項の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和四年国土交通省告示第千四十号）による改正前の細目告示第十四条第一項の規定に適合するものであればよい。

一　（略）

二　令和六年一月一日から令和八年八月三十一日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの

イ～ハ　（略）

三　令和八年八月三十一日以前に発行された出荷検査証に係る自動車であって、当該出荷検査証の発行後十一月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの

９　次に掲げる自動車については、細目告示第十四条第二項、第九十二条第三項及び第百七十条第三項の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和四年国土交通省告示第千四十号）による改正前の細目告示第十四条第二項、第九十二条第三項及び第百七十条第三項の規定に適合するものであればよい。

一　（略）

（新設）

（新設）

（施錠装置等）

第八条　（略）

２～７　（略）

８　次に掲げる自動車については、細目告示第十四条第一項の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和四年国土交通省告示第千四十号）による改正前の細目告示第十四条第一項の規定に適合するものであればよい。

一　（略）

二　令和六年一月一日から令和八年四月三十日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの

イ～ハ　（略）

三　令和八年四月三十日以前に発行された出荷検査証に係る自動車であって、当該出荷検査証の発行後十一月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの

９　次に掲げる自動車については、細目告示第十四条第二項、第九十二条第三項及び第百七十条第三項の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和四年国土交通省告示第千四十号）による改正前の細目告示第十四条第二項、第九十二条第三項及び第百七十条第三項の規定に適合するものであればよい。

一　（略）

二　令和六年一月一日から令和八年八月三十一日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの
イ～ハ　（略）
三　令和八年八月三十一日以前に発行された出荷検査証に係る自動車であって、当該出荷検査証の発行後十一月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの
（制動装置）
第九条　（略）
2～52　（略）
53　次に掲げる自動車（専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。）であって乗車定員十人未満のもの及び貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。）であって車両総重量が三・五トン以下のものに限る。以下この項において同じ。）については、細目告示第十五条第八項、第九十三条第九項及び第百七十一条第九項の規定は適用しない。
一　（略）
二　令和三年十一月一日から令和八年八月三十一日まで（輸入された自動車にあっては令和六年七月一日から令和八年八月三十一日まで、貨物の運送の用に供する軽自動車にあっては令和三年十一月一日から令和九年八月三十一日まで）に製作された自動車であって、次に掲げるもの
イ～ハ　（略）
三　令和八年八月三十一日（貨物の運送の用に供する軽自動車にあっては令和九年八月三十一日）以前に発行された出荷検査証に係る自動車であって、当該出荷検査証の発行後十一月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの
54・55　（略）
56　次に掲げる自動車（専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。）であって乗車定員十人未満のもの及び貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。）であって車両総重量が三・五トン以下のものに限る。以下この項において同じ。）については、細目告示第十五条第八項中「協定規則第152号初版」と読み替えることができる。
一　（略）
二　令和六年七月一日から令和八年八月三十一日まで（貨物の運送の用に供する軽自動車にあっては、令和六年七月一日から令和九年八月三十一日まで）に製作された自動車であって、次に掲げるもの
イ～ハ　（略）
三　令和八年八月三十一日（貨物の運送の用に供する軽自動車にあっては、令和九年八月三十一日）以前に発行された出荷検査証に係る自動車であって、当該出荷検査証の発行後十一月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの
57　（略）

二　令和六年一月一日から令和八年四月三十日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの
イ～ハ　（略）
三　令和八年四月三十日以前に発行された出荷検査証に係る自動車であって、当該出荷検査証の発行後十一月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの
（制動装置）
第九条　（略）
2～52　（略）
53　次に掲げる自動車（専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。）であって乗車定員十人未満のもの及び貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。）であって車両総重量が三・五ｔ以下のものに限る。以下この項において同じ。）については、細目告示第十五条第八項、第九十三条第九項及び第百七十一条第九項の規定は適用しない。
一　（略）
二　令和三年十一月一日から令和七年十一月三十日まで（輸入された自動車にあっては令和六年七月一日から令和八年六月三十日まで、貨物の運送の用に供する軽自動車にあっては令和三年十一月一日から令和九年八月三十一日まで）に製作された自動車であって、次に掲げるもの
イ～ハ　（略）
三　令和七年十一月三十日（輸入された自動車にあっては令和八年六月三十日、貨物の運送の用に供する軽自動車にあっては令和九年八月三十一日）以前に発行された出荷検査証に係る自動車であって、当該出荷検査証の発行後十一月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの
54・55　（略）
56　次に掲げる自動車（専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。）であって乗車定員十人未満のもの及び貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。）であって車両総重量が三・五トン以下のものに限る。以下この項において同じ。）については、細目告示第十五条第八項中「協定規則第152号初版」と読み替えることができる。
一　（略）
二　令和六年七月一日から令和八年六月三十日まで（貨物の運送の用に供する軽自動車にあっては、令和六年七月一日から令和九年八月三十一日まで）に製作された自動車であって、次に掲げるもの
イ～ハ　（略）
三　令和八年六月三十日（貨物の運送の用に供する軽自動車にあっては、令和九年八月三十一日）以前に発行された出荷検査証に係る自動車であって、当該出荷検査証の発行後十一月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの
57　（略）

58　次に掲げる貨物の運送の用に供する自動車（車両総重量が二・八トンを超え三・五トン以下の貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。）に限る。以下この項において同じ。）については、細目告示第十五条第八項中「協定規則第152号」とあるのは「協定規則第152号改訂版補足改訂版」と読み替えることができる。

一　令和八年九月一日から令和九年八月三十一日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの

イ　令和八年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車

ロ　令和八年九月一日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であって、令和八年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、懸架装置の種類及び主要構造並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定基準の基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないもの

ハ　（略）

二　（略）

59～66　（略）

67　次に掲げる自動車（協定規則第十三号の附則４の規則１・８・１・２に該当する自動車に限る。）については、細目告示第十五条第二項第一号及び第九十三条第二項第一号中「協定規則第13号」とあるのは、「協定規則第13号第14改訂版」と読み替えることができる。

一　令和十二年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車

二　令和十二年九月一日から令和十四年八月三十一日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの

イ　令和十二年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車

ロ　令和十二年九月一日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であって、同年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないもの

ハ　国土交通大臣が定める自動車

三　令和十四年八月三十一日以前に発行された出荷検査証に係る自動車であって、当該出荷検査証の発行後十一月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの

（電気装置）

第十四条　（略）

2～23　（略）

24　自動運行装置を備える自動車以外の自動車であって、次に掲げるものについては、保安基準第十七条の二第三項及び第四項並びに細目告示第二十一条第三項及び第四項、第九十九条第三項から第六項まで並びに第百七十七条第三項及び第四項の規定は適用しない。

一　（略）

二　令和四年七月一日（輸入された自動車にあっては、令和五年七月一日）から令和六年六月三十日まで（一号特定改造非対応自動車にあっては、令和六年一月一日から令和八年八月三十一日まで）に製作された自動車であって、次に掲げるもの

イ～ニ　（略）

三　（略）

四　令和六年六月三十日（一号特定改造非対応自動車にあっては、令和八年八月三十一日）以前に発行された出荷検査証に係る自動車であって、当該出荷検査証の発行後十一月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの

58　次に掲げる貨物の運送の用に供する自動車（車両総重量が二・八トンを超え三・五トン以下の貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。）に限る。以下この項において同じ。）については、細目告示第十五条第八項中「協定規則第152号」とあるのは「協定規則第152号改訂版補足改訂版」と読み替えることができる。

一　令和八年七月一日から令和九年八月三十一日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの

イ　令和八年六月三十日以前に指定を受けた型式指定自動車

ロ　令和八年七月一日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であって、令和八年六月三十日以前に指定を受けた型式指定自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類、動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、懸架装置の種類及び主要構造、軸距並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定基準の基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないもの

ハ　（略）

二　（略）

59～66　（略）

（新設）

（電気装置）

第十四条　（略）

2～23　（略）

24　自動運行装置を備える自動車以外の自動車であって、次に掲げるものについては、保安基準第十七条の二第三項及び第四項並びに細目告示第二十一条第三項及び第四項、第九十九条第三項から第六項まで並びに第百七十七条第三項及び第四項の規定は適用しない。

一　（略）

二　令和四年七月一日（輸入された自動車にあっては、令和五年七月一日）から令和六年六月三十日まで（一号特定改造非対応自動車にあっては、令和六年一月一日から令和八年四月三十日まで）に製作された自動車であって、次に掲げるもの

イ～ニ　（略）

三　（略）

四　令和六年六月三十日（一号特定改造非対応自動車にあっては、令和八年四月三十日）以前に発行された出荷検査証に係る自動車であって、当該出荷検査証の発行後十一月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの

25～38　（略）

39　次に掲げる自動車（小型自動車（二輪自動車及び側車付二輪自動車に限る。）及び三輪自動車に限る。以下この項において同じ。）については、保安基準第十七条の二第三項並びに細目告示第二十一条第三項、第九十九条第三項及び第四項並びに第百七十七条第三項の規定は適用しない。

一　（略）

二　令和十一年七月一日から令和十三年八月三十一日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの

イ～ハ　（略）

三　令和十三年八月三十一日以前に発行された出荷検査証に係る自動車であって、当該出荷検査証の発行後十一月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの

40～44　（略）

45　次に掲げる自動車については、細目告示第二十一条、第九十九条及び第百七十七条の規定中「協定規則第100号」とあるのは「協定規則第100号第３改訂版補足第５改訂版」又は「協定規則第100号第４改訂版補足第２改訂版」と読み替えることができる。また、細目告示第百七十七条第五項第十三号及び第十五号の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（令和七年国土交通省告示第八百九十七号）による改正前の細目告示第百七十七条第五項第十三号の規定に適合するものであればよい。

一　令和九年八月三十一日以前に製作された自動車（電力により作動する原動機を有する自動車以外の自動車を改造等により、電力により作動する原動機を有する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引自動車を除く。）としたものであって、当該改造等が行われた後、令和九年九月一日以降に初めて新規検査、構造等変更検査又は予備検査を受けるものを除く。）

二　令和九年九月一日から令和十二年八月三十一日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの

イ　令和九年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車

ロ　令和九年九月一日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であって、令和九年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車と原動機の種類及び主要構造、燃料の種類並びに動力用電源装置の種類が同一であるもの

ハ　国土交通大臣が定める自動車

三　令和十二年八月三十一日以前に発行された出荷検査証に係る自動車であって、当該出荷検査証の発行後十一月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの

（車枠及び車体）

第十五条　（略）

２～39　（略）

40　次に掲げる自動車については、細目告示第二十二条第十三項及び第百条第十七項の規定中「協定規則第127号」とあるのは「協定規則第127号第２改訂版」と読み替えることができる。

一　（略）

25～38　（略）

39　次に掲げる自動車（小型自動車（二輪自動車及び側車付二輪自動車に限る。）及び三輪自動車に限る。以下この項において同じ。）については、保安基準第十七条の二第三項並びに細目告示第二十一条第三項、第九十九条第三項及び第四項並びに第百七十七条第三項の規定は適用しない。

一　（略）

二　令和十一年七月一日から令和十三年六月三十日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの

イ～ハ　（略）

三　令和十三年六月三十日以前に発行された出荷検査証に係る自動車であって、当該出荷検査証の発行後十一月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの

40～44　（略）

（新設）

（車枠及び車体）

第十五条　（略）

２～39　（略）

40　次に掲げる自動車については、細目告示第二十二条第十三項及び第百条第十七項の規定中「協定規則第127号」とあるのは「協定規則第127号第２改訂版」と読み替えることができる。

一　（略）

二　令和六年七月七日から令和八年八月三十一日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの
イ～ハ　（略）
三　令和八年八月三十一日以前に発行された出荷検査証に係る自動車であって、当該出荷検査証の発行後十一月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの
41～43　（略）
（運転者席）
第十八条の二　（略）
2　（略）
3　貨物の運送の用に供する車両総重量が三・五トン以下の自動車（三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であって次に掲げるものについては、細目告示第二十七条第一号、第百五条第一項第一号及び第百八十三条第一項第一号の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和四年国土交通省告示第千四十号）による改正前の細目告示第二十七条第二号、第百五条第一項第一号、第百八十三条第一項第一号及び別添二十九の規定に適合するものであればよい。
一　（略）
二　令和六年七月一日から令和八年八月三十一日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの
イ～ハ　（略）
三　令和八年八月三十一日以前に発行された出荷検査証に係る自動車であって、当該出荷検査証の発行後十一月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの
4　専ら乗用の用に供する乗車定員十人以上の自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。）及び貨物の運送の用に供する車両総重量が三・五トンを超える自動車（三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であって次に掲げるものについては、細目告示第二十七条第二号の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和五年国土交通省告示第五百七十二号）による改正前の細目告示第二十七条第二号及び第三号の規定に適合するものであればよい。
一　（略）
二　令和八年一月一日から令和十一年八月三十一日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの
イ～ハ　（略）
三　令和十一年八月三十一日以前に発行された出荷検査証に係る自動車であって、当該出荷検査証の発行後十一月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの
四　国土交通大臣が定める自動車

二　令和六年七月七日から令和八年七月六日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの
イ～ハ　（略）
三　令和八年七月六日以前に発行された出荷検査証に係る自動車であって、当該出荷検査証の発行後十一月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの
41～43　（略）
（運転者席）
第十八条の二　（略）
2　（略）
3　貨物の運送の用に供する車両総重量が三・五トン以下の自動車（三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であって次に掲げるものについては、細目告示第二十七条第一号、第百五条第一項第一号及び第百八十三条第一項第一号の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和四年国土交通省告示第千四十号）による改正前の細目告示第二十七条第二号、第百五条第一項第一号、第百八十三条第一項第一号及び別添二十九の規定に適合するものであればよい。
一　（略）
二　令和六年七月一日から令和八年六月三十日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの
イ～ハ　（略）
三　令和八年六月三十日以前に発行された出荷検査証に係る自動車であって、当該出荷検査証の発行後十一月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの
4　専ら乗用の用に供する乗車定員十人以上の自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。）及び貨物の運送の用に供する車両総重量が三・五トンを超える自動車（三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であって次に掲げるものについては、細目告示第二十七条第二号の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和五年国土交通省告示第五百七十二号）による改正前の細目告示第二十七条第二号及び第三号の規定に適合するものであればよい。
一　（略）
二　令和八年一月一日から令和十年十二月三十一日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの
イ～ハ　（略）
三　令和十年十二月三十一日以前に発行された出荷検査証に係る自動車であって、当該出荷検査証の発行後十一月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの
（新設）

5　専ら乗用の用に供する乗車定員十人の自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。）であって次に掲げるものについては、細目告示第百五条第一項第二号及び第百八十三条第一項第二号の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和五年国土交通省告示第五百七十二号）による改正前の細目告示第百五条第一項第一号及び第百八十三条第一項第一号の規定に適合するものであればよい。

一　（略）

二　令和八年一月一日から令和十一年八月三十一日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの

イ～ハ　（略）

三　令和十一年八月三十一日以前に発行された出荷検査証に係る自動車であって、当該出荷検査証の発行後十一月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの

6～8　（略）

（窓ガラス）

第二十六条　（略）

2～4　（略）

5　貨物の運送の用に供する車両総重量が三・五トン以下の自動車であって次に掲げるものについては、細目告示第三十九条第三項、第百十七条第四項及び第百九十五条第五項の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和四年国土交通省告示第千四十号）による改正前の細目告示第三十九条第三項、第百十七条第四項及び第百九十五条第五項の規定に適合するものであればよい。

一　（略）

二　令和六年七月一日から令和八年八月三十一日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの

イ～ハ　（略）

三　令和八年八月三十一日以前に発行された出荷検査証に係る自動車であって、当該出荷検査証の発行後十一月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの

（騒音防止装置）

第二十七条　（略）

2～35　（略）

36　次に掲げる自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車並びに小型特殊自動車を除く。）については、細目告示第四十条第一項第五号、第百十八条第一項第三号ロ並びに第三項第二号ロ（1）及び第四号ロ（2）並びに百九十六条第三項第二号ロ（2）の規定中、「フェーズ3」とあるのは「フェーズ2」と読み替えることができる。ただし、技術的最大許容質量が二・五トン以下の貨物の運送の用に供する自動車及び当該自動車の形状に類する乗車定員九人以下の専ら乗用の用に供する自動車のうち、総排気量が六百六十立方センチメートルを超え千四百九十五立方センチメートル未満であり、原動機の重心が前軸中心から後方に水平距離で三百ミリメートルから千五百ミリメートルの間に位置し、地面からのRポイント（運転者席の着座位置について自動車製作者等が定め、三次元座標方式に基づいて決定する設計点をいう。）の高さが八百ミリメートル以上あるもので

5　専ら乗用の用に供する乗車定員十人の自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。）であって次に掲げるものについては、細目告示第百五条第一項第二号及び第百八十三条第一項第二号の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和五年国土交通省告示第五百七十二号）による改正前の細目告示第百五条第一項第一号及び第百八十三条第一項第一号の規定に適合するものであればよい。

一　（略）

二　令和八年一月一日から令和十年十二月三十一日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの

イ～ハ　（略）

三　令和十年十二月三十一日以前に発行された出荷検査証に係る自動車であって、当該出荷検査証の発行後十一月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの

6～8　（略）

（窓ガラス）

第二十六条　（略）

2～4　（略）

5　貨物の運送の用に供する車両総重量が三・五トン以下の自動車であって次に掲げるものについては、細目告示第三十九条第三項、第百十七条第四項及び第百九十五条第五項の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和四年国土交通省告示第千四十号）による改正前の細目告示第三十九条第三項、第百十七条第四項及び第百九十五条第五項の規定に適合するものであればよい。

一　（略）

二　令和六年七月一日から令和八年六月三十日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの

イ～ハ　（略）

三　令和八年六月三十日以前に発行された出荷検査証に係る自動車であって、当該出荷検査証の発行後十一月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの

（騒音防止装置）

第二十七条　（略）

2～35　（略）

36　次に掲げる自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車並びに小型特殊自動車を除く。）については、細目告示第四十条第一項第五号、第百十八条第一項第三号ロ並びに第三項第二号ロ（1）及び第四号ロ（2）並びに百九十六条第三項第二号ロ（2）の規定中、「フェーズ3」とあるのは「フェーズ2」と読み替えることができる。ただし、技術的最大許容質量が二・五トン以下の貨物の運送の用に供する自動車及び当該自動車の形状に類する乗車定員九人以下の専ら乗用の用に供する自動車のうち、総排気量が六百六十立方センチメートルを超え千四百九十五立方センチメートル未満であり、原動機の重心が前軸中心から後方に水平距離で三百ミリメートルから千五百ミリメートルの間に位置し、地面からのRポイント（運転者席の着座位置について自動車製作者等が定め、三次元座標方式に基づいて決定する設計点をいう。）の高さが八百ミリメートル以上あるもので

あって、後輪駆動であるものにあっては、当該規定にかかわらず、協定規則第五十一号の規則6・2・1・1・に定める方法により測定した加速走行騒音の値が七十三デシベルを超えない構造であればよい。

一　令和六年十月七日（乗車定員十人以上の専ら乗用の用に供する自動車であって、技術的最大許容質量が五トンを超える自動車及び貨物の運送の用に供する自動車であって、技術的最大許容質量が三・五トンを超える自動車にあっては令和八年八月三十一日）以前に製作された自動車

二　令和六年十月八日（乗車定員十人以上の専ら乗用の用に供する自動車であって、技術的最大許容質量が五トンを超える自動車及び貨物の運送の用に供する自動車であって、技術的最大許容質量が三・五トンを超える自動車にあっては令和八年九月一日）から令和九年八月三十一日（乗車定員十人以上の専ら乗用の用に供する自動車であって、技術的最大許容質量が五トンを超える自動車及び貨物の運送の用に供する自動車であって、技術的最大許容質量が三・五トンを超える自動車にあっては令和十年八月三十一日）までに製作された自動車であって次に掲げるもの

イ　令和六年十月七日（乗車定員十人以上の専ら乗用の用に供する自動車であって、技術的最大許容質量が五トンを超える自動車及び貨物の運送の用に供する自動車であって、技術的最大許容質量が三・五トンを超える自動車にあっては令和八年八月三十一日）以前に指定を受けた型式指定自動車

ロ　令和六年十月八日（乗車定員十人以上の専ら乗用の用に供する自動車であって、技術的最大許容質量が五トンを超える自動車及び貨物の運送の用に供する自動車であって、技術的最大許容質量が三・五トンを超える自動車にあっては令和八年九月一日）以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であって、令和六年十月七日（乗車定員十人以上の専ら乗用の用に供する自動車であって、技術的最大許容質量が五トンを超える自動車及び貨物の運送の用に供する自動車であって、技術的最大許容質量が三・五トンを超える自動車にあっては令和八年八月三十一日）以前に指定を受けた型式指定自動車から、種別、用途、車体の外形、懸架装置の種類及び主要構造並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値以外に、型式を区分する事項に変更がないもの

ハ　（略）

三　令和九年八月三十一日（乗車定員十人以上の専ら乗用の用に供する自動車であって、技術的最大許容質量が五トンを超える自動車及び貨物の運送の用に供する自動車であって、技術的最大許容質量が三・五トンを超える自動車にあっては令和十年八月三十一日）以前に製作された輸入自動車

四　令和九年八月三十一日（乗車定員十人以上の専ら乗用の用に供する自動車であって、技術的最大許容質量が五トンを超える自動車及び貨物の運送の用に供する自動車であって、技術的最大許容質量が三・五トンを超える自動車にあっては令和十年八月三十一日）以前に発行された出荷検査証に係る自動車であって、当該出荷検査証の発行後十一月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの

37　次に掲げる自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車並びに小型特殊自動車を除く。）については、細目告示第四十条、第百十八条及び第百九十六条の規定中「協定規則第51号」とあるのは「協定規則第51号第３改訂版補足第６改訂版」と読み替えることができる。

一　（略）

あって、後輪駆動であるものにあっては、当該規定にかかわらず、協定規則第五十一号の規則6・2・1・1・に定める方法により測定した加速走行騒音の値が七十三デシベルを超えない構造であればよい。

一　令和六年十月七日（乗車定員十人以上の専ら乗用の用に供する自動車であって、技術的最大許容質量が五トンを超える自動車及び貨物の運送の用に供する自動車であって、技術的最大許容質量が三・五トンを超える自動車にあっては令和八年八月三十一日）以前に製作された自動車

二　令和六年十月八日（乗車定員十人以上の専ら乗用の用に供する自動車であって、技術的最大許容質量が五トンを超える自動車及び貨物の運送の用に供する自動車であって、技術的最大許容質量が三・五トンを超える自動車にあっては令和八年九月一日）から令和九年八月三十一日（乗車定員十人以上の専ら乗用の用に供する自動車であって、技術的最大許容質量が五トンを超える自動車及び貨物の運送の用に供する自動車であって、技術的最大許容質量が三・五トンを超える自動車にあっては令和十年八月三十一日）までに製作された自動車であって次に掲げるもの

イ　令和六年十月七日（乗車定員十人以上の専ら乗用の用に供する自動車であって、技術的最大許容質量が五トンを超える自動車及び貨物の運送の用に供する自動車であって、技術的最大許容質量が三・五トンを超える自動車にあっては令和八年八月三十一日）以前に指定を受けた型式指定自動車

ロ　令和六年十月八日（乗車定員十人以上の専ら乗用の用に供する自動車であって、技術的最大許容質量が五トンを超える自動車及び貨物の運送の用に供する自動車であって、技術的最大許容質量が三・五トンを超える自動車にあっては令和八年九月一日）以降に指定を受けた型式指定自動車であって、令和六年十月七日（乗車定員十人以上の専ら乗用の用に供する自動車であって、技術的最大許容質量が五トンを超える自動車及び貨物の運送の用に供する自動車であって、技術的最大許容質量が三・五トンを超える自動車にあっては令和八年八月三十一日）以前に指定を受けた型式指定自動車から、種別、用途、車体の外形、懸架装置の種類及び主要構造並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値以外に、型式を区分する事項に変更がないもの

ハ　（略）

三　令和九年八月三十一日（乗車定員十人以上の専ら乗用の用に供する自動車であって、技術的最大許容質量が五トンを超える自動車及び貨物の運送の用に供する自動車であって、技術的最大許容質量が三・五トンを超える自動車にあっては令和十年八月三十一日）以前に製作された輸入自動車

四　令和九年八月三十一日（乗車定員十人以上の専ら乗用の用に供する自動車であって、技術的最大許容質量が五トンを超える自動車及び貨物の運送の用に供する自動車であって、技術的最大許容質量が三・五トンを超える自動車にあっては令和十年八月三十一日）以前に発行された出荷検査証に係る自動車であって、当該出荷検査証の発行後十一月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの

37　次に掲げる自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車並びに小型特殊自動車を除く。）については、細目告示第四十条、第百十八条及び第百九十六条の規定中「協定規則第51号」とあるのは「協定規則第51号第３改訂版補足第６改訂版」と読み替えることができる。

一　（略）

二　令和五年一月四日以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの

イ　（略）

ロ　令和五年一月四日から令和九年八月三十一日（乗車定員十人以上の専ら乗用の用に供する自動車であって、技術的最大許容質量が五トンを超える自動車及び貨物の運送の用に供する自動車であって、技術的最大許容質量が三・五トンを超える自動車にあっては令和十年八月三十一日）までに新たに指定を受けた型式指定自動車であって、令和五年一月三日以前に指定を受けた型式指定自動車から、種別、用途、車体の外形、懸架装置の種類及び主要構造並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値以外に、型式を区分する事項に変更がないもの

ハ　令和九年九月一日（乗車定員十人以上の専ら乗用の用に供する自動車であって、技術的最大許容質量が五トンを超える自動車及び貨物の運送の用に供する自動車であって、技術的最大許容質量が三・五トンを超える自動車にあっては令和十年九月一日）以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であって、令和九年八月三十一日（乗車定員十人以上の専ら乗用の用に供する自動車であって、技術的最大許容質量が五トンを超える自動車及び貨物の運送の用に供する自動車であって、技術的最大許容質量が三・五トンを超える自動車にあっては令和十年八月三十一日）以前に指定を受けた型式指定自動車から、種別、用途、車体の外形、懸架装置の種類及び主要構造並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値以外に、型式を区分する事項に変更がないもの（騒音防止装置に係る性能について変更がないものに限る。）

ニ　（略）

三　令和九年八月三十一日（乗車定員十人以上の専ら乗用の用に供する自動車であって、技術的最大許容質量が五トンを超える自動車及び貨物の運送の用に供する自動車であって、技術的最大許容質量が三・五トンを超える自動車にあっては令和十年八月三十一日）以前に指定を受けた型式指定自動車から、種別、用途、車体の外形、懸架装置の種類及び主要構造並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値以外に、型式を区分する事項に変更がないもの（騒音防止装置に係る性能について変更がないものに限る。）

38

次の各号に掲げる自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車並びに小型特殊自動車を除く。）については、細目告示第四十条第一項第五号、第百十八条第一項第三号ロ及び第三項第二号ロ並びに第百九十六条第三項第一号ロの規定にかかわらず、協定規則第五十一号第三改訂版補足第七改訂版に規定する試験路において測定した値を用いることができる。

一　令和十年八月三十一日以前に製作された自動車

二　令和十年九月一日以降に製作された自動車であって次に掲げるもの

イ　令和十年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車

ロ　令和十年九月一日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であって、令和十年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車から、種別、用途、車体の外形、懸架装置の種類及び主要構造並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値以外に、型式を区分する事項に変更がないもの（騒音防止装置に係る性能について変更がないものに限る。）

ハ　（略）

三　令和十年八月三十一日以前に発行された出荷検査証に係る自動車であって、当該出荷検査証の発行後十一月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの

二　令和五年一月四日以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの

イ　（略）

ロ　令和五年一月四日から令和八年十月七日（乗車定員十人以上の専ら乗用の用に供する自動車であって、技術的最大許容質量が五トンを超える自動車及び貨物の運送の用に供する自動車であって、技術的最大許容質量が三・五トンを超える自動車にあっては令和九年十月七日）までに指定を受けた型式指定自動車であって、令和五年一月三日以前に指定を受けた型式指定自動車から、種別、用途、車体の外形、動力用電源装置の種類、懸架装置の種類及び主要構造、軸距並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値以外に、型式を区分する事項に変更がないもの

ハ　令和八年十月八日（乗車定員十人以上の専ら乗用の用に供する自動車であって、技術的最大許容質量が五トンを超える自動車及び貨物の運送の用に供する自動車であって、技術的最大許容質量が三・五トンを超える自動車にあっては令和九年十月八日）以降に指定を受けた型式指定自動車であって、令和八年十月七日（乗車定員十人以上の専ら乗用の用に供する自動車であって、技術的最大許容質量が五トンを超える自動車及び貨物の運送の用に供する自動車であって、技術的最大許容質量が三・五トンを超える自動車にあっては令和九年十月七日）以前に指定を受けた型式指定自動車から、種別、用途、車体の外形、動力用電源装置の種類、懸架装置の種類及び主要構造、軸距並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値以外に、型式を区分する事項に変更がないもの（騒音防止装置に係る性能について変更がないものに限る。）

ニ　（略）

三　令和八年十月七日（乗車定員十人以上の専ら乗用の用に供する自動車であって、技術的最大許容質量が五トンを超える自動車及び貨物の運送の用に供する自動車であって、技術的最大許容質量が三・五トンを超える自動車にあっては令和九年十月七日）以前に指定を受けた型式指定自動車から、種別、用途、車体の外形、動力用電源装置の種類、懸架装置の種類及び主要構造、軸距並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値以外に、型式を区分する事項に変更がないもの（騒音防止装置に係る性能について変更がないものに限る。）

38

次の各号に掲げる自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車並びに小型特殊自動車を除く。）については、細目告示第四十条第一項第五号、第百十八条第一項第三号ロ及び第三項第二号ロ及び第百九十六条第三項第一号ロの規定にかかわらず、協定規則第五十一号第三改訂版補足第七改訂版に規定する試験路において測定した値を用いることができる。

一　令和十年九月二十四日以前に製作された自動車

二　令和十年九月二十五日以降に製作された自動車であって次に掲げるもの

イ　令和十年九月二十四日以前に指定を受けた型式指定自動車

ロ　令和十年九月二十五日以降に指定を受けた型式指定自動車であって、令和十年九月二十四日以前に指定を受けた型式指定自動車から、種別、用途、車体の外形、動力用電源装置の種類、懸架装置の種類及び主要構造、軸距並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値以外に、型式を区分する事項に変更がないもの（騒音防止装置に係る性能について変更がないものに限る。）

ハ　（略）

三　令和十年九月二十四日以前に発行された出荷検査証に係る自動車であって、当該出荷検査証の発行後十一月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの

39　令和十一年九月一日以降に指定を受けた型式指定自動車及び認定を受けた型式認定自動車以外の二輪自動車（側車付二輪自動車を除く。）については、細目告示第四十条第一項第四号及び第百十八条第一項第四号の規定にかかわらず、協定規則第四十一号第五改訂版補足第二改訂版に規定する試験路において測定した値を用いることができる。

（ばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置）

第二十八条　次の表の上欄に掲げる自動車については、細目告示の規定のうち同表の下欄に掲げる規定は、適用しない。

自動車	条項
一～十九　（略）	（略）
二十　ガソリンを燃料とする二輪自動車であって、令和九年八月三十一日以前に製作された自動車（令和六年十二月一日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車、一酸化炭素等発散防止装置指定自動車及び認定を受けた型式認定自動車を除く。）	細目告示別添百十五「二輪車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置に係る車載式故障診断装置の技術基準」Ⅲ・二・三・四・一・
二十一　細目告示第四十一条第一項第七号及び第八号並びに第百十九条第一項第四号に掲げる自動車のうち、次に掲げるもの イ　令和八年八月三十一日以前に製作された自動車（令和五年十月一日以降に指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）	細目告示第四十一条第一項第七号及び第百十九条第一項第四号（粒子状物質の粒子数に係る部分に限る。）
ロ　令和五年十月一日から令和八年八月三十一日までに製作された自動車のうち、令和五年十月一日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であって、同年九月三十日以前に指定を受けた型式指定自動車と車体の外形、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、走行装置の種類及び主要構造並びに排出ガス発散防止装置の仕様が同一であるもの ハ　令和五年十月一日から令和八年八月三十一日までに製作された自動車のうち国土交通大臣が定める自動車 ニ　令和八年八月三十一日以前に発行された出荷検査証に係る自動車であって、当該出荷検査証の発行後十一月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの	細目告示第四十一条第一項第三号及び第四号並びに第百十九条第一項第二号に掲げる自動車のうち、次に掲げるもの イ　令和九年八月三十一日以前に製作された自動車（令和六年十月一日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）
二十二　細目告示第四十一条第一項第三号及び第四号並びに第百十九条第一項第二号に掲げる自動車のうち、次に掲げるもの イ　令和九年八月三十一日以前に製作された自動車（令和六年十月一日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）	細目告示第四十一条第一項第三号及び第四号並びに第百十九条第一項第二号（粒子状物質

39　令和十二年一月十日以降に指定を受けた型式指定自動車及び認定を受けた型式認定自動車以外の二輪自動車（側車付二輪自動車を除く。）については、細目告示第四十条第一項第四号及び第百十八条第一項第四号の規定にかかわらず、協定規則第四十一号第五改訂版補足第二改訂版に規定する試験路において測定した値を用いることができる。

（ばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置）

第二十八条　次の表の上欄に掲げる自動車については、細目告示の規定のうち同表の下欄に掲げる規定は、適用しない。

自動車	条項
一～十九　（略）	（略）
二十　ガソリンを燃料とする二輪自動車であって、令和八年十月三十一日以前に製作された自動車（令和六年十二月一日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車、一酸化炭素等発散防止装置指定自動車及び認定を受けた型式認定自動車を除く。）	細目告示別添百十五「二輪車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置に係る車載式故障診断装置の技術基準」Ⅲ・二・三・四・一・
二十一　細目告示第四十一条第一項第七号及び第八号並びに第百十九条第一項第四号に掲げる自動車のうち、次に掲げるもの イ　令和七年九月三十日以前に製作された自動車（令和五年十月一日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）	細目告示第四十一条第一項第七号及び第百十九条第一項第四号（粒子状物質の粒子数に係る部分に限る。）
ロ　令和五年十月一日から令和七年九月三十日までに製作された自動車のうち、令和五年十月一日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であって、同年九月三十日以前に指定を受けた型式指定自動車と車体の外形、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、走行装置の種類及び主要構造並びに排出ガス発散防止装置の仕様が同一であるもの ハ　令和五年十月一日から令和七年九月三十日までに製作された自動車のうち国土交通大臣が定める自動車 ニ　令和七年九月三十日以前に発行された出荷検査証に係る自動車であって、当該出荷検査証の発行後十一月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの	細目告示第四十一条第一項第三号及び第四号並びに第百十九条第一項第二号に掲げる自動車のうち、次に掲げるもの イ　令和八年九月三十日以前に製作された自動車（令和六年十月一日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）
二十二　細目告示第四十一条第一項第三号及び第四号並びに第百十九条第一項第二号に掲げる自動車のうち、次に掲げるもの イ　令和八年九月三十日以前に製作された自動車（令和六年十月一日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）	細目告示第四十一条第一項第三号及び第四号並びに第百十九条第一項第二号（粒子状物質

ロ　令和六年十月一日から令和九年八月三十一日までに製作された自動車のうち、令和六年十月一日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であって、同年九月三十日以前に指定を受けた型式指定自動車と車体の外形、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、走行装置の種類及び主要構造並びに排出ガス発散防止装置の仕様が同一であるもの	の粒子数に係る部分に限る。）
ハ　令和六年十月一日から令和九年八月三十一日までに製作された自動車のうち国土交通大臣が定める自動車 ニ　令和九年八月三十一日以前に発行された出荷検査証に係る自動車であって、当該出荷検査証の発行後十一月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの	細目告示第四十一条第一項第五号及び第六号並びに第百十九条第一項第三号に掲げる自動車のうち、次に掲げるもの イ　令和九年八月三十一日以前に製作された自動車（令和五年十月一日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）
ロ　令和五年十月一日から令和九年八月三十一日までに製作された自動車のうち、令和五年十月一日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であって、同年九月三十日以前に指定を受けた型式指定自動車と車体の外形、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類並びに排出ガス発散防止装置の仕様が同一であるもの	細目告示第四十一条第一項第五号及び第六号並びに第百十九条第一項第三号（粒子状物質の粒子数に係る部分に限る。）
ハ　令和五年十月一日から令和九年八月三十一日までに製作された自動車のうち国土交通大臣が定める自動車 ニ　令和九年八月三十一日以前に発行された出荷検査証に係る自動車であって、当該出荷検査証の発行後十一月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの	細目告示第四十一条第一項第五号及び第六号並びに第百十九条第一項第一号（粒子状物質の粒子数に係る部分に限る。）
ホ　国土交通大臣が定める自動車	
二十四　細目告示第四十一条第一項第一号及び第二号並びに第百十九条第一項第一号に掲げる自動車のうち、次に掲げるもの イ　令和九年八月三十一日以前に製作された自動車（令和六年十月一日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。） ロ　令和六年十月一日から令和九年八月三十一日までに製作された自動車のうち、令和六年十月一日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であって、同年九月三十日以前に指定を受けた型式指定自動車と車体の外形、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、並びに排出ガス発散防止装置の仕様が同一であるもの	細目告示第四十一条第一項第一号及び第二号並びに第百十九条第一項第一号及び第二号並びに第百十九条第一項第一号（粒子状物質の粒子数に係る部分に限る。）

ロ　令和六年十月一日から令和八年九月三十日までに製作された自動車のうち、令和六年十月一日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であって、同年九月三十日以前に指定を受けた型式指定自動車と車体の外形、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、走行装置の種類及び主要構造並びに排出ガス発散防止装置の仕様が同一であるもの	の粒子数に係る部分に限る。）
ハ　令和六年十月一日から令和八年九月三十日までに製作された自動車のうち国土交通大臣が定める自動車 ニ　令和八年九月三十日以前に発行された出荷検査証に係る自動車であって、当該出荷検査証の発行後十一月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの	細目告示第四十一条第一項第五号及び第六号並びに第百十九条第一項第三号に掲げる自動車のうち、次に掲げるもの イ　令和八年九月三十日以前に製作された自動車（令和五年十月一日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）
ロ　令和五年十月一日から令和八年九月三十日までに製作された自動車のうち、令和五年十月一日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であって、同年九月三十日以前に指定を受けた型式指定自動車と車体の外形、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類並びに排出ガス発散防止装置の仕様が同一であるもの	細目告示第四十一条第一項第五号及び第六号並びに第百十九条第一項第三号（粒子状物質の粒子数に係る部分に限る。）
ハ　令和五年十月一日から令和八年九月三十日までに製作された自動車のうち国土交通大臣が定める自動車 ニ　令和八年九月三十日以前に発行された出荷検査証に係る自動車であって、当該出荷検査証の発行後十一月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの	細目告示第四十一条第一項第五号及び第六号並びに第百十九条第一項第一号（粒子状物質の粒子数に係る部分に限る。）
（新設）	
二十四　細目告示第四十一条第一項第一号及び第二号並びに第百十九条第一項第一号に掲げる自動車のうち、次に掲げるもの イ　令和八年九月三十日以前に製作された自動車（令和六年十月一日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。） ロ　令和六年十月一日から令和八年九月三十日までに製作された自動車のうち、令和六年十月一日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であって、同年九月三十日以前に指定を受けた型式指定自動車と車体の外形、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、並びに排出ガス発散防止装置の仕様が同一であるもの	細目告示第四十一条第一項第一号及び第二号並びに第百十九条第一項第一号及び第二号並びに第百十九条第一項第一号（粒子状物質の粒子数に係る部分に限る。）

ハ　令和六年十月一日から令和九年八月三十一日までに製作された自動車のうち国土交通大臣が定める自動車

ニ　令和九年八月三十一日以前に発行された出荷検査証に係る自動車であって、当該出荷検査証の発行後十一月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの

二十五　（略）

2～179　（略）

180　細目告示第四十一条第一項第五号及び第六号並びに第百十九条第一項第三号に掲げる自動車のうち、原動機として内燃機関及び電動機を備え、かつ、当該自動車の運動エネルギーを電気エネルギーに変換して電動機駆動用蓄電装置（以下「蓄電装置」という。）に充電する機能を備えた自動車（以下「電気式ハイブリッド自動車」という。）又は外部から蓄電装置を充電する機能を有している電気式ハイブリッド自動車であって、次の各号に掲げる自動車については、細目告示別添四十一の規定にかかわらず、同別添の過渡試験サイクル及び傾斜付き定常試験サイクルに係る規定に適合するものであればよい。

一　令和六年九月三十日（車両総重量が三・五トンを超え七・五トン以下のものにあっては令和九年八月三十一日）以前に製作されたもの（輸入された自動車以外の自動車であって、令和四年十月一日（車両総重量が三・五トンを超え七・五トン以下のものにあっては令和六年十月一日）以降に指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車並びに第三号に掲げる自動車を除く。）

二　令和六年九月三十日（車両総重量が三・五トンを超え七・五トン以下のものにあっては令和九年八月三十一日）以前に発行された出荷検査証に係るものであって、当該出荷検査証の発行後十一月を経過しない間に新規検査若しくは予備検査を受けようとし、又は受けたもの

三　令和十二年八月三十一日以前に製作された車両総重量が七・五トンを超え専ら乗用の用に供する乗車定員十一人以上の輸入された自動車以外の自動車（令和四年十月一日以降に指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）であって、保安基準第五十五条の規定により保安基準第二条、第四条又は第四条の二の規定を適用しないものとされたもの

181～187　（略）

188　ガソリンを燃料とする二輪自動車のうち、令和九年八月三十一日以前に製作された自動車（令和六年十二月一日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車及び認定を受けた型式認定自動車を除く。）については、細目告示別添百十五「二輪車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置に係る車載式故障診断装置の技術基準」Ⅲ・二・五・の規定は、次の表の上欄に掲げる字句を同表下欄に掲げる字句に読み替えて適用する。

表　（略）

189　細目告示第四十一条第一項第三号、第四号、第七号、第八号、第十一号及び第十二号並びに第百十九条第一項第二号、第四号及び第六号に掲げる自動車のうち、次に掲げる自動車については、細目告示別添四十二の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示

ハ　令和六年十月一日から令和八年九月三十日までに製作された自動車のうち国土交通大臣が定める自動車

ニ　令和八年九月三十日以前に発行された出荷検査証に係る自動車であって、当該出荷検査証の発行後十一月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの

二十五　（略）

2～179　（略）

180　細目告示第四十一条第一項第五号及び第六号並びに第百十九条第一項第三号に掲げる自動車のうち、原動機として内燃機関及び電動機を備え、かつ、当該自動車の運動エネルギーを電気エネルギーに変換して電動機駆動用蓄電装置（以下「蓄電装置」という。）に充電する機能を備えた自動車（以下「電気式ハイブリッド自動車」という。）又は外部から蓄電装置を充電する機能を有している電気式ハイブリッド自動車であって、次の各号に掲げる自動車については、細目告示別添四十一の規定にかかわらず、同別添の過渡試験サイクル及び傾斜付き定常試験サイクルに係る規定に適合するものであればよい。

一　令和六年九月三十日（車両総重量が三・五トンを超え七・五トン以下のものにあっては令和八年九月三十日）以前に製作されたもの（輸入された自動車以外の自動車であって、令和四年十月一日（車両総重量が三・五トンを超え七・五トン以下のものにあっては令和六年十月一日）以降に指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車並びに第三号に掲げる自動車を除く。）

二　令和六年九月三十日（車両総重量が三・五トンを超え七・五トン以下のものにあっては令和八年九月三十日）以前に発行された出荷検査証に係るものであって、当該出荷検査証の発行後十一月を経過しない間に新規検査若しくは予備検査を受けようとし、又は受けたもの

三　令和十一年九月三十日以前に製作された車両総重量が七・五トンを超え専ら乗用の用に供する乗車定員十一人以上の輸入された自動車以外の自動車（令和四年十月一日以降に指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）であって、保安基準第五十五条の規定により保安基準第二条、第四条又は第四条の二の規定を適用しないものとされたもの

181～187　（略）

188　ガソリンを燃料とする二輪自動車のうち、令和八年十月三十一日以前に製作された自動車（令和六年十二月一日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車及び認定を受けた型式認定自動車を除く。）については、細目告示別添百十五「二輪車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置に係る車載式故障診断装置の技術基準」Ⅲ・二・五・の規定は、次の表の上欄に掲げる字句を同表下欄に掲げる字句に読み替えて適用する。

表　（略）

189　細目告示第四十一条第一項第三号、第四号、第七号、第八号、第十一号及び第十二号並びに第百十九条第一項第二号、第四号及び第六号に掲げる自動車のうち、次に掲げる自動車については、細目告示別添四十二の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示

及び道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部を改正する告示（令和二年国土交通省告示第七百四号）による改正前の細目告示別添四十二の規定に適合するものであればよい。

一　（略）

二　令和三年十月一日から令和九年八月三十一日（軽油を燃料とするものにあっては令和八年八月三十一日）までに製作された自動車であって次に掲げるもの

イ～ハ　（略）

190　細目告示第四十一条第一項第三号、第四号、第七号、第八号、第十一号及び第十二号並びに第百十九条第一項第二号、第四号及び第六号に掲げる自動車のうち、次に掲げる自動車については、細目告示別添四十二のⅡの２・１・の規定を適用した後の車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る世界技術規則の作成に関する協定第十五号第五改訂版（同規則の附則４の規定に限る。）にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示及び道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部を改正する告示（令和二年国土交通省告示第七百四号）による改正前の細目告示別添四十二の規定（同別添のⅡの別紙４の規定に限る。）に適合するものであればよい。

一　（略）

二　令和四年十月一日から令和九年八月三十一日（軽油を燃料とするものにあっては令和八年八月三十一日）までに製作された自動車であって次に掲げるもの

イ～ハ　（略）

191・192　（略）

193　細目告示第四十一条第一項第三号、第四号、第七号、第八号、第十一号及び第十二号並びに第百十九条第一項第二号、第四号及び第六号に掲げる自動車のうち、次に掲げる自動車については、細目告示別添四十二の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和三年国土交通省告示第千八十四号。以下「令和三年改正告示」という。）による改正前の細目告示別添四十二の規定に適合するものであればよい。

一　（略）

二　令和四年十月一日から令和九年八月三十一日（軽油を燃料とするものにあっては令和八年八月三十一日）までに製作された自動車であって次に掲げるもの

イ～ハ　（略）

194　ガソリン、液化石油ガス又は軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車（二輪自動車を除く。）であって専ら乗用の用に供する乗車定員九人以下のもの又は車両総重量三・五トン以下のもの（専ら乗用の用に供する乗車定員九人以下のものを除く。）並びに軽自動車（二輪自動車を除く。）のうち、次に掲げる自動車については、細目告示別添四十八の規定にかかわらず、令和三年改正告示による改正前の細目告示別添四十八の規定に適合するものであればよい。

一　（略）

二　令和四年十月一日から令和九年八月三十一日（軽油を燃料とするものにあっては令和八年八月三十一日）までに製作された自動車であって次に掲げるもの

イ～ハ　（略）

及び道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部を改正する告示（令和二年国土交通省告示第七百四号）による改正前の細目告示別添四十二の規定に適合するものであればよい。

一　（略）

二　令和三年十月一日から令和九年八月三十一日（軽油を燃料とするものにあっては令和七年九月三十日）までに製作された自動車であって次に掲げるもの

イ～ハ　（略）

190　細目告示第四十一条第一項第三号、第四号、第七号、第八号、第十一号及び第十二号並びに第百十九条第一項第二号、第四号及び第六号に掲げる自動車のうち、次に掲げる自動車については、細目告示別添四十二のⅡの２・１・の規定を適用した後の車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る世界技術規則の作成に関する協定第十五号第五改訂版（同規則の附則４の規定に限る。）にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示及び道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部を改正する告示（令和二年国土交通省告示第七百四号）による改正前の細目告示別添四十二の規定（同別添のⅡの別紙４の規定に限る。）に適合するものであればよい。

一　（略）

二　令和四年十月一日から令和八年九月三十日（軽油を燃料とするものにあっては令和七年九月三十日）までに製作された自動車であって次に掲げるもの

イ～ハ　（略）

191・192　（略）

193　細目告示第四十一条第一項第三号、第四号、第七号、第八号、第十一号及び第十二号並びに第百十九条第一項第二号、第四号及び第六号に掲げる自動車のうち、次に掲げる自動車については、細目告示別添四十二の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和三年国土交通省告示第千八十四号。以下「令和三年改正告示」という。）による改正前の細目告示別添四十二の規定に適合するものであればよい。

一　（略）

二　令和四年十月一日から令和八年九月三十日（軽油を燃料とするものにあっては令和七年九月三十日）までに製作された自動車であって次に掲げるもの

イ～ハ　（略）

194　ガソリン、液化石油ガス又は軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車（二輪自動車を除く。）であって専ら乗用の用に供する乗車定員九人以下のもの又は車両総重量三・五トン以下のもの（専ら乗用の用に供する乗車定員九人以下のものを除く。）並びに軽自動車（二輪自動車を除く。）のうち、次に掲げる自動車については、細目告示別添四十八の規定にかかわらず、令和三年改正告示による改正前の細目告示別添四十八の規定に適合するものであればよい。

一　（略）

二　令和四年十月一日から令和八年九月三十日（軽油を燃料とするものにあっては令和七年九月三十日）までに製作された自動車であって次に掲げるもの

イ～ハ　（略）

195　細目告示第四十一条第一項第七号及び第八号並びに第百十九条第一項第四号に掲げる自動車のうち、次に掲げる自動車については、細目告示別添四十二の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和四年国土交通省告示第千四十号）による改正前の細目告示別添四十二の規定に適合するものであればよい。

一　（略）

二　令和五年十月一日から令和八年八月三十一日までに製作された自動車であって次に掲げるもの

イ～ハ　（略）

三　令和八年八月三十一日以前に発行された出荷検査証に係る自動車であって、当該出荷検査証の発行後十一月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの

196　細目告示第四十一条第一項第三号及び第四号並びに第百十九条第一項第二号に掲げる自動車のうち、次に掲げる自動車については、細目告示別添四十二の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和四年国土交通省告示第千四十号）による改正前の細目告示別添四十二の規定に適合するものであればよい。

一　（略）

二　令和六年十月一日から令和九年八月三十一日までに製作された自動車であって次に掲げるもの

イ～ハ　（略）

三　令和九年八月三十一日以前に発行された出荷検査証に係る自動車であって、当該出荷検査証の発行後十一月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの

197　（略）

198　ガソリン、液化石油ガス又は軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車（二輪自動車を除く。）であって、専ら乗用の用に供する乗車定員九人以下のもの又は車両総重量三・五トン以下のもの（専ら乗用の用に供する乗車定員九人以下のものを除く。）並びに軽自動車（二輪自動車を除く。）のうち、次に掲げる自動車にあっては、細目告示別添四十八の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和四年国土交通省告示第千四十号）による改正前の細目告示別添四十八の規定に適合するものであればよい。

一　（略）

二　令和六年十月一日から令和九年八月三十一日までに（軽油を燃料とするものにあっては令和五年十月一日から令和八年八月三十一日まで）に製作された自動車であって次に掲げるもの

イ～ハ　（略）

三　令和九年八月三十一日（軽油を燃料とするものにあっては令和八年八月三十一日）以前に発行された出荷検査証に係る自動車であって、当該出荷検査証の発行後十一月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの

199　ガソリンを燃料とする普通自動車、小型自動車（二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。以下、この項において同じ。）を除く。）及び軽自動車（二輪自動車を除く。）のうち、次に掲げる自動車にあっては、細目告示別添四十二及び別添四十九の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和四年国土交通省告示第千四十号）による改正前の細目告示別添四十二及び別添四十九の規定に適合するものであればよい。

一　令和六年九月三十日以前に製作された自動車

195　細目告示第四十一条第一項第七号及び第八号並びに第百十九条第一項第四号に掲げる自動車のうち、次に掲げる自動車については、細目告示別添四十二の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和四年国土交通省告示第千四十号）による改正前の細目告示別添四十二の規定に適合するものであればよい。

一　（略）

二　令和五年十月一日から令和七年九月三十日までに製作された自動車であって次に掲げるもの

イ～ハ　（略）

三　令和七年九月三十日以前に発行された出荷検査証に係る自動車であって、当該出荷検査証の発行後十一月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの

196　細目告示第四十一条第一項第三号及び第四号並びに第百十九条第一項第二号に掲げる自動車のうち、次に掲げる自動車については、細目告示別添四十二の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和四年国土交通省告示第千四十号）による改正前の細目告示別添四十二の規定に適合するものであればよい。

一　（略）

二　令和六年十月一日から令和八年九月三十日までに製作された自動車であって次に掲げるもの

イ～ハ　（略）

三　令和八年九月三十日以前に発行された出荷検査証に係る自動車であって、当該出荷検査証の発行後十一月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの

197　（略）

198　ガソリン、液化石油ガス又は軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車（二輪自動車を除く。）であって、専ら乗用の用に供する乗車定員九人以下のもの又は車両総重量三・五トン以下のもの（専ら乗用の用に供する乗車定員九人以下のものを除く。）並びに軽自動車（二輪自動車を除く。）のうち、次に掲げる自動車にあっては、細目告示別添四十八の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和四年国土交通省告示第千四十号）による改正前の細目告示別添四十八の規定に適合するものであればよい。

一　（略）

二　令和六年十月一日から令和八年九月三十日までに（軽油を燃料とするものにあっては令和五年十月一日から令和七年九月三十日まで）に製作された自動車であって次に掲げるもの

イ～ハ　（略）

三　令和八年九月三十日（軽油を燃料とするものにあっては令和七年九月三十日）以前に発行された出荷検査証に係る自動車であって、当該出荷検査証の発行後十一月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの

199　ガソリンを燃料とする普通自動車、小型自動車（二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。以下、この項において同じ。）を除く。）及び軽自動車（二輪自動車を除く。）のうち、次に掲げる自動車にあっては、細目告示別添四十二及び別添四十九の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和四年国土交通省告示第千四十号）による改正前の細目告示別添四十二及び別添四十九の規定に適合するものであればよい。

一　令和六年九月三十日以前に製作された自動車

二　令和六年十月一日から令和九年八月三十一日までに製作された自動車であって次に掲げるもの
イ～ハ　（略）
三　令和九年八月三十一日以前に発行された出荷検査証に係る自動車であって、当該出荷検査証の発行後十一月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの
200　細目告示第四十一条第一項第五号及び第六号並びに第百十九条第一項第三号に掲げる自動車のうち、次に掲げる自動車については、細目告示別添四十一の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和五年国土交通省告示第一号）による改正前の細目告示別添四十一の規定に適合するものであればよい。
一　令和五年九月三十日以前に製作された自動車
二　令和五年十月一日から令和九年八月三十一日までに製作された自動車であって次に掲げるもの
イ～ハ　（略）
三　令和九年八月三十一日以前に発行された出荷検査証に係る自動車であって、当該出荷検査証の発行後十一月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの
四　国土交通大臣が定める自動車
201　細目告示第四十一条第一項第一号及び第二号並びに第百十九条第一項第一号に掲げる自動車のうち、次に掲げる自動車については、細目告示別添四十一の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和五年国土交通省告示第一号）による改正前の細目告示別添四十一の規定に適合するものであればよい。
一　令和六年九月三十日以前に製作された自動車
二　令和六年十月一日から令和九年八月三十一日までに製作された自動車であって次に掲げるもの
イ～ハ　（略）
三　令和九年八月三十一日以前に発行された出荷検査証に係る自動車であって、当該出荷検査証の発行後十一月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの
202・203　（略）
204　細目告示第四十一条第一項第三号、第四号、第七号、第八号、第十一号及び第十二号並びに第百十九条第一項第二号、第四号及び第六号に掲げる自動車（還元剤等の補給を必要とする触媒等を備えるものに限る。）のうち、次に掲げる自動車については、細目告示第四十一条第二項の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和六年国土交通省告示第千百七十二号）による改正前の細目告示第四十一条第二項及び第百十九条第二項の規定に適合するものであればよい。
一　令和六年九月三十日以前に製作された自動車
二　令和六年十月一日から令和九年八月三十一日までに製作された自動車であって次に掲げるもの
イ　（略）

二　令和六年十月一日から令和八年九月三十日までに製作された自動車であって次に掲げるもの
イ～ハ　（略）
三　令和八年九月三十日以前に発行された出荷検査証に係る自動車であって、当該出荷検査証の発行後十一月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの
200　細目告示第四十一条第一項第五号及び第六号並びに第百十九条第一項第三号に掲げる自動車のうち、次に掲げる自動車については、細目告示別添四十一の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和五年国土交通省告示第一号）による改正前の細目告示別添四十一の規定に適合するものであればよい。
一　令和五年九月三十日以前に製作された自動車
二　令和五年十月一日から令和八年九月三十日までに製作された自動車であって次に掲げるもの
イ～ハ　（略）
三　令和八年九月三十日以前に発行された出荷検査証に係る自動車であって、当該出荷検査証の発行後十一月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの
（新設）
201　細目告示第四十一条第一項第一号及び第二号並びに第百十九条第一項第一号に掲げる自動車のうち、次に掲げる自動車については、細目告示別添四十一の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和五年国土交通省告示第一号）による改正前の細目告示別添四十一の規定に適合するものであればよい。
一　令和六年九月三十日以前に製作された自動車
二　令和六年十月一日から令和八年九月三十日までに製作された自動車であって次に掲げるもの
イ～ハ　（略）
三　令和八年九月三十日以前に発行された出荷検査証に係る自動車であって、当該出荷検査証の発行後十一月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの
202・203　（略）
204　細目告示第四十一条第一項第三号、第四号、第七号、第八号、第十一号及び第十二号並びに第百十九条第一項第二号、第四号及び第六号に掲げる自動車（還元剤等の補給を必要とする触媒等を備えるものに限る。）のうち、次に掲げる自動車については、細目告示第四十一条第二項の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和六年国土交通省告示第千百七十二号）による改正前の細目告示第四十一条第二項及び第百十九条第二項の規定に適合するものであればよい。
一　令和六年九月三十日以前に製作された自動車
二　令和六年十月一日から令和八年九月三十日までに製作された自動車であって次に掲げるもの
イ　（略）

ロ　令和六年十月一日から令和九年八月三十一日までに新たに指定を受けた型式指定自動車であって、令和六年九月三十日以前に指定を受けた型式指定自動車と車体の外形、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、走行装置の種類及び主要構造並びに排出ガス発散防止装置の仕様が同一であるもの

ハ　（略）

205　（略）

206　次の各号に掲げる自動車（軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車であって車両総重量が三・五トン以下のもの又は専ら乗用の用に供する乗車定員九人以下のものに限る。）については、細目告示別添百十九の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和六年国土交通省告示第二号）による改正前の細目告示別添百十九の規定に適合するものであればよい。この場合において、改正前の別添百十九の別紙１の６・１・の規定にかかわらず、ゼロドリフト及びスパンドリフトに関する試験前後の結果の差が同別添で規定する許容値を超えた場合は、協定規則第百六十八号の附則７の規則５・０・に規定する補正式を用いて試験中の排出ガス濃度を補正してもよい。ただし、ドリフト補正後の排出ガス量が補正前の排出ガス量に対して±６％を超える場合は、当該試験を無効とする。また、改正前の細目告示別添百十九「路上走行時のディーゼル軽・中量車排出ガスに関する技術基準」別紙２の５・１・の規定は、当分の間、次の表の上欄に掲げる字句を同表下欄に掲げる字句に読み替えて適用する。

表

（略）

一　令和十年八月三十一日以前に製作された自動車	
二　令和十年九月一日から令和十三年八月三十一日までに製作された自動車であって、次に掲げる自動車	
イ　令和十年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車	
ロ　令和十年九月一日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であって、令和十年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車と車体の外形、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、走行装置の種類及び主要構造並びに排出ガス発散防止装置の仕様が同一であるもの	
ハ　（略）	
三　令和十三年八月三十一日までに発行された出荷検査証に係る自動車であって、当該出荷検査証の発行後十一月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの	

207・208　（略）

（前照灯等）

第二十九条　（略）

２～24　（略）

25　次の各号に掲げる自動車については、細目告示別添五十二４・２・７・５・及び４・２・７・６・の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和四年国土交通省告示第七百十三号）による改正前の細目告示別添五十二４・２・７・５・及び４・２・７・６・の規定に適合するものであればよい。

一～三　（略）

四　国土交通大臣が定める自動車

ロ　令和六年十月一日から令和八年九月三十日までに新たに指定を受けた型式指定自動車であって、令和六年九月三十日以前に指定を受けた型式指定自動車と車体の外形、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、走行装置の種類及び主要構造並びに排出ガス発散防止装置の仕様が同一であるもの

ハ　（略）

205　（略）

206　次の各号に掲げる自動車（軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車であって車両総重量が三・五トン以下のもの又は専ら乗用の用に供する乗車定員九人以下のものに限る。）については、細目告示別添百十九の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和六年国土交通省告示第二号）による改正前の細目告示別添百十九の規定に適合するものであればよい。この場合において、改正前の別添百十九の別紙１の６・１・の規定にかかわらず、ゼロドリフト及びスパンドリフトに関する試験前後の結果の差が同別添で規定する許容値を超えた場合は、協定規則第168号の附則７の５・０・に規定する補正式を用いて試験中の排出ガス濃度を補正してもよい。ただし、ドリフト補正後の排出ガス量が補正前の排出ガス量に対して±６％を超える場合は、当該試験を無効とする。また、改正前の細目告示別添百十九「路上走行時のディーゼル軽・中量車排出ガスに関する技術基準」別紙２の５・１・の規定は、当分の間、次の表の上欄に掲げる字句を同表下欄に掲げる字句に読み替えて適用する。

表

（略）

一　令和十年九月三十日以前に製作された自動車	
二　令和十年十月一日から令和十二年九月三十日までに製作された自動車であって、次に掲げる自動車	
イ　令和十年九月三十日以前に指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車	
ロ　令和十年十月一日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であって、令和十年九月三十日以前に指定を受けた型式指定自動車と車体の外形、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、走行装置の種類及び主要構造並びに排出ガス発散防止装置の仕様が同一であるもの	
ハ　（略）	
三　令和十二年九月三十日までに発行された出荷検査証に係る自動車であって、当該出荷検査証の発行後十一月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの	

207・208　（略）

（前照灯等）

第二十九条　（略）

２～24　（略）

25　次の各号に掲げる自動車については、細目告示別添五十二４・２・７・５・及び４・２・７・６・の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和四年国土交通省告示第七百十三号）による改正前の細目告示別添五十二４・２・７・５・及び４・２・７・６・の規定に適合するものであればよい。

一～三　（略）

（新設）

（盗難発生警報装置）

第五十一条　（略）

２・３　（略）

４　次に掲げる自動車については、細目告示第六十七条、第百四十五条及び第二百二十三条の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和四年国土交通省告示第千四十号）による改正前の細目告示第六十七条、第百四十五条及び第二百二十三条の規定に適合するものであればよい。

一　令和五年十二月三十一日以前に製作された自動車

二　令和六年一月一日から令和八年八月三十一日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの

イ～ハ　（略）

三　令和八年八月三十一日以前に発行された出荷検査証に係る自動車であって、当該出荷検査証の発行後十一月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの

（車両接近通報装置）

第五十一条の三　（略）

２・３　（略）

４　次の各号に掲げる自動車については、細目告示第六十七条の三第一項の規定にかかわらず、協定規則第百三十八号改訂版補足第二改訂版に規定する試験路において測定した値を用いることができる。

一　令和十年八月三十一日以前に製作された自動車

二　令和十年九月一日以降に製作された自動車であって次に掲げるもの

イ　令和十年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車

ロ　令和十年九月一日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であって、令和十年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車と歩行者等への当該自動車の接近の通報に係る性能が同一であるもの

ハ　（略）

三　令和十年八月三十一日以前に発行された出荷検査証に係る自動車であって、当該出荷検査証の発行後十一月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの

５　（略）

（車両後退通報装置）

第五十一条の六　次に掲げる自動車については、保安基準第四十三条の十の規定は適用しない。

一　（略）

二　令和七年一月十九日から令和九年八月三十一日まで（輸入された自動車にあっては令和八年一月十九日から令和十年八月三十一日まで）に製作された自動車であって、次に掲げるもの

イ～ハ　（略）

三　令和九年八月三十一日（輸入された自動車にあっては令和十年八月三十一日）以前に発行された出荷検査証に係る自動車であって、当該出荷検査証の発行後十一月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの

（速度計等）

第五十四条　（略）

２・３　（略）

（盗難発生警報装置）

第五十一条　（略）

２・３　（略）

４　次に掲げる自動車については、細目告示第六十七条、第百四十五条及び第二百二十三条の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和四年国土交通省告示第千四十号）による改正前の細目告示第六十七条、第百四十五条及び第二百二十三条の規定に適合するものであればよい。

一　令和五年十二月三十一日以前に製作された自動車

二　令和六年一月一日から令和八年四月三十日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの

イ～ハ　（略）

三　令和八年四月三十日以前に発行された出荷検査証に係る自動車であって、当該出荷検査証の発行後十一月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの

（車両接近通報装置）

第五十一条の三　（略）

２・３　（略）

４　次の各号に掲げる自動車については、細目告示第六十七条の三第一項の規定にかかわらず、協定規則第百三十八号改訂版補足第二改訂版に規定する試験路において測定した値を用いることができる。

一　令和十年九月二十四日以前に製作された自動車

二　令和十年九月二十五日以降に製作された自動車であって次に掲げるもの

イ　令和十年九月二十四日以前に指定を受けた型式指定自動車

ロ　令和十年九月二十五日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であって、令和十年九月二十四日以前に指定を受けた型式指定自動車と歩行者等への当該自動車の接近の通報に係る性能が同一であるもの

ハ　（略）

三　令和十年九月二十四日以前に発行された出荷検査証に係る自動車であって、当該出荷検査証の発行後十一月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの

５　（略）

（車両後退通報装置）

第五十一条の六　次に掲げる自動車については、保安基準第四十三条の十の規定は適用しない。

一　（略）

二　令和七年一月十九日から令和九年一月十八日まで（輸入された自動車にあっては令和八年一月十九日から令和十年一月十八日まで）に製作された自動車であって、次に掲げるもの

イ～ハ　（略）

三　令和九年一月十八日（輸入された自動車にあっては令和十年一月十八日）以前に発行された出荷検査証に係る自動車であって、当該出荷検査証の発行後十一月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの

（速度計）

第五十四条　（略）

２・３　（略）

4　次の各号に掲げる自動車については、保安基準第四十六条第二項の規定並びに細目告示第七十条、第百四十八条及び第二百二十六条の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令（平成二十八年国土交通省令第五十号）による改正前の保安基準第四十六条第二項の規定並びに道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十八年国土交通省告示第八百二十六号）による改正前の細目告示第七十条、第百四十八条及び第二百二十六条の規定に適合するものであればよい

一　平成二十九年八月三十一日以前に製作された自動車

二　平成二十九年九月一日から令和十二年八月三十一日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの

イ～ハ　（略）

三　令和十二年八月三十一日以前に発行された出荷検査証に係る自動車であって、当該出荷検査証の発行後十一月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの

5　次の各号に掲げる自動車については、保安基準第四十六条第二項の規定並びに細目告示第七十条、第百四十八条及び第二百二十六条の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令（令和七年国土交通省令第九十二号）による改正前の保安基準第四十六条第二項の規定並びに道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和七年国土交通省告示第八百九十七号）による改正前の細目告示第七十条、第百四十八条及び第二百二十六条の規定に適合するものであればよい。この場合において、当該細目告示第七十条中「協定規則第39号」とあるのは「協定規則第39号改訂版補足第2改訂版」と読み替えるものとする。

一　令和十年八月三十一日以前に製作された自動車

二　令和十年九月一日から令和十二年八月三十一日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの

イ　令和十年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車

ロ　令和十年九月一日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であって、同年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車と速度及び走行距離の表示に係る性能が同一であるもの

ハ　国土交通大臣が定める自動車

三　令和十二年八月三十一日以前に発行された出荷検査証に係る自動車であって、当該出荷検査証の発行後十一月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの

6　次の各号に掲げる自動車については、細目告示第七十条第三項の規定中「協定規則第39号の規則5.5.から5.12.まで」とあるのは「協定規則第39号の規則5.5.から5.10.まで及び5.12.」と読み替えることができる。

一　令和十二年八月三十一日以前に製作された自動車

二　令和十二年九月一日以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの

イ　令和十二年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車

ロ　令和十二年九月一日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であって、同年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車と速度及び走行距離の表示に係る性能が同一であるもの

ハ　国土交通大臣が定める自動車

4　次の各号に掲げる自動車については、保安基準第四十六条第二項の規定並びに細目告示第七十条、第百四十八条及び第二百二十六条の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令（平成二十八年国土交通省令第五十号）による改正前の保安基準第四十六条第二項の規定並びに道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十八年国土交通省告示第八百二十六号）による改正前の細目告示第七十条、第百四十八条及び第二百二十六条の規定に適合するものであればよい

一　平成二十九年八月三十一日以前に製作された自動車

二　平成二十九年九月一日以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの

イ～ハ　（略）

（新設）

（新設）

三　令和十二年八月三十一日以前に発行された出荷検査証に係る自動車であって、当該出荷検査証の発行後十一月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの

（事故情報計測・記録装置）

第五十四条の二　次に掲げる自動車（専ら乗用の用に供する自動車のうち乗車定員十人未満のもの及び貨物の運送の用に供する自動車のうち車両総重量が三・五トン以下のものに限る。以下この項、第三項及び第四項において同じ。）については、保安基準第四十六条の二、細目告示第七十条の二、第百四十八条の二及び第二百二十六条の二の規定は適用しない。

一　（略）

二　令和四年七月一日から令和八年八月三十一日まで（輸入された自動車にあっては令和五年七月一日から令和八年八月三十一日まで）に製作された自動車であって、次に掲げるもの

イ～ハ　（略）

三　令和八年八月三十一日以前に発行された出荷検査証に係る自動車であって、当該出荷検査証の発行後十一月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの

2・3　（略）

4　次に掲げる自動車については、細目告示第七十条の二及び第百四十八条の二第一項中「協定規則第160号」とあるのは「協定規則第160号初版」と読み替えることができる。

一　（略）

二　令和六年七月一日から令和八年八月三十一日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの

イ～ハ　（略）

三　令和八年八月三十一日以前に発行された出荷検査証に係る自動車であって、当該出荷検査証の発行後十一月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの

5　次に掲げる自動車（専ら乗用の用に供する自動車のうち乗車定員十人以上のもの及び貨物の運送の用に供する自動車のうち車両総重量が三・五トンを超えるものに限る。以下この項において同じ。）については、保安基準第四十六条の二並びに細目告示第七十条の二、第百四十八条の二及び第二百二十六条の二の規定は適用しない。

一～三　（略）

四　国土交通大臣が定める自動車

6　（略）

（運行記録計）

第五十六条　（略）

2　次に掲げる運行記録計については、別添八十九「運行記録計の技術基準」の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和六年国土交通省告示第二号）による改正前の別添八十九「運行記録計の技術基準」の規定に適合するものであればよい。

一　令和十年八月三十一日以前に製作された運行記録計

二　令和十年九月一日以降に製作された運行記録計であって、令和十年八月三十一日以前に法第七十五条の三第一項の規定によりその型式について指定を受けた運行記録計

三　令和十年八月三十一日以前に製作された自動車に備える運行記録計

（事故情報計測・記録装置）

第五十四条の二　次に掲げる自動車（専ら乗用の用に供する自動車のうち乗車定員十人未満のもの及び貨物の運送の用に供する自動車のうち車両総重量が三・五トン以下のものに限る。以下この項、第三項及び第四項において同じ。）については、保安基準第四十六条の二、細目告示第七十条の二、第百四十八条の二及び第二百二十六条の二の規定は適用しない。

一　（略）

二　令和四年七月一日から令和八年六月三十日まで（輸入された自動車にあっては令和五年七月一日から令和八年六月三十日まで）に製作された自動車であって、次に掲げるもの

イ～ハ　（略）

三　令和八年六月三十日以前に発行された出荷検査証に係る自動車であって、当該出荷検査証の発行後十一月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの

2・3　（略）

4　次に掲げる自動車については、細目告示第七十条の二及び第百四十八条の二第一項中「協定規則第160号」とあるのは「協定規則第160号初版」と読み替えることができる。

一　（略）

二　令和六年七月一日から令和八年六月三十日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの

イ～ハ　（略）

三　令和八年六月三十日以前に発行された出荷検査証に係る自動車であって、当該出荷検査証の発行後十一月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの

5　次に掲げる自動車（専ら乗用の用に供する自動車のうち乗車定員十人以上のもの及び貨物の運送の用に供する自動車のうち車両総重量が三・五トンを超えるものに限る。以下この項において同じ。）については、保安基準第四十六条の二並びに細目告示第七十条の二、第百四十八条の二及び第二百二十六条の二の規定は適用しない。

一～三　（略）

（新設）

6　（略）

（運行記録計）

第五十六条　（略）

2　次に掲げる運行記録計については、別添八十九「運行記録計の技術基準」の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和六年国土交通省告示第二号）による改正前の別添八十九「運行記録計の技術基準」の規定に適合するものであればよい。

一　令和十年三月三十一日以前に製作された運行記録計

二　令和十年四月一日以降に製作された運行記録計であって、令和十年三月三十一日以前に法第七十五条の三第一項の規定によりその型式について指定を受けた運行記録計

三　令和十年三月三十一日以前に製作された自動車に備える運行記録計

（ばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置）

第六十三条　（略）

2～18　（略）

19　ガソリンを燃料とする一般原動機付自転車（最高速度五十キロメートル毎時以下の第一種一般原動機付自転車を除く。）のうち、令和十年八月三十一日以前に製作されたもの（令和七年十二月一日以降に施行規則第六十二条の三第一項の規定によりその型式について認定を受けたものを除く。）については、細目告示別添百十五「二輪車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置に係る車載式故障診断装置の技術基準」Ⅲ・2・5・の規定は、次の表の上欄に掲げる字句を同表下欄に掲げる字句に読み替えて適用する。

表　（略）

20　（略）

（消音器）

第七十一条　（略）

2～16　（略）

17　令和十一年九月一日以降に施行規則第六十二条の三第一項の規定によりその型式について認定を受けた二輪の一般原動機付自転車（総排気量が〇・〇五〇リットルを超えるもの又は最高速度が五十キロメートル毎時を超えるものに限る。）については、細目告示第二百五十二条第一項第三号及び第二百六十八条第一項第三号の規定にかかわらず、協定規則第四十一号第五改訂版補足第二改訂版に規定する試験路において測定した値を用いることができる。

（速度計等）

第七十二条　（略）

2・3　（略）

4　次の各号に掲げる一般原動機付自転車については、保安基準第六十五条の二の規定並びに細目告示第二百五十三条、第二百六十九条及び第二百八十五条の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令（令和七年国土交通省令第九十二号）による改正前の保安基準第六十五条の二の規定並びに道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（令和七年国土交通省告示第八百九十七号）による改正前の細目告示第二百五十三条、第二百六十九条及び第二百八十五条の規定に適合するものであればよい。

一　令和十年八月三十一日以前に製作された一般原動機付自転車

二　令和十年九月一日から令和十二年八月三十一日までに製作された一般原動機付自転車であって、次に掲げるもの

イ　令和十年八月三十一日以前に施行規則第六十二条の三第一項の規定によりその型式について認定を受けた一般原動機付自転車

ロ　令和十年九月一日以降に施行規則第六十二条の三第一項の規定によりその型式について新たに認定を受けた一般原動機付自転車であって、同年八月三十一日以前に同項の規定によりその型式について認定を受けた一般原動機付自転車と速度の表示に係る性能が同一であるもの

5　一般原動機付自転車にあっては、当分の間、保安基準第六十五条の二第二項並びに細目告示第二百五十三条第二項、第二百六十九条第二項及び第二百八十五条第二項の規定は適用しなくてもよい。

（ばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置）

第六十三条　（略）

2～18　（略）

19　ガソリンを燃料とする一般原動機付自転車（最高速度五十キロメートル毎時以下の第一種一般原動機付自転車を除く。）のうち、令和九年十月三十一日以前に製作されたもの（令和七年十二月一日以降に施行規則第六十二条の三第一項の規定によりその型式について認定を受けたものを除く。）については、細目告示別添百十五「二輪車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置に係る車載式故障診断装置の技術基準」Ⅲ・2・5・の規定は、次の表の上欄に掲げる字句を同表下欄に掲げる字句に読み替えて適用する。

表　（略）

20　（略）

（消音器）

第七十一条　（略）

2～16　（略）

17　令和十二年一月十日以降に施行規則第六十二条の三第一項の規定によりその型式について認定を受けた二輪の一般原動機付自転車以外の一般原動機付自転車（総排気量が〇・〇五〇リットルを超えるもの又は最高速度が五十キロメートル毎時を超えるものに限る。）については、細目告示第二百五十二条第一項第三号及び第二百六十八条第一項第三号の規定にかかわらず、協定規則第四十一号第五改訂版補足第二改訂版に規定する試験路において測定した値を用いることができる。

（速度計）

第七十二条　（略）

2・3　（略）

（新設）

（装置型式指定規則第五条第一項及び共通構造部型式指定規則第五条の二の国土交通大臣が告示で定める国を定める告示の一部改正）

第三条　装置型式指定規則第五条第一項及び共通構造部型式指定規則第五条の二の国土交通大臣が告示で定める国を定める告示（平成十三年国土交通省告示第千八十八号）の一部を次のように改正する。

別表第一を次のように改める。

別表第一

特定装置の種類	規則番号	国及び規則上の国番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	34	35	36	37	39	40	41	42	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	60	62	63	64	65	66	67	68
		ドイツ連邦共和国	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		フィラデルフィア連邦共和国	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		オーストラリア連邦	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		オーストリア共和国	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		ベルギー王国	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		ベルギー王国	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		ハンガリー	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		チェコ共和国	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		スペイン王国	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		セルビア共和国	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		グレートブリテン及び北アイルランド連合王国	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		スロバキア共和国	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		スロベニア共和国	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		チェコ共和国	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		ルーマニア	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		ポルトガル共和国	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		ロシア連邦	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		スロベニア共和国	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		スロバキア共和国	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		チェコ共和国	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		ハンガリー	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		ポーランド共和国	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		ルーマニア	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		ロシア連邦	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		ギリシャ共和国	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		クロアチア共和国	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		スイス連邦	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		スペイン王国	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		エストニア共和国	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		モルドバ共和国	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		ラトビア共和国	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		リトアニア共和国	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		アルゼンチン共和国	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		ドミニカ共和国	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		ボスニア・ヘルツェゴビナ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		アイルランド	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		アルバニア共和国	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		アメリカ合衆国	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		モンテネグロ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		サンマリノ共和国	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		ジョージア	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		ジブラルタル	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		ナイジェリア連邦共和国	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		バハマ国	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		ウガンダ共和国	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		ブルガリア共和国	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		ベトナム社会主義共和国	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		キルギス共和国	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
装置型式指定規則第五条第一項及び共通構造部型式指定規則第五条の二の国土交通大臣が告示で定める国を定める告示（平成十三年国土交通省告示第千八十八号）第二条第一号の自動車駆動用出力装置	第八十五号		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
装置型式指定規則第五条第一項及び共通構造部型式指定規則第五条の二の国土交通大臣が告示で定める国を定める告示（平成十三年国土交通省告示第千八十八号）第二条第一号の二の自動車駆動用燃料消費装置	第百五十四号第二改訂版		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
装置型式指定規則第五条第一項及び共通構造部型式指定規則第五条の二の国土交通大臣が告示で定める国を定める告示（平成十三年国土交通省告示第千八十八号）第二条第一号の三の自動車駆動用燃料消費装置、一酸化炭素等発散防止装置及び一酸化炭素等発散防止装置	第百五十四号第三改訂版		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
装置型式指定規則第五条第一項及び共通構造部型式指定規則第五条の二の国土交通大臣が告示で定める国を定める告示（平成十三年国土交通省告示第千八十八号）第二条第一号の四の自動車駆動用燃料消費装置、自動車駆動用電力消費装置、一酸化炭素等発散防止装置及び燃料蒸発ガス排出抑止装置	第百五十四号第二改訂版		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
装置型式指定規則第五条第一項及び共通構造部型式指定規則第五条の二の国土交通大臣が告示で定める国を定める告示（平成十三年国土交通省告示第千八十八号）第二条第一号の五の自動車駆動用燃料消費装置及び一酸化炭素等発散防止装置	第百五十四号第三改訂版		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
装置型式指定規則第五条第一項及び共通構造部型式指定規則第五条の二の国土交通大臣が告示で定める国を定める告示（平成十三年国土交通省告示第千八十八号）第二条第一号の六の自動車駆動用燃料消費装置、一酸化炭素等発散防止装置及び燃料蒸発ガス排出抑止装置	第百五十四号第二改訂版		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
装置型式指定規則第五条第一項及び共通構造部型式指定規則第五条の二の国土交通大臣が告示で定める国を定める告示（平成十三年国土交通省告示第千八十八号）第二条第一号の七の自動車駆動用電力消費装置	第百五十四号第二改訂版		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
装置型式指定規則第五条第一項及び共通構造部型式指定規則第五条の二の国土交通大臣が告示で定める国を定める告示（平成十三年国土交通省告示第千八十八号）第二条第一号の八のペダル踏み間違い時加速抑制装置	第百七十五号		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
装置型式指定規則第五条第一項及び共通構造部型式指定規則第五条の二の国土交通大臣が告示で定める国を定める告示（平成十三年国土交通省告示第千八十八号）第二条第二号の空気入ゴムタイヤ	第七十五号		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

	第二条第二号の二の空気入ゴムタイヤ	第二条第三号の空気入ゴムタイヤ	第二条第三号の二の空気入ゴムタイヤ	第二条第三号の三の応急用予備走行装置	第二条第三号の四のタイヤ空気圧監視装置	第二条第三号の五の操作装置	第二条第三号の六の操作装置	第二条第三号の七のかじ取装置	第二条第三号の八のフルラップ前面衝突時の乗員保護装置	第二条第三号の九のフルラップ前面衝突時の乗員保護装置及び感電防止装置	第二条第四号の施錠装置	第二条第四号の二の施錠装置	第二条第四号の三のイモビライザ	第二条第四号の四の制動装置	第二条第五号の制動装置	第二条第五号の二の制動装置	第二条第五号の三の制動装置
	第三十号第二改訂版	第五十四号	第百十七号第四改訂版	第六十四号第三改訂版	第百四十一号改訂版	第六十号	第百二十一号改訂版	第七十九号第四改訂版	第十二号第五改訂版	第六十二号改訂版	第百十六号改訂版	第百六十一号	第百六十二号	第七十八号第六改訂版	第十三H号第二改訂版		第十三号第十五改訂版
	第百十七号第四改訂版	第百十七号第四改訂版	第百四十二号改訂版	第百四十一号改訂版	第六十号	第百二十一号改訂版	第七十九号第四改訂版	第百七十一号改訂版			第百十六号改訂版	第百六十一号	第百六十二号	第七十八号第六改訂版			
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

第二条第五号の四の衝突被害軽減制動制御装置	第二条第五号の五の衝突被害軽減制動制御装置	第二条第五号の五の二の衝突被害軽減制動制御装置	第二条第五号の五の三の衝突被害軽減制動制御装置	第二条第五号の六の横滑り防止装置	第二条第五号の七のブレーキアシストシステム	第二条第五号の八の燃料タンク	第二条第五号の九の燃料タンク及び燃料タンク取付装置	第二条第五号の九の二の衝突時の車両火災防止装置	第二条第五号の十のガス容器	第二条第五号の十の二のガス容器及びガス容器附属品	第二条第五号の十の三のガス容器、ガス容器附属品及び燃料制御保護装置	第二条第五号の十の四のガス容器及び燃料制御保護装置	第二条第五号の十の五のガス容器附属品	第二条第五号の十の六のガス容器附属品及び燃料制御保護装置	第二条第五号の十の七の燃料制御保護装置	第二条第五号の十の八のガス容器取付装置	第二条第五号の十一のガス容器及びガス容器附属品	第二条第五号の十二のガス容器附属品	第二条第五号の十三のガス容器取付装置
第百五十二号第二改訂版																			
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

	第十号第七改訂版	第百五十五号	第百五十六号	第百号第五改訂版	第百三十六号改訂版	第百号第五改訂版	第百三十六号改訂版	第百三十七号第四改訂版	第九十四号第五改訂版	第九十五号第六改訂版	第百三十五号第二改訂版	第百五十三号改訂版	第百二十七号第四改訂版	第六十六号第二改訂版	第二十六号第四改訂版
第二条第五号の十四の電波障害防止装置	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第五号の十五のサイバーセキュリティシステム	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第五号の十六のプログラム等改変システム	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第五号の十七の原動機用蓄電池	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第五号の十八の感電防止装置	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第五号の十九のフルラップ前面衝突時の燃料漏れ防止装置、感電防止装置及び乗員保護装置	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第五号の二十のフルラップ前面衝突時の燃料漏れ防止装置及び乗員保護装置	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第五号の二十一のオフセット前面衝突時の燃料漏れ防止装置、感電防止装置及び乗員保護装置	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第五号の二十二のオフセット前面衝突時の燃料漏れ防止装置及び乗員保護装置	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第六号の自動車との側面衝突時の燃料漏れ防止装置、感電防止装置及び乗員保護装置	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第六号の二の自動車との側面衝突時の燃料漏れ防止装置及び乗員保護装置	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第六号の三のポールとの側面衝突時の燃料漏れ防止装置、感電防止装置及び乗員保護装置	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第六号の三の二のポールとの側面衝突時の燃料漏れ防止装置及び乗員保護装置	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第六号の四の後面衝突時の燃料漏れ防止装置及び感電防止装置	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第六号の五の後面衝突時の燃料漏れ防止装置	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第六号の六の歩行者頭部保護装置及び歩行者脚部保護装置	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第六号の七の車両転覆時の乗員保護装置	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第七号の外装															
第二条第八号の外装の手荷物積載用部品	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第九号の外装のアンテナ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

	第五十八号第三改訂版	第九十三号	第二十一号改訂版	第百二十五号第三改訂版	第百六十七号改訂版	第百七十六号	第十七号第十一改訂版	第八十号第四改訂版	第十四号第九改訂版	第十六号第十改訂版	第百七十三号	第百七十四号	第二十五号第四改訂版	第百四十五号改訂版	第百二十九号第四改訂版	第百七十号	第十一号第四改訂版	第四十三号改訂版	第四十一号第五改訂版	第五十一号第三改訂版
第二条第十号の突入防止装置	○																			
第二条第十一号の突入防止装置及び突入防止装置取付装置																				
第二条第十一号の二の前部潜り込み防止装置	○	○																		
第二条第十一号の三の前部潜り込み防止装置及び前部潜り込み防止装置取付装置			○																	
第二条第十一号の四の内装	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第十一号の五の運転者席	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第十一号の六の運転者席	○				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第十一号の七の運転者席の視界支援装置	○					○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第十二号の座席	○						○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第十二号の二の座席及び頭部後傾抑止装置							○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第十三号の座席	○						○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第十三号の二の座席ベルト取付装置	○						○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第十三号の三の座席ベルト	○						○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第十四号の頭部後傾抑止装置	○						○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第十四号の二の年少者用補助乗車装置取付具	○						○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第十五号の年少者用補助乗車装置	○						○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第十五号の二の年少者用補助乗車装置	○						○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第十六号の乗降口の扉の開放防止装置	○						○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第十六号の二の窓ガラス	○						○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第十七号の騒音防止装置	○						○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

| 第二条第十八号の二のディフィートストラテジー防止装置 | 第百六十八号 | ○ | ○ | ○

第二条第二十八号の後部上側端灯	第七号第三改訂版	○
	第百四十八号改訂版	○
第二条第二十八号の二の昼間走行灯	第八十七号改訂版	○
	第百四十八号改訂版	○
第二条第二十九号の側方灯	第九十一号改訂版	○
	第百四十八号改訂版	○
第二条第二十九号の二の番号灯	第四号改訂版	○
	第五十号改訂版	○
	第百四十八号改訂版	○
第二条第三十号の後部霧灯	第三十八号改訂版	○
	第百四十八号改訂版	○
第二条第三十一号の駐車灯	第七十七号改訂版	○
	第百四十八号改訂版	○
第二条第三十二号の後退灯	第二十三号改訂版	○
	第百四十八号改訂版	○
第二条第三十二号の二の低速走行時側方照射灯	第百四十八号改訂版	○
第二条第三十三号の前部反射器	第三号第三改訂版	○
	第百五十号改訂版	○
第二条第三十四号の側方反射器	第三号第三改訂版	○
	第百五十号改訂版	○
第二条第三十五号の後部反射器	第三号第三改訂版	○
	第百五十号改訂版	○

	第七十号第二改訂版	第百五十号改訂版
第二条第三十六号の大型後部反射器	○	○
第二条第三十六号の二の再帰反射材	○	○
	○	○
	○	○
第二条第三十七号の警音器の警報音発生装置	○	○
第二条第三十八号の警音器	○	○
		○
第二条第四十号の停止表示器材	○	○
	○	○
第二条第四十号の二の盗難発生警報装置	○	○
第二条第四十号の三の車線逸脱警報装置	○	○
第二条第四十号の四の車両接近通報装置	○	○
第二条第四十号の五の事故自動緊急通報装置	○	○
第二条第四十号の六の側方衝突警報装置	○	○
第二条第四十号の七の後退時通報装置の通報音発生装置	○	○
第二条第四十号の八の後退時通報装置	○	○
第二条第四十一号の方向指示器	○	○
	○	○
	○	○
第二条第四十一号の二の光源	○	○
	○	○
第二条第四十一号の三の灯火装置及び反射器並びに指示装置の取付装置	○	○

	第百五十号改訂版	第百四号改訂版	第百五十号改訂版	第二十八号	第二十七号第五改訂版	第百五十号改訂版	第百十六号改訂版	第百六十三号	第百三十号改訂版	第百三十八号第二改訂版	第百四十四号改訂版	第百五十一号	第百六十五号	第六号第二改訂版	第五十号改訂版	第百四十八号改訂版	第三十七号第三改訂版	第九十九号	第百二十八号	第四十八号第九改訂版
第二条第三十六号の大型後部反射器	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第三十六号の二の再帰反射材	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第三十七号の警音器の警報音発生装置	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第三十八号の警音器	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第四十号の停止表示器材	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第四十号の二の盗難発生警報装置	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第四十号の三の車線逸脱警報装置	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第四十号の四の車両接近通報装置	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第四十号の五の事故自動緊急通報装置	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第四十号の六の側方衝突警報装置	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第四十号の七の後退時通報装置の通報音発生装置	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第四十号の八の後退時通報装置	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第四十一号の方向指示器	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第四十一号の二の光源	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第四十一号の三の灯火装置及び反射器並びに指示装置の取付装置	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

| | | |

第四条　装置型式指定規則第五条第一項及び共通構造部型式指定規則第五条の二の国土交通大臣が告示で定める国を定める告示の一部を次のように改正する。

別表第一を次のように改める。

別表第一

| 特定装置の種類 | 規則番号 | ドイツ連邦共和国 | フィラデルフィア | ウクライナ | オランダ王国 | スペイン王国 | ハンガリー | チェコ共和国 | スペイン王国 | セルビア共和国 | ブラジル連邦共和国及び北アイルランド連合王国 | オーストリア共和国 | ルクセンブルク大公国 | スイス連邦 | ノルウェー王国 | フィンランド共和国 | デンマーク王国 | ポルトガル共和国 | ポーランド共和国 | ロシア連邦 | ギリシャ共和国 | アイルランド | ルーマニア | スロベニア共和国 | スロバキア共和国 | スペイン王国 | モロッコ王国 | ボツワナ共和国 | トルコ共和国 | リトアニア共和国 | カタール国 | ブルガリア共和国 | ラトビア共和国 | オーストラリア連邦 | 欧州連合 | 北アイルランド | ウクライナ | 南アフリカ共和国 | ニュージーランド | キプロス共和国 | マルタ共和国 | マレーシア | タイ王国 | アイスランド共和国 | アイルランド共和国 | モンテネグロ | サンマリノ共和国 | チュニジア | ジョージア | ナイジェリア連邦共和国 | パラグアイ共和国 | ウガンダ共和国 | ガイアナ共和国 | ベネズエラ・ボリバル共和国 | キルギス共和国 |
|---|---|---

第二条第二号の二の空気入ゴムタイヤ	第三十号第二改訂版	○
	第百十七号第四改訂版	○
第二条第三号の空気入ゴムタイヤ	第五十四号	○
	第百十七号第四改訂版	○
第二条第三号の二の空気入ゴムタイヤ	第百四十二号改訂版	○
第二条第三号の三の応急用予備走行装置	第六十四号第三改訂版	○
第二条第三号の四のタイヤ空気圧監視装置	第百四十一号改訂版	○
第二条第三号の五の操作装置	第六十号	○
第二条第三号の六の操作装置	第百二十一号改訂版	○
第二条第三号の七のかじ取装置	第七十九号第四改訂版	○
	第百七十一号改訂版	○
第二条第三号の八のフルラップ前面衝突時の乗員保護装置	第十二号第五改訂版	○
第二条第三号の九のフルラップ前面衝突時の乗員保護装置及び感電防止装置		○
第二条第四号の施錠装置	第六十二号改訂版	○
第二条第四号の二の施錠装置	第百十六号改訂版	○
	第百六十一号	○
第二条第四号の三のイモビライザ	第百十六号改訂版	○
	第百六十二号	○
第二条第四号の四の制動装置	第七十八号第六改訂版	○
第二条第五号の制動装置	第十三H号第二改訂版	○
第二条第五号の二の制動装置	第十三号第十五改訂版	○
第二条第五号の三の制動装置		○

	第百五十二号第二改訂版	第百三十一号第二改訂版	第百四十号	第百三十九号	第三十四号第四改訂版	第百十号第六改訂版	第百三十四号第二改訂版	第百四十六号	第百三十四号第二改訂版	第百四十六号	第百三十四号第二改訂版	第百四十六号
第二条第五号の四の衝突被害軽減制動制御装置	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第五号の五の衝突被害軽減制動制御装置	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第五号の五の二の衝突被害軽減制動制御装置	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第五号の五の三の衝突被害軽減制動制御装置	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第五号の六の横滑り防止装置	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第五号の七のブレーキアシストシステム	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第五号の八の燃料タンク												
第二条第五号の九の燃料タンク及び燃料タンク取付装置					○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第五号の九の二の衝突時の車両火災防止装置												
第二条第五号の十のガス容器												
第二条第五号の十の二のガス容器及びガス容器附属品												
第二条第五号の十の三のガス容器、ガス容器附属品及び燃料制御保護装置												
第二条第五号の十の四のガス容器及び燃料制御保護装置												
第二条第五号の十の五のガス容器附属品						○						
第二条第五号の十の六のガス容器附属品及び燃料制御保護装置												
第二条第五号の十の七の燃料制御保護装置												
第二条第五号の十の八のガス容器取付装置												
第二条第五号の十一のガス容器及びガス容器附属品							○	○	○	○	○	○
第二条第五号の十二のガス容器附属品							○	○	○	○	○	○
第二条第五号の十三のガス容器取付装置							○	○	○	○	○	○

	第十号第七改訂版	第百五十五号	第百五十六号	第百号第五改訂版	第百三十六号改訂版	第百号第五改訂版	第百三十六号改訂版	第百三十七号第四改訂版	第九十四号第五改訂版	第九十五号第六改訂版	第百三十五号第二改訂版	第百五十三号改訂版	第百二十七号第四改訂版	第六十六号第二改訂版	第二十六号第四改訂版
第二条第五号の十四の電波障害防止装置	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第五号の十五のサイバーセキュリティシステム	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第五号の十六のプログラム等改変システム	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第五号の十七の原動機用蓄電池	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第五号の十八の感電防止装置	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第五号の十九のフルラップ前面衝突時の燃料漏れ防止装置、感電防止装置及び乗員保護装置	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第五号の二十のフルラップ前面衝突時の燃料漏れ防止装置及び乗員保護装置	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第五号の二十一のオフセット前面衝突時の燃料漏れ防止装置、感電防止装置及び乗員保護装置	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第五号の二十二のオフセット前面衝突時の燃料漏れ防止装置及び乗員保護装置	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第六号の自動車との側面衝突時の燃料漏れ防止装置、感電防止装置及び乗員保護装置	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第六号の二の自動車との側面衝突時の燃料漏れ防止装置及び乗員保護装置	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第六号の三のポールとの側面衝突時の燃料漏れ防止装置、感電防止装置及び乗員保護装置	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第六号の三の二のポールとの側面衝突時の燃料漏れ防止装置及び乗員保護装置	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第六号の四の後面衝突時の燃料漏れ防止装置及び感電防止装置	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第六号の五の後面衝突時の燃料漏れ防止装置	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第六号の六の歩行者頭部保護装置及び歩行者脚部保護装置	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第六号の七の車両転覆時の乗員保護装置	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第七号の外装	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第八号の外装の手荷物積載用部品	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第九号の外装のアンテナ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

| 第二条第十号の突入防止装置 | ○ | ○ | ○

| 第二条第十八号の二のディフィートストラテジー防止装置 | 第百六十八号 | ○ | ○ | ○

第二条第二十八号の後部上側端灯	第七号第三改訂版	○
	第百四十八号改訂版	○
第二条第二十八号の二の昼間走行灯	第八十七号改訂版	○
	第百四十八号改訂版	○
第二条第二十九号の側方灯	第九十一号改訂版	○
	第百四十八号改訂版	○
第二条第二十九号の二の番号灯	第四号改訂版	○
	第五十号改訂版	○
	第百四十八号改訂版	○
第二条第三十号の後部霧灯	第三十八号改訂版	○
	第百四十八号改訂版	○
第二条第三十一号の駐車灯	第七十七号改訂版	○
	第百四十八号改訂版	○
第二条第三十二号の後退灯	第二十三号改訂版	○
	第百四十八号改訂版	○
第二条第三十二号の二の低速走行時側方照射灯	第百四十八号改訂版	○
第二条第三十三号の前部反射器	第三号第三改訂版	○
	第百五十号改訂版	○
第二条第三十四号の側方反射器	第三号第三改訂版	○
	第百五十号改訂版	○
第二条第三十五号の後部反射器	第三号第三改訂版	○
	第百五十号改訂版	○

	第七十号第二改訂版	第百五十号改訂版
第二条第三十六号の大型後部反射器	○	○
	○	○
	○	○

| | | |

（道路運送車両法施行規則第三十六条第七項第三号の規定に基づき登録試験機関に準ずるものとして国土交通大臣が定める外国の機関を定める告示の一部改正）

第五条　道路運送車両法施行規則第三十六条第七項第三号の規定に基づき登録試験機関に準ずるものとして国土交通大臣が定める外国の機関を定める告示（平成二十七年国土交通省告示第五百八十三号）を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）第三十六条第七項第三号の国土交通大臣が告示で定める外国の機関は、次の表のとおりとする。	道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）第三十六条第七項第三号の国土交通大臣が告示で定める外国の機関は、次の表のとおりとする。

名称	住所	備考
TÜV NORD Mobilitat GmbH & Co. KG	Am TÜV 1, D-30519 Hannover, Germany	道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成十四年国土交通省告示第六百十九号。以下「細目告示」という。）別添42「軽・中量車排出ガスの測定方法」に規定するＪＣ08Ｈモード法及びＪＣ08Ｃモード法（以下「ＪＣ08Ｈモード＋ＪＣ08Ｃモード法」という。）、細目告示別添42「軽・中量車排出ガスの測定方法」に規定するＷＬＴＣモード法（以下単に「ＷＬＴＣモード法」）という。）並びに細目告示別添109「無負荷急加速時に排出される排出ガスの光吸収係数の測定方法」（以下「光吸収係数の測定方法」という。）に限る。
（略）	（略）	（略）

名称	住所	備考
TÜV NORD Mobilitat GmbH & Co. KG	Am TÜV 1, D-30519 Hannover, Germany	道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成十四年国土交通省告示第六百十九号。以下「細目告示」という。）別添41「重量車排出ガスの測定方法」に規定するＪＥ05モード法、細目告示別添42「軽・中量車排出ガスの測定方法」に規定するＪＣ08Ｈモード法及びＪＣ08Ｃモード法（以下「ＪＣ08Ｈモード＋ＪＣ08Ｃモード法」という。）、細目告示別添42「軽・中量車排出ガスの測定方法」に規定するＷＬＴＣモード法（以下単に「ＷＬＴＣモード法」）という。）、細目告示別添44「二輪車排出ガスの測定方法」に規定するＷＭＴＣモード法（以下単に「ＷＭＴＣモード法」という。）並びに細目告示別添109「無負荷急加速時に排出される排出ガスの光吸収係数の測定方法」（以下「光吸収係数の測定方法」という。）に限る。
（略）	（略）	（略）

DEKRA Automobil GmbH	Senftenberger Straße 30, D-01998 Klettwitz, Germany	ＪＣ08Ｈモード＋ＪＣ08Ｃモード法、ＷＬＴＣモード法、細目告示別添44「二輪車排出ガスの測定方法」に規定するＷＭＴＣモード法（以下単に「ＷＭＴＣモード法」という。）及び光吸収係数の測定方法に限る。
（略）	（略）	（略）
The Automotive Research Associaton of India	S. No. 102, Vetal Hill, OffPaud Road, Kothrud, Pune-411 038, India	ＷＭＴＣモード法に限る。 ただし、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（平成31年国土交通省告示第212号）による改正前の細目告示別添44「二輪車排出ガスの測定方法」に規定するＷＭＴＣモード法を除く。
CATARC Automotive Test Center (Tianjin) CO., Ltd.	No. 68, East Xianfeng Road, Dongli District, Tianjin, China	ＷＬＴＣモード法に限る。

DEKRA Automobil GmbH	Senftenberger Straße 30, D-01998 Klettwitz, Germany	ＪＣ08Ｈモード＋ＪＣ08Ｃモード法、ＷＬＴＣモード法、ＷＭＴＣモード法及び光吸収係数の測定方法に限る。
（略）	（略）	（略）
Thailand Automotive Institute	655 Soi 1 Bangpoo Industrial Estate Moo 2, Sukhumvit Km. 34, Bangpoo Mai, Muang samutprakarn, Samutprakarn 10280, Thailand	ＷＭＴＣモード法に限る。
The Automotive Research Associaton of India	S. No. 102, Vetal Hill, OffPaud Road, Kothrud, Pune-411 038 (India)	ＷＭＴＣモード法に限る。

（道路運送車両法関係手数料規則に基づく自動車、特定共通構造部若しくは特定装置の型式についての指定又は特定改造等の許可の申請に係る手数料の額の算出に関し必要な事項を定める告示の一部改正）

第六条　道路運送車両法関係手数料規則に基づく自動車、特定共通構造部若しくは特定装置の型式についての指定又は特定改造等の許可の申請に係る手数料の額の算出に関し必要な事項を定める告示（平成二十八年国土交通省告示第六百十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改　正　後

（審査試験項目に掲げる試験を実施する能力を有する者）

第一条　道路運送車両法関係手数料規則別表第一備考第一号イ（同令第一条第二項及び第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び別表第二備考第一号イの規定に基づき、試験を実施する能力を有する者として告示で定める者は次の表のとおりとする。

名　称	住　所
（略）	（略）

改　正　前

（審査試験項目に掲げる試験を実施する能力を有する者）

第一条　道路運送車両法関係手数料規則別表第一備考第一号イ（同令第一条第二項及び第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び別表第二備考第一号イの規定に基づき、試験を実施する能力を有する者として告示で定める者は次の表のとおりとする。

名　称	住　所
（略）	（略）

Vehicle Certification Agency	VCA Midlands Centre Watling Street, Nuneaton, Warwickshire CV10 0UA, United Kingdom
（略）	（略）
The Automotive Research Association of India	S. No. 102, Vetal Hill, OffPaud Road, Kothrud, Pune-411 038, India
CATARC Automotive Test Center (Tianjin) CO., Ltd.	No. 68, East Xianfeng Road, Dongli District, Tianjin, China

附　則

この告示は、公布の日から施行する。ただし、第一条中道路運送車両の保安基準の細目を定める告示第二条第二項の表の改正規定並びに第四条の規定は、令和七年九月二十七日から施行する。

○国土交通省告示第八百九十八号

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律（令和六年法律第四十二号）の施行に伴い、及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第六十条第二項の規定により読み替えて適用される同法第二十八条の規定に基づき、子の養育又は家族の介護を行い、又は行うこととなる船員の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために事業主が講ずべき措置等に関する指針の一部を改正する告示を次のように定め、令和七年十月一日から適用する。

令和七年九月二十六日

国土交通大臣臨時代理
国務大臣　坂井　学

子の養育又は家族の介護を行い、又は行うこととなる船員の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために事業主が講ずべき措置等に関する指針の一部を改正する告示

子の養育又は家族の介護を行い、又は行うこととなる船員の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために事業主が講ずべき措置等に関する指針（平成二十二年国土交通省告示第七百三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
第二　（略）	第二　（略）
一　法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第五条の規定による育児休業申出、法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第九条の二の規定による出生時育児休業申出及び法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第十一条の規定による介護休業申出に関する事項	一　法第五条（法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による育児休業申出、法第九条の二（法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による出生時育児休業申出及び法第十一条（法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による介護休業申出に関する事項
(一)　（略）	(一)　（略）
(二)　（略）	(二)　（略）
イ　法第五条第一項ただし書の「その養育する子が一歳六か月に達する日までに、その労働契約（労働契約が更新される場合にあっては、更新後のもの。法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第五条第三項、第九条の二第一項及び第十一条第一項において同じ。）が満了することが明らか」か否かについては、育児休業申出のあった時点において判明している事情に基づき子が一歳六か月に達する日において、当該申出の時点で締結している雇入契約等が終了し、かつ、その後雇入契約等の更新がないことが確実であるか否かによって判断するものであること。例えば、育児休業申出のあった時点で次のいずれかに該当する船員は、原則として、雇入契約等の更新がないことが確実であると判断される場合に該当すること。ただし、次のいずれかに該当する船員であっても、雇用の継続の見込みに関する事業主の言動、同様の地位にある他の船員の状況及び当該船員の過去の契約の更新状況等から、雇入契約等の更新がないことが確実であると判断される場合に該当しないものと判断され、育児休業の取得に係る法第五条第一項ただし書に定める要件を満たすものと判断される場合もあること。	イ　法第五条第一項ただし書の「その養育する子が一歳六か月に達する日までに、その労働契約（労働契約が更新される場合にあっては、更新後のもの。第三項、第九条の二第一項及び第十一条第一項において同じ。）が満了することが明らか」か否かについては、育児休業申出のあった時点において判明している事情に基づき子が一歳六か月に達する日において、当該申出の時点で締結している雇入契約等が終了し、かつ、その後雇入契約等の更新がないことが確実であるか否かによって判断するものであること。例えば、育児休業申出のあった時点で次のいずれかに該当する船員は、原則として、雇入契約等の更新がないことが確実であると判断される場合に該当すること。ただし、次のいずれかに該当する船員であっても、雇用の継続の見込みに関する事業主の言動、同様の地位にある他の船員の状況及び当該船員の過去の契約の更新状況等から、雇入契約等の更新がないことが確実であると判断される場合に該当しないものと判断され、育児休業の取得に係る法第五条第一項ただし書に定める要件を満たすものと判断される場合もあること。
(イ)・(ロ)　（略）	(イ)・(ロ)　（略）
ロ・ハ　（略）	ロ・ハ　（略）

Vehicle Certification Agency	VCA Midlands Centre Watling Street, Nuneaton, Warwickshire CV10 0UA, United Kingdom
Thailand Automotive Institute	655 Soi 1 Bangpoo Industrial Estate Moo 2, Sukhumvit Km. 34, Bangpoo Mai, Muang samutprakarn, Samutprakarn 10280, Thailand
（略）	（略）
The Automotive Research Association of India	S. No. 102, Vetal Hill, OffPaud Road, Kothrud, Pune-411 038 (India)

(三)　法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第五条の規定による育児休業申出、法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第九条の二の規定による出生時育児休業申出及び法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第十一条の規定による介護休業申出に関する事項

イ・ロ　（略）

一の二　法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第九条の五の規定による出生時育児休業期間中の就業に関する事項

育児休業は船員の権利であって、その期間の労務提供義務を消滅させる制度であることから、育児休業中は就業しないことが原則であり、出生時育児休業期間中の就業については、事業主から船員に対して就業可能日等の申出を一方的に求めることや、船員の意に反するような取扱いがなされてはならないものであること。

二　法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第十六条の二の規定による子の看護等休暇及び法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第十六条の五の規定による介護休暇に関する事項

(一)・(二)　（略）

(三)　法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第十六条の三第二項及び第十六条の六第二項の規定により、労使協定の締結により国土交通省令で定める一日未満の単位での子の看護等休暇又は介護休暇の取得ができないこととなる業務の性質又は業務の実施体制に照らして、国土交通省令で定める一日未満の単位で取得することが困難と認められる業務とは、例えば、次に掲げるものが該当する場合があること。なお、次に掲げる業務は例示であり、これらの業務以外は困難と認められる業務に該当しないものではなく、また、これらの業務であれば困難と認められる業務に該当するものではないこと。

イ　短距離航路等に就航する船舶に従事し自宅から通勤可能な船員以外の船員が行う業務

ロ　船員数が少ない事業所に雇用される船員であって、当該業務に従事しうる船員が少なく代替要員の確保が困難な船員が行う業務

(四)　（略）

三　法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第十九条及び第二十条の規定による深夜業の制限に関する事項

(一)～(三)　（略）

三の二　（略）

(一)　育児休業に関する制度等の個別周知及び育児休業申出等に係る船員の意向を確認するための措置は、船員による育児休業申出等が円滑に行われるようにすることを目的とするものであることから、育児休業の取得を控えさせるような形での個別周知及び意向確認の措置の実施は、法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第二十一条第一項の個別周知及び意向確認の措置の実施とは認められないものであること。

(二)・(三)　（略）

(三)　法第五条（法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による育児休業申出、法第九条の二（法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による出生時育児休業申出及び法第十一条（法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による介護休業申出に関する事項

イ・ロ　（略）

一の二　法第九条の五（法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による出生時育児休業期間中の就業に関する事項

育児休業は船員の権利であって、その期間の労務提供義務を消滅させる制度であることから、育児休業中は就業しないことが原則であり、出生時育児休業期間中の就業については、事業主から船員に対して就業可能日等の申出を一方的に求めることや、船員の意に反するような取扱いがなされてはならないものであること。

二　法第十六条の二（法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による子の看護等休暇及び法第十六条の五（法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による介護休暇に関する事項

(一)・(二)　（略）

(三)　法第十六条の三第二項及び第十六条の六第二項の規定により、労使協定の締結により国土交通省令で定める一日未満の単位での子の看護等休暇又は介護休暇の取得ができないこととなる業務の性質又は業務の実施体制に照らして、国土交通省令で定める一日未満の単位で取得することが困難と認められる業務とは、例えば、次に掲げるものが該当する場合があること。なお、次に掲げる業務は例示であり、これらの業務以外は困難と認められる業務に該当しないものではなく、また、これらの業務であれば困難と認められる業務に該当するものではないこと。

イ　業務の性質に照らして、制度の対象とすることが困難と認められる業務

短距離航路等に就航する船舶に従事し自宅から通勤可能な船員以外の船員

ロ　業務の実施体制に照らして、制度の対象とすることが困難と認められる業務

船員数が少ない事業所に雇用される船員であって、当該業務に従事しうる船員が少なく代替要員の確保が困難な船員

(四)　（略）

三　法第十九条及び第二十条（これらの規定を法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による深夜業の制限に関する事項

(一)～(三)　（略）

三の二　（略）

(一)　育児休業に関する制度等の個別周知及び育児休業申出等に係る船員の意向を確認するための措置は、船員による育児休業申出等が円滑に行われるようにすることを目的とするものであることから、育児休業の取得を控えさせるような形での個別周知及び意向確認の措置の実施は、法第二十一条第一項の個別周知及び意向確認の措置の実施とは認められないものであること。

(二)・(三)　（略）

三の三　法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第二十一条第二項の規定による就業に関する条件に係る船員の意向の確認及び法第二十一条第三項の規定による意向の配慮に関する事項

(一)　法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第二十一条第二項（法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第二十三条の三第六項において読み替えて準用する場合を含む。）の意向の確認（以下「意向の聴取」という。）のほか、育児休業後の復帰時や船員から申出があった際等にも、当該船員の意向を確認することが望ましいこと。

(二)　法第二十一条第三項（法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第二十三条の三第六項において準用する場合を含む。(三)において同じ。）の意向の配慮については、事業主として船員の意向の内容を踏まえた検討を行うものであり、当該事業所の状況に応じつつ、例えば、次に掲げる事項について配慮することが考えられること。

イ　就業の場所

ロ　業務量

ハ　船員に関する育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則（平成三年運輸省令第三十六号。以下「則」という。）第二十九条の十七第三号で定める制度又は措置の利用期間

ニ　その他労働条件

(三)　法第二十一条第三項の意向の配慮については、次のイ及びロに掲げる場合に応じて、それぞれイ及びロに掲げる対応を行うことが望ましいこと。

イ　船員の子に障害がある場合や当該子が医療的ケアを必要とする場合であって、当該船員が希望するとき

短時間勤務の制度や子の看護等休暇等の利用が可能な期間を延長すること。

ロ　船員がひとり親家庭の親である場合であって、当該船員が希望するとき

子の看護等休暇等の付与日数に配慮すること。

三の四　法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第二十一条第四項の規定により対象家族が船員の介護を必要とする状況に至ったことの申出をした当該船員に対する介護休業に関する制度、介護両立支援制度等その他の事項の個別周知の措置並びに介護休業申出及び介護両立支援制度等申出に係る意向確認のための措置を講ずるに当たっての事項

(一)　介護休業に関する制度、介護両立支援制度等その他の事項を知らせる措置並びに介護休業申出及び介護両立支援制度等申出に係る船員の意向を確認するための措置は、船員による介護休業申出及び介護両立支援制度等申出が円滑に行われるようにすることを目的とするものであることから、取得又は利用を控えさせるような形での個別周知及び意向確認の措置の実施は、法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第二十一条第四項の措置の実施とは認められないものであること。

(二)　（略）

(三)　法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第二十一条第四項の規定により介護休業に関する制度、介護両立支援制度等その他の事項を船員に知らせるに当たっては、次に掲げる法に規定する介護休業に関する制度及び介護両立支援制度等の趣旨も踏まえることが望ましいこと。

イ～ハ　（略）

（新設）

三の三　法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第二十一条第二項の規定により対象家族が船員の介護を必要とする状況に至ったことの申出をした当該船員に対する介護休業に関する制度、介護両立支援制度等その他の事項の個別周知の措置並びに介護休業申出及び介護両立支援制度等申出に係る意向確認のための措置を講ずるに当たっての事項

(一)　介護休業に関する制度、介護両立支援制度等その他の事項を知らせる措置並びに介護休業申出及び介護両立支援制度等申出に係る船員の意向を確認するための措置は、船員による介護休業申出及び介護両立支援制度等申出が円滑に行われるようにすることを目的とするものであることから、取得又は利用を控えさせるような形での個別周知及び意向確認の措置の実施は、法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第二十一条第二項の措置の実施とは認められないものであること。

(二)　（略）

(三)　法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第二十一条第二項の規定により介護休業に関する制度、介護両立支援制度等その他の事項を船員に知らせるに当たっては、次に掲げる法に規定する介護休業に関する制度及び介護両立支援制度等の趣旨も踏まえることが望ましいこと。

イ～ハ　（略）

三の五　法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第二十一条第五項の規定に基づき育児休業、介護休業その他の則第二十九条の二十三で定める期間の始期に達した船員に対する介護休業に関する制度、介護両立支援制度等その他の事項の情報提供の措置を講ずるに当たっての事項

(一)　法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第二十一条第五項の規定により介護休業に関する制度、介護両立支援制度等その他の事項を知らせる際には、船員が介護休業に関する制度及び介護両立支援制度等と介護保険制度の内容を同時に知ることが効果的であることから、介護保険制度についても併せて周知することが望ましいこと。

(二)　法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第二十一条第五項の規定により介護休業に関する制度、介護両立支援制度等その他の事項を船員に知らせるに当たっては、三の四(三)イからハまでに掲げる法に規定する介護休業に関する制度及び介護両立支援制度等の趣旨も踏まえることが望ましいこと。

四　法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第二十一条の二第一項の規定により育児休業及び介護休業に関する事項を定め、周知するに当たっての事項

(一)・(二)　(略)

(三)　船員又はその配偶者が妊娠又は出産したことを知ったときに、当該船員に対し育児休業に関する事項を知らせるに際しては、当該船員が計画的に育児休業を取得できるよう、あわせて、法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第九条の六の規定による同一の子について配偶者が育児休業をする場合の特例、法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第二十三条第一項の規定による育児のための所定労働時間の短縮措置、雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第六十一条の六第四項に規定する育児時短就業給付その他の両立支援制度を知らせることが望ましいこと。

四の二　法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第二十二条第一項の規定により育児休業申出等が円滑に行われるようにするための雇用環境の整備に関する措置を講ずるに当たっての事項

(一)・(二)　(略)

七　(略)

(一)　(略)

(二)　当該措置を講ずるに当たっては、船員が就業しつつその子を養育することを実質的に容易にする内容のものであることが望ましいものであることに配慮すること。

なお、短距離航路等に就航する船舶に従事し自宅から通勤可能な船員以外の船員にあっては、子の養育を就業しつつ行えないことに鑑み、法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第二十三条第一項及び第二項の措置に準じて、勤務状態の変更（短期間航海船舶への配置替え等）、陸上勤務の措置（陸上支援要員、ぎ装員への配置転換等）、休暇の付与の際の配慮（連続休暇の付与など休暇制度の弾力的な運用）、船員の希望に応じられるよう計画的な配乗計画が行われるよう配慮すること。

(三)　(略)

(四)　(略)

イ　短距離航路等に就航する船舶に従事し自宅から通勤可能な船員以外の船員が行う業務

ロ　船員数が少ない事業所に雇用される船員であって、当該業務に従事しうる船員が少なく代替要員の確保が困難な船員が行う業務

三の四　法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第二十一条第三項の規定に基づき育児休業、介護休業その他の船員に関する育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則（平成三年運輸省令第三十六号。以下「則」という。）第二十九条の二十一で定める期間の始期に達した船員に対する介護休業に関する制度、介護両立支援制度等その他の事項の情報提供の措置を講ずるに当たっての事項

(一)　法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第二十一条第三項の規定により介護休業に関する制度、介護両立支援制度等その他の事項を知らせる際には、船員が介護休業に関する制度及び介護両立支援制度等と介護保険制度の内容を同時に知ることが効果的であることから、介護保険制度についても併せて周知することが望ましいこと。

(二)　法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第二十一条第三項の規定により介護休業に関する制度、介護両立支援制度等その他の事項を船員に知らせるに当たっては、三の三(三)イからハまでに掲げる法に規定する介護休業に関する制度及び介護両立支援制度等の趣旨も踏まえることが望ましいこと。

四　法第二十一条の二第一項（法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定により育児休業及び介護休業に関する事項を定め、周知するに当たっての事項

(一)・(二)　(略)

(三)　船員又はその配偶者が妊娠又は出産したことを知ったときに、当該船員に対し育児休業に関する事項を知らせるに際しては、当該船員が計画的に育児休業を取得できるよう、あわせて、法第九条の六（法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による同一の子について配偶者が育児休業をする場合の特例、法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第二十三条第一項の規定による育児のための所定労働時間の短縮措置、雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第六十一条の六第四項に規定する育児時短就業給付その他の両立支援制度を知らせることが望ましいこと。

四の二　法第二十二条第一項（法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定により育児休業申出等が円滑に行われるようにするための雇用環境の整備に関する措置を講ずるに当たっての事項

(一)・(二)　(略)

七　(略)

(一)　(略)

(二)　当該措置を講ずるに当たっては、船員が就業しつつその子を養育することを実質的に容易にする内容のものであることが望ましいものであることに配慮すること。

なお、短距離航路等に就航する船舶に従事し自宅から通勤可能な船員以外の船員にあっては、子の養育を就業しつつ行えないことに鑑み、法第二十三条第一項及び第二項の措置に準じて、勤務状態の変更（短期間航海船舶への配置替え等）、陸上勤務の措置（陸上支援要員、ぎ装員への配置転換等）、休暇の付与の際の配慮（連続休暇の付与など休暇制度の弾力的な運用）、船員の希望に応じられるよう計画的な配乗計画が行われるよう配慮すること。

(三)　(略)

(四)　(略)

イ　業務の性質に照らして、制度の対象とすることが困難と認められる業務

短距離航路等に就航する船舶に従事し自宅から通勤可能な船員以外の船員

ロ　業務の実施体制に照らして、制度の対象とすることが困難と認められる業務

船員数が少ない事業所に雇用される船員であって、当該業務に従事しうる船員が少なく代替要員の確保が困難な船員

八　法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第二十三条第三項の規定による介護のための所定労働時間の短縮等の措置を講ずるに当たっての事項

当該措置を講ずるに当たっては、船員がその要介護状態にある対象家族を介護することを実質的に容易にする内容のものであることが望ましいものであることに配慮すること。

なお、短距離航路等に就航する船舶に従事し自宅から通勤可能な船員以外の船員にあっては、対象家族の介護を就業しつつ行えないことに鑑み、法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第二十三条第三項の措置に準じて、勤務状態の変更（短期間航海船舶への配置替え、陸上支援要員、ぎ装員への配置転換等）、休暇の付与の際の配慮（連続休暇の付与など休暇制度の弾力的な運用）、船員の希望に応じられるよう計画的な配乗計画が行われるよう配慮すること。

八の二　法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第二十三条の三第一項の規定による措置を講ずるに当たっての事項

㈠　法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第二十三条の三第一項第二号に定める陸上勤務の措置は、利用をすることができる日数を原則として一年につき三十日以上とする措置を含むものとした上で、船員の希望を勘案しつつ当該日数に満たない日数とすること等により、制度の弾力的な利用が可能となるように配慮することが望ましいこと。

㈡　法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第二十三条の三第一項第三号に規定する育児のための所定労働時間の短縮措置は、船舶の停泊中における一日の所定労働時間を原則として六時間とする措置を含むものとした上で、船舶の停泊中における一日の所定労働時間を五時間とする措置又は七時間とする措置、一週間のうち船舶の停泊中における所定労働時間を短縮する曜日を固定する措置、船舶の停泊中における休日を週休三日とする措置等も併せて講ずることが望ましいこと。

㈢　法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第二十三条の三第一項第四号に規定する休暇を与えるための措置は、船員の勤務の状況等が様々であることを踏まえ、時間単位での休暇の取得を認めること等により、制度の弾力的な利用が可能となるように配慮すること。

㈣　法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第二十三条の三第一項の規定による措置を講じようとするときは、職場の実情を適切に反映するため、当該措置を講じようとする事業所の業務の性質、内容等に応じて講ずる措置の組合せを変える等の措置を講ずることが望ましいこと。また、それまでの各制度の事業所における活用状況にも配慮することが望ましいこと。

㈤　法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第二十三条の三第一項の規定による措置を講じようとするときは、例えば三以上の措置を講ずることや、講じた措置について多様な内容の措置を設定すること等、可能な限り船員の選択肢を増やすための工夫をすることが望ましいこと。

㈥　法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第二十三条の三第一項の規定による措置については、例えば育児のための所定労働時間の短縮措置を選択した船員が、当該措置を利用しながら陸上勤務の措置に準じた措置を利用することができる社内制度とする等、船員が選択した措置と併せて、当該措置以外の措置を同時に利用することができるものとすることが望ましいこと。

八　法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第二十三条第三項の規定による介護のための所定労働時間の短縮等の措置を講ずるに当たっての事項

当該措置を講ずるに当たっては、船員がその要介護状態にある対象家族を介護することを実質的に容易にする内容のものであることが望ましいものであることに配慮すること。

なお、短距離航路等に就航する船舶に従事し自宅から通勤可能な船員以外の船員にあっては、対象家族の介護を就業しつつ行えないことに鑑み、法第二十三条第三項の措置に準じて、勤務状態の変更（短期間航海船舶への配置替え、陸上支援要員、ぎ装員への配置転換等）、休暇の付与の際の配慮（連続休暇の付与など休暇制度の弾力的な運用）、船員の希望に応じられるよう計画的な配乗計画が行われるよう配慮すること。

（新設）

(七)　船員が法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第二十三条の三第一項の規定による措置の適用を容易に受けられるようにするため、あらかじめ、当該措置の対象者の待遇に関する事項を定め、これを船員に周知させるための措置を講ずるように配慮すること。

(八)　法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第二十三条の三第一項の規定による措置を講ずるに当たっては、船員が就業しつつその子を養育することを実質的に容易にする内容のものとすることに配慮すること。

(九)　法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第二十三条の三第三項の規定による労使協定の締結により国土交通省令で定める一日未満の単位での法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第二十三条の三第一項第四号の休暇の取得ができないこととなる「業務の性質又は業務の実施体制に照らして、前項の国土交通省令で定める一日未満の単位で第一項第四号に規定する休暇を取得することが困難と認められる業務」とは、例えば、次に掲げるものが該当する場合があること。なお、次に掲げる業務は例示であり、これらの業務以外は困難と認められる業務に該当しないものではなく、また、これらの業務であれば困難と認められる業務に該当するものではないこと。

イ　短距離航路等に就航する船舶に従事し自宅から通勤可能な船員以外の船員が行う業務

ロ　船員数が少ない事業所に雇用される船員であって、当該業務に従事しうる船員が少なく代替要員の確保が困難な船員が行う業務

(十)　法第二十三条の三第四項の規定により労働組合又は船員の過半数を代表する者の意見を聴くに当たっては、事業主は、子を養育する船員からの意見聴取や船員に対するアンケート調査も併せて行うことが望ましいこと。

(十一)　法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第二十三条の三第五項に規定する対象措置を利用する船員については、当該船員の家庭や仕事の状況が変化する場合があることを踏まえ、当該船員が選択した制度が当該船員にとって適切であるかを確認すること等を目的として、同項の規定による面談等の実施後においても、定期的に面談等を実施することが望ましいこと。

九　法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第二十四条第一項に規定する休暇及び法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第二十四条第一項各号に定める制度又は措置に準じて、必要な措置を講ずるに当たっての事項

(一)・(二)　（略）

十　（略）

(一)　（略）

(二)　（略）

イ　（略）

ロ　当該船員がした介護休業により法第十一条第二項第二号の介護休業日数が九十三日に達している対象家族又は当該船員に関して事業主が講じた法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第二十三条第三項に定める措置に係る対象家族についても、再び当該船員による介護を必要とする状態となる場合があること。

ハ～ホ　（略）

十の二　子を養育する船員に係る定期的な面談等に関する事項

子を養育する船員については、育児期に当該船員の仕事と育児の両立に係る状況やキャリア形成に対する考え方等が変化する場合があることを踏まえ、法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第二十三条の三第五項の規定による面談等のほか、妊娠・出産等

九　法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第二十四条第一項に規定する休暇及び同項各号（法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定める制度又は措置に準じて、必要な措置を講ずるに当たっての事項

(一)・(二)　（略）

十　（略）

(一)　（略）

(二)　（略）

イ　（略）

ロ　当該船員がした介護休業により法第十一条第二項第二号の介護休業日数が九十三日に達している対象家族又は当該船員に関して事業主が講じた法第二十三条第三項に定める措置に係る対象家族についても、再び当該船員による介護を必要とする状態となる場合があること。

ハ～ホ　（略）

（新設）

の申出時や育児休業後の復帰時、所定労働時間の短縮措置や法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第二十三条の三第一項の規定による措置の利用期間中等においても、定期的に面談等を実施することが望ましいこと。

十の三　子を養育する船員及び家族を介護する船員に対して措置を講ずるに当たっての心身の健康への配慮に関する事項

子を養育する船員及び家族を介護する船員に対し短期間航海船舶に乗り組ませること等の措置や陸上勤務の措置を講ずるに当たっては、長時間労働等により心身の健康に不調が生じることのないよう、当該船員について事業主が配慮を行うことや、船員自身による心身の健康保持を促すことが望ましいこと。例えば、適正な労務管理をすること、面談を実施し船員の健康に関する状況を把握し配慮すること等が考えられること。

十の四　（略）

十一　法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第二十五条の規定により、事業主が職場における育児休業等に関する言動に起因する問題に関して雇用管理上必要な措置等を講ずるに当たっての事項

法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第二十五条の規定に基づく事業主が職場において行われるその雇用する船員に対する則第三十二条の二で定める制度又は措置（以下「制度等」という。）の利用に関する言動により当該船員の就業環境が害されること（以下「職場における育児休業等に関するハラスメント」という。）のないよう雇用管理上講ずべき措置等について、事業主が適切かつ有効な実施を図るために必要な事項については、次のとおりであること。

㈠　（略）

㈡　イ～ハ　（略）

ニ　イに規定する「その雇用する船員に対する制度等の利用に関する言動により就業環境が害されるもの」とは、具体的には㈠に掲げる制度等の利用に関する言動により就業環境が害されるものであること。典型的な例として、㈡に掲げるものがあるが、㈡に掲げるものは限定列挙ではないことに留意が必要であること。

㈠　制度等

①　育児休業（則第三十二条の十三第一号関係）

②　介護休業（則第三十二条の十三第二号関係）

③　子の看護等休暇（則第三十二条の十三第三号関係）

④　介護休暇（則第三十二条の十三第四号関係）

⑤　深夜業の制限（則第三十二条の十三第五号関係）

⑥　育児のための所定労働時間の短縮措置（則第三十二条の十三第六号関係）

⑦　育児休業に関する制度に準ずる措置又は陸上勤務の措置若しくは短期間航海船舶に乗り組ませること等の措置（則第三十二条の十三第七号関係）

⑧　介護のための所定労働時間の短縮措置（則第三十二条の十三第八号関係）

⑨　法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第二十三条の三第一項の規定による措置（則第三十二条の十三第九号関係）

（新設）

十の二　（略）

十一　法第二十五条（法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定により、事業主が職場における育児休業等に関する言動に起因する問題に関して雇用管理上必要な措置等を講ずるに当たっての事項

法第二十五条の規定に基づく事業主が職場において行われるその雇用する船員に対する則第三十二条の二で定める制度又は措置（以下「制度等」という。）の利用に関する言動により当該船員の就業環境が害されること（以下「職場における育児休業等に関するハラスメント」という。）のないよう雇用管理上講ずべき措置等について、事業主が適切かつ有効な実施を図るために必要な事項については、次のとおりであること。

㈠　（略）

㈡　イ～ハ　（略）

ニ　イに規定する「その雇用する船員に対する制度等の利用に関する言動により就業環境が害されるもの」とは、具体的には㈠①から⑧までに掲げる制度等の利用に関する言動により就業環境が害されるものであること。典型的な例として、㈡に掲げるものがあるが、㈡に掲げるものは限定列挙ではないことに留意が必要であること。

㈠　制度等

①　育児休業（則第三十二条の四第一号関係）

②　介護休業（則第三十二条の四第二号関係）

③　子の看護等休暇（則第三十二条の四第三号関係）

④　介護休暇（則第三十二条の四第四号関係）

⑤　深夜業の制限（則第三十二条の四第五号関係）

⑥　育児のための所定労働時間の短縮措置（則第三十二条の四第六号関係）

⑦　育児休業に関する制度に準ずる措置又は陸上勤務の措置若しくは短期間航海船舶に乗り組ませること等の措置（則第三十二条の四第七号関係）

⑧　介護のための所定労働時間の短縮措置（則第三十二条の四第八号関係）

（新設）

(ロ) 典型的な例

① 解雇その他不利益な取扱い（法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第十条並びに法第十六条（法第十六条の四及び第十六条の七において準用する場合を含む。）、第二十条の二、第二十一条第六項、第二十三条の二及び第二十三条の三第七項に規定する解雇その他不利益な取扱いをいう。以下同じ。）を示唆するもの

船員が、制度等の利用の申出等をしたい旨を上司に相談したこと、制度等の利用の申出等をしたこと又は制度等の利用をしたことにより、上司が当該船員に対し、解雇その他不利益な取扱いを示唆すること。

②・③ （略）

(ニ) （略）

(ニ) 事業主が職場における育児休業等に関する言動に起因する問題に関し雇用管理上講ずべき措置の内容

事業主は、職場における育児休業等に関するハラスメントを防止するため、雇用管理上次の措置を講じなければならないこと。なお、事業主が行う育児休業等を理由とする不利益取扱い（就業環境を害する行為を含む。）については、既に法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第十条並びに法第十六条（法第十六条の四及び第十六条の七において準用する場合を含む。）、第二十条の二、第二十一条第六項、第二十三条の二及び第二十三条の三第七項で禁止されており、こうした不利益取扱いを行わないため、当然に自らの行為の防止に努めることが求められること。

イ～ホ （略）

(四) （略）

十三 法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第十条並びに法第十六条（法第十六条の四及び第十六条の七において準用する場合を含む。）、第二十条の二、第二十一条第六項、第二十三条の二及び第二十三条の三第七項の規定による育児休業、介護休業、子の看護等休暇、介護休暇、深夜業の制限、妊娠・出産等をしたこと、対象家族が船員の介護を必要とする状況に至ったこと、所定労働時間の短縮措置等若しくは対象措置の申出等若しくは取得等又は意向の聴取により確認された船員の意向の内容を理由とする解雇その他不利益な取扱いの禁止に適切に対処するに当たっての事項

育児休業、介護休業、子の看護等休暇、介護休暇、深夜業の制限、妊娠・出産等をしたこと、対象家族が船員の介護を必要とする状況に至ったこと、所定労働時間の短縮措置等若しくは対象措置の申出等若しくは取得等（以下「育児休業等の申出等」という。）をした船員又は意向の聴取によりその意向を確認された船員に関する雇用管理を行うに当たっては、次の事項に留意すること。

(一) 解雇その他不利益な取扱いは、船員が育児休業等の申出等をしたこと又は意向の聴取により確認された船員の意向の内容との間に因果関係がある行為であること。

(二) （略）

イ～ホ （略）

ヘ 船員が希望する期間を超えて、その意に反して深夜業の制限、所定労働時間の短縮措置等又は対象措置を適用すること。

ト～ル （略）

(三) （略）

(ロ) 典型的な例

① 解雇その他不利益な取扱い（法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第十条並びに法第十六条（法第十六条の四及び第十六条の七において準用する場合を含む。）、第二十条の二、第二十一条第四項及び第二十三条の二に規定する解雇その他不利益な取扱いをいう。以下同じ。）を示唆するもの

船員が、制度等の利用の申出等をしたい旨を上司に相談したこと、制度等の利用の申出等をしたこと又は制度等の利用をしたことにより、上司が当該船員に対し、解雇その他不利益な取扱いを示唆すること。

②・③ （略）

(ニ) （略）

(ニ) 事業主が職場における育児休業等に関する言動に起因する問題に関し雇用管理上講ずべき措置の内容

事業主は、職場における育児休業等に関するハラスメントを防止するため、雇用管理上次の措置を講じなければならないこと。なお、事業主が行う育児休業等を理由とする不利益取扱い（就業環境を害する行為を含む。）については、既に法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第十条並びに法第十六条（法第十六条の四及び第十六条の七において準用する場合を含む。）、第二十条の二、第二十一条第四項及び第二十三条の二で禁止されており、こうした不利益取扱いを行わないため、当然に自らの行為の防止に努めることが求められること。

イ～ホ （略）

(四) （略）

十三 法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第十条並びに法第十六条（法第十六条の四及び第十六条の七において準用する場合を含む。）、第二十条の二、第二十一条第四項及び第二十三条の二の規定による育児休業、介護休業、子の看護等休暇、介護休暇、深夜業の制限、妊娠・出産等をしたこと、対象家族が船員の介護を必要とする状況に至ったこと又は所定労働時間の短縮措置等の申出等又は取得等を理由とする解雇その他不利益な取扱いの禁止に適切に対処するに当たっての事項

育児休業、介護休業、子の看護等休暇、介護休暇、深夜業の制限、妊娠・出産等をしたこと、対象家族が船員の介護を必要とする状況に至ったこと又は所定労働時間の短縮措置等の申出等又は取得等（以下「育児休業等の申出等」という。）をした船員に関する雇用管理を行うに当たっては、次の事項に留意すること。

(一) 解雇その他不利益な取扱いは、船員が育児休業等の申出等をしたことの間に因果関係がある行為であること。

(二) （略）

イ～ホ （略）

ヘ 船員が希望する期間を超えて、その意に反して深夜業の制限又は所定労働時間の短縮措置等を適用すること。

ト～ル （略）

(三) （略）

その他告示

○文部科学省告示第百十五号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第二十七条第一項及び第二項の規定に基づき、次の表に掲げる有形文化財を重要文化財に指定し、これを国宝に指定したので、同法第二十八条第一項の規定に基づき告示する。

令和七年九月二十六日

文部科学大臣　阿部　俊子

（書跡・典籍の部）

名称及び員数	所有者
和漢朗詠集（唐紙）　二帖	国（文化庁保管）

○文部科学省告示第百十六号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第二十七条第二項の規定に基づき、次の表の上欄に掲げる重要文化財を同表の下欄のように国宝に指定したので、同法第二十八条第一項の規定に基づき告示する。

令和七年九月二十六日

文部科学大臣　阿部　俊子

（絵画の部）

上欄		下欄	
名称及び員数	関係告示	名称及び員数	所有者の住所
白描繪料紙墨書金光明經巻第二　一巻	昭和九年文部省告示第二十三号	物語下絵料紙金光明経巻第二　一巻	地方独立行政法人大阪市博物館機構（大阪市立美術館保管）	大阪府大阪市中央区大手前四―一―三二

（彫刻の部）

上欄		下欄	
名称及び員数	関係告示	名称及び員数	所有者の住所
木造伎楽面　二十八 乾漆伎楽面　三　三十一面 （法隆寺献納）	昭和四十四年文部省告示第二百八十三号	木造伎楽面　二十八面 乾漆伎楽面　三面 （法隆寺献納）	独立行政法人国立文化財機構（東京国立博物館保管）	東京都台東区上野公園一三―九

○文部科学省告示第百十七号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第二十七条第二項の規定に基づき、次の表の上欄に掲げる重要文化財に同表の中欄に掲げる有形文化財を追加して、同表の下欄のように国宝に指定したので、同法第二十八条第一項の規定に基づき告示する。

令和七年九月二十六日

文部科学大臣　阿部　俊子

（考古資料の部）

上欄		中欄	下欄		
名称及び員数	関係告示	名称及び員数	名称及び員数	所有者	所有者の住所
太安萬侶墓誌　一枚 癸亥年七月六日在銘 附　真珠　四顆	昭和五十六年文部省告示第百十四号	木櫃残欠　一点	太安萬侶銅板墓誌　一枚 癸亥年七月六日の銘がある 附　真珠　四顆 木櫃残欠　一点	国（文化庁保管）	奈良県奈良市此瀬町出土

○文部科学省告示第百十八号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第二十七条第二項の規定に基づき、次の表の上欄に掲げる国宝に同表の中欄に掲げる有形文化財を追加して、同表の下欄のように改めて国宝に指定したので、同法第二十八条第一項の規定に基づき告示する。

令和七年九月二十六日

文部科学大臣　阿部　俊子

（書跡・典籍の部）

上欄		中欄	下欄		
名称及び員数	関係告示	名称及び員数	名称及び員数	所有者	所有者の住所
淳祐内供筆聖教（薫聖教）　七十三巻、一帖 附　聖教目録　一巻	昭和三十六年文化財保護委員会告示第二十八号及び平成十四年文部科学省告示第百十五号	淳祐内供筆聖教（薫聖教）　十巻	淳祐内供筆聖教（薫聖教）　八十三巻、一帖 附　聖教目録　一巻	宗教法人石山寺	滋賀県大津市石山寺一―一一

○文部科学省告示第百十九号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第二十七条第一項の規定に基づき、次の表に掲げる有形文化財を重要文化財に指定したので、同法第二十八条第一項の規定に基づき告示する。

令和七年九月二十六日

文部科学大臣　阿部　俊子

（絵画の部）

名称及び員数	所有者	所有者の住所
絵師草紙　一巻	国（文化庁保管）	
ベルサリエーレの歩哨（松岡寿筆）　一面	国（文化庁保管）	
南蛮船・唐船入港図　六曲一双	独立行政法人国立文化財機構（九州国立博物館保管）	東京都台東区上野公園一三―九
大津唐崎図（岸竹堂筆）　八曲一双 附　梅図（旧裏面貼付）　八曲一双	株式会社千總ホールディングス	京都府京都市中京区三条通烏丸西入御倉町八〇
僧形八幡神像　一幅 附　弘法大師像　一幅	宗教法人神護寺	京都府京都市右京区梅ヶ畑高雄町五
在山素瓔像（明兆筆）　一幅 応永十三年八月二十四日仲方円伊の賛がある	宗教法人東福寺	京都府京都市東山区本町一五―七七八
花下群舞図　六曲一双	神戸市（神戸市立博物館保管）	兵庫県神戸市中央区加納町六―五―一

（彫刻の部）

名称及び員数	所有者	所有者の住所
木造護法童子立像　一軀 附　像内納入品 一、銅造不動明王立像　一軀 一、水晶製五輪塔　一基 一、不動明王印仏　五十枚 一、不動明王種子包紙添　一枚 一、〔諸尊供次第　一枚 一、木札〕　一枚 （包紙添）	宗教法人延暦寺	滋賀県大津市坂本本町四二二〇

名称及び員数	所有者	所有者の住所
木造如意輪観音坐像　一軀	宗教法人清涼寺	京都府京都市右京区嵯峨釈迦堂藤ノ木町四六
木造神像　十八軀 女神像の一軀の像底に康治二年二月十一日、願主本社神主頼親、請造幷開眼備後講師延尊、木造睿与、静仁等の銘がある	宗教法人松尾大社	京都府京都市西京区嵐山宮町三
木造地蔵菩薩立像　康俊作　一軀 像内に中御門逆修地蔵菩薩、正中三年三月、南都大仏師法眼康俊、康成の銘がある 附　像内納入品 一、地蔵菩薩印仏包紙添　一包 内一枚に正中三年三月十五日の記がある 一、地蔵菩薩印仏　二十一束、三枚 一、地蔵菩薩及五輪塔印仏　一束 一、地蔵菩薩本願経　一巻 一、種子両界曼荼羅　二枚 一、墨書紙片　一箇	宗教法人圓照寺	奈良県奈良市山町一三一二
木造愛染明王坐像　一軀	宗教法人金剛三昧院	和歌山県伊都郡高野町高野山四二五
木造釈迦如来坐像　一軀 木造二天王立像　二軀 内一軀の像内に仁平二年四月六日、藤原家実、良峯氏等の銘がある 附　木造騎獅文殊菩薩騎象普賢菩薩像　二軀 文殊菩薩像内に嘉元二年十二月四日の銘がある	阿蘇釈迦堂管理組合	熊本県球磨郡あさぎり町須恵

（工芸品の部）

名称及び員数	所有者	所有者の住所
宇治川蛍蒔絵料紙硯箱　飯塚桃葉作　安永四年　一具	国（文化庁保管）	
七宝四季花鳥図花瓶　並河靖之作　一口	国（文化庁保管）	
旭彩山桜図花瓶　三代清風與平作　一口	国（文化庁保管）	
小袖裂打敷（高台寺伝来） 萌葱地立涌桐文様唐織打敷　一枚 裏地に「高臺院殿寄附」「慶長十二」等の墨書がある 紅白段替山道菊桐枝垂桜文様唐織打敷　一枚 萌葱地菊桐松竹鶴亀甲文様唐織打敷　一枚 紅地欅桐雪持柳楓筏文様唐織打敷　一枚 萌葱地三ツ盛菊桐文様唐織打敷　一枚	宗教法人高台寺	京都府京都市東山区下河原通八坂鳥居前下る下河原町五二六

萌葱地枝菊花菱雪輪文様唐織打敷	一枚		
白地縄目欅桜文様等唐織縫合打敷	一枚		
紅地薔薇雪持柳文様等唐織縫合打敷	一枚		
紅地梅唐草窠文金襴打敷 裏地に「高臺院殿御寄附之中也」等の墨書がある	一枚		
紺地網菊花丸文散金襴打敷	一枚		
紅白浅葱段替桜樹文様刺繍打敷 裏地に「慶長七年四月八日　月峯清玉」等の墨書がある	一枚		
浅葱地丸文散摺箔打敷 裏地に「無人紹有禅定門月忌之辰後室附寄焉」「寛永第八」等の墨書がある	一枚		
刺繍聖母子像花鳥文様壁掛	一枚	宗教法人高台寺	京都府京都市東山区下河原通八坂鳥居前下る下河原町五二六

（書跡・典籍の部）

名称及び員数	所有者	所有者の住所
論語疏巻第六　一巻	学校法人慶應義塾（慶應義塾図書館保管）	東京都港区三田二―一五―四五
金光明最勝王経　十帖	国立大学法人九州大学（九州大学附属図書館保管）	福岡県福岡市西区元岡七四四
元版大般若経　四百二十九帖 附　経箱　六合	宗教法人西福寺	長崎県対馬市上対馬町西泊二一九

（古文書の部）

名称及び員数	所有者	所有者の住所
西隆寺跡出土木簡　七十五点	独立行政法人国立文化財機構（奈良文化財研究所保管）	東京都台東区上野公園一三―九
東寺光明真言講過去帳並現在帳 附　文書箱　三十六巻 一合	宗教法人教王護国寺	京都府京都市南区九条町一
仁和寺笈文書（三百十九通）　二十五巻、一帖、二百六十二通、一鋪 附笈　一背	宗教法人仁和寺	京都府京都市右京区御室大内三三
琉球家譜 琉球家譜関係文書（二十一通）　二十五冊 附　系図箱　十冊、一帖 二合	沖縄県（沖縄県立博物館・美術館保管）	沖縄県那覇市泉崎一―二―二
琉球家譜 琉球家譜関係文書（百二十九通）　四十五冊 附　系図箱　五十七冊、七十二通 五合	那覇市（那覇市歴史博物館保管）	沖縄県那覇市泉崎一―一―一

（考古資料の部）

名称及び員数	所有者	所有者の住所
奈良県飛鳥池遺跡出土品 一、富本銭　十五点 一、木簡　百八点 一、金属製品　二百五十九点 一、木製品　三十二点 一、石製品　十七点 一、ガラス製品　七十七点 一、漆漉布　二点 一、施釉陶器・土器・土製品　百三十三点	独立行政法人国立文化財機構（奈良文化財研究所保管）	東京都台東区上野公園一三―九
青森県大平山元遺跡出土品 一、石器　百四十六点 一、接合資料　二十六組 一、土器片　十八点 附　剝片　四点 削片　十一点 石核　二十二点 （以上昭和五十年から五十三年出土） 一、石器　二百六点 一、接合資料　十七組 一、土器片　二十七点 附　剝片・砕片　五十四点 削片　十五点 石核　二十二点 原石　二点 （以上平成元年・十年・十五年出土）	青森県、外ヶ浜町（青森県立郷土館、大平山元遺跡展示施設むーもん館保管）	青森県青森市長島一―一―一、青森県東津軽郡外ヶ浜町字蟹田高銅屋四四―二
群馬県金井遺跡群出土品 一、甲冑　四点 一、金属製品　百四十五点 一、石器・石製品　三百九十九点 一、ガラス玉　百七十三点 一、土器・土製品　二百四十五点 （以上金井東裏遺跡出土） 一、金属製品　四十二点 一、石器・石製品　四百十九点 一、ガラス玉　十四点 一、土器・土製品　三百六十点 （以上金井下新田遺跡出土）	群馬県（群馬県埋蔵文化財調査センター、群馬県立歴史博物館保管）	群馬県前橋市大手町一―一―一

名称及び員数	所有者	所有者の住所
深鉢形土器　一箇 附　深鉢形土器 深鉢形土器把手 山梨県安道寺遺跡土坑出土　四点	山梨県（山梨県立考古博物館保管）	山梨県甲府市丸の内一―六―一
静岡県伊場遺跡群出土品 一、木甲　一点 一、土器・土製品　五百二十九点 一、木器・木製品　十四点 一、石器・石製品　四十二点 一、青銅製品　十点 一、ガラス製品　九点	浜松市（浜松市博物館保管）	静岡県浜松市中央区元城町一〇三―二
福岡県西新町遺跡出土品 一、朝鮮半島系土器　三十二点 一、土器・土製品　百六十三点 一、金属製品　三十四点 一、ガラス小玉　二点 一、石製品　四十点	福岡県（九州歴史資料館保管）	福岡県福岡市博多区東公園七―七
白地鉄絵鳥文壺　一口 附　銅銭　一点 熊本県**祇**園遺跡出土	熊本県（熊本県立美術館保管）	熊本県熊本市中央区水前寺六―一八―一
宮崎県百足塚古墳出土埴輪 一、形象埴輪　三十一点 一、円筒埴輪　四点 附　埴輪残欠　三十五点 新田原六十二号墳出土埴輪　八点	新富町（新富町総合交流センター保管）	宮崎県児湯郡新富町大字上富田七四九一
鹿児島県山ノ口遺跡出土品 一、軽石製品　三十点 一、土器　四十八点 一、石器　十四点	鹿児島県（鹿児島県立埋蔵文化財センター、鹿児島県歴史・美術センター黎明館保管）	鹿児島県鹿児島市鴨池新町一〇―一

（歴史資料の部）

名称及び員数	所有者	所有者の住所
人物写真帖　明治十二年明治天皇下命 大蔵省印刷局等製作　三十九冊	国（文化庁保管）	
霊憲候簿　二百二冊	独立行政法人国立公文書館	東京都千代田区北の丸公園三―二
東寺稲荷御出講枡　永正十六年九月吉日 周善等連署刻銘　一口	宗教法人教王護国寺	京都府京都市南区九条町一
参宮人帳・御祓賦帳（橋村肥前大夫家伝来）　三十三点	学校法人天理大学（天理大学附属天理図書館保管）	奈良県天理市杣之内町一〇五〇

伊能忠敬測量図 一、沿海地図 一、大日本沿海図稿 一、豊前国沿海地図 附　地図箱	三鋪 四鋪 三鋪 二合	国立大学法人徳島大学（徳島大学附属図書館保管）	徳島県徳島市新蔵町二―二四
伊能忠敬測量図（実測輿地図） 宮良殿内家関係資料 一、文書・記録類 一、典籍類 一、絵図類	三鋪 二百三十三点 百一点 十四点	株式会社ゼンリン（ゼンリンミュージアム保管） 国立大学法人琉球大学（琉球大学附属図書館保管）	福岡県北九州市戸畑区中原新町三―一 沖縄県中頭郡西原町字千原一

○**文部科学省告示第百二十号**

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第二十七条第一項の規定に基づき、次の表の上欄に掲げる重要文化財に同表の中欄に掲げる有形文化財を追加して、同表の下欄のように改めて重要文化財に指定したので、同法第二十八条第一項の規定に基づき告示する。

令和七年九月二十六日

文部科学大臣　阿部　俊子

（**彫刻の部**）

上欄	中欄		下欄	
名称及び員数	関係告示	名称及び員数	所有者	所有者の住所
木造菩薩立像　一軀 納入経の奥に建久□年とある	昭和三十二年文化財保護委員会告示第二号	像内納入経断片　一括	宗教法人東大寺	奈良県奈良市雑司町四〇六―一
		木造弥勒菩薩立像　一軀 附　像内納入経断片　一括 奥書に建久□年の記がある	宗教法人東大寺	奈良県奈良市雑司町四〇六―一

（**書跡・典籍の部**）

上欄	中欄		下欄	
名称及び員数	関係告示	名称及び員数	所有者	所有者の住所
勧修寺聖教　二千三百六十六点 附　聖教箱　二十四合	令和二年文部科学省告示第百十八号	勧修寺聖教　六十九点 附　聖教箱　二合	宗教法人勧修寺	京都府京都市山科区勧修寺仁王堂町二七―六
冷泉家歌書類 三十八巻、百四十七冊、五十三帖、十一幅	平成十五年文部科学省告示第百四号	角田川　一帖 冷泉家歌書類 三十八巻、百四十七冊、五十三帖、十一幅	公益財団法人冷泉家時雨亭文庫	京都府京都市上京区今出川通烏丸東入玄武町五九九

（**古文書の部**）

上欄	中欄		下欄	
名称及び員数	関係告示	名称及び員数	所有者	所有者の住所
細川家文書（二百六十六通）　十一巻、二十三幅、二冊、百八十通 附　文書箱　四合	平成二十五年文部科学省告示第百十三号	細川家文書（九千三百四十六通） 九十二巻、三百三十冊、五十九帖、二幅、六千八百通、十九鋪、六綴、九十枚	公益財団法人永青文庫	東京都文京区目白台一―一―一
		細川家文書（九千六百十二通） 百三巻、三百三十二冊、五十九帖、二十五幅、六千九百八十通、十九鋪、六綴、九十枚 附　文書箱　四合	公益財団法人永青文庫	東京都文京区目白台一―一―一

（歴史資料の部）

上欄	中欄	下欄
名称及び員数	名称及び員数	所有者
関係告示		所有者の住所
大津百艘船関係資料 一、文書・記録類　千百九十八点 一、高札　十三点 一、器物類　二十六点 平成三十年文部科学省告示第二百八号	大津百艘船関係資料 一、文書・記録類　一点 一、高札　二点 一、器物類　二十五点	大津市（大津市歴史博物館保管） 滋賀県大津市御陵町三―一
京都盲唖院関係資料 一、文書・記録類　千百五十三点 一、教材・教具類　百九十三点 一、典籍・教科書類　千二百五十三点 一、凸字・点字資料　二百二十一点 一、生徒作品　八十四点 一、書跡・器物類　六十四点 一、写真・映画フィルム　三十二点 平成三十年文部科学省告示第二百八号	京都盲唖院関係資料 一、文書・記録類　七十点 一、教材・教具類　三十一点 一、典籍・教科書類　二百十一点 一、凸字・点字資料　八十三点 一、生徒作品　七十五点 一、書跡・器物類　十一点 一、写真・映画フィルム　一点	京都府（京都府立盲学校・聾学校保管） 京都府京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
菅茶山関係資料 一、著述稿本類　六百四十七点 一、文書・記録類　六百三十一点 一、書画類　三百三十一点 一、書状類　九百三十九点 一、典籍類　二千七百六点 一、絵図・地図類　四十四点 一、器物類　七十一点 平成二十六年文部科学省告示第百十号	菅茶山関係資料 一、著述稿本類　三十二点 一、文書・記録類　三百十八点 一、書画類　二百六点 一、書状類　百七十一点 一、典籍類　四十点 一、器物類　百十九点	広島県（広島県立歴史博物館保管） 広島県広島市中区基町一〇―五二

○文部科学省告示第百二十一号

次の表の上欄に掲げる重要文化財の名称を、同表の下欄の名称に改める。

令和七年九月二十六日

文部科学大臣　阿部　俊子

（彫刻の部）

上欄	下欄
名称及び員数	名称及び員数
関係告示	所有者
木造四天王立像　四軀 明治四十二年内務省告示第百十六号	木造四天王立像（所在本堂）　四軀 広目天台座裏に建保五年四月等の銘がある	宗教法人円成寺 奈良県奈良市忍辱山町一二七三

（工芸品の部）

上欄	下欄
名称及び員数	名称及び員数
関係告示	所有者
刀　銘備前國長船住左衛門尉藤原朝臣則光　一口 於作州鷹取庄黒坂造 鷹取勘解由左衛門藤原朝臣泰佐打ス 長祿三年己卯十二月十三日 昭和十三年文部省告示第二百一号及び昭和三十三年文化財保護委員会告示第八号	太刀　銘備前國長船住左衛門尉藤原朝臣則光　一口 於作州鷹取庄黒坂造 鷹取勘解由左衛門尉菅原朝臣泰佐打ス之 長祿参年己卯十二月十三日	独立行政法人国立文化財機構（東京国立博物館保管） 東京都台東区上野公園一三―九

○文部科学省告示第百二十二号

次の表の上欄に掲げる重要文化財の名称及び員数を、同表の下欄の名称及び員数に改める。

令和七年九月二十六日

文部科学大臣　阿部　俊子

（絵画の部）

上欄			下欄			
名称及び員数	関係告示		名称及び員数	所有者	所有者の住所	
与謝蕪村関係資料　寺村家伝来	昭和六十二年文部省告示第七十七号		与謝蕪村関係資料（寺村家伝来）	国（文化庁保管）、個人（新宅祝賀図のみ）		
絹本著色寒林野馬図　一幅			寒林野馬図　一幅			
絹本著色四季山水図　四幅			四季山水図（明和九年）　四幅			
絹本著色山林引駒図　一幅			山林引駒図（安永七年五月）　一幅			
紙本墨画淡彩寒山拾得図　二幅			寒山拾得図（天明元年八月）　二幅			
紙本墨画淡彩寿老図　一幅			寿老図（天明二年正月）　一幅			
天明二年一月の年記がある			郭子儀図　二幅			
絹本著色郭子儀図　一幅			うち一幅は雨森章迪の賛			
絹本墨書郭子儀図賛　雨森章迪筆　一幅			万歳図　一幅			
紙本淡彩万歳図　一幅			踊図　一幅			
紙本淡彩踊図　一幅			弁慶図　一幅			
紙本墨画淡彩弁慶図　一幅			新宅祝賀図　二幅			
紙本淡彩新宅祝賀図　二幅			十一俳仙図　一幅			
紙本墨画十一俳仙図　一幅			案山子図扇面　一幅			
紙本墨画案山子図扇面　一幅			門松図扇面（天明三年正月朔日）　一幅			
紙本淡彩門松図扇面　天明三年一月の年記がある　一幅			三俳人図・寺村百池宛書状等　一幅			
紙本淡彩三俳人図及寺村百池宛書状等　一幅			銭亀図扇面（円山応挙筆、与謝蕪村賛）　一幅			
紙本淡彩銭亀図賛与謝蕪村筆　絵円山応挙筆　扇面　一幅			短冊（春雨や・青海の）　二幅			
短冊（春雨や、青海の）　二幅			句稿断簡等　一巻			
句稿断簡等　一巻			蓑虫説　一幅			
蓑虫説　一幅			二見形文台記　一幅			
二見形文台記　一幅			早野巴人書状・自筆回想書状（四十二通）　一巻			
早野巴人書状及自筆回想書状（四十二通）　一巻						

（古文書の部）

上欄			下欄			
名称及び員数	関係告示		名称及び員数	所有者	所有者の住所	
〔東妙寺弁妙法寺境内絵図　一幅 東妙寺文書（三十二通）　三巻〕	平成二年文部省告示第九十一号		〔東妙寺並妙法寺境内絵図　一幅 東妙寺文書　三十二通〕	宗教法人東妙寺	佐賀県神埼郡吉野ヶ里町田手二七二八	

公告

諸事項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続廃止

破産手続廃止及び免責許可決定

破産手続終結

免責許可決定

小規模個人再生による再生計画認可

独立行政法人家畜改良センター令和６年度財務諸表に関する公告

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第38条第３項の規定に基づき、独立行政法人家畜改良センター令和６年度財務諸表について次のとおり公告します。

令和７年９月26日

福島県西白河郡西郷村大字小田倉字小田倉原１
独立行政法人　家畜改良センター
理事長　入江　正和

貸　借　対　照　表

（令和７年３月31日）　（単位：円）

資産の部			
Ⅰ 流動資産			
現金及び預金		2,284,321,499	
未収金		648,124,244	
未収消費税等		42,115,699	
棚卸資産		104,808,265	
前払費用		9,406,689	
賞与引当金見返(注)		382,944,048	
その他の流動資産		5,559,358	
流動資産合計			3,477,279,802
Ⅱ 固定資産			
1 有形固定資産			
建物	27,534,863,579		
減価償却累計額	−20,339,994,818		
減損損失累計額	−20,312,236	7,174,556,525	
構築物	5,363,628,659		
減価償却累計額	−4,374,074,079		
減損損失累計額	−17,055,276	972,499,304	
機械及び装置	2,773,111,002		
減価償却累計額	−2,175,403,793	597,707,209	
車輌運搬具	470,816,081		
減価償却累計額	−425,921,695	44,894,386	
工具器具備品	1,245,833,068		
減価償却累計額	−995,658,398	250,174,670	
家畜	710,297,881		
減価償却累計額	−199,035,996	511,261,885	
林木		1,992,906,167	
土地		25,378,997,906	
建設仮勘定		36,847,876	
家畜仮勘定		1,244,450,309	
有形固定資産合計		38,204,296,237	
2 無形固定資産			
ソフトウェア		320,849,292	
水道施設利用権		105,295	
電話加入権		2,289,000	
無形固定資産合計		323,243,587	
3 投資その他の資産			
長期前払費用		804,551	
退職給付引当金見返(注)		5,239,102,387	
預託金		2,366,340	
投資その他の資産合計		5,242,273,278	
固定資産合計			43,769,813,102
資産合計			47,247,092,904
負債の部			
Ⅰ 流動負債			
運営費交付金債務(注)		972,104,000	
短期リース債務		26,433,559	
未払金		1,299,956,892	
契約負債		1,032,893	
前受収益		3,112,901	
預り金		23,042,480	
引当金			
賞与引当金		382,944,048	
流動負債合計			2,708,626,773

Ⅱ 固定負債				
長期リース債務		79,241,937		
資産見返負債(注)				
資産見返運営費交付金	2,074,727,978			
資産見返補助金等	175,926,594			
建設仮勘定見返運営費交付金	16,428,778			
家畜仮勘定見返運営費交付金	1,244,450,309			
建設仮勘定見返施設費	20,419,098			
固定資産見返物品受贈額	140,630,348			
固定資産見返承継受贈額	299	3,672,583,404		
引当金				
退職給付引当金		5,239,102,387		
資産除去債務		418,218,984		
固定負債合計			9,409,146,712	
負債合計				12,117,773,485
純資産の部				
Ⅰ 資本金				
政府出資金		48,157,235,281		
資本金合計			48,157,235,281	
Ⅱ 資本剰余金				
資本剰余金		10,450,570,692		
その他行政コスト累計額(注)		−24,192,427,206		
減価償却相当累計額(注)		−23,038,710,009		
減損損失相当累計額(注)		−27,607,374		
除売却差額相当累計額(注)		−1,126,109,823		
資本剰余金合計			−13,741,856,514	
Ⅲ 利益剰余金				
前中期目標期間繰越積立金(注)		11,301,298		
積立金(注)		423,850,099		
当期未処分利益		278,789,255		
（うち当期総利益	278,789,255）			
利益剰余金合計			713,940,652	
純資産合計				35,129,319,419
負債純資産合計				47,247,092,904

(注) これらは、独立行政法人固有の会計処理に伴う勘定科目であります。

行政コスト計算書

（令和６年４月１日～令和７年３月31日）　（単位：円）

Ⅰ 損益計算書上の費用		
業務費	7,234,214,919	
受託業務費	229,154,440	
一般管理費	1,316,279,411	
財務費用	2,095,749	
雑損	322,427	
臨時損失	3,275,844	
損益計算書上の費用合計		8,785,342,790
Ⅱ その他行政コスト		
減価償却相当額(注)	559,206,831	
除売却差額相当額(注)	1,058,407	
その他行政コスト合計		560,265,238
Ⅲ 行政コスト		9,345,608,028

(注) これらは、独立行政法人固有の会計処理に伴う勘定科目であります。

損益計算書

（令和６年４月１日～令和７年３月31日）　（単位：円）

Ⅰ 経常費用		
業務費		
給与及び手当	2,463,991,196	
賞与	591,296,848	
賞与引当金繰入	323,034,153	
法定福利費	608,600,675	
福利厚生費	19,135,547	
退職給付費用	303,155,823	
その他の人件費	107,627,777	
外部委託費	152,353,956	
事業用資材費	742,962,100	
支払リース料	17,667,743	
減価償却費	412,163,187	
保守・修繕費	297,417,006	
水道光熱費	212,363,772	
燃料費	93,447,360	
旅費交通費	36,136,462	
消耗品費	11,710,795	
備品費	20,231,468	
支払手数料	76,765,044	
売払原価	522,161,203	
家畜除却費	45,407,181	
家畜育成費	95,700,069	
その他	80,885,554	7,234,214,919

受託業務費			
雑給	19,907,855		
法定福利費	1,919,170		
外部委託費	11,516,440		
事業用資材費	115,016,942		
減価償却費	8,621,092		
旅費交通費	13,726,049		
消耗品費	3,676,348		
通信運搬費	9,103,806		
その他	45,666,738	229,154,440	
一般管理費			
役員報酬	40,214,646		
給与及び手当	508,498,083		
賞与	127,960,636		
賞与引当金繰入	59,909,895		
法定福利費	121,474,341		
福利厚生費	3,656,123		
退職給付費用	56,223,261		
その他の人件費	26,576,172		
外部委託費	56,741,910		
支払リース料	22,437,475		
賃借料	13,412,701		
減価償却費	49,464,841		
保守・修繕費	48,021,002		
水道光熱費	30,054,827		
燃料費	8,105,400		
旅費交通費	30,629,794		
消耗品費	27,674,691		
通信運搬費	26,733,700		
支払保険料	27,434,957		
その他	31,054,956	1,316,279,411	
財務費用（支払利息）		2,095,749	
雑損		322,427	
経常費用合計			8,782,066,946
Ⅱ　経常収益			
運営費交付金収益(注)		5,663,612,987	
施設費収益(注)		3,606,163	
補助金等収益(注)		39,314,920	
事業収益			
売払収入	1,228,398,013		
手数料収入	659,631		
その他の雑収入	2,530,827		
貸付収入	6,773,033	1,238,361,504	
受託収入			
国及び地方公共団体受託収入	36,723,307		
その他の受託収入	188,656,041	225,379,348	
資産見返運営費交付金戻入(注)		1,019,137,826	
資産見返補助金等戻入(注)		2,981,806	
固定資産見返物品受贈額戻入(注)		54,855,220	
賞与引当金見返に係る収益(注)		382,944,048	
退職給付引当金見返に係る収益(注)		359,379,084	
財務収益（受取利息）		20,571	
雑益		55,545,839	
経常収益合計			9,045,139,316
経常利益			263,072,370
Ⅲ　臨時損失			
固定資産除却損		3,266,304	
災害損失		9,540	
臨時損失合計			3,275,844
Ⅳ　臨時利益			
資産見返運営費交付金戻入(注)		3,266,284	
固定資産見返承継受贈額戻入(注)		10	
固定資産売却益		2,402,822	
受取補償金		3,604,956	
臨時利益合計			9,274,072
当期純利益			269,070,598
Ⅴ　前中期目標期間繰越積立金取崩額(注)			9,718,657
当期総利益			278,789,255

(注)　これらは、独立行政法人固有の会計処理に伴う勘定科目であります。

純　資　産　変　動　計　算　書

（令和６年４月１日～令和７年３月31日）

（単位：円）

	Ⅰ　資本金		Ⅱ　資本剰余金				
	政府出資金	資本金合計	資本剰余金	その他行政コスト累計額			資本剰余金合計
				減価償却相当累計額	減損損失相当累計額	除売却差額相当累計額	
当期首残高	48,157,235,281	48,157,235,281	9,790,144,795	－22,485,127,285	－27,607,374	－1,119,427,309	－13,842,017,173
当期変動額							
Ⅰ　資本金の当期変動額							
Ⅱ　資本剰余金の当期変動額							
固定資産の取得			660,425,897				660,425,897
固定資産の除売却				5,624,107		－6,682,514	－1,058,407
減価償却				－559,206,831			－559,206,831
Ⅲ　利益剰余金の当期変動額							
⑴　利益の処分又は損失の処理							
利益処分による積立							
⑵　その他							
当期純利益							
前中期目標期間繰越積立金取崩額							
当期変動額合計	―	―	660,425,897	－553,582,724	―	－6,682,514	100,160,659
当期末残高	48,157,235,281	48,157,235,281	10,450,570,692	－23,038,710,009	－27,607,374	－1,126,109,823	－13,741,856,514

Ⅲ　利益剰余金					純資産合計
前中期目標期間繰越積立金	積　立　金	当期未処分利益	うち当期総利益	利益剰余金合計	
21,019,955	250,052,917	173,797,182	—	444,870,054	34,760,088,162
					—
					660,425,897
					−1,058,407
					−559,206,831
	173,797,182	−173,797,182		—	—
		269,070,598	269,070,598	269,070,598	269,070,598
−9,718,657		9,718,657	9,718,657	—	—
−9,718,657	173,797,182	104,992,073	278,789,255	269,070,598	369,231,257
11,301,298	423,850,099	278,789,255	278,789,255	713,940,652	35,129,319,419

キャッシュ・フロー計算書

（令和６年４月１日～令和７年３月31日）　（単位：円）

Ⅰ　業務活動によるキャッシュ・フロー	
原材料、商品又はサービスの購入による支出	−2,068,860,382
人件費支出	−5,158,988,810
その他の業務支出	−340,770,552
消費税等の支払額	−12,229,486
運営費交付金収入	7,393,389,000
受託業務収入	222,221,900
事業収入	1,234,860,726
補助金等収入	100,540,000
その他の業務収入	30,155,981
その他の臨時収入	3,604,956
小計	1,403,923,333
利息の受取額	20,571
利息の支払額	−1,660,208
業務活動によるキャッシュ・フロー	1,402,283,696
Ⅱ　投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産・無形固定資産等の取得による支出	−1,515,225,105
有形固定資産・無形固定資産等の売却による収入	2,926,039
施設費による収入	387,683,853
投資活動によるキャッシュ・フロー	−1,124,615,213
Ⅲ　財務活動によるキャッシュ・フロー	
ファイナンス・リース債務の返済による支出	−64,621,708
財務活動によるキャッシュ・フロー	−64,621,708
Ⅳ　資金増加額	213,046,775
Ⅴ　資金期首残高	2,071,274,724
Ⅵ　資金期末残高	2,284,321,499

利益の処分に関する書類

（令和７年７月24日）　（単位：円）

Ⅰ　当期未処分利益		278,789,255
当期総利益	278,789,255	
Ⅱ　利益処分額		
積立金		278,789,255

重要な会計方針

１．運営費交付金収益の計上基準

業務達成基準を採用しております。

なお、業務の進行状況と運営費交付金の対応関係が明確である活動を除く管理部門の活動については、期間進行基準を採用しております。

２．減価償却の会計処理方法

⑴　有形固定資産（リース資産（リース料総額が300万円以上の所有権移転外ファイナンス・リース取引に限る。以下、同じ。）を除く）

定額法を採用しております。

なお、主な資産の耐用年数は以下のとおりであります。

建物	７～50年
構築物	３～60年
機械及び装置	３～８年
車輌運搬具	４～５年
工具器具備品	３～８年
家畜	４～６年

また、特定の償却資産（独立行政法人会計基準第87第１項）及び資産除去債務に対応する特定の除去費用等（独立行政法人会計基準第91）の減価償却に相当する額については、減価償却相当額として資本剰余金から控除して表示しております。

⑵　無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、耐用年数は以下のとおりであります。

ソフトウェア	５年
水道施設利用権	15年

⑶　リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価格を０とする定額法によっています。

３．賞与引当金の計上基準

役職員の賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち、当事業年度に負担すべき金額を計上しております。

なお、役職員の賞与については、運営費交付金により財源措置がなされる見込みであるため、賞与引当金と同額を賞与引当金見返として計上しております。

４．退職給付に係る引当金の計上基準及び退職給付費用の処理方法

退職一時金については、期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。このうち、運営費交付金により財源措置がなされる見込みである退職一時金については、退職給付引当金と同額を退職給付引当金見返として計上しております。

５．棚卸資産の評価基準及び評価方法

種子　市場価格等を基に算定した価格により評価

貯蔵品　最終仕入原価法

６．リース取引の処理方法

リース料総額が300万円以上のファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

リース料総額が300万円未満のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

７．消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっております。

８．キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

キャッシュ・フロー計算書における資金は、手元現金及び随時引き出し可能な預金からなっております。

９．収益及び費用の計上基準

⑴　受託研究に係る収益

受託研究に係る収益は、主に国や民間企業からの受託事業により生じた収益であり、顧客との契約に基づいてサービス等を提供する履行義務を負っております。当該履行義務は、当法人が顧客との契約における義務を履行するにつれて、顧客が便益を享受することで充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識しております。

⑵　受託研究以外の受託事業に係る収益

受託事業に係る収益は、主に施設及びシステム利用等に係る収益であり、契約等に基づいてサービス等を引き渡す義務を負っております。当該履行義務は、サービス等を引き渡す一時点において、顧客が当該サービス等に対する支配を獲得して充足されると判断し、引渡時点で収益を認識しております。

⑶　家畜等の販売に係る収益

家畜等の販売に係る収益は、主に廃用による販売収益であり、顧客との販売契約に基づいて家畜等を引き渡す履行義務を負っております。当該履行義務は、製品を引き渡す一時点において、顧客が当該製品に対する支配を獲得して充足されると判断し、引渡時点で収益を認識しております。

注記事項

１．貸借対照表関係

⑴　その他行政コスト累計額のうち、独立行政法人に対する出資を財源に取得した資産にかかる金額　－19,878,587,667円

⑵　家畜仮勘定について

家畜仮勘定とは、家畜の成畜までの期間に要した飼養経費を集計したものであります。

２．行政コスト計算書関係

⑴　独立行政法人の業務運営に関して国民の負担に帰せられるコスト

行政コスト	9,345,608,028円
自己収入等	－1,524,598,040円
機会費用	1,436,068,807円
独立行政法人の業務運営に関して国民の負担に帰せられるコスト	9,257,078,795円

⑵　機会費用の計上方法

①　政府出資等から生ずる機会費用の計算に使用した利率

10年利付国債の令和７年３月末利回りを参考に1.485％で計算しております。

②　国等との人事交流による出向職員から生ずる機会費用の計算方法

当該職員が国等に復帰後退職する際に支払われる退職金のうち、独立行政法人での勤務期間に対応する部分について、家畜改良センター職員退職手当支給規程等に定める退職給付支給基準等を参考に計算しております。

３．損益計算書関係

⑴　臨時損失について

①　固定資産除却損は、運営費交付金で取得した建物、構築物、工具器具備品、受託収入で取得した機械及び装置、工具器具備品及び国から無償譲与された機械及び装置、車両運搬具、工具器具備品の除却に係る計上額であります。

②　災害損失は、出荷した肉用牛の東京電力・福島第一原子力発電所の事故に伴う損害賠償金の請求に係る諸費用の支出に係る計上額であります。

⑵　臨時利益について

①　固定資産売却益は、運営費交付金で取得した機械及び装置、車両運搬具及び国から無償譲与された機械及び装置の売却に係る計上額であります。

②　受取補償金は、風評被害による家畜売払価格の下落補填等に係る計上額であります。

⑶　ファイナンス・リース取引について

リース費用計上額（減価償却費及び支払利息）と運営費交付金の収益化額等が一致しないことにより、ファイナンス・リース取引が損益に与える影響額は1,854,219円であり、当該影響額を除いた当期総利益は、276,935,036円であります。

４．キャッシュ・フロー計算書関係

⑴　資金の期末残高の貸借対照表上の科目

現金及び預金	2,284,321,499円
資金期末残高	2,284,321,499円

⑵　重要な非資金取引の内容

ファイナンス・リース取引による資産の取得　89,328,800円

５．退職給付関係

⑴　採用している退職給付制度の概要

当法人は、職員の退職給付に充てるため、非積立型の退職給付一時金制度及び国家公務員共済組合法の退職等年金給付制度を採用しています。非積立型の退職一時金制度では、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しており、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しています。

⑵　確定給付制度

①　簡便法を適用した退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	5,284,777,033円
退職給付費用	359,379,084円
退職給付の支払額	－405,053,730円
期末における退職給付引当金	5,239,102,387円

②　退職給付に関連する損益

簡便法で計算した退職給付費用　359,379,084円

⑶　退職等年金給付制度

当法人の退職等年金給付制度への要拠出額は、24,384,785円でした。

６．固定資産の減損関係

減損の兆候が認められた固定資産

①　減損の兆候が認められた固定資産の用途、種類、場所、帳簿価額等の概要

資産名称	用途	種類	場所	帳簿価額
土地（本所・芝原地区の一部区画）	牧草地	土地	福島県西白河郡	75,743,096円
育成車庫		建物	愛知県岡崎市	2,905,162円
育成消毒槽		建物	愛知県岡崎市	536,000円
特導シャワー室		建物	愛知県岡崎市	646,845円
特別導入地区倉庫		建物	愛知県岡崎市	462,898円
特別導入５号鶏舎（旧雄育成５号鶏舎）改修		建物	愛知県岡崎市	1,510,485円
育成管理舎		建物	愛知県岡崎市	256,000円
屋内給水設備		建物附属設備	愛知県岡崎市	102,413円
動力設備		建物附属設備	愛知県岡崎市	198,744円
ガス設備		建物附属設備	愛知県岡崎市	236,091円
特別導入地区堆肥舎		構築物	愛知県岡崎市	77,000円
特別導入地区堆肥舎（増設部分）		構築物	愛知県岡崎市	26,000円
計				82,700,734円

②　認められた減損の兆候の概要

土地（本所・芝原地区の一部区画）は、東京電力・福島第一原子力発電所の事故で放射性物質に汚染されたことにより牧草生産を一時中止しており、他の区画では計画的に除染を行うことで牧草生産を再開していますが、本件区画では除染計画が定まっておらず、牧草生産の再開の見通しが立っていないことから、減損の兆候が認められます。

土地（本所・芝原地区の一部区画）以外の上記の資産は、岡崎牧場において民間種鶏場との共同育種を行う目的で使用していましたが、一定の成果が出たことにより当該業務を終了したことから、施設の利用に備えて消毒等を実施したものの当該資産を使用していない状態が続いているため、減損の兆候が認められます。

③　減損を認識しない理由

土地（本所・芝原地区の一部区画）は、福島県のモニタリングにより利用可能とされ次第、牧草地として利用していくこととしていることから、減損を認識しておりません。

土地（本所・芝原地区の一部区画）以外の上記の資産は、長期にわたり高い産卵性を持つ鶏の改良を推進することを目的に当該施設を使用する合理的な計画があり、現にその使用目的に従った機能を有していることから、減損を認識しておりません。

７．金融商品関係

⑴　金融商品の状況に関する事項

当法人は、資金運用については短期の預貯金に限定しており、他の資金運用は行っておらず、デリバティブ取引も行っておりません。

また、建物附属設備、機械及び装置、工具器具備品の一部は、ファイナンス・リース契約により使用しております。

⑵　金融商品の時価等に関する事項

期末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額について、現金は注記を省略しており、預金、未収金及び未払金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

８．賃貸等不動産関係

当法人は、保有する不動産の一部について賃貸契約を締結しておりますが、賃貸不動産総額の重要性が乏しいため、注記を省略しております。

９．資産除去債務関係

⑴　資産除去債務の概要

当法人が所有する牛舎等の建物において、建物を除去する際に当該有形固定資産に使用されている有害物質等を石綿障害予防規則の要求による特別の方法で除去する義務を有しており、当該義務について資産除去債務を計上しております。

また、当法人は一部の土地について賃貸借契約を締結しており、当該借地上の建物等につき賃貸借契約非更新時の原状回復義務を有しておりますが、当該債務に関連する土地の賃貸借契約を更新しない予定はなく、中期計画等においても建物等の移転又は取壊しは予定されておりません。このため、資産除去債務を合理的に見積ることができず、当該資産に見合う資産除去債務は計上しておりません。

⑵　当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間は取得から７～39年と見積り、資産除去債務の金額を算定しています。

⑶　当該資産除去債務の総額の増減

資産除去債務の残高の推移は次のとおりです。

期首残高	418,218,984円
時の経過による調整額	0円
見積りの変更による増加額	0円
期末残高	418,218,984円

10．重要な債務負担行為関係

契約内容	金額	摘要
宮崎牧場種豚舎新築工事整備事業	311,989,330円	当期に契約を締結したもののうち、実際の支出の全部又は一部が翌期以降になる重要なものを記載しています。 なお、契約金額は施設整備費補助金で手当てされています。
宮崎牧場種雄豚舎改修工事	65,000,000円	

11．収益認識関係

当法人は、以下に記載する内容を除き、会計基準第86における収益に重要性が乏しいため、注記を省略しております。

⑴　収益の分解情報

当法人の一定の事業等のまとまりごとの区分は、全国的な改良の推進、飼養管理の改善等への取組、飼料作物種苗の増殖・検査、調査・研究及び講習・指導、家畜改良増殖法等に基づく事務、牛トレーサビリティ法に基づく事務及びセンターの人材・資源を活用した外部支援であり、各事業の主なサービス等の種類及び収益は、下記のとおりであります。

一定の事業等のまとまりごとの区分	主なサービス等の種類	収益
全国的な改良の推進	牛乳、枝肉、家畜等の販売	1,230,317,884円
飼養管理の改善等への取組	受託収入、枝肉、家畜等の販売	66,037,531円
飼料作物種苗の増殖・検査	受託収入、種子の販売	42,319,684円
調査・研究及び講習・指導	受託収入、家畜等の販売	89,059,996円
家畜改良増殖法等に基づく事務	―	0円
牛トレーサビリティ法に基づく事務	牛個体識別情報の提供	24,223,102円
センターの人材・資源を活用した外部支援	受託収入	15,300円
法人共通	受託収入	32,980円

⑵　収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「９．収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

独立行政法人日本貿易振興機構令和６事業年度財務諸表に関する公告

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第38条第３項の規定に基づき、独立行政法人日本貿易振興機構令和６事業年度財務諸表について次のとおり公告します。

なお、同条第４項の規定により、附属明細書その他主務省令で定める書類は、当機構のホームページ（https://www.jetro.go.jp/）で公告しております。

令和７年９月26日

東京都港区赤坂一丁目12番32号
独立行政法人日本貿易振興機構
理事長　石黒　憲彦

貸　借　対　照　表

（令和７年３月31日）

（単位：円）

資産の部		
Ⅰ　流動資産		
現金及び預金	31,000,581,800	
未収入金	2,858,960,040	
棚卸資産	17,737,055	
前渡金	480,083,094	
前払費用	448,802,225	
未収収益	5,778,003	
賞与引当金見返(注)	965,310,985	
その他の流動資産	22,889,341	
貸倒引当金	△　10,100,230	
流動資産合計		35,790,042,313

Ⅱ　固定資産			
有形固定資産			
建物	17,576,646,399		
減価償却累計額	△ 9,809,296,165	7,767,350,234	
構築物	219,066,985		
減価償却累計額	△ 171,074,120	47,992,865	
車両運搬具	401,861,717		
減価償却累計額	△ 321,695,777	80,165,940	
工具器具備品	2,426,839,566		
減価償却累計額	△ 1,567,125,434	859,714,132	
土地		29,876,552,283	
有形固定資産合計		38,631,775,454	
無形固定資産			
商標権		28,494,211	
ソフトウェア		1,605,320,933	
電話加入権		788,000	
無形固定資産合計		1,634,603,144	
投資その他の資産			
前払年金費用		2,096,781,804	
退職給付引当金見返(注)		10,291,506,602	
敷金・保証金		486,829,286	
投資その他の資産合計		12,875,117,692	
固定資産合計			53,141,496,290
資産合計			88,931,538,603
負債の部			
Ⅰ　流動負債			
運営費交付金債務(注)		22,870,736,608	
預り補助金等(注)		1,267,003,319	
預り寄附金(注)		250,000,000	
未払金		5,558,372,780	
前受金		155,973,960	
預り金		725,849,689	
前受収益		180,765,359	
引当金			
賞与引当金	965,310,985	965,310,985	
為替予約		32,929,780	
流動負債合計			32,006,942,480

Ⅱ　固定負債			
資産見返負債(注)			
資産見返運営費交付金	1,699,356,476		
資産見返補助金等	360,867,649		
資産見返寄附金	8,726,443	2,068,950,568	
長期預り寄附金(注)		58,006,119	
引当金			
退職給付引当金	10,291,506,602	10,291,506,602	
前払年金費用見返(注)		2,096,781,804	
長期未払金		806,303,608	
固定負債合計			15,321,548,701
負債合計			47,328,491,181
純資産の部			
Ⅰ　資本金			
政府出資金		44,713,614,816	
資本金合計			44,713,614,816
Ⅱ　資本剰余金			
資本剰余金		1,227,873,592	
その他行政コスト累計額(注)		△ 9,051,696,163	
減価償却相当累計額(△)		△ 8,467,326,996	
減損損失相当累計額(△)		△ 4,083,400	
承継資産に係る費用相当累計額（△）		△ 1,789,463	
除売却差額相当累計額（△）		△ 578,496,304	
資本剰余金合計			△ 7,823,822,571
Ⅲ　利益剰余金			
前中期目標期間繰越積立金(注)		2,447,194,102	
積立金		1,248,851,641	
当期未処分利益		1,050,139,214	
（うち当期総利益）		(1,050,139,214)	
利益剰余金合計			4,746,184,957
Ⅳ　評価・換算差額等			
繰延ヘッジ損益		△ 32,929,780	
評価・換算差額等合計			△ 32,929,780
純資産合計			41,603,047,422
負債純資産合計			88,931,538,603

(注)　これらは、独立行政法人固有の会計処理に伴う勘定科目である。

行　政　コ　ス　ト　計　算　書

（令和６年４月１日～令和７年３月31日）

（単位：円）

Ⅰ　損益計算書上の費用		
業務費	49,024,107,537	
一般管理費	1,889,180,813	
財務費用	5,247,978	
雑損	7,135,880	
臨時損失	22,310,038	
損益計算書上の費用合計		50,947,982,246
Ⅱ　その他行政コスト		
減価償却相当額㈱	288,276,732	
除売却差額相当額㈱	322,932	
その他行政コスト合計		288,599,664
Ⅲ　行政コスト		51,236,581,910

㈱　これらは、独立行政法人固有の会計処理に伴う勘定科目である。

損　益　計　算　書

（令和６年４月１日～令和７年３月31日）

（単位：円）

経常費用		
業務費		
役員報酬	83,991,721	
給与諸手当	14,671,118,785	
賞与引当金繰入	856,862,952	
退職給付費用	△ 1,328,424,553	
法定福利費	1,932,142,275	
業務委託費	20,427,784,651	
通信費	173,133,444	
旅費交通費	3,136,050,179	
消耗品・備品費	92,632,227	
賃借料	4,335,232,838	
情報収集費	821,757,824	
減価償却費	1,023,242,619	
貸倒引当金繰入	17,880	
その他	2,798,564,695	49,024,107,537
一般管理費		
役員報酬	72,018,138	
給与諸手当	1,002,238,515	
賞与引当金繰入	108,448,033	
退職給付費用	△ 146,971,692	
法定福利費	163,626,193	
業務委託費	332,540,880	
通信費	3,731,397	
旅費交通費	58,038,692	
消耗品・備品費	3,411,623	
減価償却費	84,851,642	
その他	207,247,392	1,889,180,813
財務費用		
支払利息	5,247,978	5,247,978
雑損		7,135,880
経常費用合計		50,925,672,208
経常収益		
運営費交付金収益㈱		34,178,150,720
業務収入		3,361,399,024
受託収入		
政府受託収入	3,125,645,300	
その他受託収入	892,165,349	4,017,810,649
補助金等収益㈱		9,683,458,904
寄附金収益㈱		112,020,195
賞与引当金見返に係る収益㈱		965,310,985
退職給付引当金見返に係る収益㈱		△ 1,502,905,285
資産見返負債戻入㈱		
資産見返運営費交付金戻入	348,687,161	
資産見返補助金等戻入	31,118,984	
資産見返寄附金戻入	5,943,925	385,750,070
財務収益		
受取利息	20,700,925	
為替差益	376,527,598	397,228,523
雑益		181,904,279
経常収益合計		51,780,128,064
経常利益		854,455,856
臨時損失		
固定資産除却損		13,899,686
ナショナルスタッフ退職給付費用㈱		8,410,352
臨時利益		
固定資産売却益		12,812,860
ナショナルスタッフ退職給付引当金見返に係る収益㈱		8,410,352
当期純利益		853,369,030
前中期目標期間繰越積立金取崩額㈱		196,770,184
当期総利益		1,050,139,214

㈱　これらは、独立行政法人固有の会計処理に伴う勘定科目である。

純資産変動計算書

（令和６年４月１日～令和７年３月31日）

	Ⅰ　資本金		Ⅱ　資本剰余金								
							その他行政コスト累計額				資本剰余金合計
	政府出資金	資本金合計	資本剰余金	運営費交付金	減資差益	前中期目標期間繰越積立金	減価償却相当累計額（△）	減損損失相当累計額（△）	承継資産に係る費用相当累計額（△）	除売却差額相当累計額（△）	
当期首残高	44,713,614,816	44,713,614,816	1,153,340,434	238,158,369	796,333,794	118,848,271	△ 8,185,185,925	△ 4,083,400	△ 1,789,463	△ 572,037,711	△ 7,609,756,065
当期変動額											
Ⅰ　資本金の当期変動額											
Ⅱ　資本剰余金の当期変動額											
固定資産の取得			74,533,158			74,533,158					74,533,158
固定資産の除売却							6,135,661			△ 6,458,593	△ 322,932
減価償却							△ 288,276,732				△ 288,276,732
Ⅲ　利益剰余金の当期変動額											
⑴　利益の処分又は損失の処理											
利益処分による積立											
⑵　その他											
当期純利益											
前中期目標期間繰越積立金取崩額											
Ⅳ　評価・換算差額等の当期変動額（純額）											
当期変動額合計	—	—	74,533,158	—	—	74,533,158	△ 282,141,071	—	—	△ 6,458,593	△ 214,066,506
当期末残高	44,713,614,816	44,713,614,816	1,227,873,592	238,158,369	796,333,794	193,381,429	△ 8,467,326,996	△ 4,083,400	△ 1,789,463	△ 578,496,304	△ 7,823,822,571

（単位：円）

Ⅲ　利益剰余金					Ⅳ　評価・換算差額等		純資産合計
前中期目標期間繰越積立金	積立金	当期未処分利益	うち当期総利益	利益剰余金合計	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
2,718,497,444	—	1,248,851,641	—	3,967,349,085	148,667,253	148,667,253	41,219,875,089

△ 74,533,158				△ 74,533,158			—
							△ 322,932
							△ 288,276,732
	1,248,851,641	△ 1,248,851,641		—			—
		853,369,030	853,369,030	853,369,030			853,369,030
△ 196,770,184		196,770,184	196,770,184	—			—
					△ 181,597,033	△ 181,597,033	△ 181,597,033
△ 271,303,342	1,248,851,641	△ 198,712,427	1,050,139,214	778,835,872	△ 181,597,033	△ 181,597,033	383,172,333
2,447,194,102	1,248,851,641	1,050,139,214	1,050,139,214	4,746,184,957	△ 32,929,780	△ 32,929,780	41,603,047,422

キャッシュ・フロー計算書

（令和６年４月１日～令和７年３月31日）

（単位：円）

Ⅰ	業務活動によるキャッシュ・フロー	
	原材料、商品又はサービスの購入による支出	△ 32,553,204,238
	人件費支出	△ 19,850,675,427
	その他の業務支出	△ 335,318,593
	運営費交付金収入	43,949,715,000
	業務収入	3,540,302,461
	受託収入	5,594,385,597
	補助金等収入	12,064,315,721
	補助金等の精算による返還金の支出	△ 2,284,658,179
	寄附金収入	244,473
	小計	10,125,106,815
	利息の受取額	15,117,449
	利息の支払額	△ 5,247,978
	業務活動によるキャッシュ・フロー	10,134,976,286
Ⅱ	投資活動によるキャッシュ・フロー	
	有形固定資産及び無形固定資産の取得による支出	△ 189,060,285
	有形固定資産及び無形固定資産の売却による収入	12,812,860
	定期預金の預入による支出	△ 19,000,000,000
	定期預金の払戻による収入	19,000,000,000
	敷金・保証金の差入による支出	△ 36,830,963
	敷金・保証金の返還による収入	34,888,992
	投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 178,189,396
Ⅲ	財務活動によるキャッシュ・フロー	
	リース債務の返済による支出	△ 683,185,321
	財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 683,185,321
Ⅳ	資金に係る換算差額	△ 10,330,340
Ⅴ	資金増加額	9,263,271,229
Ⅵ	資金期首残高	21,737,310,571
Ⅶ	資金期末残高	31,000,581,800

利益の処分に関する書類

（令和７年６月30日）

（単位：円）

Ⅰ	当期未処分利益		1,050,139,214
	当期総利益	1,050,139,214	
Ⅱ	利益処分額		
	積立金	1,050,139,214	1,050,139,214

【注記事項】
（重要な会計方針）
　改訂後の「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」（令和３年９月21日改訂）並びに「『独立行政法人会計基準』及び『独立行政法人会計基準注解』に関するＱ＆Ａ」（令和４年３月最終改訂）（以下「独立行政法人会計基準等」という。）を適用して、財務諸表等を作成しております。
１．運営費交付金収益の計上基準
　業務達成基準を採用しております。
　なお、業務の進行状況と運営費交付金の対応関係が明確である活動を除く管理部門の活動については期間進行基準を採用しております。
２．減価償却の会計処理方法
⑴　有形固定資産（リース資産を除く。）
　定額法を採用しております。
　なお、主な資産の耐用年数は以下のとおりであります。
　建物　　２～47年
　構築物　　２～36年
　車両運搬具　　３～６年
　工具器具備品　２～20年
　また、特定の償却資産（独立行政法人会計基準第87第１項）に係る減価償却に相当する額については、減価償却相当累計額として資本剰余金から控除して表示しております。
⑵　無形固定資産（リース資産を除く。）
　定額法を採用しております。
　なお、法人内利用のソフトウェアについては、法人内における利用可能期間（５年）に基づいております。
⑶　リース資産
　リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。
３．特定の承継資産（独立行政法人会計基準第87第２項）の会計処理方法
　個別法に基づく承継資産のうち、棚卸資産に係る費用相当額については、承継資産に係る費用相当累計額として資本剰余金から控除して表示しております。
４．貸倒引当金の計上基準
　債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込み額を計上しております。
５．賞与引当金の計上基準
　役職員の賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち、当事業年度に負担すべき金額を計上しております。なお、役職員の賞与については、運営費交付金により財源措置がなされる見込みであるため、賞与引当金と同額を賞与引当金見返として計上しております。
６．退職給付に係る引当金の計上基準及び退職給付費用の処理方法
　役職員の退職給付に備えるため、当該事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
　退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。
　数理計算上の差異及び過去勤務費用は、その発生年度に一括して費用処理しております。
　なお、退職一時金については、運営費交付金により財源措置がなされる見込みであるため、退職給付引当金と同額を退職給付引当金見返として計上しております。
　また、確定給付企業年金等については、運営費交付金により、掛金及び年金積立不足額に対して財源措置がなされる見込みであるため、退職給付引当金（前払年金費用）と同額を退職給付引当金見返（前払年金費用見返）として計上しております。
７．棚卸資産の評価基準及び評価方法
⑴　出版物
　移動平均法による低価法を採用しております。
⑵　貯蔵品
　個別法による原価法を採用しております。
８．収益及び費用の計上基準
⑴　受託業務に係る収益
　受託業務に係る収益は、主に国、地方公共団体又は業界団体から支出された委託費であり、受託契約等に基づいてサービス等を引き渡す義務を負っております。当該履行義務は、原則として、サービス等を引き渡した時点で履行義務が充足されると判断し、当該時点で収益を認識しております。なお、契約期間が複数年度にわたる場合においては、仕様書で定められた業務の進捗に応じた報告書などの納入物を提出した時点で、各年度にて収益を認識しております。
⑵　有償定型サービスに係る収益
　有償定型サービスに係る収益は、主に有償セミナー、有償調査サービス事業に係る収益であり、顧客との契約に基づいて有償定型サービスを提供する履行義務を負っております。当該履行義務は、当サービスを引き渡す一時点において、顧客が当該サービスに対する支配を獲得して充足されると判断し、引渡時点で収益を認識しております。
⑶　年間有償パッケージに係る収益
　年間有償パッケージに係る収益は、主に当法人の年会費による収益であり、顧客との契約に基づいてサービスを引き渡す履行義務を負っております。会費の期間に亘り履行義務が発生するため、期間に基づき収益を一定の期間にわたり認識しております。
９．外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準
　外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
10．ヘッジ会計の方法
⑴　ヘッジ会計の方法
　繰延ヘッジ処理を採用しております。ただし、為替予約について、振当処理の要件を満たす場合は振当処理を行っております。
⑵　ヘッジ手段とヘッジ対象
　ヘッジ手段・・・為替予約取引
　ヘッジ対象・・・外貨建予定取引
⑶　ヘッジ方針
　将来の外貨建取引に対して、為替相場の変動によるリスクをヘッジする目的で行っております。
⑷　ヘッジ有効性評価の方法
　為替予約取引について、取引全てが将来の外貨建取引に基づくものであり、実行の可能性が極めて高いため、有効性の評価は省略しております。
11．リース取引の処理方法
　リース料総額が300万円以上のファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
　リース料総額が300万円未満のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
12．消費税等の会計処理
　消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。

（貸借対照表関係）

その他行政コスト累計額のうち、出資を財源に取得した資産に係る金額	8,810,015,875円
前受金及び前受収益のうち、契約負債に係る金額	218,003,819円

（行政コスト計算書関係）

１．独立行政法人の業務運営に関して国民の負担に帰せられるコスト

行政コスト	51,236,581,910円
自己収入等	△ 8,069,739,779円
機会費用	682,224,317円
独立行政法人の業務運営に関して国民の負担に帰せられるコスト	43,849,066,448円

２．機会費用の計上方法

⑴　国又は地方公共団体の財産の無償又は減額された使用料による貸借取引から生ずる機会費用の計算方法

近隣の地代や賃貸料等を参考に計算しております。

⑵　政府出資等から生ずる機会費用の計算に使用した利率

10年利付国債の令和７年３月末利回りを参考に1.485％で計算しております。

⑶　国又は地方公共団体との人事交流による出向職員から生ずる機会費用の計算方法

当該職員が国又は地方公共団体に復帰後退職する際に支払われる退職金のうち、独立行政法人での勤務期間に対応する部分について、内部規程に定める退職給付支給基準等を参考に計算しております。

（損益計算書関係）

ファイナンス・リース取引が損益に与える影響額は、△468,745円であり、当該影響額を除いた当期総利益は1,049,670,469円であります。

（キャッシュ・フロー計算書関係）

資金の期末残高の貸借対照表科目別の内訳

現金及び預金勘定	31,000,581,800円
期末資金残高	31,000,581,800円

（退職給付関係）

１．採用している退職給付制度の概要

当機構は役職員への退職給付に充てるため、積立型、非積立型の確定給付制度及び確定拠出制度を採用しております。

退職一時金制度（非積立型制度）では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しております。

確定給付企業年金制度（積立型制度）では、経済産業関係法人企業年金基金にて運用し、給与と勤務期間に基づいた一時金又は年金を支給しております。

２．確定給付制度

⑴　退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務	17,697,853,952円
勤務費用	744,357,429円
利息費用	64,406,111円
数理計算上の差異の当期発生額	△ 1,686,163,640円
役員退職手当引当金繰入額	7,571,200円
ＮＳ退職手当引当金繰入額	4,933,836円
退職給付の支払額	△ 670,685,831円
過去勤務費用の当期発生額	△ 755,844,608円
制度加入者からの拠出額	35,829,480円
期末における退職給付債務	15,442,257,929円

⑵　年金資産の期首残高と期末残高の調整表

期首における年金資産	7,377,546,459円
期待運用収益	73,775,465円
数理計算上の差異の当期発生額	△ 200,020,204円
事業主からの拠出額	242,506,764円
退職給付の支払額	△ 282,104,833円
制度加入者からの拠出額	35,829,480円
期末における年金資産	7,247,533,131円

⑶　退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	5,150,751,327円
年金資産	△ 7,247,533,131円
積立型制度の未積立退職給付債務	△ 2,096,781,804円
非積立型制度の未積立退職給付債務	10,291,506,602円
小計	8,194,724,798円
未認識数理計算上の差異	0円
未認識過去勤務費用	0円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	8,194,724,798円
退職給付引当金	10,291,506,602円
前払年金費用	△ 2,096,781,804円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	8,194,724,798円

⑷　退職給付に関連する損益

勤務費用	744,357,429円
利息費用	64,406,111円
期待運用収益	△ 73,775,465円
数理計算上の差異の当期の費用処理額	△ 1,486,143,436円
役員退職手当引当金繰入額	7,571,200円
ＮＳ退職手当引当金繰入額	4,933,836円
過去勤務費用の当期の費用処理額	△ 755,844,608円
臨時に支払った割増退職金	0円
合　計	△ 1,494,494,933円

⑸　年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

債券	47％
株式	41％
保険資産	４％
その他	８％
合　計	100％

⑹　長期期待運用収益率の設定方法に関する記載

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

⑺　数理計算上の計算基礎に関する事項

期末における主要な数理計算上の計算基礎

割引率

退職一時金制度　1.649％

確定給付企業年金制度　1.800％

長期期待運用収益率　1.000％

３．確定拠出制度

当機構の確定拠出制度への要拠出額は27,509,040円であります。

（減損会計関係）

１．減損の兆候

⑴　減損の兆候が認められた固定資産の概要

用　途	種　類	場　所	帳簿金額	兆候の概要
職員住宅	建物	神奈川県横浜市	38,830,489円	職員住宅の使用状況が50％を下回っているため。

⑵　減損の兆候はあるが、減損の認識には至らなかった理由

該当する職員住宅は、今後も使用する計画があり継続的に営繕も行っているため、減損の認識には至りませんでした。

（金融商品関係）

１．金融商品の状況に関する事項

当機構の資金運用は、国債等の取得並びに預金等独立行政法人通則法第47条各号に定める限定された方法による方針です。また、資金調達は、独立行政法人通則法第45条の規定により、中期計画に定めた限度額の範囲内で金融機関等からの短期借入金とする方針です。

未収債権等に係る顧客等の信用リスクは、当機構の債権等管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、有価証券は保有しておりません。

２．金融商品の時価等に関する事項

期末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、現金は注記から省略しており、預金、未収入金及び未払金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

（単位：円）

	貸借対照表計上額	時　価	差　額
敷金・保証金	486,829,286	456,697,612	△　30,131,674

（注１）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：同一の資産または負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル２の時価：レベル１のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

資　産

敷金・保証金

敷金・保証金の時価は、将来キャッシュ・フローを国債の利回り等の適切な指標で割り引いた現在価値により算定しており、レベル２の時価に分類しております。

（資産除去債務関係）

契約において原状回復が義務となる不動産賃借物件を有しておりますが、当該債務に関連する賃借資産の移転等の時期が未定であり、使用期間が明確でないことから、資産除去債務を合理的に見積もることが出来ないため、当該債務に見合う資産除去債務を計上しておりません。

（重要な債務負担行為）

該当する事項はありません。

（重要な後発事象）

該当する事項はありません。

（収益認識）

当法人は、以下に記載する内容を除き、会計基準第86における収益に重要性が乏しいため、注記を省略しております。

⑴　収益の分解情報

当法人の収益の分解情報は下記の通りです。

（単位：百万円）

	資本・技術・人材が国内外で循環するエコシステムの形成・強化	農林水産物・食品の世界市場展開の促進	中堅・中小企業など日本企業の海外展開支援	日本企業の海外展開・通商政策における共通課題等への対応	計	法人共通	合　計
受託契約に係る収益	1,263	1,307	208	1,240	4,018	—	4,018
有償定型サービスに係る収益	313	347	507	748	1,915	—	1,915
年間有償パッケージに係る収益	—	—	—	334	334	—	334
顧客との契約から生じる収益	1,576	1,654	715	2,322	6,267	—	6,267
その他の収益	12,440	7,278	11,061	12,882	43,661	1,852	45,513
計	14,016	8,932	11,776	15,204	49,928	1,852	51,780

⑵　収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

⑶　当該事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

当該事業年度末における残存履行義務に配分された取引価格の総額は、218百万円であり、当法人は、当該残存履行義務について、履行義務の充足につれて2025年から2026年までの間で収益を認識することを見込んでいます。

国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所令和６事業年度財務諸表に関する公告

令和７年９月26日

東京都三鷹市新川６丁目38番１号
国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所
理事長　庄司　るり

貸　借　対　照　表

（令和７年３月31日現在）

（単位：円）

資産の部			
Ⅰ．流動資産			
現金及び預金		3,061,524,884	
研究成果等収入未収金		1,806,055,051	
棚卸資産		113,637,152	
前渡金		15,029,808	
前払費用		1,569,468	
賞与引当金見返㈱		307,875,931	
立替金		70,105	
流動資産合計			5,305,762,399
Ⅱ．固定資産			
１．有形固定資産			
建物	9,718,670,753		
減価償却累計額	△ 5,790,354,829	3,928,315,924	
構築物	7,898,258,131		
減価償却累計額	△ 6,482,916,895	1,415,341,236	
機械及び装置	4,452,933,754		
減価償却累計額	△ 3,983,659,883	469,273,871	
船舶及び航空機	395,047,126		
減価償却累計額	△ 394,857,839	189,287	
車両運搬具	41,062,017		
減価償却累計額	△ 40,225,016	837,001	
工具器具備品	6,594,143,615		
減価償却累計額	△ 5,532,421,214	1,061,722,401	
土地		36,678,725,690	
建設仮勘定		112,728,131	
有形固定資産合計		43,667,133,541	
２．無形固定資産			
特許権		28,103,739	
著作権		549,113	
ソフトウェア		124,837,375	
電話加入権		126,000	
工業所有権仮勘定		39,545,802	
その他		77,451	
無形固定資産合計		193,239,480	
３．投資その他の資産			
長期前払費用		8,085	
預託金		30,420	
開発委託金回収債権㈱		105,700,045	
退職給付引当金見返㈱		2,653,295,668	
投資その他の資産合計		2,759,034,218	
固定資産合計			46,619,407,239
資産合計			51,925,169,638
負債の部			
Ⅰ．流動負債			
運営費交付金債務㈱		697,283,597	
棚卸資産見返運営費交付金㈱		6,955,000	
預り寄付金㈱		16,721,706	
未払金		2,428,270,641	
未払費用		37,656,045	
未払消費税等		12,605,100	
短期リース債務		102,705,480	
前受金		643,459,673	
預り金		112,266,610	
賞与引当金		307,875,931	
仮受金		58,130	
流動負債合計			4,365,857,913

Ⅱ．固定負債			
長期リース債務		85,258,440	
資産見返負債㈱			
固定資産見返運営費交付金	876,552,402		
固定資産見返補助金等	1		
固定資産見返寄付金	41,295,329		
固定資産見返物品受贈額	16,049,968		
固定資産見返承継受贈額	120		
建設仮勘定見返施設費	112,728,131		
建設仮勘定見返運営費交付金	36,625,667	1,083,251,618	
退職給付引当金		2,653,295,668	
固定負債合計			3,821,805,726
負債合計			8,187,663,639
純資産の部			
Ⅰ．資本金			
政府出資金		51,603,903,404	
資本金合計			51,603,903,404
Ⅱ．資本剰余金			
資本剰余金		7,273,465,972	
その他行政コスト累計額㈱			
減価償却相当累計額（△）	△ 14,434,431,817		
減損損失相当累計額（△）	△ 264,500		
除売却差額相当累計額（△）	△ 1,584,356,081	△ 16,019,052,398	
資本剰余金合計			△ 8,745,586,426
Ⅲ．利益剰余金			
前中長期目標期間繰越積立金㈱		378,784,079	
積立金		285,068,879	
当期未処分利益		215,336,063	
（うち当期総利益）		（ 215,336,063）	
利益剰余金合計			879,189,021
純資産合計			43,737,505,999
負債・純資産合計			51,925,169,638

㈱　これらは独立行政法人固有の会計処理に伴う勘定科目です。

その他行政コスト累計額に係る注記
出資を財源に取得した資産に係る金額　11,680,735,335円

行 政 コ ス ト 計 算 書

（令和６年４月１日～令和７年３月31日）

（単位：円）

Ⅰ　損益計算書上の費用		
研究業務費	8,250,801,373	
一般管理費	1,046,233,689	
雑損	20,484	
臨時損失	30,372,567	
損益計算書上の費用合計		9,327,428,113
Ⅱ　その他行政コスト		
減価償却相当額㈱	357,125,270	
除売却差額相当額㈱	425,696	
その他行政コスト合計		357,550,966
Ⅲ　行政コスト		9,684,979,079

㈱　これらは、独立行政法人固有の会計処理に伴う勘定科目です。

【注記】

１．独立行政法人の業務運営に関して国民の負担に帰せられるコスト

行政コスト		9,684,979,079
（控除）自己収入等		
受託収入	△ 3,453,092,680	
寄附金収益	△ 5,406,893	
資産見返寄附金戻入	△ 26,644,295	
事業収入	△ 111,015,723	
雑益	△ 51,499,236	
保険金収入	△ 65,034,461	
前期損益修正益	△ 26,770,000	△ 3,739,463,288
機会費用		
国又は地方公共団体財産の無償又は減額された使用料による貸借取引の機会費用	182,304,201	
政府出資又は地方公共団体出資等の機会費用	639,603,753	
人事交流による出向職員から生ずる機会費用	77,989,217	899,897,171
独立行政法人の業務運営に関して国民の負担に帰せられるコスト		6,845,412,962

２．行政コスト計算書における機会費用の計上方法

⑴　国又は地方公共団体財産の無償又は減額された使用料による貸借取引の機会費用の計算方法

①　国有財産貸付料の算定方法や近隣の賃借料を参考に計算しております。

②　無償貸付を受けている研究用機器等の物品については、減価償却費相当額を計上しております。

⑵　政府出資等の機会費用の計算方法

10年利付国債の令和７年３月末利回りを参考に1.485％で計算しております。

⑶　国又は地方公共団体との人事交流による出向職員から生ずる機会費用の計算方法

当該職員が国又は地方公共団体に復帰後退職する際に支払われる退職手当のうち、当研究所の勤務期間に対応する部分について、規程に定める退職手当支給基準等を参考に計算しております。

損　益　計　算　書

（令和６年４月１日～令和７年３月31日）

（単位：円）

経常費用			
研究業務費			
給与・賞与及び手当	2,239,089,658		
賞与引当金繰入	243,521,884		
法定福利費・福利厚生費	455,428,508		
退職給付費用	119,233,695		
その他人件費	487,134,735		
外部委託費	1,778,221,543		
研究材料費	130,333,270		
支払リース料	9,318,473		
賃借料	11,371,597		
減価償却費	809,490,328		
保守・修繕費	835,934,317		
水道光熱費	172,385,777		
旅費交通費	152,066,987		
備品・消耗品費	209,658,779		
諸謝金	14,906,119		
支払手数料	41,157,555		
その他	541,548,148	8,250,801,373	
一般管理費			
役員報酬	101,314,959		
給与・賞与及び手当	519,134,748		
賞与引当金繰入	64,354,047		
法定福利費・福利厚生費	119,144,446		
退職給付費用	34,908,376		
その他人件費	35,970,491		
外部委託費	20,523,179		
支払リース料	524,280		
賃借料	1,313,640		
減価償却費	15,180,806		
保守・修繕費	19,362,188		
水道光熱費	1,398,062		
旅費交通費	6,110,214		
備品・消耗品費	8,797,498		
諸謝金	793,600		
支払手数料	2,361,452		
その他	95,041,703	1,046,233,689	
雑損		20,484	
経常費用合計			9,297,055,546
経常収益			
運営費交付金収益㈱		4,403,412,976	
事業収益			
手数料収入	86,991,756		
その他事業収入	24,023,967	111,015,723	
受託収入			
受託研究収入	2,167,070,248		
その他受託収入	1,286,022,432	3,453,092,680	
寄附金収益㈱		5,406,893	
補助金等収益㈱		2,430,436	
施設費収益㈱		377,741,602	
資産見返負債戻入㈱			
固定資産見返負債戻入		323,090,925	
物品受贈益		11,124,615	
賞与引当金見返に係る収益㈱		307,875,931	
退職給付引当金見返に係る収益㈱		130,913,086	
雑益		93,973,524	
保険金収入		65,034,461	
経常収益合計			9,285,112,852
経常損失			11,942,694
臨時損失			
固定資産除却損		3,602,567	
前期損益修正損		26,770,000	
臨時損失合計			30,372,567
臨時利益			
前期損益修正益		26,770,000	
資産見返負債戻入㈱		16	
臨時利益合計			26,770,016
当期純損失			15,545,245
前中長期目標期間繰越積立金取崩額㈱			230,881,308
当期総利益			215,336,063

㈱　これらは独立行政法人固有の会計処理に伴う勘定科目です。

純資産変動計算書

（令和６年４月１日～令和７年３月31日）

	Ⅰ　資本金	Ⅱ　資本剰余金									
		資本剰余金						その他行政コスト累計額			資本剰余金合計
	政府出資金	無償譲与	運営費交付金	施設整備補助金	目的積立金	その他	計	減価償却相当累計額（△）	減損損失相当累計額（△）	除売却差額相当累計額（△）	
当期首残高	52,376,155,664	299,000	—	6,033,486,819	9,296,700	220,566,286	6,263,648,805	△14,159,871,877	△15,579,264	△1,540,302,551	△9,452,104,887
当期変動額											
Ⅰ　資本金の当期変動額											
不要財産に係る国庫納付等による減資	△772,252,260										
Ⅱ　資本剰余金の当期変動額											
固定資産の取得	—	—	—	1,009,817,167	—	—	1,009,817,167	—	—	—	1,009,817,167
固定資産の除売却	—	—	—	—	—	—	—	82,565,330	15,314,764	△98,305,790	△425,696
減価償却	—	—	—	—	—	—	—	△357,125,270	—	—	△357,125,270
不要財産に係る国庫納付等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	54,252,260	54,252,260
Ⅲ　利益剰余金の当期変動額											
(1)　利益の処分又は損失の処理											
利益処分による積立	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
(2)　その他											
当期純利益	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
前中長期目標期間繰越積立金取崩額	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
当期変動額合計	△772,252,260	—	—	1,009,817,167	—	—	1,009,817,167	△274,559,940	15,314,764	△44,053,530	706,518,461
当期末残高	51,603,903,404	299,000	—	7,043,303,986	9,296,700	220,566,286	7,273,465,972	△14,434,431,817	△264,500	△1,584,356,081	△8,745,586,426

（単位：円）

Ⅲ　利益剰余金					純資産合計
前中期目標期間繰越積立金	積立金	当期未処分利益	（うち当期総利益）	利益剰余金合計	
609,665,387	—	285,068,879	285,068,879	894,734,266	43,818,785,043
					△772,252,260
—	—	—	—	—	1,009,817,167
—	—	—	—	—	△425,696
—	—	—	—	—	△357,125,270
—	—	—	—	—	54,252,260
—	285,068,879	△285,068,879	△285,068,879	—	—
—	—	△15,545,245	△15,545,245	△15,545,245	△15,545,245
△230,881,308	—	230,881,308	230,881,308	—	—
△230,881,308	285,068,879	△69,732,816	△69,732,816	△15,545,245	△81,279,044
378,784,079	285,068,879	215,336,063	215,336,063	879,189,021	43,737,505,999

キャッシュ・フロー計算書

（令和６年４月１日～令和７年３月31日）

（単位：円）

Ⅰ	業務活動によるキャッシュ・フロー	
	原材料、商品またはサービスの購入による支出	△ 2,072,608,980
	人件費支出	△ 4,459,066,501
	その他の業務支出	△ 2,290,993,265
	運営費交付金収入	5,529,559,000
	受託収入	3,756,894,480
	その他の収入	300,253,895
	小計	764,038,629
	保険金の収入	65,034,461
	業務活動によるキャッシュ・フロー	829,073,090
Ⅱ	投資活動によるキャッシュ・フロー	
	有形固定資産の取得による支出	△ 566,184,924
	無形固定資産の取得による支出	△ 84,892,065
	施設費による収入	533,281,500
	開発委託金回収債権の回収による収入	474,054,254
	投資活動によるキャッシュ・フロー	356,258,765
Ⅲ	財務活動によるキャッシュ・フロー	
	リース債務の返済による支出	△ 102,705,480
	財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 102,705,480
Ⅳ	資金増加額	1,082,626,375
Ⅴ	資金期首残高	1,978,898,509
Ⅵ	資金期末残高	3,061,524,884

【注記】　1　資金の期末残高の貸借対照表科目別の内訳

資金期末残高	3,061,524,884円
現金及び預金勘定	3,061,524,884円

2　重要な非資金取引

・現物寄附による資産の取得	10,439,100円
・現物寄附による少額資産等の取得	11,124,615円
・ファイナンス・リースによる資産の取得	51,980,400円
・不要財産の現物による国庫納付による資産の減少	772,252,260円

利益の処分に関する書類

（令和７年７月４日）

（単位：円）

Ⅰ	当期未処分利益		215,336,063
	当期総利益	215,336,063	
Ⅱ	利益処分額		215,336,063
	積立金	215,336,063	

［重要な会計方針］

１．運営費交付金収益の計上基準

業務達成基準を採用しております。

なお、業務の進行状況と運営費交付金の対応関係が明確である活動を除く管理部門の活動については、期間進行基準を採用しております。

２．減価償却の会計処理方法

⑴　有形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な資産の耐用年数は以下のとおりであります。

建物	２～50年
構築物	２～55年
機械及び装置	２～17年
船舶及び航空機	７年
車両運搬具	３～５年
工具器具備品	２～15年

また、特定の償却資産（独立行政法人会計基準第87第１項）に係る減価償却に相当する額については、減価償却相当累計額として資本剰余金から控除して表示しております。

⑵　無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な資産の耐用年数は以下のとおりであります。

著作権	50年
特許権	８年
ソフトウェア	５年

３．賞与引当金の計上基準

役職員の賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち、当事業年度に負担すべき金額を計上しております。なお、役職員の賞与については、運営費交付金により財源措置がなされる見込みであるため、賞与引当金と同額を賞与引当金見返として計上しております。

４．退職給付に係る引当金の計上基準

退職一時金については、期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。なお、退職一時金については、運営費交付金により財源措置がなされる見込みであるため、退職給付引当金と同額を退職給付引当金見返として計上しております。

５．収益及び費用の計上基準

受託研究に係る収益は、主に政府又は民間企業から支出された委託費であり、当法人は委託契約等に基づいてサービス等を引き渡す義務を負っております。

当該履行義務は、サービス等を引き渡す一時点において、顧客が当該サービス等に対する支配を獲得して充足されると判断し、引渡時点で収益を認識しております。

６．棚卸資産の評価基準及び評価方法

未成受託研究支出金については、個別法による低価法を採用しております。

貯蔵品については、総平均法による低価法を採用しております。

７．リース取引の処理方法

リース料総額が300万円以上のファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

リース料総額が300万円未満のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

８．消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、財源が資本の部を構成する固定資産に係る控除対象外消費税等は、資産の取得原価に算入しております。

９．固有の表示科目について

開発委託金回収債権

革新的社会資本整備研究開発推進事業などにおいて、企業等に委託し支出した金額です。

［収益認識に関する注記］

当法人は、以下に記載する内容を除き、会計基準第86における収益に重要性が乏しいため、注記を省略しております。

１．収益の分解情報

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりです。

	船舶に係る技術及びこれを活用した海洋の利用等に係る技術分野	港湾、航路、海岸及び飛行場等に係る技術分野	電子航法分野	合　　計
受託収入	1,191,909,147円	2,075,918,967円	185,264,566円	3,453,092,680円
内訳				
受託研究収入	129,154,330円	1,954,361,000円	83,554,918円	2,167,070,248円
その他受託収入	1,062,754,817円	121,557,967円	101,709,648円	1,286,022,432円

２．収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針」の「収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

３．契約資産及び契約負債の残高等

前受金のうち契約負債の残高は、634,460,628円です。

［金融商品の時価等に関する注記］

１．金融商品の状況に関する事項

当法人は、資金運用については短期的な預金に限定しております。

２．金融商品の時価等に関する事項

現金は注記を省略しており、預金、研究成果等収入未収金、及び未払金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

［退職給付に係る注記］

１．採用している退職給付制度の概要

当法人は、職員の退職給付に充てるため、非積立型の退職一時金制度及び国家公務員共済組合法の退職等年金給付制度を採用しております。

非積立型の退職一時金制度では、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しており、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

２．確定給付制度

(イ)　簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	2,788,612,578
退職給付費用	176,038,145
退職給付の支払額	311,355,055
期末における退職給付引当金	2,653,295,668

(ロ)　退職給付に関連する損益

簡便法で計算した退職給付費用	176,038,145

［重要な債務負担行為］

当該会計年度に契約締結を完了させましたが、実際の支出が翌期以降になる債務負担行為のうち、重要なものは以下のとおりです。

協調群制御用航行型ＡＵＶ設計・製作　434,390,000円

発動機（ビーチクラフト式Ｂ300型用）１台の購入　151,360,843円

［不要財産に係る国庫納付等］

（単位：円）

①資産種類		土地、建物、構築物
②資産名称		海上技術安全研究所旧大阪支所
③帳簿価額	(1)取得価額	772,252,260
	(2)減価償却	53,907,744
	(3)帳簿価額	718,344,516
④不要財産となった理由		大阪支所の土地、建物等は、関西における船舶技術の向上を目指して試験研究を行ってきた財産である。 平成22年12月７日に閣議決定された「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」において、独立行政法人海上技術安全研究所（現：海上・港湾・航空技術研究所）の大阪支所について、[三鷹本所への統合による廃止又は中小企業等の活用が見込まれる実験施設の自治体等への移管を検討する。]と記載された。 上記決定を受け、平成26年３月27日の理事会において、大阪支所の機能を三鷹本所に移転することに伴い同支所を廃止することを決定し、今後使用する見込みがない財産として承認されたものである。
⑤国庫納付等の方法		現物納付
⑥国庫納付等の額 納付等年月日	国庫納付額	772,252,260
	納付年月日	令和７年１月31日
⑦減資額		772,252,260

会社その他の公告

解散公告

当社は、令和七年八月二十五日株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月二十六日

北海道中川郡幕別町字中里二七七番地の四

株式会社フジイファーム

代表清算人　藤井しのぶ

解散公告

当社は、令和七年九月十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月二十六日

札幌市豊平区月寒東二条十九丁目一二番二〇号

株式会社ツインターフ

代表清算人　関谷　幸子

解散公告

当社は、令和七年九月十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月二十六日

札幌市豊平区月寒東四条十六丁目四番二五号

株式会社森岡建設興業

代表清算人　佐々木勇輔

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月二十六日

岩手県奥州市前沢あすか通三丁目三番地三

有限会社コンサルティングオフィス

清算人　千葉　昌平

解散公告

当社は、令和七年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月二十六日

宮城県大崎市鳴子温泉字新屋敷八〇番地の二

有限会社綜合衣料秋田屋

清算人　八鍬　利恵

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月二十六日

秋田市横森五丁目一九番二四号サンパレス長谷川一号

株式会社切文字や

代表清算人　長谷川博樹

解散公告

当社は、令和七年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月二十六日

山形県長井市白兎一五二八番地

株式会社白斗機械

代表清算人　佐藤　衛一

解散公告

当社は、令和七年七月二十三日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月二十六日

山形県酒田市幸町一丁目六番六号

株式会社水産資源再生機構

代表清算人　林　浩一郎

解散公告

当社は、令和七年九月八日に解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月二十六日

福島県石川郡石川町字下泉一二八番地の二

株式会社芽吹

代表清算人　三瓶　礼子

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月二十六日

茨城県古河市恩名一一八三番地の一

有限会社田村畳店

清算人　田村　航太

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月二十六日

茨城県古河市原町一六番二八号

有限会社三栄商事

清算人　渡邊　栄三

解散公告

当社は、令和七年八月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月二十六日

栃木県宇都宮市雀の宮二丁目七番一三号

チサンマンション三〇四

Ｗｏｒｅｍ合同会社

代表清算人　深澤　航太

解散公告

当社は、令和七年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月二十六日

群馬県高崎市浜尻町六八一番地五

有限会社マツオカ・デンタル・ポーセレン・ラボ

清算人　松岡　恭悦

解散公告

当社は、令和七年九月五日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月二十六日

埼玉県加須市北下新井一五九番地一

合同会社Ｎｏｅｌ

清算人　小河原隆行

解散公告

当社は、令和七年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月二十六日

千葉県木更津市中央二丁目二番一号

有限会社川慶酒店

清算人　吉田　弘

解散公告

当社は、令和七年九月十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月二十六日

千葉県我孫子市高野山三一四番地の一二

株式会社応用数理研究所

代表清算人　佐々木俊久

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月二十六日

千葉県浦安市鉄鋼通り三丁目五番二号

株式会社髙木商店

代表清算人　髙木　宏忠

解散公告

当社は、株主総会の決議により令和七年三月三十一日解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月二十六日

東京都板橋区双葉町七番一四号

株式会社ＫＹマネジメント

代表清算人　矢島　謙一

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月二十六日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京共同会計事務所内

合同会社ファンファーレ

清算人　内山隆太郎

解散公告

当社は、令和七年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月二十六日

東京都世田谷区北烏山六丁目一一番三―一四〇九号

株式会社ＡＫＩ

代表清算人　橋冨　晶子

解散公告

当社は、令和七年八月三十一日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月二十六日

東京都大田区蒲田四丁目三一番三号

株式会社ロイヤルウエスト

代表清算人　西宮　秀幸

解散公告

当社は、株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月二十六日

東京都港区南青山三丁目一番三六号青山丸竹ビル六Ｆ

株式会社ＭＩＴＳＵＧＵ

代表清算人　須崎　天馬

解散公告

当社は、令和七年八月三十一日付の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月二十六日

東京都府中市晴見町二丁目一九番地の一

シュロス府中パークアリーナ二〇六

株式会社フューチャープランニング

代表清算人　百束　真

解散公告

当法人は、令和七年六月二十九日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月二十六日

東京都世田谷区赤堤二丁目四四番三号

特定非営利活動法人朝方の帆船ひのでまる

清算人　藤岡　正統

解散公告

当社は、令和七年九月一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月二十六日

東京都港区東麻布二丁目二二番一〇号メゾン東麻布三〇二号室

Ａｓｉａ　ｉｎｖｅｓｔｍｅｎｔ株式会社

代表清算人　陳　磊

解散公告

当社は、令和七年九月五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月二十六日

東京都千代田区神田多町二丁目三番五号

株式会社ウエルズインターナショナル

代表清算人　正木　健司

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月二十六日

東京都千代田区九段北二丁目三番三二号

中原有限会社

清算人　濵川　俊

解散公告

当社は、令和七年九月十六日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月二十六日

東京都港区赤坂七丁目六番一五号

合同会社トレック・プルート

清算人　下田　興一

解散公告

当社は、令和七年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月二十六日

東京都大田区大森本町一丁目八番一〇―二二〇四号

イデビ株式会社

代表清算人　陳　瑋健

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月二十六日

東京都港区虎ノ門二丁目六番一号虎ノ門ヒルズステーションタワー

合同会社ロータスリーシング

清算人　赤津　忠祐

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月二十六日

東京都港区虎ノ門二丁目六番一号虎ノ門ヒルズステーションタワー

特定目的会社ロータスプロパティーズ

代表清算人　赤津　忠祐

解散公告

当社は、令和七年八月二十九日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月二十六日

東京都新宿区新宿二丁目五番一〇号

イーツアー株式会社

代表清算人　伊藤　友一

解散公告

当社は、令和七年九月二十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月二十六日

東京都港区白金一丁目二五番一八―六〇一号

株式会社ＴＣＫ

代表清算人　髙見　昌之

解散公告

当社は、令和七年三月二十八日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月二十六日

東京都小金井市貫井北町一丁目一四番五号

合同会社ふるきゃら

代表清算人　安田研二郎

解散公告

当社は、令和七年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月二十六日

東京都新宿区新宿二丁目一六番一二号

株式会社トランスシステムズ

代表清算人　齊藤　哲夫

解散公告

当社は解散したので当社に債権を有する方は本公告掲載の翌日から二箇月以内に申出下さい。右期間内に申出がない時は清算から除斥します。

令和七年九月二十六日

東京都荒川区西日暮里六丁目三七番一号Ｂ

ＩＺｃｏｍｆｏｒｔ西日暮里一Ｆ―九号室

株式会社明和塾

清算人　王　瀚漠

解散公告

当社は、令和七年八月三十日会社法第三一九条第一項に基づく議決権を行使することができる株主全員の書面による同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月二十六日

東京都江戸川区新堀二丁目一五番地三

株式会社カワダネジ

代表清算人　浅沼　雅人

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日、株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月二十六日

神奈川県大和市下鶴間二九五四番地九

株式会社ヲンク

代表清算人　金子　晃輝

解散公告

当社は、令和七年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月二十六日

横浜市磯子区東町一五番三一―八〇五号

株式会社大久保組

代表清算人　大久保武宏

解散公告

当社は、令和七年九月二十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月二十六日

横浜市港北区大豆戸町九三一番地一

グリーンコーポ大倉山Ａ棟三〇五

株式会社筑紫

代表清算人　吉田　順一

解散公告

当社は解散したので当社に債権を有する方は本公告掲載の翌日から二箇月以内に申出下さい。右期間内に申出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月二十六日

神奈川県足柄下郡湯河原町吉浜一八四七番二七　合同会社伊豆おかっぱりだいちゃん

清算人　中島　里香

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月二十六日

神奈川県座間市さがみ野一丁目一一番三号

平本ハイツ一〇二号　株式会社梶原電気

代表清算人　梶原　亨

解散公告

当社は、令和七年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月二十六日

神奈川県大和市中央林間一丁目一番一八号

株式会社　ｉｂｉｚａ

代表清算人　服部　修一

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月二十六日

神奈川県相模原市中央区清新三丁目一三―一九　インベストメント清新三〇二号室

陸川国際貿易株式会社

代表清算人　劉　意成

解散公告

当社は、令和七年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月二十六日

神奈川県藤沢市辻堂西海岸二丁目一三番二―五三一号　株式会社留学のチカラ

代表清算人　奥津　陽一

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月二十六日

神奈川県平塚市追分二番一号　アライアンス・タイヤ合同会社

清算人　岸　温雄

解散公告

当社は、令和七年九月一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月二十六日

福井市宝永四丁目一四番二二号　株式会社スマートランザクション

代表清算人　八代　信子

解散公告

当社は、令和七年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月二十六日

福井県大野市八町第六号一三番地　有限会社南土建

清算人　南　直人

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月二十六日

山梨県甲斐市中下条一三二四番地五　合同会社やまなし健康・栄養サポートセンター

清算人　小渕　正子

解散公告

当社は、令和七年九月二十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月二十六日

長野県諏訪市大字中洲五三〇一番地一　富士製鋸株式会社

代表清算人　窪田　信吉

解散公告

当社は、令和七年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月二十六日

長野県上伊那郡辰野町中央一九二番地　株式会社恵プランニング

代表清算人　樋口　建司

解散公告

当社は、令和七年八月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月二十六日

愛知県東海市富木島町大清水一番地一二一　合同会社和音

代表清算人　榎本　貴志

解散公告

当法人は、令和七年七月十三日社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月二十六日

滋賀県野洲市小南四七一番地一　ＮＰＯ法人篠原シニアネット

清算人　吉田英一郎

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月二十六日

京都府長岡京市神足二丁目六番二二号　株式会社タカミ

代表清算人　髙見　芳伸

解散公告

当社は、令和七年八月二十九日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月二十六日

大阪府交野市妙見東四丁目六番二〇号　有限会社滝口

清算人　滝口　宏一

解散公告

当法人は、令和七年八月三十一日開催の定時社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月二十六日

兵庫県伊丹市伊丹一丁目一三番五号　一般社団法人戎不動産

代表清算人　戎　晃一

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月二十六日

岡山県津山市里公文八一九番地　有限会社公文電機

清算人　岡田華飫子

解散公告

当社は、令和七年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月二十六日

広島県呉市阿賀南三丁目一一番一七号　有限会社山下精機

清算人　山下　勝彦

解散公告

当社は、令和七年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月二十六日

広島県府中市鵜飼町五九四番地の一〇

有限会社サラダコーポレーション

清算人　皿田　智也

解散公告

当社は、令和七年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月二十六日

山口県玖珂郡和木町和木四丁目一一番一九号

株式会社ダイワ

代表清算人　山本　克彦

解散公告

当社は、令和七年八月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月二十六日

山口県防府市沖今宿二丁目一番一号

有限会社小西石造

清算人　小西　智則

解散公告

当社は、令和七年八月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月二十六日

山口県防府市沖今宿二丁目一番一号

有限会社藤兵衛

清算人　小西　智則

解散公告

当社は、令和七年八月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月二十六日

山口県防府市沖今宿二丁目一番一号

有限会社小西石造

清算人　小西　智則

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月二十六日

山口国際貿易株式会社

代表清算人　小西　智則

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月二十六日

高知県高知市比島町三丁目二〇番二〇号

有限会社小島酒店

清算人　小島久美子

解散公告

当社は、令和七年八月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月二十六日

高知市塚ノ原三三九番地一

高知タイル工芸株式会社

代表清算人　中平　景子

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月二十六日

福岡県福岡市早良区西新二丁目一番三九―三〇一号

合同会社オオヤ

代表清算人　堤　友美

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月二十六日

福岡県田川市大字弓削田一九二五番地

株式会社ＴＭＲＮＳ

代表清算人　田所　芳章

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月二十六日

福岡県田川市大字弓削田一九二四番地

株式会社ＳＬＧＱＪ

代表清算人　田所　芳章

解散公告

当社は、令和七年九月二十五日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出ください。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月二十六日

長崎県佐世保市母ケ浦町八八八番地一

株式会社ＳＪコンサルタント

代表清算人　田中　信孝

解散公告

当社は、令和七年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月二十六日

長崎県佐世保市皆瀬町二一番地の一二

有限会社石橋商店

清算人　石橋　康治

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月二十六日

熊本市中央区水道町六番三―三〇六号

アデリス合同会社

清算人　西嶋　友章

解散公告

当社は、令和七年八月二十六日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月二十六日

大分県佐伯市大字長良一九三三番地の三

朝日新聞佐伯販売有限会社

清算人　中島　英雄

解散公告

当法人は、令和七年八月三十一日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出ください。

なお、右期間内にお申し出がない時は清算から除斥します。

令和七年九月二十六日

宮崎県都城市高城町大井手一二八一番地一

一般社団法人都城ミュージカルクラブ

清算人　浅野　隆志

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月二十六日

鹿児島市宇宿六丁目五番三二号

有限会社アイビルテクノサービス

清算人　岩瀬　裕

解散公告（第一回）

当法人は、令和七年四月二十三日開催の社員総会の決議並びに青森県知事の認可により、令和七年八月二十九日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月二十六日

青森県八戸市根城七丁目四番一八号

医療法人ゆりの木会

清算人　船越　磨

解散公告（第一回）

当法人は、令和七年六月二十二日開催の社員総会の決議並びに静岡県知事の認可により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月二十六日

静岡県島田市中溝町一二九四番地の一

医療法人社団暁会

清算人　荒浪　章子

解散公告（第一回）

当法人は、令和七年一月二十日開催の社員総会の決議並びに大阪府知事の認可により、令和七年六月二十三日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月二十六日

大阪府泉大津市東豊中町三―一八―一

医療法人三瀬医院

清算人　三瀬　徹

解散公告（第一回）

当法人は、令和七年八月十四日責任役員会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月二十六日

兵庫県豊岡市立野一二の四六番地

宗教法人黒住教豊岡教会所

清算人　田淵　啓之

解散公告（第一回）

当公社は、令和七年八月八日鳥取県知事の認可により解散したので、当公社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月二十六日

鳥取県東伯郡湯梨浜町大字久留一九番地の一

湯梨浜町土地開発公社

代表清算人　吉川　寿明

解散公告（第一回）

当法人は、令和七年五月一日開催の社員総会の決議並びに広島市長の認可により、令和七年九月三日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月二十六日

広島市安佐南区長束西一丁目一番四二号

医療法人社団山下会

清算人　山下　薫

解散公告（第一回）

当法人は、令和七年八月十三日開催の責任役員会の決議により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月二十六日

大分県中津市三光下深水九六六

宗教法人照光寺

清算人　奥永　学

解散公告（第二回）

当法人は、令和七年八月十八日、責任役員会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和七年九月十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月二十六日

東京都杉並区和田三丁目一七番一号

日蓮宗龍王教会

清算人　赤塚　教乗

解散公告（第二回）

当組合は、令和七年八月三十日開催の総会の決議により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年九月十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月二十六日

奈良県宇陀市大字陀守道八五七番地

農事組合法人阿騎野農産物加工組合

清算人　吉村　政憲

解散公告（第三回）

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年九月二十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月二十六日

青森県弘前市大字御幸町八番地一〇

学校法人弘前厚生学院

清算人　鳴海　春輝

解散公告（第三回）

当組合は、令和七年七月二十四日開催の定期大会の決議により、令和七年七月三十一日をもって解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和七年八月二十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月二十六日

富山県中新川郡上市町神田一六番地

池田模範堂労働組合

清算人　和田　亮吾

解散公告（第三回）

当組合は、令和七年八月八日京田辺市長の認可により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年九月二十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月二十六日

京都府京田辺市山手東一―六―一

京田辺松井インター西土地区画整理組合

代表清算人　上田　俊次

解散公告（第三回）

当組合は、令和七年八月八日京都府知事の認可により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年九月二十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月二十六日

京都府京田辺市山手東一―六―一

八幡インター南土地区画整理組合

代表清算人　西川　吉之

解散公告（第三回）

当組合は、令和七年七月二十五日開催の総会の決議により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年九月二十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月二十六日

福岡県田川郡福智町伊方五三九番地一

農事組合法人広谷営農組合

清算人　髙津　定則

第二十一期決算公告

令和七年三月三十一日現在

貸借対照表の要旨　（単位・千円）

資産の部

資産の部計　五、五四八

負債及び正味財産の部

負債の部計　二、四七二

正味財産の部計　三、〇七五

負債及び正味財産の部計　五、五四八

令和七年六月三十日

兵庫県姫路市井ノ口三三二番地の五

特定非営利活動法人日本福祉活動センター

理事　筒井　弘

第７期決算公告　令和７年９月26日

札幌市中央区北１条西１丁目６番地

株式会社ノースディテール

代表取締役　渋谷　順

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	235,395
	固定資産	82,501
	合計	317,896
負債及び純資産の部	流動負債	122,698
	固定負債	9,258
	株主資本	185,940
	資本金	17,625
	資本剰余金	15,719
	資本準備金	14,625
	その他資本剰余金	1,094
	利益剰余金	152,595
	その他利益剰余金	152,595
	（うち当期純利益）	(22,775)
	合計	317,896

第 100 期 決 算 公 告

令和７年９月24日　大阪府東大阪市西石切町７丁目４番３号

瀧 本 株 式 会 社

代表取締役　安田　和弘

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	8,216	流動負債	6,700
固定資産	1,644	固定負債	458
		負債合計	**7,158**
		株主資本	2,545
		資本金	100
		資本剰余金	1,544
		利益剰余金	901
		利益準備金	20
		その他利益剰余金	881
		（うち当期純利益）	(61)
		評価・換算差額等	157
		純資産合計	**2,702**
資産合計	**9,860**	**負債・純資産合計**	**9,860**

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第７条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書２通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

令和７年９月26日

記

［掲載順序］

①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①住友不動産ステップ株式会社　②国土交通大臣(13)2077　③代表取締役　青木斗益　④東京都新宿区西新宿二丁目６番１号　廃止した従たる事務所　福岡県福岡市中央区六本松２―15―６　東京都千代田区有楽町２―10―１　兵庫県姫路市南畝町２―31　東京都目黒区自由が丘２―11―３　奈良県奈良市右京１―４　宮城県仙台市宮城野区榴岡４―２―８　東京都江東区東陽３―27―17　東京都港区東新橋１―９―２　兵庫県西宮市相生町12―39　⑤4500万円　⑥関東地方整備局長　⑦東京都新宿区西新宿二丁目６番１号　住友不動産ステップ株式会社　代表取締役　青木斗益

①サムティ・ジャパンホテル投資法人　②国土交通大臣　投法第147号　③清算執行人　伊藤節夫　④東京都千代田区丸の内一丁目８番３号　⑤1000万円　⑥国土交通大臣　⑦東京都千代田区丸の内一丁目８番３号　サムティ・ジャパンホテル投資法人　清算執行人　伊藤節夫

①株式会社アートクリエイト　②愛知県知事(2)22985　③代表取締役　夏目知美　④愛知県名古屋市南区桜台一丁目１番16号サントピア桜台１Ｂ　⑤1000万円　⑥愛知県知事　⑦愛知県名古屋市南区桜台一丁目１番16号サントピア桜台１Ｂ　株式会社アートクリエイト　代表取締役　夏目知美

①京都宅地建物取引事務所　②京都府知事(1)14298　③梅原幸治　④京都府京都市左京区福本町421番地２アクエルヴ仁王門203　⑤1000万円　⑥京都府知事　⑦京都府京都市左京区福本町421番地２アクエルヴ仁王門203　京都宅地建物取引事務所　梅原幸治

①有限会社高橋商会　②大阪府知事(11)25973　③取締役　田中亜矢子　④大阪府吹田市豊津町１―18　⑤1000万円　⑥大阪府知事　⑦大阪府吹田市豊津町１―18　有限会社高橋商会　取締役　田中亜矢子

（仮称）折爪岳北風力発電事業の廃止に関する公表

環境影響評価法（平成九年法律第八十一号。以下「法」という。）第三十条第一項の規定に基づき次のとおり公表いたします。

一、第一種事業を実施しようとする事業者の氏名及び住所

ＥＮＥＯＳリニューアブル・エナジー株式会社

代表取締役　竹内　一弘

東京都港区麻布台一丁目三―一　麻布台ヒルズ森ＪＰタワー四五階

二、第一種事業の名称、種類及び規模

（仮称）折爪岳北風力発電事業

風力（陸上）

九万五千二百ｋＷ（最大）

三、法第三十条第一項各号のいずれかに該当することとなった旨及び該当した号

当社は、（仮称）折爪岳北風力発電事業を実施しないこととしたので、法第三十条第一項第一号に該当することとなりました。

令和七年九月二十六日

東京都港区麻布台一丁目三―一　麻布台ヒルズ森ＪＰタワー四五階

ＥＮＥＯＳリニューアブル・エナジー株式会社　代表取締役　竹内　一弘

第 31 期 決 算 公 告

令和７年９月25日

埼玉県川口市本蓮１丁目３－８

株式会社小林総研

代表取締役　黒田　孝

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	499,193
	固定資産	46,755
	合計	545,948
負純資産及び部	流動負債	128,434
	固定負債	8,622
	株主資本	408,892
	資本金	12,000
	利益剰余金	396,892
	その他利益剰余金	396,892
	（うち当期純利益）	(34,990)
	合計	545,948

第 38 期 決 算 公 告

令和７年９月26日

秋田市土崎港西四丁目５番32号

株式会社クメカワリネン

代表取締役　小原　章宏

貸借対照表の要旨

（令和７年６月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	142,619
	固定資産	59,730
	資産合計	202,350
負純資産及び部	流動負債	43,417
	固定負債	150,000
	株主資本	8,932
	資本金	10,000
	利益剰余金	△1,067
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	△3,567
	（うち当期純損失）	(20,667)
	負債・純資産合計	202,350

第 6 期 決 算 公 告

令和７年９月26日

秋田県北秋田市綴子字往還下８番地１

株式会社たかのすファーム

代表取締役　武藤　信哉

貸借対照表の要旨

（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	10,037
	固定資産	24,171
	合計	34,209
負純資産及び部	流動負債	1,473
	固定負債	65,000
	株主資本	△32,264
	資本金	5,000
	利益剰余金	△37,264
	その他利益剰余金	△37,264
	（うち当期純損失）	(2,465)
	合計	34,209

第 4 期 決 算 公 告

令和７年９月26日

東京都渋谷区幡ヶ谷三丁目39番12号
渋谷ウエストビル１階

株式会社ライブラブ

代表取締役　荒木　恵輔

貸借対照表の要旨（令和７年７月31日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	6,847,084
	固定資産	209,600
	資産合計	7,056,684
負純資産及び部	流動負債	9,978,653
	株主資本	△2,921,969
	資本金	1,000,000
	利益剰余金	△3,921,969
	その他利益剰余金	△3,921,969
	（うち当期純損失）	(1,690,158)
	負債・純資産合計	7,056,684

第 34 期 決 算 公 告

2025年９月26日

東京都千代田区麹町四丁目２番地

株式会社エル・コーエイ

代表取締役社長　竹原　哲郎

貸借対照表の要旨（2025年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	672,604
	固定資産	6,905
	合計	679,510
負純資産及び部	流動負債	167,681
	固定負債	8,707
	株主資本	503,121
	資本金	45,000
	利益剰余金	458,121
	利益準備金	11,250
	その他利益剰余金	446,871
	（うち当期純利益）	(73,699)
	合計	679,510

第 14 期 決 算 公 告

令和７年９月25日

東京都港区六本木一丁目６番１号

株式会社Ｓ－ＦＩＴパートナーズ

代表取締役　紫原　友規

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	9,716,381
	固定資産	1,330,810
	資産合計	11,047,192
負純資産及び部	流動負債	4,640,362
	賞与引当金	12,355
	その他	4,628,007
	固定負債	5,388,588
	株主資本	1,018,241
	資本金	10,000
	利益剰余金	1,008,241
	その他利益剰余金	1,008,241
	（うち当期純利益）	(452,693)
	負債・純資産合計	11,047,192

第５期決算公告

令和７年６月30日

東京都千代田区丸の内一丁目６番６号

株式会社ニッセイ・ライフサポート

代表取締役社長　神山　亮弘

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	509,824
	固定資産	13,024,535
	資産合計	13,534,360
負純資産及び部	流動負債	2,412,729
	固定負債	6,302,104
	株主資本	4,819,526
	資本金	100,000
	資本剰余金	3,575,050
	資本準備金	25,000
	その他資本剰余金	3,550,050
	利益剰余金	1,144,476
	その他利益剰余金	1,144,476
	（うち当期純利益）	(5,420,109)
	負債・純資産合計	13,534,360

第３期決算公告

令和７年９月26日

東京都港区虎ノ門二丁目２番１号
住友不動産虎ノ門タワー５階

インパクトサークルリーシング株式会社

代表取締役　髙橋　智志

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	9
	固定資産	4
	資産合計	14
負純資産及び部	流動負債	6
	株主資本	8
	資本金	10
	利益剰余金	△2
	その他利益剰余金	△2
	（うち当期純損失）	(1)
	負債・純資産合計	14

第４期決算公告

令和７年９月26日

東京都港区虎ノ門二丁目２番１号
住友不動産虎ノ門タワー５階

インパクトサークル株式会社

代表取締役　髙橋　智志

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	263
	固定資産	302
	資産合計	565
負純資産及び部	流動負債	197
	固定負債	40
	株主資本	327
	資本金	298
	資本剰余金	293
	資本準備金	293
	利益剰余金	△263
	その他利益剰余金	△263
	（うち当期純損失）	(104)
	負債・純資産合計	565

第 65 期 決 算 公 告

2025年９月26日

東京都港区芝大門二丁目２番１号

永光商事株式会社

代表取締役　大谷　佳久

貸借対照表の要旨（2025年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	182,444
	固定資産	371,905
	合計	554,350
負純資産及び部	流動負債	647,745
	固定負債	18,183
	株主資本	△ 111,577
	資本金	10,000
	利益剰余金	△ 121,577
	利益準備金	1,250
	その他利益剰余金	△ 122,827
	（うち当期純損失）	(27,307)
	合計	554,350

第 3 期 決 算 公 告

2025年９月26日

東京都港区芝大門二丁目２番１号

あなぶきキャピタルマネジメント株式会社

代表取締役　田辺　俊文

貸借対照表の要旨

（2025年６月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	46,268
	合計	46,268
負純資産及び部	流動負債	19,937
	株主資本	26,330
	資本金	10,000
	資本剰余金	10,000
	資本準備金	10,000
	利益剰余金	6,330
	その他利益剰余金	6,330
	（うち当期純利益）	(1,034)
	合計	46,268

第 22 期 決 算 公 告

2025年９月26日

東京都渋谷区渋谷三丁目６番１号

株式会社採用工房

代表取締役　松浦　洋一

貸借対照表の要旨（2025年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	142,881
	固定資産	540
	合計	143,421
負純資産及び部	流動負債	33,934
	株主資本	109,487
	資本金	12,000
	利益剰余金	141,487
	利益準備金	3,000
	その他利益剰余金	138,487
	（うち当期純利益）	(18,905)
	自己株式	△ 44,000
	合計	143,421

第２期決算公告

令和７年９月26日
東京都港区三田一丁目４番28号
三田国際ビル11階
株式会社ギディア
代表取締役　上山　　顕

貸借対照表の要旨
（令和７年６月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	44,590
	固定資産	2,050
	合計	46,641
負純資産及び債のび部	流動負債	34,241
	固定負債	—
	株主資本	12,400
	資本金	10,000
	利益剰余金	2,400
	その他利益剰余金	2,400
	（うち当期純利益）	(2,052)
	合計	46,641

第28期決算公告

令和７年９月26日
東京都渋谷区神宮前６丁目19番16号
株式会社ビービーラボラトリーズ
代表取締役　石神賢太郎

貸借対照表の要旨
（令和７年６月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	731,644
	固定資産	44,706
	合計	776,350
負純資産及び債のび部	流動負債	183,220
	株主資本	593,129
	資本金	53,000
	利益剰余金	540,129
	利益準備金	13,250
	その他利益剰余金	526,879
	（うち当期純損失）	(9,972)
	合計	776,350

第27期決算公告

令和７年９月26日
東京都品川区北品川４丁目７番35号
株式会社ＮＲＬファーマ
代表取締役　角田真佐夫

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	1,307,202
	固定資産	6,165
	合計	1,313,367
負純資産及び債のび部	流動負債	45,772
	固定負債	18,962
	退職給付引当金	18,962
	株主資本	1,248,632
	資本金	64,000
	利益剰余金	1,200,562
	利益準備金	2,378
	その他利益剰余金	1,198,184
	（うち当期純損失）	(52,273)
	自己株式	△　15,929
	合計	1,313,367

第12期決算公告

2025年９月26日
静岡市駿河区聖一色23番地の１
株式会社ＭＧ石材
代表取締役　近藤　陽介

貸借対照表の要旨（2025年６月30日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	65,446
	固定資産	43,435
	合計	108,882
負純資産及び債のび部	流動負債	23,582
	（うち賞与引当金）	(510)
	固定負債	40,110
	株主資本	45,188
	資本金	5,000
	利益剰余金	40,188
	その他利益剰余金	40,188
	（うち当期純損失）	(433)
	合計	108,882

第31期決算公告

令和７年９月26日
東京都中野区東中野二丁目26番７号
ＣＳＥ株式会社
代表取締役　林　　ベラ

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	95,067
	固定資産	10,177
	資産合計	105,245
負純資産及び債のび部	流動負債	73,897
	固定負債	29,750
	株主資本	1,597
	資本金	90,000
	利益剰余金	△88,402
	その他利益剰余金	△88,402
	（うち当期純利益）	(697)
	負債・純資産合計	105,245

第23期決算公告

令和７年９月26日
東京都港区赤坂４－２－６
株式会社ボールド
代表取締役　澤田　　敏

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	4,091,805
	固定資産	557,217
	資産合計	4,649,022
負純資産及び債のび部	流動負債	1,741,576
	固定負債	1,050,765
	株主資本	1,856,681
	資本金	37,525
	資本剰余金	7,525
	資本準備金	7,525
	利益剰余金	1,811,631
	利益準備金	20,723
	その他利益剰余金	1,790,908
	（うち当期純利益）	(594,597)
	負債・純資産合計	4,649,022

第41期決算公告

令和７年９月25日
埼玉県川口市芝新町17番26号
ティケィ管理サービス株式会社
代表取締役　小山　義信

貸借対照表の要旨　（令和７年６月30日現在）　（単位：千円）

資産の部			負債及び純資産の部	
流動資産		250,492	流動負債	139,248
固定資産		319,188	賞与引当金	1,492
			その他	137,756
			固定負債	110,319
			株主資本	320,112
			資本金	30,000
			資本剰余金	45,000
			その他資本剰余金	45,000
			利益剰余金	245,112
			利益準備金	7,500
			その他利益剰余金	237,612
			（うち当期純利益）	(38,748)
資産合計		569,680	負債・純資産合計	569,680

資金決済に関する法律第20条第１項に基づく前払式支払手段の払戻しの公告

平素より格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。
この度、福岡地下街開発株式会社は、令和７年９月25日で利用を終了しました駐車場プリペイドカードにつきまして、資金決済に関する法律第20条第１項に基づき、次のとおり払戻しを行います。

＜払戻しを行う前払式支払手段の種類＞
駐車場プリペイドカード
＜払戻しの申し出期間＞
令和７年９月26日～令和７年11月30日
※当該期間内に払戻しの申出がない場合、この払戻し手続きから除斥されます。
＜お問合せ先＞
福岡地下街開発株式会社　天神地下街南駐車場管理室
〒810―0001 福岡県福岡市中央区天神二丁目地下
電話　092―751―7406
受付時間は、午前10時～午後５時まで

第４期決算公告

令和６年６月28日　東京都千代田区丸の内一丁目６番６号
株式会社ニッセイ・ライフサポート
代表取締役社長　神山　亮弘

貸借対照表の要旨
（令和６年３月31日現在）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	24	流動負債	95
固定資産	14,124	固定負債	14,627
		株主資本	△600
		資本金	100
		資本剰余金	3,575
		資本準備金	25
		その他資本剰余金	3,550
		利益剰余金	△4,275
		その他利益剰余金	△4,275
		（うち当期純損失）	(992)
		新株予約権	26
資産合計	14,148	負債・純資産合計	14,148

第23期決算公告

令和７年９月25日　東京都港区六本木一丁目６番１号
株式会社Ｓ－ＦＩＴ

貸借対照表の要旨　（令和７年６月30日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	1,362,507	流動負債	1,337,414
固定資産	1,364,190	賞与引当金	73,172
		固定負債	901,541
		株主資本	486,629
		資本金	127,500
		資本剰余金	27,500
		資本準備金	27,500
		利益剰余金	441,629
		利益準備金	4,375
		その他利益剰余金	437,254
		（うち当期純利益）	(181,351)
		自己株式	△110,000
		その他の包括利益	1,112
		有価証券評価差額金	1,112
資産合計	2,726,697	負債・純資産合計	2,726,697

第 68 期 決 算 公 告

令和７年９月26日

愛知県東海市南柴田町ホの割213番地の５

名古屋油化株式会社

代表取締役　伊藤　能彦

貸借対照表の要旨（令和７年６月20日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,014	流動負債	232
固定資産	556	固定負債	11
		株主資本	1,327
		資本金	50
		資本剰余金	23
		資本準備金	20
		その他資本剰余金	3
		利益剰余金	1,297
		利益準備金	13
		その他利益剰余金	1,285
		（うち当期純利益）	（438）
		自己株式	△43
資産合計	1,570	負債・純資産合計	1,570

第 8 期 決 算 公 告

令和７年９月26日

富山市三番町３番10号

富山めぐみ製薬株式会社

代表取締役　笹山　敬輔

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,764,324	流動負債	888,257
固定資産	88,860	賞与引当金	11,383
		返品調整引当金	15,464
		固定負債	943,811
		退職給付引当金	64,765
		株主資本	21,115
		資本金	45,000
		資本剰余金	373,684
		資本準備金	45,000
		その他資本剰余金	328,684
		利益剰余金	△397,569
		その他利益剰余金	△397,569
		（うち当期純利益）	（140,162）
資産合計	1,853,184	負債・純資産合計	1,853,184

第 65 期 決 算 公 告

令和７年９月25日

岡山市北区天瀬４番33号

株式会社荒木組

代表取締役　荒木　雷太

貸借対照表の要旨

（令和７年６月30日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	13,094	流動負債	9,294
固定資産	2,977	固定負債	651
繰延資産	4	株主資本	6,131
		資本金	100
		資本剰余金	100
		資本準備金	100
		利益剰余金	5,931
		利益準備金	50
		その他利益剰余金	5,881
		（うち当期純利益）	（493）
資産合計	16,075	負債・純資産合計	16,075

第 36 期 決 算 公 告

令和７年９月26日

京都市下京区烏丸通仏光寺下ル大政所町680番地

株式会社京葉ビルド

代表取締役社長　冨永　正英

貸借対照表の要旨

（令和７年６月30日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	401,014	流動負債	51,178
固定資産	1,209,197	固定負債	771,508
		株主資本	787,523
		資本金	90,000
		資本剰余金	10,000
		資本準備金	10,000
		利益剰余金	687,523
		利益準備金	2,738
		その他利益剰余金	684,785
		（うち当期純利益）	（119,063）
資産合計	1,610,211	負債・純資産合計	1,610,211

第 20 期 決 算 公 告

2025年９月26日

香川県高松市古新町２番１号

株式会社穴吹トラベル

代表取締役　阿部　有香

貸借対照表の要旨（2025年６月30日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	655,329	流動負債	430,476
固定資産	120,391	（うち賞与引当金）	（14,326）
		固定負債	207,115
		（うち退職給付引当金）	（41,505）
		株主資本	138,128
		資本金	60,000
		資本剰余金	50,000
		資本準備金	50,000
		利益剰余金	28,128
		利益準備金	2,500
		その他利益剰余金	25,628
		（うち当期純利益）	（27,872）
資産合計	775,720	負債・純資産合計	775,720

第 59 期 決 算 公 告

2025年９月26日　徳島県三好市池田町松尾松本367番地28

祖谷溪温泉観光株式会社

代表取締役　三村　和馬

貸借対照表の要旨（2025年６月30日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	172,768	流動負債	46,105
固定資産	411,682	（うち賞与引当金）	（9,382）
		固定負債	235,074
		株主資本	302,901
		資本金	80,000
		資本剰余金	90,000
		資本準備金	80,000
		その他資本剰余金	10,000
		利益剰余金	132,901
		その他利益剰余金	132,901
		（うち当期純利益）	（24,684）
		評価・換算差額等	370
		有価証券評価差額金	370
資産合計	584,451	負債・純資産合計	584,451

第 13 期 決 算 公 告

2025年９月26日

香川県高松市磨屋町２番地８

あなぶきヘルスケア株式会社

代表取締役　大谷　佳久

貸借対照表の要旨（2025年６月30日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	151,711	流動負債	176,741
固定資産	356,407	（うち賞与引当金）	（6,587）
		固定負債	228,897
		（うち退職給付引当金）	（18,294）
		株主資本	102,479
		資本金	10,000
		資本剰余金	10,000
		資本準備金	10,000
		利益剰余金	95,379
		その他利益剰余金	95,379
		（うち当期純利益）	（15,550）
		自己株式	△ 12,900
資産合計	508,118	負債・純資産合計	508,118

第 15 期 決 算 公 告

2025年９月26日

香川県高松市鍛冶屋町７番地12

日本電力株式会社

代表取締役　吉盛　隆治

貸借対照表の要旨（2025年６月30日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	2,312,173	流動負債	2,061,974
固定資産	3,969,918	（うち賞与引当金）	（20,427）
		固定負債	3,189,776
		（うち退職給付引当金）	（7,776）
		株主資本	1,030,341
		資本金	100,000
		資本剰余金	416,251
		資本準備金	100,000
		その他資本剰余金	316,251
		利益剰余金	514,090
		その他利益剰余金	514,090
		（うち当期純利益）	（80,759）
資産合計	6,282,092	負債・純資産合計	6,282,092

第 40 期 決 算 公 告

2025年９月26日　香川県高松市古新町９番地１

穴吹エンタープライズ株式会社

代表取締役　三村　和馬

貸借対照表の要旨　（2025年６月30日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,552,434	流動負債	1,427,006
固定資産	2,039,197	（内賞与引当金）	（170,868）
		固定負債	1,229,044
		（内退職給付引当金）	（331,900）
		株主資本	935,580
		資本金	40,000
		資本剰余金	752,655
		資本準備金	480,155
		その他資本剰余金	272,500
		利益剰余金	142,925
		利益準備金	14,400
		その他利益剰余金	128,525
		（内当期純利益）	（156,162）
資産合計	3,591,631	負債・純資産合計	3,591,631

第 17 期 決 算 公 告

2025年９月26日

香川県高松市磨屋町２番地８

あなぶきメディカルケア株式会社

代表取締役　大谷　佳久

貸借対照表の要旨　（2025年６月30日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,672,134	流動負債	650,277
固定資産	1,010,519	（うち賞与引当金）	（158,782）
		固定負債	1,057,861
		（うち退職給付引当金）	（102,044）
		株主資本	974,514
		資本金	80,000
		資本剰余金	80,000
		資本準備金	80,000
		利益剰余金	814,514
		その他利益剰余金	814,514
		（うち当期純利益）	（189,854）
資産合計	2,682,653	負債・純資産合計	2,682,653

第 5 期 決 算 公 告

2025年９月26日

香川県高松市鍛冶屋町７番地12

あなぶきビジネスサービス株式会社

代表取締役　植田　栄正

貸借対照表の要旨

（2025年６月30日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	95,820	流動負債	79,855
固定資産	16,296	（うち賞与引当金）	（17,182）
		固定負債	22,059
		退職給付引当金	22,059
		株主資本	10,201
		資本金	5,000
		資本剰余金	5,000
		資本準備金	5,000
		利益剰余金	201
		その他利益剰余金	201
		（うち当期純損失）	（2,314）
資産合計	112,116	負債・純資産合計	112,116

第 19 期 決 算 公 告

2025年９月26日　香川県高松市鍛冶屋町７番地12

穴吹不動産流通株式会社

代表取締役　髙林　徳之

貸借対照表の要旨　（2025年６月30日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,543,397	流動負債	233,404
固定資産	76,546	（うち賞与引当金）	（44,324）
		固定負債	166,654
		（うち退職給付引当金）	（37,654）
		株主資本	1,219,885
		資本金	20,000
		資本剰余金	20,000
		資本準備金	20,000
		利益剰余金	1,179,885
		利益準備金	5,000
		その他利益剰余金	1,174,885
		（うち当期純利益）	（70,678）
資産合計	1,619,943	負債・純資産合計	1,619,943

第 67 期 決 算 公 告

令和７年９月26日　札幌市豊平区福住三条三丁目41番地

株式会社シルバーハイツ札幌

代表取締役　塩野　隆

貸借対照表の要旨　（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,039,859	流動負債	418,866
固定資産	669,581	賞与引当金	7,678
		固定負債	623,339
		退職給付引当金	33,999
		株主資本	659,510
		資本金	50,000
		利益剰余金	609,510
		利益準備金	12,500
		その他利益剰余金	597,010
		（うち当期純損失）	（15,008）
		評価・換算差額等	7,725
		その他有価証券評価差額金	7,725
資産合計	1,709,441	負債・純資産合計	1,709,441

第 40 期 決 算 公 告

2025年９月26日　香川県高松市磨屋町２番地８

株式会社クリエアナブキ

代表取締役　楠戸　三則

貸借対照表の要旨　（2025年６月30日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,923,165	流動負債	662,502
固定資産	348,475	（うち賞与引当金）	（55,183）
		固定負債	33,984
		退職給付引当金	33,984
		株主資本	1,575,154
		資本金	100,000
		資本剰余金	255,720
		資本準備金	100,000
		その他資本剰余金	155,720
		利益剰余金	1,219,434
		利益準備金	6,380
		その他利益剰余金	1,213,053
		（うち当期純利益）	（192,955）
資産合計	2,271,641	負債・純資産合計	2,271,641

第 60 期 決 算 公 告

令和７年９月26日　岐阜市六条大溝三丁目13番３号

株式会社安部日鋼工業

代表取締役　井手口哲朗

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	16,851	流動負債	16,905
固定資産	14,475	固定負債	7,456
有形固定資産	12,598	負債合計	24,362
無形固定資産	50	株主資本	6,554
投資その他の資産	1,826	資本金	301
		利益剰余金	6,252
		利益準備金	75
		その他利益剰余金	6,177
		評価・換算差額等	410
		その他有価証券評価差額金	311
		土地再評価差額金	99
		純資産合計	6,964
資産合計	31,326	負債・純資産合計	31,326

損益計算書の要旨

（自　令和６年７月１日　至　令和７年６月30日）

（単位：百万円）

科目	金額
売上高	30,849
売上原価	26,806
売上総利益	4,042
販売費及び一般管理費	2,560
営業利益	1,482
営業外収益	139
営業外費用	209
経常利益	1,412
特別利益	21
特別損失	1
税引前当期純利益	1,432
法人税、住民税及び事業税	314
法人税等調整額	99
当期純利益	1,018

第 20 期 決 算 公 告

令和７年９月26日

大阪府豊中市新千里東町１丁目４番２号

株式会社ウイルス医科学研究所

代表取締役　角田真佐夫

貸借対照表の要旨

（令和７年６月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	2,283
	固定資産	0
	合計	2,283
負債及び純資産の部	流動負債	234
	株主資本	2,048
	資本金	50,000
	利益剰余金	△ 47,951
	その他利益剰余金	△ 47,951
	（うち当期純損失）	（7,748）
	合計	2,283

第19期決算公告

令和７年９月26日
大阪府豊中市新千里東町１丁目４番２号
株式会社総合医科学研究所
代表取締役　角田真佐夫

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	835,782
	固定資産	14,160
	合計	849,943
負債及び純資産の部	流動負債	254,423
	株主資本	595,519
	資本金	100,000
	資本剰余金	200,000
	資本準備金	200,000
	利益剰余金	295,519
	その他利益剰余金	295,519
	（うち当期純利益）	(50,933)
	合計	849,943

第５期決算公告

令和７年９月26日
京都市下京区烏丸通高辻下ル薬師前町707番地
ワタキューホールディングス株式会社
代表取締役　村田　清和

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	123,466	流動負債	67,593
固定資産	164,174	（うち賞与引当金）	(2)
		固定負債	56,998
		（うち役員退職慰労引当金）	(164)
		株主資本	163,049
		資本金	48
		資本剰余金	65,606
		その他資本剰余金	65,606
		利益剰余金	97,394
		利益準備金	12
		その他利益剰余金	97,382
資産合計	287,640	負債・純資産合計	287,640

損益計算書の要旨
（自　令和６年７月１日　至　令和７年６月30日）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	14,821
売上原価	2,961
売上総利益	11,859
販売費及び一般管理費	1,663
営業利益	10,196
営業外収益	219
営業外費用	653
経常利益	9,762
特別利益	—
特別損失	365
税引前当期純利益	9,397
法人税、住民税及び事業税	247
法人税等調整額	△78
当期純利益	9,227

第30期決算公告

令和７年９月26日
大阪府豊中市新千里東町１丁目４番２号
日本予防医薬株式会社
代表取締役　角田真佐夫

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,023,713
	固定資産	39,566
	合計	1,063,280
負債及び純資産の部	流動負債	717,859
	株主資本	345,420
	資本金	155,000
	資本剰余金	145,000
	資本準備金	145,000
	利益剰余金	45,420
	利益準備金	1,000
	その他利益剰余金	44,420
	（うち当期純利益）	(46,535)
	合計	1,063,280

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三億五七三万四〇〇五円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年九月二十六日
東京都目黒区下目黒二丁目二三番七号
ｅｍｏｌｅ株式会社
代表取締役　澤村　直道

第６期決算公告

令和７年９月26日
東京都目黒区下目黒二丁目23番７号
ｅｍｏｌｅ株式会社
代表取締役　澤村　直道

貸借対照表の要旨（令和６年10月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	648
	固定資産	85
	合計	734
負債及び純資産の部	流動負債	65
	固定負債	12
	株主資本	656
	資本金	339
	資本剰余金	472
	資本準備金	472
	利益剰余金	△156
	その他利益剰余金	△156
	（うち当期純損失）	(57)
	合計	734

第50期決算公告

2025年９月26日
岡山市中区江崎210番地の６
株式会社岡山造園
代表取締役　加藤　光男

貸借対照表の要旨（2025年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	290,361
	固定資産	301,011
	合計	591,372
負債及び純資産の部	流動負債	65,996
	（うち賞与引当金）	(3,818)
	固定負債	121,410
	退職給付引当金	121,410
	株主資本	403,966
	資本金	20,000
	利益剰余金	383,966
	その他利益剰余金	383,966
	（うち当期純利益）	(37,015)
	合計	591,372

決算公告

令和７年９月26日
東京都新宿区新宿一丁目34番５号
ＶｅｒｄｅＶｉｓｔａ新宿御苑２階
株式会社ユーティル

貸借対照表の要旨（令和６年11月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	555,622
	固定資産	28,260
	資産合計	583,883
負債及び純資産の部	流動負債	79,226
	固定負債	213,075
	株主資本	291,582
	資本金	100,000
	資本剰余金	298,685
	資本準備金	264,130
	その他資本剰余金	34,554
	利益剰余金	△107,103
	その他利益剰余金	△107,103
	（うち当期純損失）	(72,548)
	負債・純資産合計	583,883

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社Ｗｅｂ幹事（住所東京都新宿区新宿一丁目三四番五号ＶｅｒｄｅＶｉｓｔａ新宿御苑二階）に対して当社が運営するマッチングプラットフォームである「幹事シリーズ」に係る事業に関する権利義務を承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年九月二十六日
東京都新宿区新宿一丁目三四番五号Ｖｅｒｄｅ Ｖｉｓｔａ新宿御苑二階
株式会社ユーティル
代表取締役　岩田　真

第34期決算公告

2025年９月26日
徳島市北田宮三丁目５番63号
株式会社モウブ
代表取締役　野田　勉

貸借対照表の要旨（2025年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	147,287
	固定資産	29,951
	合計	177,238
負債及び純資産の部	流動負債	17,246
	固定負債	91,596
	（うち退職給付引当金）	(21,263)
	株主資本	68,395
	資本金	10,000
	利益剰余金	58,395
	その他利益剰余金	58,395
	（うち当期純損失）	(3,076)
	合計	177,238

第５期決算公告

令和７年９月26日
東京都千代田区九段南二丁目３番25号平安堂ビル４Ｆ
株式会社みんなのかいじょ犬
代表取締役　川﨑　元広

貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	7,509
	固定資産	0
	合計	7,509
負債及び純資産の部	流動負債	185
	株主資本	7,324
	資本金	5,000
	資本剰余金	4,700
	資本準備金	4,700
	利益剰余金	△2,376
	利益準備金	0
	その他利益剰余金	△2,376
	（うち当期純利益）	(539)
	合計	7,509

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）tocotoco株式会社
（乙）左記のとおりです。

確定した最終事業年度はありません。

令和七年九月二十六日
東京都千代田区九段南二―三―二五
（甲）代表取締役　山本　裕貴
東京都千代田区九段南二丁目三番二五号平安堂ビル四Ｆ
（乙）株式会社みんなのかいじょ犬
代表取締役　川﨑　元広

決算公告　令和７年９月26日
静岡県浜松市中央区東三方町258番地の１
株式会社セリオ
代表取締役　望月　誠

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	3,414,084
	固定資産	2,381,881
	資産合計	5,795,965
負債及び純資産の部	流動負債	1,785,855
	固定負債	3,674,663
	株主資本	335,447
	資本金	90,000
	資本剰余金	48,225
	資本準備金	48,225
	利益剰余金	218,162
	その他利益剰余金	218,162
	（うち当期純利益）	(128,405)
	自己株式	△20,940
	負債・純資産合計	5,795,965

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四千五百万円減少し四千五百万円とすることにいたしました。

株主総会の決議は、令和七年九月二十五日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年九月二十六日
静岡県浜松市中央区東三方町二五八番地の一
株式会社セリオ
代表取締役　望月　誠

第18期決算公告
2025年９月26日
香川県高松市鍛冶屋町７番地12
あなぶきパートナー株式会社
代表取締役　植田　栄正

貸借対照表の要旨（2025年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	27,900
	固定資産	575
	合計	28,475
負債及び純資産の部	流動負債	9,566
	株主資本	18,909
	資本金	10,000
	資本剰余金	10,000
	資本準備金	10,000
	利益剰余金	△1,090
	その他利益剰余金	△1,090
	（うち当期純利益）	(3,962)
	合計	28,475

第４期決算公告
令和７年９月26日
愛知県知立市宝三丁目５番地１
株式会社ＴＨカンパニー
代表取締役　石川　昭

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	22,876
	固定資産	634,404
	繰延資産	404
	合計	657,685
負債及び純資産の部	流動負債	26,172
	固定負債	637,471
	株主資本	△5,957
	資本金	1,000
	利益剰余金	△6,957
	その他利益剰余金	△6,957
	（うち当期純利益）	(7,997)
	合計	657,685

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を三億六千三百九十四万四千二百円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨につきましては左記のとおりです。

令和七年九月二十六日
愛知県知立市宝三丁目五番地一
株式会社ＴＨカンパニー
代表取締役　石川　昭

第10期決算公告
2025年９月26日
香川県高松市鍛冶屋町７番地12
あなぶきエンタテインメント株式会社
代表取締役　野田　勉

貸借対照表の要旨
（2025年６月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	73,050
	合計	73,050
負債及び純資産の部	流動負債	172,028
	固定負債	126,000
	株主資本	△224,978
	資本金	30,000
	資本剰余金	20,000
	資本準備金	20,000
	利益剰余金	△274,978
	その他利益剰余金	△274,978
	（うち当期純損失）	(134,949)
	合計	73,050

第11期決算公告
令和７年９月26日
神戸市中央区元町通五丁目２番13号
株式会社ブッチ・コーポレーション
代表取締役　河渕　敏郎

貸借対照表の要旨
（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	36,733
	固定資産	387,660
	合計	424,394
負債及び純資産の部	流動負債	102,399
	固定負債	307,234
	株主資本	14,760
	資本金	1,000
	利益剰余金	13,760
	その他利益剰余金	13,760
	（うち当期純利益）	(3,575)
	合計	424,394

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を二億一千七十七万五千四百二十九円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨につきましては左記のとおりです。

令和七年九月二十六日
神戸市中央区元町通五丁目二番一三号
株式会社ブッチ・コーポレーション
代表取締役　河渕　敏郎

第39期決算公告　2025年９月26日
香川県高松市浜ノ町４番３号
平井タクシー株式会社
代表取締役　三浦　一也

貸借対照表の要旨（2025年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	38,965
	固定資産	49,230
	繰延資産	3,150
	合計	91,346
負債及び純資産の部	流動負債	38,524
	固定負債	67,512
	株主資本	△14,689
	資本金	10,000
	利益剰余金	△24,689
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	△27,189
	（うち当期純利益）	(428)
	合計	91,346

第18期決算公告
令和７年８月31日
東京都中央区日本橋一丁目４番１号
ＲＷ名古屋加福町特定目的会社
取締役　田渕　安春

貸借対照表の要旨
（令和７年５月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
特定資産	184,000	流動負債	255,423
固定資産	184,000	負債合計	255,423
投資その他の資産	184,000	社員資本	2,641,683
その他の資産	2,713,107	特定資本金	5,000
流動資産	2,713,107	優先資本金	11,450
		剰余金	2,625,233
		当期未処分利益	2,625,233
		純資産合計	2,641,683
合計	2,897,107	合計	2,897,107

損益計算書の要旨
（自　令和７年１月１日　至　令和７年５月31日）
（単位：千円）

科目	金額
営業収益	5,102,841
営業費用	2,477,346
営業利益	2,625,494
営業外収益	100
営業外費用	—
経常利益	2,625,594
税引前当期純利益	2,625,594
法人税、住民税及び事業税	361
当期純利益	2,625,233
前期繰越利益	0
当期未処分利益	2,625,233

第15期決算公告
2025年９月26日
香川県高松市鍛冶屋町７番地12
アルファデザインスタジオ株式会社
代表取締役　鵜野　喜充

貸借対照表の要旨
（2025年６月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	56,305
	固定資産	435
	合計	56,740
負債及び純資産の部	流動負債	14,097
	株主資本	42,643
	資本金	9,500
	利益剰余金	33,143
	利益準備金	2,375
	その他利益剰余金	30,768
	（うち当期純利益）	(21,498)
	合計	56,740

第 22 期決算公告

2025年９月26日
香川県高松市鍛冶屋町６番地11
株式会社あなぶきリアルエステート
代表取締役　弘田　雄一

貸借対照表の要旨（2025年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	274,487
	固定資産	11,818
	合計	286,306
負債及び純資産の部	流動負債	42,869
	固定負債	26,667
	退職給付引当金	26,667
	株主資本	216,769
	資本金	30,000
	利益剰余金	186,769
	利益準備金	7,500
	その他利益剰余金	179,269
	（うち当期純利益）	(57,306)
	合計	286,306

第 14 期決算公告

令和７年８月31日
東京都中央区日本橋一丁目４番１号
ＲＷ尼崎特定目的会社
取締役　田渕　安春

貸借対照表の要旨
（令和７年５月31日現在）　（単位：千円）

資産の部			負債及び純資産の部	
科目		金額	科目	金額
特定資産		2,420,000	流動負債	2,309,852
固定資産		2,420,000	負債合計	2,309,852
	投資その他の資産	2,420,000	社員資本	36,792,093
その他の資産		36,681,946	特定資本金	5,000
流動資産		36,681,944	優先資本金	10,050
繰延資産		1	剰余金	36,777,043
			当期未処分利益	36,777,043
			純資産合計	36,792,093
合計		39,101,946	合計	39,101,946

損益計算書の要旨
（自　令和７年１月１日　至　令和７年５月31日）
（単位：千円）

科目	金額
営業収益	67,259,790
営業費用	30,485,467
営業利益	36,774,323
営業外収益	1,293
営業外費用	5
経常利益	36,775,611
税引前当期純利益	36,775,611
法人税、住民税及び事業税	242
当期純利益	36,775,368
前期繰越利益	1,674
当期未処分利益	36,777,043

第 15 期決算公告

2025年９月26日
香川県高松市春日町1586番地１
株式会社クリエ・ロジプラス
代表取締役　植丸　耕治

貸借対照表の要旨（2025年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	222,797
	固定資産	732,865
	合計	955,662
負債及び純資産の部	流動負債	123,054
	（内賞与引当金）	(5,910)
	固定負債	704,372
	（内退職給付引当金）	(54,372)
	株主資本	128,235
	資本金	50,000
	利益剰余金	78,235
	利益準備金	6,553
	その他利益剰余金	71,682
	（内当期純損失）	(29,058)
	合計	955,662

第 13 期決算公告

令和７年９月26日
東京都豊島区南大塚三丁目２―14
漆澤ビル２Ｆ
ｔｕｎｅ株式会社
代表取締役　松本　明耐

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	41,076
	固定資産	40
	資産合計	41,116
負債及び純資産の部	流動負債	1,980
	株主資本	39,136
	資本金	48,250
	資本剰余金	48,240
	資本準備金	48,240
	利益剰余金	△57,354
	その他利益剰余金	△57,354
	（うち当期純損失）	(39,517)
	負債・純資産合計	41,116

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四千三百二十五万円、資本準備金の額を四千三百二十四万円減少し、それぞれ五百万円、五百万円とすることにいたしました。

株主総会の決議は、令和七年八月二十五日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年九月二十六日
東京都豊島区南大塚三丁目二―一四漆澤ビル二Ｆ
ｔｕｎｅ株式会社
代表取締役　松本　明耐

第 21 期決算公告

2025年９月26日
香川県高松市鍛冶屋町７番地12
株式会社エムジープランニング
代表取締役　近藤　陽介

貸借対照表の要旨
（2025年６月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	固定資産	265,410
	合計	265,410
負債及び純資産の部	流動負債	47,883
	株主資本	217,527
	資本金	3,000
	利益剰余金	214,527
	その他利益剰余金	214,527
	（うち当期純利益）	(71,185)
	合計	265,410

第２期決算公告

令和７年９月26日
広島市中区中町７番16号
株式会社東亜地所
代表取締役　中本　政光

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,384,727
	固定資産	1,095,528
	資産合計	2,480,255
負債及び純資産の部	流動負債	1,621,078
	固定負債	813,719
	株主資本	45,457
	資本金	77,000
	資本剰余金	75,050
	資本準備金	75,050
	利益剰余金	△106,592
	その他利益剰余金	△106,592
	（うち当期純損失）	(106,501)
	負債・純資産合計	2,480,255

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額が一億円増加することを条件として、資本金の額を一億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年九月二十六日
広島市中区中町七番一六号
株式会社東亜地所
代表取締役　中本　政光

第２期決算公告

2025年９月26日
香川県高松市鍛冶屋町７番地12
あなぶきメモリアル株式会社
代表取締役　近藤　陽介

貸借対照表の要旨（2025年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	76,381
	固定資産	2,060,111
	合計	2,136,493
負債及び純資産の部	流動負債	417,171
	固定負債	1,758,708
	株主資本	△ 39,386
	資本金	10,000
	資本剰余金	10,000
	資本準備金	10,000
	利益剰余金	△ 59,386
	その他利益剰余金	△ 59,386
	（うち当期純損失）	(24,440)
	合計	2,136,493

第６期決算公告

令和７年９月26日
東京都渋谷区円山町５番５号
Ｎａｖｉ渋谷Ｖ３階
ＮｏｄｅＸ株式会社
代表取締役　三井　正義

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	75,819
	固定資産	121
	合計	75,940
負債及び純資産の部	流動負債	17,900
	固定負債	1,900
	株主資本	△173,860
	資本金	1,000
	利益剰余金	△174,860
	その他利益剰余金	△174,860
	（うち当期純損失）	(74,796)
	新株予約権	230,000
	合計	75,940

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四億五百九十八万六千五百三円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和七年九月二十六日
東京都渋谷区円山町五番五号Ｎａｖｉ渋谷Ｖ三階
ＮｏｄｅＸ株式会社
代表取締役　三井　正義

貸借対照表の要旨

令和７年９月26日
川崎市川崎区中瀬三丁目16番17号
ＳＡＫＡＥ株式会社
代表取締役　髙橋　朋也

貸借対照表の要旨
（令和６年８月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	242,750
	固定資産	231,687
	資産合計	474,437
負債及び純資産の部	流動負債	129,461
	固定負債	335,042
	株主資本	9,934
	資本金	30,000
	利益剰余金	△20,065
	その他利益剰余金	△20,065
	（うち当期純利益）	（14,607）
	負債・純資産合計	474,437

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）左記のとおりです。
（乙）計算書類の公告義務はありません。
令和七年九月二十六日
川崎市川崎区中瀬三丁目一六番一七号
（甲）ＳＡＫＡＥ株式会社
代表取締役　髙橋　朋也
千葉県成田市北羽鳥二一六七番地
（乙）有限会社小関商店
代表取締役　小関　哲也

第39期決算公告

令和７年９月26日
香川県坂出市昭和町二丁目１番９号
協同加工株式会社
代表取締役　三谷　友哉

貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	41,239
	固定資産	171
	合計	41,410
負債及び純資産の部	流動負債	24,225
	固定負債	705
	株主資本	16,478
	資本金	10,000
	利益剰余金	6,478
	利益準備金	100
	その他利益剰余金	6,378
	（うち当期純利益）	（111）
	合計	41,410

第41期決算公告

令和７年９月26日
兵庫県西宮市津門飯田町３番26号
株式会社カンプロ
代表取締役　山本　晋平

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	858,203
	固定資産	370,136
	資産合計	1,228,339
負債及び純資産の部	流動負債	610,259
	固定負債	270,586
	株主資本	347,494
	資本金	50,000
	利益剰余金	297,494
	その他利益剰余金	297,494
	（うち当期純利益）	（13,199）
	負債・純資産合計	1,228,339

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社ネクストリアルティ（住所兵庫県西宮市甲子園口三丁目二五番九―三号）に対して当社の不動産事業に関する権利義務を承継させることにいたしました。
この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。
令和七年九月二十六日
兵庫県西宮市津門飯田町三番二六号
株式会社カンプロ
代表取締役　山本　晋平

第30期決算公告

令和７年９月26日
鹿児島市新栄町14番10号
アローテクノ鹿児島株式会社
代表取締役　伊藤　靖彦

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	189,529
	固定資産	0
	合計	189,529
負債及び純資産の部	流動負債	15,030
	固定負債	18,131
	株主資本	156,368
	資本金	10,000
	利益剰余金	146,368
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	143,868
	（うち当期純利益）	（1,684）
	合計	189,529

第19期決算公告

令和７年９月26日
東京都港区赤坂二丁目10番５号
デロイトトーマツ赤坂インターナショナル株式会社内
ＲＷ生麦特定目的会社
取締役　山﨑　亮雄

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
特定資産	11,242	流動負債	130
有形固定資産	9,162	固定負債	12,265
投資その他の資産	2,080	負債合計	12,396
その他の資産	1,286	社員資本	133
流動資産	1,214	特定資本金	0
固定資産	71	優先資本金	10
繰延資産	2	剰余金	123
		当期未処分利益	123
		純資産合計	133
資産合計	12,529	負債・純資産合計	12,529

損益計算書の要旨
（自　令和７年１月１日　至　令和７年６月30日）
（単位：百万円）

科目	金額
営業収益	516
営業費用	393
営業利益	123
営業外収益	0
営業外費用	—
経常利益	123
税引前当期純利益	123
法人税、住民税及び事業税	0
当期純利益	123
前期繰越利益	0
当期未処分利益	123

第16期決算公告

令和７年８月28日
東京都渋谷区宇田川町13番８号
ちとせ会館１階
医療法人社団風林会
理事長　赤塚　正洋

貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	8,229,878
	固定資産	6,036,611
	合計	14,266,490
負債及び純資産の部	流動負債	15,071,928
	賞与引当金	59,942
	固定負債	407,252
	負債合計	15,479,181
	基金	3,000
	利益剰余金	1,215,691
	その他利益剰余金	1,215,691
	（うち当期純損失）	（1,738,947）
	純資産合計	△1,212,691
	合計	14,266,490

第15期決算公告

令和７年９月26日
東京都港区赤坂二丁目10番５号
デロイトトーマツ赤坂インターナショナル株式会社内
ＲＷ原木３特定目的会社
取締役　山﨑　亮雄

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
特定資産の部	53,218	流動負債	575
固定資産	53,218	固定負債	55,615
その他の資産の部	4,205	負債合計	56,190
流動資産	3,750	社員資本	1,232
固定資産	442	特定資本金	5
繰延資産	13	優先資本金	399
		剰余金	828
		当期未処分利益	828
		純資産合計	1,232
資産合計	57,422	負債・純資産合計	57,422

損益計算書の要旨
（自　令和７年１月１日　至　令和７年６月30日）
（単位：百万円）

科目	金額
営業収益	2,239
営業費用	1,412
営業利益	826
営業外収益	2
営業外費用	—
経常利益	828
税引前当期純利益	828
法人税、住民税及び事業税	0
当期純利益	828
前期繰越利益	0
当期未処分利益	828

第５期決算公告

令和７年９月26日
札幌市中央区南二条西二十丁目291番地
株式会社チャレンジプラットフォーム
代表取締役　滝野　昇

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	317,054
	固定資産	79,097
	合計	396,152
負債及び純資産の部	流動負債	312,999
	賞与引当金	10,083
	固定負債	175,733
	退職給付引当金	22,060
	株主資本	△92,581
	資本金	10,000
	利益剰余金	△102,581
	その他利益剰余金	△102,581
	（うち当期純利益）	（29,096）
	合計	396,152

第７期決算公告

令和７年９月26日
札幌市中央区北十一条西二十四丁目１番20号
ブルー・ケア株式会社
代表取締役　塩野　隆

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	861,937
	固定資産	184,173
	合計	1,046,110
負債及び純資産の部	流動負債	895,789
	賞与引当金	151
	固定負債	612,228
	株主資本	△461,907
	資本金	10,000
	利益剰余金	△471,907
	その他利益剰余金	△471,907
	（うち当期純利益）	(215,167)
	合計	1,046,110

第10期決算公告

令和７年９月26日
北海道新冠郡新冠町字万世182番地の７
株式会社なかくらふぁーむ
代表取締役　中倉　英夫

貸借対照表の要旨
（令和６年10月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	182,736
	固定資産	85,922
	合計	268,658
負債及び純資産の部	流動負債	26,995
	固定負債	50,000
	株主資本	191,662
	資本金	3,000
	利益剰余金	188,662
	その他利益剰余金	188,662
	（うち当期純利益）	(16,575)
	合計	268,658

新設分割公告及び資本金の額の減少公告

当社は、新設分割により新設する株式会社NAKAKURAFARM（住所北海道新冠郡新冠町字万世一八二番地の七）に対して当社の肉用牛事業及び牧草事業に関する権利義務を承継させることにいたしました。
また、当社は、資本金の額を百万円減少し二百万円とすることにいたしました。
この会社分割及び資本金の額の減少の決定に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。
令和七年九月二十六日
北海道新冠郡新冠町字万世一八二番地の七
株式会社なかくらふぁーむ
代表取締役　中倉　英夫

第４期決算公告

令和７年９月26日
東京都千代田区霞が関三丁目２番６号
東京倶楽部ビルディング５階
株式会社ＢＳプラットフォーム
代表取締役　片岡　将

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	34,459
	固定資産	62
	合計	34,521
負債及び純資産の部	流動負債	21,945
	株主資本	12,576
	資本金	1,000
	利益剰余金	11,576
	その他利益剰余金	11,576
	（うち当期純利益）	(5,465)
	合計	34,521

第４期決算公告

令和７年９月26日
岩手県盛岡市本町通三丁目11番50―403号
道心株式会社
代表取締役　岩渕　健二

貸借対照表の要旨
（令和６年10月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	10,561
	固定資産	52,441
	合計	63,003
負債及び純資産の部	流動負債	3,247
	固定負債	56,452
	株主資本	3,303
	資本金	3,000
	利益剰余金	303
	（うち当期純利益）	(303)
	合計	63,003

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、甲の最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。
令和七年九月二十六日
岩手県盛岡市本町通三丁目一一番五
〇―四〇三号
代表取締役　岩渕　健二
（甲）道心株式会社
岩手県盛岡市本町通三丁目一一番五
〇―四〇三号
代表社員　岩渕　健二
（乙）合同会社イワブチ２ｎｄ

第１期決算公告

令和７年９月26日
東京都千代田区霞が関三丁目２番６号
東京倶楽部ビルディング５階
株式会社メディカルプラットフォーム
代表取締役　滝野　昇

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	21,189
	固定資産	436
	合計	21,626
負債及び純資産の部	流動負債	5,484
	賞与引当金	362
	固定負債	6,888
	退職給付引当金	6,888
	株主資本	9,253
	資本金	10,000
	利益剰余金	△746
	その他利益剰余金	△746
	（うち当期純損失）	(746)
	合計	21,626

第74期決算公告

令和７年９月26日
東京都江東区大島七丁目22番12号
株式会社五分利屋
代表取締役　立田　研次

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	202,581
	固定資産	1,161,440
	合計	1,364,022
負債及び純資産の部	流動負債	125,055
	固定負債	229,047
	株主資本	1,009,919
	資本金	16,000
	利益剰余金	993,919
	利益準備金	4,000
	その他利益剰余金	989,919
	（うち当期純利益）	(25,620)
	合計	1,364,022

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の不動産賃貸事業に関する権利義務の一部を承継し乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。
本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）
掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年八月二十五日
掲載頁　一六六頁（号外第一九一号）
（乙）
令和七年九月二十六日
東京都江東区大島七丁目二二番一二号
左記のとおりです。
（甲）株式会社フィールド
東京都江東区大島七丁目二二番一二号
代表取締役　立田　研次
（乙）株式会社五分利屋
東京都江東区大島七丁目二二番一二号
代表取締役　立田　研次

第５期決算公告

令和７年９月26日
東京都千代田区麹町二丁目10番３号
株式会社Slow Approach
代表取締役　猪狩浩一郎

貸借対照表の要旨
（令和７年６月30日現在）　（単位：円）

科目		金額
資産の部	流動資産	69,658
	資産合計	69,658
負債及び純資産の部	流動負債	9,756,654
	負債合計	9,756,654
	株主資本	△9,686,996
	資本金	3,000,000
	利益剰余金	△12,686,996
	その他利益剰余金	△12,686,996
	（うち当期純損失）	(2,502,665)
	純資産合計	△9,686,996
	負債・純資産合計	69,658

決算公告

令和７年９月26日
東京都千代田区麹町三丁目５番地５
サンデンビル３階
株式会社Ｓ．Ｉ．Ｍ　ＪＡＰＡＮ
代表取締役　キム・ハンサン

貸借対照表の要旨
（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	28,590
	固定資産	8,372
	合計	36,962
負債及び純資産の部	流動負債	6,839
	株主資本	30,123
	資本金	100,000
	利益剰余金	△69,876
	その他利益剰余金	△69,876
	（うち当期純損失）	(65,978)
	合計	36,962

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四億円減少することにいたしました。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。
令和七年九月二十六日
東京都千代田区麹町三丁目五番地五
サンデンビル三階
株式会社Ｓ．Ｉ．Ｍ　ＪＡＰＡＮ
代表取締役　キム・ハンサン

第６期決算公告

令和７年９月26日
神奈川県小田原市本町二丁目９番28号
株式会社藤和不動産
代表取締役　武藤　真広

貸借対照表の要旨（令和６年10月31日現在）

科目		金額（百万円）
資産の部	流動資産	906
	固定資産	469
	繰延資産	13
	合計	1,388
負債及び純資産の部	流動負債	745
	固定負債	499
	株主資本	144
	資本金	3
	利益剰余金	141
	その他利益剰余金	141
	（うち当期純利益）	(53)
	合計	1,388

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の不動産賃貸事業及び不動産管理事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。
（乙）左記の通りです。

令和七年九月二十六日
神奈川県小田原市本町三丁目六番二〇号
（甲）株式会社ＴＯＷＡホールディングス
代表取締役　武藤　真広
神奈川県小田原市本町二丁目九番二八号
（乙）株式会社藤和不動産
代表取締役　武藤　真広

第25期決算公告

令和７年９月26日
東京都豊島区高田三丁目32番１号
大東ビル１階
株式会社イーツー
代表取締役　浅島　佳智

貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	239,045
	固定資産	26,784
	資産合計	265,829
負債及び純資産の部	流動負債	50,234
	株主資本	215,595
	資本金	15,000
	利益剰余金	200,595
	その他利益剰余金	200,595
	（うち当期純損失）	(4,569)
	負債・純資産合計	265,829

決算公告

令和７年９月26日
東京都渋谷区神宮前六丁目31番15号
株式会社ＵＰＢＯＮＤ
代表取締役　水岡　駿

貸借対照表の要旨（令和６年10月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	187,581
	固定資産	13,134
	合計	200,715
負債及び純資産の部	流動負債	31,170
	株主資本	169,545
	資本金	359,239
	資本剰余金	358,389
	資本準備金	358,389
	利益剰余金	△548,083
	その他利益剰余金	△548,083
	（うち当期純損失）	(125,129)
	合計	200,715

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三億五千九百二十三万九千四百六円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年九月二十六日
東京都渋谷区神宮前六丁目三一番一五号
株式会社ＵＰＢＯＮＤ
代表取締役　水岡　駿

第66期決算公告

令和７年９月26日
東京都新宿区上落合二丁目28番７号
東京防災設備株式会社
代表取締役社長　赤津　薫

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	4,275,505
	固定資産	1,436,281
	合計	5,711,786
負債及び純資産の部	流動負債	2,955,700
	固定負債	647,364
	株主資本	2,108,722
	資本金	96,000
	利益剰余金	2,012,722
	利益準備金	33,600
	その他利益剰余金	1,979,122
	（うち当期純利益）	(632,595)
	合計	5,711,786

第11期決算公告

令和７年９月26日
東京都杉並区堀ノ内三丁目25番４号
株式会社ＭＫホールディングス
代表取締役　牧野　光洋

貸借対照表の要旨（令和６年９月30日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	29,421
	固定資産	4,571,017
	合計	4,600,439
負債及び純資産の部	流動負債	333,743
	固定負債	3,118,665
	株主資本	1,148,030
	資本金	20,000
	資本剰余金	1,126,121
	その他資本剰余金	1,126,121
	利益剰余金	1,909
	その他利益剰余金	1,909
	（うち当期純利益）	(62,842)
	合計	4,600,439

新設分割公告

当社は、新設分割により新設するユースコーポレーション株式会社（東京都杉並区堀ノ内三丁目二五番三号）及びエムアンドエイチ株式会社（東京都杉並区堀ノ内三丁目二五番三号）並びに株式会社ニッションウホールディングス（東京都中野区本町四丁目一五番一号）に対して当社の資産管理運用事業に関する権利義務を承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年九月二十六日
東京都杉並区堀ノ内三丁目二五番四号
株式会社ＭＫホールディングス
代表取締役　牧野　光洋

第62期決算公告

2025年９月25日
神奈川県相模原市中央区清新６丁目15番13号
北相米穀株式会社
代表取締役　河本　吉雄

貸借対照表の要旨（2025年７月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	2,497,786
	固定資産	1,047,530
	合計	3,545,316
負債及び純資産の部	流動負債	1,647,411
	固定負債	1,055,336
	株主資本	842,569
	資本金	79,260
	資本剰余金	5,760
	利益剰余金	765,038
	（うち利益準備金）	(36,800)
	（うち当期純利益）	(183,427)
	自己株式	△7,489
	合計	3,545,316

第２期決算公告

令和７年９月26日
新潟県南蒲原郡田上町大字田上丁1918番地48
株式会社ｒｅｖｅｉｎ
代表取締役　谷口　洋和

貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	2,394
	固定資産	130,500
	資産合計	132,894
負債及び純資産の部	流動負債	21,590
	負債合計	21,590
	株主資本	111,303
	資本金	79,000
	利益剰余金	32,303
	その他利益剰余金	32,303
	（うち当期純損失）	(394)
	純資産合計	111,303
	負債・純資産合計	132,894

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億二千五十万円減少し百万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和七年十月三十一日であり、株主総会の決議は令和七年九月二十日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年九月二十六日
新潟県南蒲原郡田上町大字田上丁一九一八番地四八
株式会社ｒｅｖｅｉｎ
代表取締役　谷口　洋和

第19期決算公告

令和７年９月26日
三重県四日市市松原町８番16号
株式会社リークスプロパティ
代表取締役　星野　直樹

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	125,540
	固定資産	100,877
	資産合計	226,417
負債及び純資産の部	流動負債	97,207
	固定負債	34,510
	株主資本	94,699
	資本金	3,000
	利益剰余金	91,699
	利益準備金	750
	その他利益剰余金	90,949
	（うち当期純利益）	(1,523)
	負債・純資産合計	226,417

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を七百万円減少し三百万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和七年十一月一日であり、株主総会の決議は、令和七年八月一日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年九月二十六日

大阪市中央区東心斎橋一丁目八番一一号
アルグラッドザ・タワー心斎橋三〇一
ＣＬＭＮＥＸＴ株式会社
代表取締役　二階　博司

第８期決算公告

令和７年９月26日

大阪市中央区東心斎橋一丁目８番11号
アルグラッドザ・タワー心斎橋301
ＣＬＭＮＥＸＴ株式会社
代表取締役　二階　博司

貸借対照表の要旨
（令和６年８月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	10,545
	合計	10,545
負純資産の債及び部	流動負債	381
	株主資本	10,163
	資本金	10,000
	利益剰余金	163
	繰越利益剰余金	163
	（うち当期純利益）	(9)
	合計	10,545

第37期決算公告　令和７年９月26日

大阪市北区中之島６丁目２番40号
瀬戸谷川倉庫株式会社
代表取締役　谷川　隆史

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	130,889
	固定資産	287,797
	合計	418,686
負純資産の債及び部	流動負債	37,260
	賞与引当金	5,000
	株主資本	381,426
	資本金	70,000
	利益剰余金	311,426
	利益準備金	17,500
	その他利益剰余金	293,925
	（うち当期純利益）	(9,538)
	合計	418,686

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億三百九十九万八千五十五円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年九月二十六日

東京都港区六本木二丁目三番二号ＶＯＲＴ六本木一丁目一〇Ｆ
ＵＬＴＲＡ　ＳＯＣＩＡＬ株式会社
代表取締役　高橋　亮太

第３期決算公告

令和７年９月26日

東京都港区六本木二丁目３番２号ＶＯＲＴ六本木一丁目10Ｆ
ＵＬＴＲＡ　ＳＯＣＩＡＬ株式会社
代表取締役　高橋　亮太

貸借対照表の要旨　（令和６年10月31日現在）　（単位：円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	395,724,149	流動負債	185,345,912
固定資産	30,862,597	固定負債	37,322,000
		株主資本	203,918,834
		資本金	94,998,055
		資本剰余金	93,998,055
		資本準備金	93,998,055
		利益剰余金	34,922,724
		その他利益剰余金	34,922,724
		（うち当期純利益）	(14,322,640)
		自己株式	△20,000,000
資産合計	426,586,746	負債・純資産合計	426,586,746

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五億五千万円減少し、五千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年九月二十六日

東京都港区新橋六丁目六番九号
共和ビルディング株式会社
代表取締役　植村　為久

第14期決算公告

令和７年９月26日

東京都港区新橋六丁目６番９号
共和ビルディング株式会社
代表取締役　植村　為久

貸借対照表の要旨
（令和７年６月30日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,925,534	流動負債	21,234
固定資産	3,735,527	固定負債	805,934
繰延資産	73,089	株主資本	4,906,981
		資本金	50,000
		新株式申込証拠金	1,100,000
		資本剰余金	3,751,000
		資本準備金	1,900,000
		その他資本剰余金	1,851,000
		利益剰余金	5,981
		その他利益剰余金	5,981
		（うち当期純利益）	(5,912)
資産合計	5,734,151	負債・純資産合計	5,734,151

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の営む社交飲食店に係る事業に関する権利義務の一部を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報
　掲載の日付　令和七年三月三十一日
　掲載頁　一二七頁（号外第七十二号）

（乙）左記のとおりです。

令和七年九月二十六日

大阪市西区新町三丁目六番一〇号
（甲）ＩＮＳＯＵ　ＣＥＮＴＲＡＬ
　株式会社
　代表取締役　中林　哲一

大阪市西区新町三丁目六番一〇号
（乙）ＩＮＳＯＵプラス株式会社
代表取締役　杉本　成隆

第13期決算公告

令和７年９月26日

大阪市西区新町三丁目６番10号
ＩＮＳＯＵプラス株式会社
代表取締役　杉本　成隆

貸借対照表の要旨（令和６年11月30日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	158,809
	固定資産	265,048
	合計	423,857
負純資産の債及び部	流動負債	123,210
	固定負債	47,648
	役員退職慰労引当金	1,923
	株主資本	252,998
	資本金	50,000
	利益剰余金	202,998
	その他利益剰余金	202,998
	（うち当期純利益）	(69,112)
	合計	423,857

第 14 期 決 算 公 告

令和７年９月 26 日
大阪市中央区宗右衛門町２番34号
株式会社丑焼製作所
代表取締役　伊藤　智也

貸借対照表の要旨
（令和７年２月28日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	5,350
	固定資産	6,936
	合計	12,287
負債及び純資産の部	流動負債	21,112
	固定負債	5,532
	株主資本	△ 14,357
	資本金	28,000
	利益剰余金	△ 42,357
	その他利益剰余金	△ 42,357
	（うち当期純損失）	(3,493)
	合計	12,287

準備金の額の減少公告

当社は、令和七年九月二十六日を効力発生日とする株式交換（以下「本株式交換」）により資本準備金の額が増加することを停止条件として、資本準備金の額について、本株式交換による増加額全額を減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年九月二十六日
大阪市中央区宗右衛門町二番三四号
株式会社丑焼製作所
代表取締役　伊藤　智也

第 66 期決算公告

令和７年９月26日
大阪市北区中之島６丁目２番40号
三共運輸倉庫株式会社
代表取締役　谷川　隆史

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	155,596
	固定資産	12,334
	合計	167,930
負債及び純資産の部	流動負債	51,701
	賞与引当金	450
	固定負債	37,550
	株主資本	78,679
	資本金	50,000
	利益剰余金	28,679
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	26,179
	（うち当期純利益）	(7,605)
	合計	167,930

決　算　公　告

令和７年９月 26 日
大阪市西成区玉出中二丁目９番６号
株式会社AUMIC DESIGN JAPAN
代表取締役　馮　　禕男

貸借対照表の要旨（令和６年７月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	3,463
	固定資産	100
	繰延資産	1,041
	合計	4,604
負債及び純資産の部	流動負債	148
	固定負債	4
	株主資本	4,451
	資本金	5,000
	利益剰余金	△ 548
	その他利益剰余金	△ 548
	（うち当期純損失）	(548)
	合計	4,604

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三百万円減少し二百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年九月二十六日
大阪市西成区玉出中二丁目九番六号
株式会社AUMIC DESIGN JAPAN
代表取締役　馮　　禕男

第 76 期 決 算 公 告

令和７年８月 28 日
兵庫県神戸市東灘区魚崎浜町17番地
植田製油株式会社
代表取締役　植田　　学

貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	14,812,709
	固定資産	9,051,262
	合計	23,863,971
負債及び純資産の部	流動負債	9,847,107
	固定負債	1,601,854
	株主資本	12,415,010
	資本金	72,000
	利益剰余金	12,343,010
	利益準備金	18,000
	その他利益剰余金	12,325,010
	（うち当期純利益）	(1,291,491)
	合計	23,863,971

第 35 期決算公告

令和７年９月26日
北海道室蘭市東町三丁目７番17号
クリーンサプライ株式会社
代表取締役　米田　正徳

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	9,259
	固定資産	48,158
	合計	57,417
負債及び純資産の部	流動負債	24,019
	固定負債	19,349
	株主資本	14,048
	資本金	15,000
	利益剰余金	4,548
	利益準備金	4,500
	その他利益剰余金	48
	（うち当期純損失）	(9,781)
	自己株式	△5,500
	合計	57,417

第 65 期決算公告

令和７年９月26日
北海道室蘭市御前水町一丁目６番33号
株式会社白ばらクリーニング店
代表取締役　米田　正徳

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	112,793
	固定資産	91,872
	合計	204,666
負債及び純資産の部	流動負債	52,364
	固定負債	21,650
	株主資本	130,651
	資本金	18,000
	利益剰余金	123,781
	利益準備金	5,000
	その他利益剰余金	118,781
	（うち当期純利益）	(3,538)
	自己株式	△11,130
	合計	204,666

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和七年十月二十一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和七年九月五日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、両社の最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年九月二十六日
北海道室蘭市御前水町一丁目六番三三号
（甲）株式会社白ばらクリーニング店
代表取締役　米田　正徳
北海道室蘭市東町三丁目七番一七号
（乙）クリーンサプライ株式会社
代表取締役　米田　正徳

第 44 期 決 算 公 告

令和７年９月 26 日
宮城県気仙沼市松川前13番地１
麻屋漁網株式会社
代表取締役　**廣**野　一誠

貸借対照表の要旨
（令和７年５月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	2,941
	固定資産	1,368
	合計	4,309
負債及び純資産の部	流動負債	84,092
	固定負債	—
	株主資本	△79,783
	資本金	3,000
	利益剰余金	△82,783
	利益準備金	750
	その他利益剰余金	△83,533
	（うち当期純利益）	(5,866)
	合計	4,309

第 78 期 決 算 公 告

令和７年９月 26 日
宮城県気仙沼市松川前13番地１
アサヤ株式会社
代表取締役　**廣**野　一誠

貸借対照表の要旨
（令和７年５月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	1,461,596
	固定資産	1,418,435
	合計	2,880,031
負債及び純資産の部	流動負債	791,850
	固定負債	863,724
	株主資本	1,224,457
	資本金	50,000
	利益剰余金	1,174,457
	利益準備金	12,500
	その他利益剰余金	1,161,957
	（うち当期純利益）	(119,820)
	合計	2,880,031

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

各社の株主総会の承認決議は、甲及び乙のいずれも令和七年九月二日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年九月二十六日
宮城県気仙沼市松川前一三番地一
（甲）アサヤ株式会社
代表取締役　**廣**野　一誠
宮城県気仙沼市松川前一三番地一
（乙）麻屋漁網株式会社
代表取締役　**廣**野　一誠

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年九月二十六日

千葉市美浜区中瀬二丁目六番地一

（甲）清水物産ホールディングス株式会社

代表取締役　王　明　輝

北海道深川市音江町広里一〇五番地一二

（乙）北海道清水物産株式会社

代表取締役　王　明　輝

第８期決算公告

令和７年９月26日

千葉市美浜区中瀬二丁目６番地１

清水物産ホールディングス株式会社

代表取締役　王　明　輝

貸借対照表の要旨

（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	3,107,387
	固定資産	1,142,353
	資産合計	4,249,740
負債及び純資産の部	流動負債	3,038,323
	固定負債	378,214
	株主資本	833,202
	資本金	10,000
	利益剰余金	823,202
	その他利益剰余金	823,202
	（うち当期純利益）	(415,004)
	負債・純資産合計	4,249,740

第12期決算公告

令和７年９月26日

北海道深川市音江町広里105番地12

北海道清水物産株式会社

代表取締役　王　明　輝

貸借対照表の要旨

（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	100,001
	固定資産	74
	資産合計	100,075
負債及び純資産の部	流動負債	191
	株主資本	99,883
	資本金	10,000
	利益剰余金	89,883
	その他利益剰余金	89,883
	（うち当期純損失）	(22,853)
	負債・純資産合計	100,075

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年九月二十六日

東京都千代田区大手町一丁目九番二号

（甲）ＭＳＤ企業投資八号株式会社

代表取締役　山田　大介

東京都新宿区市谷砂土原町三丁目四番二号

（乙）株式会社ＭＡＮＧＯＳ

代表取締役　山田　大介

第１期決算公告　令和７年９月26日

東京都千代田区大手町一丁目９番２号

ＭＳＤ企業投資八号株式会社

代表取締役　山田　大介

貸借対照表の要旨（令和７年４月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	34,891
	固定資産	1,458,194
	資産合計	1,493,085
負債及び純資産の部	流動負債	50,977
	固定負債	737,800
	株主資本	704,308
	資本金	100,000
	資本剰余金	631,000
	資本準備金	365,500
	その他資本剰余金	265,500
	利益剰余金	△26,691
	その他利益剰余金	△26,691
	（うち当期純損失）	(26,691)
	負債・純資産合計	1,493,085

第20期決算公告　令和７年９月26日

東京都新宿区市谷砂土原町三丁目４番２号

株式会社ＭＡＮＧＯＳ

代表取締役　山田　大介

貸借対照表の要旨（令和７年４月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	392,926
	固定資産	214,562
	資産合計	607,489
負債及び純資産の部	流動負債	58,154
	株主資本	549,335
	資本金	10,000
	利益剰余金	539,335
	その他利益剰余金	539,335
	（うち当期純利益）	(98,005)
	負債・純資産合計	607,489

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年九月二十六日

東京都中野区新井一丁目一五番一三号

（甲）株式会社ＰＡＰＡＢＵＢＢＬ

ＪＡＰＡＮ

代表取締役　越智　大志

東京都千代田区神田猿楽町二丁目六番八号

（乙）株式会社ＰＡＰＡＢＵＢＢＬ

ＪＡＰＡＮ　ＨＤ

代表取締役　越智　大志

決　算　公　告

令和７年９月26日

東京都中野区新井一丁目15番13号

株式会社PAPABUBBLE JAPAN

代表取締役　越智　大志

貸借対照表の要旨（令和６年８月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	411,538
	固定資産	697,411
	資産合計	1,108,949
負債及び純資産の部	流動負債	322,874
	固定負債	457,393
	株主資本	328,682
	資本金	3,000
	資本剰余金	4,000
	その他資本剰余金	4,000
	利益剰余金	321,682
	その他利益剰余金	321,682
	（うち当期純損失）	(41,788)
	負債・純資産合計	1,108,949

決算公告　令和７年９月26日

東京都千代田区神田猿楽町二丁目６番８号

株式会社PAPABUBBLE JAPAN HD

代表取締役　越智　大志

貸借対照表の要旨（令和６年８月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	64,114
	固定資産	1,900,412
	資産合計	1,964,527
負債及び純資産の部	流動負債	10,869
	固定負債	1,053,900
	株主資本	899,758
	資本金	90,000
	資本剰余金	895,000
	資本準備金	542,500
	その他資本剰余金	352,500
	利益剰余金	△85,241
	その他利益剰余金	△85,241
	（うち当期純利益）	(20,629)
	負債・純資産合計	1,964,527

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年九月二十六日

東京都渋谷区神宮前六丁目二八番五号

（甲）アルファブレーンコンサルティング株式会社

代表取締役　宮崎　弘晃

東京都港区港南三丁目七番一六―九〇二号

（乙）バリューアップマネジメント株式会社

代表取締役　宮崎　弘晃

第12期決算公告　令和７年９月26日

東京都渋谷区神宮前六丁目28番５号

アルファブレーンコンサルティング株式会社

代表取締役　宮崎　弘晃

貸借対照表の要旨（令和７年４月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	221,062
	固定資産	11,705
	資産合計	232,768
負債及び純資産の部	流動負債	86,212
	株主資本	146,556
	資本金	10,000
	利益剰余金	136,556
	その他利益剰余金	136,556
	（うち当期純利益）	(18,215)
	負債・純資産合計	232,768

第13期決算公告　令和７年９月26日

東京都港区港南三丁目７番16―902号

バリューアップマネジメント株式会社

代表取締役　宮崎　弘晃

貸借対照表の要旨（令和７年４月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	21,584
	固定資産	4,000
	資産合計	25,584
負債及び純資産の部	流動負債	5,987
	株主資本	19,597
	資本金	2,000
	利益剰余金	17,597
	その他利益剰余金	17,597
	（うち当期純利益）	(2,055)
	負債・純資産合計	25,584

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）左記のとおりです。

（乙）左記のとおりです。

令和七年九月二十六日

東京都港区六本木三丁目二番一号
（甲）株式会社テトラクローマ
代表取締役　横山　佳史

東京都港区六本木三丁目二番一号
（乙）株式会社デジタルプラント
代表取締役　古屋　佑樹

第８期決算公告　令和７年９月26日

東京都港区六本木三丁目２番１号
株式会社デジタルプラント
代表取締役　古屋　佑樹

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	39,097
	固定資産	0
	合計	39,097
負純資産債及のび部	流動負債	91,270
	株主資本	△52,173
	資本金	10,000
	資本剰余金	8,615
	利益剰余金	△70,788
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	△73,288
	（うち当期純損失）	(63,316)
	合計	39,097

第13期決算公告　令和７年９月26日

東京都港区六本木三丁目２番１号
株式会社テトラクローマ
代表取締役　横山　佳史

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	528,935
	固定資産	22,943
	合計	551,879
負純資産債及のび部	流動負債	75,959
	固定負債	35,534
	株主資本	440,385
	資本金	10,000
	利益剰余金	430,385
	その他利益剰余金	430,385
	（うち当期純利益）	(100,548)
	合計	551,879

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年九月二十六日

富山県黒部市前沢二六九一番地
（甲）北陸水道工業株式会社
代表取締役　中山　晃治

富山県黒部市三日市二六七八番地
（乙）中山工業株式会社
代表取締役　中山　晃治

第73期決算公告　令和７年９月26日

富山県黒部市三日市2678番地
中山工業株式会社
代表取締役　中山　晃治

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	96,805
	固定資産	43,153
	合計	139,959
負純資産債及のび部	流動負債	56,446
	固定負債	24,890
	株主資本	58,623
	資本金	20,000
	資本剰余金	819
	資本準備金	819
	利益剰余金	37,803
	利益準備金	2,200
	その他利益剰余金	35,603
	（うち当期純損失）	(533)
	合計	139,959

第 66 期決算公告

令和７年９月26日

富山県黒部市前沢2691番地
北陸水道工業株式会社
代表取締役　中山　晃治

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	156,607
	固定資産	134,483
	合計	291,090
負純資産債及のび部	流動負債	60,426
	固定負債	23,988
	株主資本	206,675
	資本金	13,000
	利益剰余金	195,625
	利益準備金	3,250
	その他利益剰余金	192,375
	（うち当期純利益）	(26,005)
	自己株式	△1,950
	合計	291,090

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年九月二十六日

富山県黒部市前沢二六九一番地
（甲）北陸水道工業株式会社
代表取締役　中山　晃治

富山県黒部市三日市二六七八番地
（乙）中山工業株式会社
代表取締役　中山　晃治

第43期決算公告　令和７年９月26日

石川県金沢市窪四丁目125番地
株式会社公進都市企画
代表取締役　大西　一彰

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	26,263
	固定資産	18,340
	繰延資産	805
	合計	45,410
負純資産債及のび部	流動負債	8,113
	固定負債	17,578
	株主資本	19,718
	資本金	10,000
	利益剰余金	9,718
	その他利益剰余金	9,718
	（うち当期純損失）	(2,790)
	合計	45,410

第62期決算公告　令和７年９月26日

石川県白山市白峰チ25番地
株式会社西山産業
代表取締役　西山　雄也

貸借対照表の要旨（令和７年４月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	530,723
	固定資産	629,290
	繰延資産	11,081
	合計	1,171,095
負純資産債及のび部	流動負債	175,297
	固定負債	288,404
	株主資本	707,394
	資本金	50,000
	利益剰余金	657,394
	利益準備金	12,500
	その他利益剰余金	644,894
	（うち当期純利益）	(18,734)
	合計	1,171,095

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の地域開発及び観光開発に関するコンサルタント事業並びに健康補助食品、日用雑貨品、伝統工芸品、園芸用植物、健康促進用器具及び医療用機械器具の販売事業に関する権利義務を承継し、乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年九月二十六日

石川県白山市白峰チ二五番地
（甲）株式会社西山産業
代表取締役　西山　雄也

石川県金沢市窪四丁目一二五番地
（乙）株式会社公進都市企画
代表取締役　大西　一彰

第８期決算公告

令和７年９月26日

東京都新宿区下宮比町２番29号
ＦＵＧＡ株式会社
代表取締役　小川　紘生

貸借対照表の要旨（令和６年10月31日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	11,437,733
	固定資産	26,995,810
	資産合計	38,433,543
負純資産債及のび部	流動負債	12,085,766
	固定負債	27,824,400
	株主資本	△1,476,623
	資本金	2,500,000
	資本剰余金	2,500,000
	資本準備金	2,500,000
	利益剰余金	△6,476,623
	その他利益剰余金	△6,476,623
	（うち当期純損失）	(6,324,769)
	負債・純資産合計	38,433,543

第９期決算公告

令和７年９月26日

東京都中央区銀座六丁目４番７号
いらか銀座ビルＢ１Ｆ
株式会社ＨＡＪＩＭＥ
代表取締役　滝瀬　広雅

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	25,015,339
	固定資産	5,132,150
	資産合計	30,147,489
負純資産債及のび部	流動負債	50,592,360
	固定負債	160,704
	株主資本	△20,605,575
	資本金	1,000,000
	利益剰余金	△21,605,575
	その他利益剰余金	△21,605,575
	（うち当期純利益）	(4,583,654)
	負債・純資産合計	30,147,489

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、令和七年十月二十九日迄にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年九月二十六日

東京都中央区銀座六丁目四番七号いらか銀座ビルＢ一Ｆ
（甲）株式会社ＨＡＪＩＭＥ
代表取締役　滝瀬　広雅

東京都新宿区下宮比町二番二九号
（乙）ＦＵＧＡ株式会社
代表取締役　小川　紘生

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年九月二十六日

富山県南砺市池尻二〇二番地一

（甲）株式会社フジイ電装

代表取締役　藤井　祐作

富山県南砺市三清東一番地

（乙）株式会社ＦＤＣ

代表取締役　藤井　香織

第15期決算公告

令和７年９月26日

富山県南砺市池尻202番地１

株式会社フジイ電装

代表取締役　藤井　祐作

貸借対照表の要旨

（令和７年７月20日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	9,658
	固定資産	29,344
	合計	39,003
負純資産債及びの部	流動負債	12,433
	固定負債	12,034
	株主資本	14,535
	資本金	3,000
	利益剰余金	11,535
	その他利益剰余金	11,535
	（うち当期純損失）	(8,036)
	合計	39,003

第11期決算公告

令和７年９月26日

富山県南砺市三清東１番地

株式会社ＦＤＣ

代表取締役　藤井　香織

貸借対照表の要旨

（令和７年７月20日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	1,505
	固定資産	8,311
	合計	9,816
負純資産債及びの部	流動負債	2,873
	固定負債	6,668
	株主資本	275
	資本金	3,000
	利益剰余金	△2,724
	その他利益剰余金	△2,724
	（うち当期純損失）	(1,121)
	合計	9,816

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年九月二十六日

神戸市中央区北長狭通一丁目一〇番五号

（甲）株式会社みどり美粧院

代表取締役　仁科　悦子

神戸市中央区北長狭通一丁目一〇番五号

（乙）株式会社ロイヤルみどり

代表取締役　仁科　悦子

第76期決算公告

令和７年９月26日

神戸市中央区北長狭通一丁目10番５号

株式会社みどり美粧院

代表取締役　仁科　悦子

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	197,260
	固定資産	443,888
	合計	641,148
負純資産債及びの部	流動負債	26,095
	固定負債	7,800
	株主資本	607,253
	資本金	50,000
	利益剰余金	557,256
	利益準備金	12,500
	その他利益剰余金	544,756
	（うち当期純損失）	(2,368)
	自己株式	△2
	合計	641,148

第45期決算公告

令和７年９月26日

神戸市中央区北長狭通一丁目10番５号

株式会社ロイヤルみどり

代表取締役　仁科　悦子

貸借対照表の要旨（令和６年10月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	34,275
	固定資産	180,179
	合計	214,454
負純資産債及びの部	流動負債	5,686
	固定負債	30,000
	株主資本	178,768
	資本金	50,000
	利益剰余金	128,768
	利益準備金	12,500
	その他利益剰余金	116,268
	（うち当期純損失）	(24,631)
	合計	214,454

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四億七千五百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年九月二十六日

札幌市西区二十四軒一条一丁目三番五号

株式会社いずみホールディングス

代表取締役　泉　卓真

第14期決算公告

令和７年９月26日

札幌市西区二十四軒一条一丁目３番５号

株式会社いずみホールディングス

代表取締役　泉　卓真

貸借対照表の要旨（令和７年１月31日現在）（単位：千円）

資産の部			負債及び純資産の部	
科目		金額	科目	金額
流動資産		1,068,519	流動負債	66,632
固定資産		149,433	固定負債	71,963
			株主資本	1,077,098
			資本金	575,000
			資本剰余金	491,027
			資本準備金	484,669
			その他資本剰余金	6,358
			利益剰余金	11,071
			その他利益剰余金	11,071
			新株予約権	2,259
資産合計		1,217,953	負債・純資産合計	1,217,953

損益計算書の要旨

（自　令和６年２月１日　至　令和７年１月31日）

（単位：千円）

科目	金額
売上高	219,313
売上原価	50,460
売上総利益	168,853
販売費及び一般管理費	143,635
営業利益	25,217
営業外収益	2,974
営業外費用	896
経常利益	27,295
税引前当期純利益	27,295
法人税、住民税及び事業税	5,300
当期純利益	21,995

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、各社の最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年九月二十六日

東京都豊島区池袋二丁目六四番七号

（甲）タイム・アロー株式会社

代表取締役　島田　成年

東京都渋谷区代々木三丁目二二番七号

（乙）Ｆクリエイト株式会社

代表取締役　島田　福美

第17期決算公告

令和７年９月26日

東京都豊島区池袋二丁目64番７号

タイム・アロー株式会社

代表取締役　島田　成年

貸借対照表の要旨

（令和６年10月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	60,406
	固定資産	392,602
	合計	453,008
負純資産債及びの部	流動負債	42,142
	固定負債	174,570
	株主資本	236,296
	資本金	3,000
	利益剰余金	233,296
	その他利益剰余金	233,296
	（うち当期純損失）	(17,064)
	合計	453,008

第21期決算公告

令和７年９月26日

東京都渋谷区代々木三丁目22番７号

Ｆクリエイト株式会社

代表取締役　島田　福美

貸借対照表の要旨

（令和７年２月28日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	27,085
	固定資産	295,176
	合計	322,262
負純資産債及びの部	流動負債	3,371
	固定負債	213,265
	株主資本	105,625
	資本金	3,000
	利益剰余金	102,625
	その他利益剰余金	102,625
	（うち当期純利益）	(9,924)
	合計	322,262

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年九月二十六日

大阪府堺市東区日置荘原寺町四五

（甲）真紅警備保障株式会社

代表取締役　西隅　健夫

大阪府藤井寺市国府三丁目八番五号

（乙）株式会社葛城警備センター

代表取締役　西隅　健夫

第22期決算公告

令和７年９月26日

大阪府藤井寺市国府三丁目８番５号

株式会社葛城警備センター

代表取締役　西隅　健夫

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	19,819
	固定資産	729
	合計	20,548
負債及び純資産の部	流動負債	1,329
	固定負債	20,739
	株主資本	△1,519
	資本金	3,000
	利益剰余金	△4,519
	その他利益剰余金	△4,519
	（うち別途積立金）	(500)
	（うち当期純損失）	(5,019)
	合計	20,548

第４期決算公告

令和７年９月26日

大阪府堺市東区日置荘原寺町45

真紅警備保障株式会社

代表取締役　西隅　健夫

貸借対照表の要旨（令和６年10月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	22,691
	固定資産	569
	合計	23,260
負債及び純資産の部	流動負債	1,989
	固定負債	22,635
	株主資本	△1,364
	資本金	100
	利益剰余金	△1,464
	利益準備金	0
	その他利益剰余金	△1,464
	（うち当期純利益）	(2,227)
	合計	23,260

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年九月二十六日

福岡市博多区板付二丁目一三番一二号

（甲）株式会社三恵

代表取締役　皆川　将輝

福岡市博多区板付四丁目一〇番七号

（乙）株式会社フォレスト・コーポレーション

代表取締役　皆川　将輝

第36期決算公告

令和７年９月26日

福岡市博多区板付四丁目10番７号

株式会社フォレスト・コーポレーション

代表取締役　皆川　将輝

貸借対照表の要旨（令和６年８月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	252
	固定資産	73
	合計	324
負債及び純資産の部	流動負債	44,838
	固定負債	32,770
	株主資本	△77,283
	資本金	10,000
	利益剰余金	△87,283
	利益準備金	—
	その他利益剰余金	△87,283
	（うち当期純損失）	(56)
	合計	324

第52期決算公告

令和７年９月26日

福岡市博多区板付二丁目13番12号

株式会社三恵

代表取締役　皆川　将輝

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	362,193
	固定資産	711,356
	合計	1,073,549
負債及び純資産の部	流動負債	149,266
	固定負債	592,875
	株主資本	331,408
	資本金	20,000
	利益剰余金	311,408
	利益準備金	8,630
	その他利益剰余金	302,778
	（うち当期純利益）	(88,818)
	合計	1,073,549

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年九月二十六日

東京都渋谷区代々木二丁目一番一号新宿マインズタワー八Ｆ

（甲）株式会社ＯＭＯＴ

代表取締役　白枝　悠太

東京都港区芝三丁目一五番一四号ヒキタカ芝公園ビル九Ｆ

（乙）Ｂｉｓｈ株式会社

代表取締役　齋藤　吉秀

第４期決算公告

令和７年９月26日

東京都港区芝三丁目15番14号

ヒキタカ芝公園ビル９Ｆ

Ｂｉｓｈ株式会社

代表取締役　齋藤　吉秀

貸借対照表の要旨（令和６年９月30日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	14
	固定資産	3
	資産合計	18
負債及び純資産の部	流動負債	8
	株主資本	9
	資本金	8
	資本剰余金	3
	資本準備金	3
	利益剰余金	△1
	その他利益剰余金	△1
	（うち当期純損失）	(1)
	負債・純資産合計	18

第２期決算公告

令和７年９月26日

東京都渋谷区代々木二丁目１番１号新宿マインズタワー８Ｆ

株式会社ＯＭＯＴ

代表取締役　白枝　悠太

貸借対照表の要旨（令和６年10月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	656
	資産合計	656
負債及び純資産の部	流動負債	542
	株主資本	114
	資本金	10
	資本剰余金	10
	その他資本剰余金	10
	利益剰余金	94
	その他利益剰余金	94
	（うち当期純利益）	(164)
	負債・純資産合計	656

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年九月二十六日

愛知県大府市江端町三丁目一四三番地

（甲）株式会社ＡＨＰ

代表取締役　堀田　慧

愛知県大府市江端町三丁目一四三番地

（乙）株式会社ＨＨＰ

代表取締役　堀田　慧

第３期決算公告

令和７年９月26日

愛知県大府市江端町三丁目143番地

株式会社ＨＨＰ

代表取締役　堀田　慧

貸借対照表の要旨（令和６年８月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,079
	固定資産	4,965
	繰延資産	1,629
	合計	7,674
負債及び純資産の部	流動負債	260
	固定負債	8,400
	株主資本	△986
	資本金	1,000
	利益剰余金	△1,986
	その他利益剰余金	△1,986
	（うち当期純損失）	(1,958)
	合計	7,674

第６期決算公告

令和７年９月26日

愛知県大府市江端町三丁目143番地

株式会社ＡＨＰ

代表取締役　堀田　慧

貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	84,765
	固定資産	208,061
	合計	292,826
負債及び純資産の部	流動負債	39,679
	固定負債	231,318
	株主資本	21,828
	資本金	3,000
	利益剰余金	18,828
	その他利益剰余金	18,828
	（うち当期純利益）	(1,945)
	合計	292,826

第 10 期 決 算 公 告

令和７年９月26日

東京都千代田区霞が関三丁目２番６号
東京倶楽部ビルディング５階
株式会社ＯＳプラットフォーム
代表取締役　林　　隆祐

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	525,126	流動負債	675,324
固定資産	3,050,313	賞与引当金	8,979
		固定負債	2,728,784
		退職給付引当金	16,291
		株主資本	171,331
		資本金	1,000
		利益剰余金	170,331
		利益準備金	250
		その他利益剰余金	170,081
		（うち当期純利益）	（37,642）
資産合計	3,575,440	負債・純資産合計	3,575,440

第 5 期 決 算 公 告

令和７年９月26日

札幌市中央区南二条西二十丁目291番地
株式会社リビングプラットフォームケア
代表取締役　塩野　　隆

貸借対照表の要旨　（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	2,980,545	流動負債	2,282,197
固定資産	2,595,967	賞与引当金	82,467
		固定負債	2,533,506
		退職給付引当金	205,940
		株主資本	760,808
		資本金	10,000
		資本剰余金	101,000
		その他資本剰余金	101,000
		利益剰余金	649,808
		利益準備金	2,500
		その他利益剰余金	647,308
		（うち当期純利益）	（109,908）
資産合計	5,576,513	負債・純資産合計	5,576,513

第 33 期 決 算 公 告

令和７年９月26日
東京都渋谷区神泉町20番21号クロスシー渋谷神泉ビル３－07
株式会社インフォ・クリエイツ
代表取締役　出澤　研太

貸借対照表の要旨　（令和７年６月30日現在）　（単位：円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	329,509,293	流動負債	32,370,223
固定資産	19,956,697	固定負債	78,808,084
有形固定資産	5,105,497	株主資本	238,287,683
無形固定資産	14,280,878	資本金	100,000,000
投資その他の資産	570,322	資本剰余金	110,000,000
		資本準備金	110,000,000
		利益剰余金	28,287,683
		利益準備金	2,500,000
		その他利益剰余金	25,787,683
		（うち当期純利益）	（19,071,082）
資産合計	349,465,990	負債・純資産合計	349,465,990

第 39 期 決 算 公 告

令和７年９月19日

東京都千代田区神田練塀町３番地
株式会社インテージ・アソシエイツ
代表取締役　竹内　　透

貸借対照表の要旨
（令和７年６月30日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	324,404	流動負債	159,062
固定資産	120,159	（賞与引当金）	（42,039）
		固定負債	41,609
		（退職給付引当金）	（34,427）
		（株式給付引当金）	（7,182）
		株主資本	243,891
		資本金	30,000
		利益剰余金	213,891
		利益準備金	8,420
		その他利益剰余金	205,471
		（うち当期純利益）	（49,233）
資産合計	444,563	負債・純資産合計	444,563

第 63 期決算公告

令和７年９月26日
京都府綴喜郡井手町大字多賀小字茶臼塚12番地の２
ワタキューセイモア株式会社
代表取締役　村田　清和

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	60,907	流動負債	34,217
固定資産	46,218	（うち賞与引当金）	（922）
有形固定資産	18,149	固定負債	17,828
無形固定資産	1,447	（うち退職給付引当金）	（343）
投資その他の資産	26,621	（うち役員退職慰労引当金）	（1,088）
		（うち廃棄損失引当金）	（42）
		（うち債務保証損失引当金）	（197）
		負債合計	52,045
		株主資本	54,302
		資本金	48
		資本剰余金	45
		その他資本剰余金	45
		利益剰余金	54,209
		利益準備金	12
		その他利益剰余金	54,197
		評価・換算差額等	777
		その他有価証券評価差額金	777
		純資産合計	55,079
資産合計	107,125	負債・純資産合計	107,125

損益計算書の要旨（自　令和６年７月１日　至　令和７年６月30日）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
売上高	192,124	特別利益	433
売上原価	153,452	特別損失	410
売上総利益	38,671	税引前当期純利益	9,991
販売費及び一般管理費	28,626	法人税、住民税及び事業税	3,355
営業利益	10,044	法人税等調整額	156
営業外収益	1,219	当期純利益	6,480
営業外費用	1,295		
経常利益	9,968		

赤い羽根共同募金運動計画



令和７年度赤い羽根共同募金運動の計画を定めましたので、社会福祉法第119条の規定に基づき公告します。ご協力よろしくお願いします。
令和７年９月26日　　静岡市葵区駿府町１番70号
社会福祉法人静岡県共同募金会　会長　柴田　　久

１．実施期間　令和７年10月１日～令和８年３月31日
２．実施区域　静岡県内全域
３．募金の目標額

募金総額		510,000千円
内訳	一般募金	312,493千円
	地域歳末たすけあい募金	176,538千円
	ＮＨＫ歳末たすけあい	20,969千円

４．受配者（助成先）の範囲

受配者（助成先）		箇所
一般募金	市町社会福祉協議会	35
	社会福祉団体（広域事業）	16
	社会福祉施設（機器整備等）	33
	障害者就労支援団体	1
	課題解決プロジェクト募金参加団体	7
地域歳末たすけあい募金	市町社会福祉協議会	34
ＮＨＫ歳末たすけあい	社会福祉施設・団体	今後申請受付

５．配分（助成）の方法

上記の施設・団体について、配分委員会の実地調査等を経て、来年３月の理事会で助成決定。なお、地域歳末たすけあい募金及びＮＨＫ歳末たすけあいは、12月に助成決定します。

決　算　公　告

令和７年９月26日

兵庫県三田市中町17番３号
三田観光バス株式会社
代表取締役　奥田　芳万

貸借対照表の要旨
（令和６年９月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	24,932
	固定資産	1,481
	合計	26,413
負純資産の債及び部	流動負債	11,411
	株主資本	15,002
	資本金	19,000
	利益剰余金	△3,997
	その他利益剰余金	△3,997
	（うち当期純利益）	(1,960)
	合計	26,413

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）左記の通りです。

（乙）確定した最終事業年度はありません。

令和七年九月二十六日

兵庫県三田市中町一七番三号
（甲）三田観光バス株式会社
代表取締役　奥田　芳万

兵庫県三田市中町一七番四号
（乙）三田タクシー株式会社
代表取締役　奥田　芳万

第21期決算公告

令和７年９月26日
東京都新宿区百人町二丁目16番15号
株式会社グッド・アイズ建築検査機構
代表取締役　藤田　孝行

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	332,658
	固定資産	188,292
	合計	520,950
負純資産の債及び部	流動負債	93,214
	固定負債	325
	株主資本	427,410
	資本金	100,000
	利益剰余金	347,410
	利益準備金	1,000
	その他利益剰余金	346,410
	（うち当期純利益）	(45,701)
	自己株式	△20,000
	合計	520,950

令和６年度決算公告

令和７年９月26日
札幌市豊平区西岡四条四丁目１番52号
社会医療法人恵和会
理事長　西澤　寛俊

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）（単位：千円）

資産の部			負債及び純資産の部	
流動資産		4,858,534	流動負債	1,057,486
固定資産		5,039,538	賞与引当金	152,690
有形固定資産		4,816,753	その他	904,796
無形固定資産		145,653	固定負債	3,611,356
その他の資産		77,131	退職給付引当金	453,314
			その他	3,158,042
			負債合計	4,668,842
			積立金	5,229,230
			設立等積立金	225,006
			繰越利益積立金	5,004,224
			純資産合計	5,229,230
資産合計		9,898,073	負債・純資産合計	9,898,073

損益計算書の要旨
（自　令和６年４月１日　至　令和７年３月31日）
（単位：千円）

科目	金額
事業収益	8,959,190
本来業務	7,716,671
附帯業務	1,232,603
収益業務	9,916
事業費用	9,240,389
本来業務	8,093,740
附帯業務	1,146,649
事業損失	281,199
事業外収益用	2,076
事業外費用	14,256
経常損失	293,379
特別利益	14,204
特別損失	477,125
税引前当期純損失	756,300
当期純損失	756,300

第３期決算公告

令和７年９月９日
東京都世田谷区羽根木一丁目19番10―301号
ＮｉＥＷ株式会社
代表取締役　柏井　万作

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額（円）
資の産部	流動資産	54,558,376
	固定資産	1,620,698
	繰延資産	106,667
	合計	56,285,741
負純資産の債及び部	流動負債	31,475,438
	株主資本	24,810,303
	資本金	9,000,000
	利益剰余金	15,810,303
	その他利益剰余金	15,810,303
	（うち当期純利益）	(9,069,169)
	合計	56,285,741

第95期決算公告

2025年９月26日

富山市桜木町１番11号
佐藤工業株式会社
代表取締役社長　平間　宏

貸借対照表の要旨
（2025年６月30日現在）
（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	130,875	流動負債	74,154
固定資産	22,217	（賞与引当金）	(115)
有形固定資産	9,390	（完成工事補償引当金）	(1,062)
無形固定資産	320	（工事損失引当金）	(589)
投資その他の資産	12,505	固定負債	9,147
		（退職給付引当金）	(4,583)
		（損害賠償損失引当金）	(82)
		負債合計	83,301
		株主資本	68,858
		資本金	3,000
		資本剰余金	20,364
		その他資本剰余金	20,364
		利益剰余金	48,469
		利益準備金	724
		その他利益剰余金	47,744
		自己株式	△ 2,975
		評価・換算差額等	932
		その他有価証券評価差額金	932
		純資産合計	69,790
資産合計	153,092	負債純資産合計	153,092

損益計算書の要旨
（自　2024年７月１日　至　2025年６月30日）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	167,758
売上原価	153,260
売上総利益	14,498
販売費及び一般管理費	9,037
営業利益	5,460
営業外収益	874
営業外費用	932
経常利益	5,402
特別利益	12
特別損失	13
税引前当期純利益	5,401
法人税、住民税及び事業税	1,278
法人税等調整額	151
当期純利益	3,971

第17期決算公告

令和７年９月19日
三重県多気郡大台町新田812番地
株式会社平山ケアサービス
代表取締役　東　政樹

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	19,586
	固定資産	56,455
	有形固定資産	39,693
	投資その他の資産	16,762
	合計	76,041
負純資産の債及び部	流動負債	14,301
	固定負債	34,973
	株主資本	26,767
	資本金	40,000
	資本剰余金	40,000
	利益剰余金	△53,233
	その他利益剰余金	△53,233
	（うち当期純損失）	(12,432)
	合計	76,041

第18期決算公告

令和７年９月26日
大阪府豊中市緑丘１―32―23
アローマグリーンヒル１Ｆ
株式会社グリーンメディック
代表取締役　多田　耕三

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	511,092
	固定資産	154,249
	合計	665,341
負純資産の債及び部	流動負債	231,981
	固定負債	6,921
	株主資本	426,439
	資本金	5,000
	利益剰余金	421,439
	その他利益剰余金	421,439
	（うち当期純利益）	(53,428)
	合計	665,341

合併公告

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し乙及び丙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報

掲載の日付　令和七年三月三十一日

掲載頁　八十九頁（号外第七十二号）

（乙）下記のとおりです。

（丙）下記のとおりです。

令和七年九月二十六日

東京都港区六本木三丁目二番一号

（甲）株式会社ティファレト

代表取締役　福島　勇人

東京都港区六本木三丁目二番一号

（乙）株式会社ＭＥＴＡＶＥＲＳＥ　Ａ　ＣＬＵＢ

代表取締役　古屋　佑樹

東京都港区六本木三丁目二番一号

（丙）株式会社シーカーズポート

代表取締役　古屋　佑樹

第50期決算公告

2025年９月26日

香川県高松市成合町930番地10

株式会社ティーネットジャパン

代表取締役社長　木本　泰樹

貸借対照表の要旨

（2025年６月30日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資の産部	流動資産	8,165
	固定資産	3,382
	資産合計	**11,548**
負債及び純資産の部	流動負債	3,253
	（うち製品保証引当金）	(161)
	固定負債	2,014
	（うち退職給付引当金）	(1,794)
	負債合計	**5,267**
	株主資本	6,223
	資本金	263
	資本剰余金	220
	資本準備金	210
	その他資本剰余金	10
	利益剰余金	6,143
	利益準備金	24
	その他利益剰余金	6,118
	（うち当期純利益）	(970)
	自己株式	△ 404
	評価・換算差額等	57
	その他有価証券評価差額金	57
	純資産合計	**6,280**
	負債・純資産合計	**11,548**

第３期決算公告

令和７年９月26日

東京都港区六本木三丁目２番１号

株式会社シーカーズポート

代表取締役　古屋　佑樹

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	28,263
	固定資産	0
	合計	**28,263**
負純資産及び部	流動負債	176,729
	株主資本	△148,466
	資本金	5,000
	資本剰余金	5,000
	資本準備金	5,000
	利益剰余金	△158,466
	その他利益剰余金	△158,466
	（うち当期純損失）	(58,060)
	合計	**28,263**

第３期決算公告

令和７年９月26日

東京都港区六本木三丁目２番１号

株式会社METAVERSE A CLUB

代表取締役　古屋　佑樹

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	11,381
	固定資産	19,432
	合計	**30,813**
負純資産及び部	流動負債	44,118
	株主資本	△13,305
	資本金	40,000
	利益剰余金	△53,305
	その他利益剰余金	△53,305
	（うち当期純損失）	(28,180)
	合計	**30,813**

第10期決算公告

令和７年９月26日

東京都千代田区霞が関三丁目２番６号

東京倶楽部ビルディング５階

株式会社ナーサリープラットフォーム

代表取締役　土屋はるか

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	337,940
	固定資産	866,779
	合計	**1,204,720**
負債及び純資産の部	流動負債	280,056
	賞与引当金	45,992
	固定負債	416,826
	退職給付引当金	38,629
	引当金	902
	その他引当金	902
	株主資本	506,935
	資本金	58,500
	資本剰余金	40,297
	資本準備金	40,297
	利益剰余金	408,138
	その他利益剰余金	408,138
	（うち当期純利益）	(59,522)
	合計	**1,204,720**

第22期決算公告

令和７年９月26日

横浜市都筑区川向町894―１

株式会社セイコーテック

代表取締役　豊島　一欽

貸借対照表の要旨

（令和７年４月30日現在）（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	278,158
	固定資産	286,131
	合計	**564,289**
負債及び純資産の部	流動負債	86,049
	固定負債	152,949
	株主資本	324,891
	資本金	5,000
	利益剰余金	323,891
	利益準備金	250
	その他利益剰余金	323,641
	（うち当期純利益）	(66,971)
	自己株式	△4,000
	評価・換算差額等	399
	その他有価証券評価差額金	399
	合計	**564,289**

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の不動産の賃貸・管理事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

両社の株主総会の承認決議は令和七年十月十日に予定しております。

効力発生日は令和七年十月三十一日であり、この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和七年九月二十六日

横浜市保土ケ谷区仏向町一二六四―一

（甲）株式会社リノバンス

代表取締役　豊島　一欽

横浜市都筑区川向町八九四―一

（乙）株式会社セイコーテック

代表取締役　豊島　一欽

第８期決算公告

令和７年９月26日

横浜市保土ケ谷区仏向町1264―１

株式会社リノバンス

代表取締役　豊島　一欽

貸借対照表の要旨

（令和７年４月30日現在）（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	8,510
	固定資産	32,126
	合計	**40,637**
負純資産及び部	流動負債	2,804
	固定負債	27,970
	株主資本	9,862
	資本金	1,000
	利益剰余金	8,862
	その他利益剰余金	8,862
	（うち当期純利益）	(1,994)
	合計	**40,637**

第８期決算公告

令和７年９月26日
大阪府池田市井口堂一丁目12番23―209号
バリューエナジー株式会社
代表取締役　油谷　守人

貸借対照表の要旨
（令和７年４月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	43,414
	固定資産	8,274
	資産合計	**51,688**
負純資産の債及び部	流動負債	3,249
	負債合計	**3,249**
	株主資本	48,440
	資本金	3,000
	利益剰余金	45,440
	その他利益剰余金	45,440
	（うち当期純利益）	(1,644)
	純資産合計	**48,440**
	負債・純資産合計	**51,688**

合併公告

左記会社は合併して甲は乙と丙の権利義務全部を承継して存続し乙と丙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終の貸借対照表の要旨は次のとおりです。
令和七年九月二十六日
大阪府池田市井口堂一丁目一二番二三―二〇九号
（甲）バリューエナジー株式会社
代表取締役　油谷　守人
大阪府池田市井口堂一丁目一二番二三―二〇九号
（乙）ＡＢＣアド株式会社
代表取締役　油谷　守人
大阪府池田市井口堂一丁目一二番二三―二〇九号
（丙）ＡＢＣ企画株式会社
代表取締役　油谷　守人

第９期決算公告

令和７年９月26日
大阪府池田市井口堂一丁目12番23―209号
ＡＢＣ企画株式会社
代表取締役　油谷　守人

貸借対照表の要旨
（令和７年４月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	75,128
	資産合計	**75,128**
負純資産の債及び部	流動負債	3,432
	負債合計	**3,432**
	株主資本	71,695
	資本金	10,000
	利益剰余金	61,695
	その他利益剰余金	61,695
	（うち当期純利益）	(6,228)
	純資産合計	**71,695**
	負債・純資産合計	**75,128**

第９期決算公告

令和７年９月26日
大阪府池田市井口堂一丁目12番23―209号
ＡＢＣアド株式会社
代表取締役　油谷　守人

貸借対照表の要旨
（令和７年４月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	60,170
	資産合計	**60,170**
負純資産の債及び部	流動負債	3,778
	負債合計	**3,778**
	株主資本	56,392
	資本金	10,000
	利益剰余金	46,392
	その他利益剰余金	46,392
	（うち当期純利益）	(6,137)
	純資産合計	**56,392**
	負債・純資産合計	**60,170**

第77期決算公告

2025年９月26日

東京都中央区日本橋茅場町三丁目３番１号

株式会社シモン

代表取締役　利岡　和範

貸借対照表の要旨
（2025年６月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	5,112,810
	固定資産	4,461,280
	合計	**9,574,091**
負債及び純資産の部	流動負債	2,091,988
	固定負債	2,370,876
	株主資本	4,717,680
	資本金	490,000
	資本剰余金	553,352
	資本準備金	154,258
	その他資本剰余金	399,094
	利益剰余金	3,686,038
	その他利益剰余金	3,686,038
	（うち当期純利益）	(311,652)
	自己株式	△11,710
	評価・換算差額等	393,545
	その他有価証券評価差額金	393,545
	合計	**9,574,091**

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社ハウジングプラザ（住所神奈川県横浜市都筑区北山田二丁目三番三号）に対して当社の不動産事業に関して有する権利義務の一部（川口ビルに関するもの）を承継させることにいたしました。
この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の要旨は下記のとおりです。
令和七年九月二十六日
横浜市都筑区中川中央一丁目二二番九号
株式会社ハウジングプラザ
代表取締役　徳村　篤未

組織変更公告及び吸収分割公告

甲は、株式会社に組織変更することにいたしました。
また、左記会社は、甲が株式会社篤未に組織変更することを条件に吸収分割し、甲は乙の不動産事業に関して有する権利義務の一部（伊丹マンションに関するもの）を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。
この組織変更及び吸収分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の要旨は下記のとおりです。
令和七年九月二十六日
横浜市都筑区北山田二丁目三番三号
（甲）合同会社篤未
代表社員　徳村　篤未
横浜市都筑区中川中央一丁目二二番九号
（乙）株式会社ハウジングプラザ
代表取締役　徳村　篤未

甲の貸借対照表の要旨
（令和６年８月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	8,880
	繰延資産	109
	合計	**8,990**
負純資産の債及び部	流動負債	68
	社員資本	8,922
	資本金	9,000
	利益剰余金	△77
	その他利益剰余金	△77
	（うち当期純損失）	(77)
	合計	**8,990**

第29期決算公告

令和７年９月26日
横浜市都筑区中川中央一丁目22番９号
株式会社ハウジングプラザ
代表取締役　徳村　篤未

貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	141,821
	固定資産	589,271
	繰延資産	600
	合計	**731,693**
負純資産の債及び部	流動負債	46,862
	固定負債	574,449
	株主資本	110,381
	資本金	10,000
	利益剰余金	100,381
	その他利益剰余金	100,381
	（うち当期純利益）	(22,375)
	合計	**731,693**

第21期決算公告

令和７年９月19日

京都府京都市下京区四条通室町東入

函谷鉾町79

株式会社プラメド

代表取締役社長　前田　茂昭

貸借対照表の要旨
（令和７年６月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	1,436,411
	固定資産	341,615
	資産合計	**1,778,026**
負債及び純資産の部	流動負債	901,326
	（賞与引当金）	(8,446)
	（謝礼ポイント引当金）	(750,491)
	固定負債	6,444
	（退職給付引当金）	(4,888)
	（株式給付引当金）	(1,555)
	株主資本	870,256
	資本金	90,000
	資本剰余金	11,572
	その他資本剰余金	11,572
	利益剰余金	768,683
	その他利益剰余金	768,683
	（うち当期純利益）	(110,736)
	負債・純資産合計	**1,778,026**